

西粟倉村地域防災計画

令和 6 年 3 月
西粟倉村防災会議

【目 次】

風水害等対策編

第1章 総 則

第1節 計画の目的	1
第1 計画の性格	1
第2 計画の構成	1
第3 災害の想定	1
第4 用語の意義	2
第2節 各機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱	4
第1 実施責任	4
第2 処理すべき事務又は業務の大綱	5
第3節 防災会議	16
第1 村防災会議	16
第2 村地域防災計画の作成又は修正	16
第4節 西粟倉村の概要	17
第1 自然条件	17
第2 災害の想定	18
第3 社会条件	20

第2章 災害予防計画

第1節 防災業務施設・設備等の整備	21
第1 気象等観測施設・設備等	21
第2 消防施設・設備等	21
第3 通信施設・設備等	21
第4 水防施設・設備等	22
第5 救助施設・設備等	22
第6 医療救護用資機材等	23
第7 その他の施設・設備等	23
第2節 防災業務体制の整備	24
第1 職員の体制	24
第2 情報収集・連絡体制	24
第3 防災関係機関相互の連絡体制	25
第4 業務継続体制の確保	27
第3節 自然災害予防対策	29
第1 治山等対策	29
第2 造林対策	30
第3 土砂災害防止対策	31
第4 河川防災対策	33
第5 農地防災対策	35
第6 文教対策	35
第7 文化財保護対策	38
第8 危険地域からの移転対策	38
第4節 事故災害予防対策	40
第1 道路災害予防対策	40
第2 鉄道災害予防対策	41
第3 大規模な火災予防対策	42

第4 林野火災の防止対策	43
第5 危険物等保安対策	45
第6 高圧ガス保安対策	46
第7 火薬類保安対策	48
第8 爆発・火災等労働災害予防対策	49
第5節 複合災害対策	51
第6節 防災活動の環境整備	52
第1 防災訓練	52
第2 防災意識の普及	54
第3 自主防災組織の育成及び消防団の活性化	60
第4 災害教訓の伝承	61
第5 企業防災の推進	62
第6 住民及び事業者の地区内の防災活動の推進	63
第7節 要配慮者等の安全確保計画	65
第8節 防災対策の整備・推進	73
第1 防災に関する調査研究の推進	73
第2 緊急物資等の確保計画	73
第3 公共用地等の有効活用	74
第4 被災者等への的確な情報伝達活動	74
第3章 災害応急対策計画	
第1節 防災組織	77
第1 西粟倉村防災会議	77
第2 西粟倉村防災組織計画	77
第3 西粟倉村災害対策本部	81
第2節 防災活動	87
第1 予報及び警報等	87
第2 避難指示等の発令判断	95
第3 通信連絡	97
第4 情報の収集・伝達	100
第3節 災害広報及び報道	110
第4節 被災者の救助保護	112
第1 災害救助法の適用計画	112
第2 避難の指示等及び避難所の設置	112
第3 救助	127
第4 食料の供給	128
第5 飲料水の供給	129
第6 被服・寝具・その他生活必需品の給与又は貸与	130
第7 医療・助産	131
第8 遺体の搜索・検視・処理・埋葬	132
第9 防疫・保健衛生	133
第10 廃棄物処理等	135
第11 住宅の仮設・応急修理及び障害物の除去	137
第12 文教災害対策	139
第5節 社会秩序の維持	142
第6節 交通規制	143
第7節 輸送	145
第8節 電気・通信サービス・ガス・水道の供給	147
第9節 防災営農	150

第 10 節 水 防	153
第 11 節 流木の防止	155
第 12 節 雪害対策	156
第 13 節 事故災害応急対策	158
第1 道路災害対策	158
第2 鉄道災害対策	159
第3 航空機事故災害対策	161
第4 大規模な火災対策	162
第5 林野火災対策	163
第6 危険物等災害対策	165
第7 高圧ガス災害対策	167
第8 火薬類災害対策	168
第9 放射性物質災害対策	170
第10 有毒ガス等災害対策	171
第 14 節 集団事故災害対策	173
第 15 節 広域応援・雇用	176
第 16 節 ボランティアの受入れ、活用計画	178
第 17 節 義援金等の募集・受付・配分	181
第 18 節 自衛隊の災害派遣	182
第4章 災害復旧・復興計画	
第1節 復旧・復興計画	189
第1 地域の復旧・復興の基本方向の決定	189
第2 被災者等の生活再建等の支援	189
第3 被災中小企業の復興の支援	191
第4 公共施設災害復旧事業	191
第5 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成	192
第6 災害復旧事業に必要な資金及びその他の措置	193
第7 県復旧・復興推進本部	195

震災対策編

第1章 総 則

第1節 計画の目的	197
第1 性格	197
第2 計画の修正	198
第3 計画の用語	198
第2節 各機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱	199
第1 実施責任	199
第2 処理すべき事務又は業務の大綱	200
第3 防災会議	210
第3節 村の防災環境	211
第1 災害履歴	211
第2 自然環境の特性	211
第3 社会環境の特性と変化	212
第4節 地震被害想定	213
第1 断層を震源とする地震	213
第2 被害想定	216
第5節 南海トラフ巨大地震の被害想定	220
第1 南海トラフを震源とする地震	220
第2 南海トラフ巨大地震による震度分布・液状化の概況	222
第3 西粟倉村の震度分布図・液状化危険度分布図	222
第6節 震災対策の実施に関する目標	224
第1 基本的な考え方	224
第2 概要	224
第7節 震災に関する調査研究	224

第2章 震災予防計画

第1節 自立型の防災活動の促進	225
第1 防災知識の普及啓発計画	225
第2 防災教育の推進計画	229
第3 自主防災組織の育成及び消防団の活性化計画	231
第4 ボランティア養成等計画	233
第5 住民、地域、企業の防災訓練計画及び参加	234
第6 地域防災活動施設整備計画及び推進	236
第7 要配慮者等の安全確保計画	238
第8 物資等の確保計画	245
第9 食料の確保	246
第10 飲料水の確保	247
第11 生活必需品の確保	248
第12 個人備蓄	249
第2節 迅速かつ円滑な震災対策への備え(危機管理)	251
第1 災害応急体制整備計画	251
第2 情報の収集連絡体制整備計画	255
第3 保健医療活動に係る体制整備	260
第4 救助の体制整備計画	260
第5 傷病者搬送の体制整備計画	261
第6 医療体制の整備計画	262

第7 医薬品等の確保の体制整備計画	264
第8 公衆衛生活動	265
第9 指定緊急避難場所及び避難路等整備計画	266
第10 避難方法	267
第11 指定避難所の設置	269
第12 運営体制	274
第13 災害救助用資機材の確保計画	276
第14 建設用資機材の備蓄計画	276
第15 地域防災活動拠点整備計画	277
第16 緊急輸送活動計画	277
第17 消防等防災業務施設整備計画	278
第18 広域的応援体制整備計画	279
第19 外国からの支援受入体制整備計画	282
第20 行政機関防災訓練計画	283
第21 公的機関等の業務継続性の確保	285
第3節 地震に強いむらづくり	286
第1 建物、むらの不燃化・耐震化計画	286
第2 道路における災害予防計画	287
第3 鉄道(智頭急行株式会社)	288
第4 砂防関係施設における災害予防計画	289
第5 学校施設における災害予防計画	289
第6 公共建築物における災害予防計画	290
第7 文化財の災害予防計画	290
第8 簡易水道施設の予防計画	291
第9 農業集落排水施設の予防計画	292
第10 電気施設(中国電力株式会社岡山支社、中国電力ネットワーク株式会社)の予防計画	293
第11 ガス施設の予防計画	294
第12 通信施設(西日本電信電話株式会社岡山支店、株式会社NTTドコモ岡山支店)の予防計画	296
第13 廃棄物処理体制整備計画	297
第14 危険物施設等災害予防計画	300
第15 放射性物質事故の予防と体制の整備	301
第16 地盤災害予防計画	302
第3章 震災応急対策計画	
第1節 応急体制	305
第1 応急活動体制	305
第2 地震情報の伝達系統	307
第3 被害情報の収集伝達計画	308
第4 災害救助法の適用	310
第5 広域応援	312
第6 自衛隊災害派遣要請計画	313
第2節 緊急活動	322
第1 救助計画	322
第2 資機材動員計画	324
第3 医療体制における計画	324
第4 医薬品等の供給における計画	328
第5 傷病者搬送における計画	329
第6 避難方法	330
第7 指定避難所の設置における計画	332
第8 指定避難所の運営体制における計画	334
第9 道路啓開	337

第10 交通の確保計画	339
第11 消火活動に関する計画	341
第12 危険物施設等の応急対策計画	343
第13 放射性物質事故時の応急対策	344
第14 災害警備活動に関する計画	345
第15 緊急輸送計画	346
第16 物資等の受入れ、集積、搬送、配分計画	347
第17 ボランティアの受入れ、調整計画	350
第3節 民生安定活動	353
第1 要配慮者支援計画	353
第2 情報伝達体制	355
第3 報道機関への対応	357
第4 風評・パニック防止対策計画	359
第5 食料供給、炊き出し計画	359
第6 飲料水の供給計画	360
第7 生活必需品等調達供給計画	361
第8 遺体の搜索・処理・埋葬計画	362
第9 災害廃棄物処理計画	363
第10 防疫における計画	367
第11 健康管理における計画	368
第12 公衆衛生活動	368
第13 文教対策計画	369
第4節 機能確保活動	372
第1 ガス施設応急対策計画	372
第2 簡易水道施設応急対策計画	374
第3 農業集落排水施設応急対策計画	375
第4 電気施設応急対策計画(中国電力株式会社岡山支社、中国電力ネットワーク株式会社)	375
第5 電気通信施設応急対策計画(西日本電信電話株式会社岡山支店、株式会社NTTドコモ岡山支店)	376
第6 住宅応急対策計画	377
第7 公共施設等応急対策計画	381
第4章 震災復旧・復興計画	
第1節 復旧・復興計画	385
第1 地域の復旧・復興の基本方向の決定	385
第2 被災者等の生活再建等の支援	385
第3 被災中小企業の復興の支援	388
第4 公共施設等の復旧・復興計画	388
第5 激甚災害の指定に関する計画	389
第2節 財政援助等	391
第1 災害復旧事業に伴う財政援助・助成計画	391
第2 災害復旧事業に必要な融資及びその他の資金計画	393
第3 義援金等の配分計画	395
第3節 復旧・復興推進本部	396
第1 復旧・復興推進本部の設置	396
第2 県復旧・復興推進本部の役割及び災害対策本部との関係	396
第3 県復旧・復興推進本部の組織	396
第4節 復興方針等の策定	397
第1 復興方針の策定	397
第2 県復興計画の策定	397
第3 復興計画の内容	397

第5節 西粟倉村復興本部の設置及び復興計画	398
第1 村復興本部の設置	398
第2 村復興計画	398

資料編

風水害等対策編

第1章 總 則

第1節 計画の目的

西粟倉村地域防災計画は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 42 条の規定に基づき、西粟倉村防災会議が西粟倉村の地域に係る防災機関が処理しなければならない防災に関する事務又は業務について、総合的な運営を計画したものであり、これを効果的に活用することによって、村の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護して被害を最小限に軽減し、社会秩序の維持と公共の福祉を図ることを目的とする。

なお、災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化する「減災」の考え方を防災の基本方針とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、さまざまな対策を組み合わせて災害に備えることとする。

第1 計画の性格

西粟倉村地域防災計画は、「風水害等対策編」と「震災対策編」で構成するものとし、「西粟倉村総合振興計画」とも十分な調整を図るものとし、指定行政機関又は指定公共機関の作成する「防災業務計画」及び「岡山県地域防災計画」と有機的なつながりをもち、相互に補完するものである。

本計画は、「風水害等対策編」であり、災害対策基本法第 2 条第 1 項に定める災害のうち風水害等に関し、関係機関の防災業務の実施責任を明確にし、かつ、相互間の緊密な連絡調整を図る上においての基本的な大綱を示すもので、その実施細目等については、さらに関係機関において別途具体的に定めることを予定している。

なお、将来、科学的調査研究の成果及び発生した災害とその対策の検討の結果等において必要が生じたときは、この計画に修正を加え、逐次完備を図っていくものとする。

第2 計画の構成

本計画は、「災害の予防」、「災害の応急対策」及び「災害の復旧」の 3 本柱で構成し、これを補完するため「資料編」を作成した。

第3 災害の想定

本計画の策定に当たっては、村の地勢、地質、気象等の自然的条件に加え、人口、過疎化、産業集中等の社会的条件並びに過去における各種災害発生状況を勘案した上で、発生し得る災害を想定し、これを基礎とした。なお、震災対策は別編とした。

本計画の作成の基礎として想定した主な災害は、次のとおりである。

- 1 暴風等による災害
- 2 大雨等による災害

- 3 上記 1、2 のほか異常気象による災害
- 4 大規模な火災
- 5 危険物の爆発等による災害
- 6 可燃物ガスの漏洩・拡散等による災害
- 7 有毒性ガスの漏洩・拡散等による災害
- 8 道路構造物の被災等による道路災害
- 9 鉄道における災害
- 10 航空機事故による災害
- 11 その他の特殊災害

・過去の災害記録（資料第1）

第4 用語の意義

本計画において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

用語		意義
1	村本部	西粟倉村災害対策本部をいう。
2	県本部	岡山県災害対策本部をいう。
3	県現地本部	岡山県現地災害対策本部をいう。
4	県地方本部	岡山県勝英地方災害対策本部をいう。
5	消防本部	美作市消防本部をいう。
6	村防災計画	西粟倉村地域防災計画をいう。
7	県防災計画	岡山県地域防災計画をいう。
8	村本部長	西粟倉村災害対策本部長をいう。
9	県本部長	岡山県災害対策本部長をいう。
10	県現地本部長	岡山県現地災害対策本部長をいう。
11	県地方本部長	岡山県勝英地方災害対策本部長をいう。
12	防災関係機関	県、市町村、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体その他防災上重要な施設を管理する機関をいう。
13	県水防計画	水防法（昭和24年法律第193号）第7条に基づき知事が定める岡山県水防計画をいう。
14	県警察	岡山県警察をいう。
15	指定緊急避難場所	災害対策基本法施行令で定める安全性等の基準に適合する施設又は場所であって、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における円滑かつ迅速な避難のための立退きの確保を図るため、災害の危険が切迫した場合に、一時的に難を逃れるために緊急に避難する避難先として村長が指定したもの。

用語		意義
16	指定避難所	災害対策基本法施行令で定める規模、構造等の基準に適合する公共施設等であって、被災者等が一定期間滞在する場所として市町村長が指定したもの。
17	要配慮者	高齢者や障害のある人、乳幼児その他の特に配慮を要する者。従来の「災害時要援護者」と同義で、「避難行動要支援者」を含む。
18	避難行動要支援者	要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者。
19	森林事業体等	本計画において、下記の団体等をいう。 株式会社百森・美作東備森林組合・民間事業者・私有林所有者

第2節 各機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱

第1 実施責任

1 村

村は、地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災の第一次的責任者として、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施する。

- ・協定等一覧表（資料第25）

2 県

県は、県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、災害が市町村の区域を越えて広域にわたるとき、災害の規模が大きく村で処理することが困難と認められるとき、又は防災活動内容において、統一的処理を必要とし、市町村間の連絡調整を必要とするときなどに、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施する。また、村及び指定地方公共機関の防災活動を援助し、かつ、その調整を行う。

3 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、その所掌事務について、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力して防災活動を実施するとともに、県及び村の活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言等を行う。

4 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その公共性又は公益性に鑑み、その業務について、自ら防災活動を実施するとともに、県及び村の防災活動が円滑に行われるよう協力する。

5 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平素から災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には、災害応急措置を実施する。また、県、村その他防災関係機関の防災活動に協力する。

第2 処理すべき事務又は業務の大綱

1 村

- (1) 防災意識の普及啓発及び防災訓練を行う。
- (2) 自主防災組織の育成を行う。
- (3) 災害に関する予報及び警報等の発令及び伝達を行う。
- (4) 災害予警報等情報の収集伝達を行う。
- (5) 災害広報を行う。
- (6) 緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難の発令を行う。
- (7) 被災者の救助を行う。
- (8) 被災者の広域避難及び広域一時滞在に関する協議、被災者の受入れを行う。
- (9) 県に災害応急対策に必要な物資又は資材の供給について必要な措置を講ずるよう要請等を行う。
- (10) 災害時におけるボランティア活動の支援を行う。
- (11) 被害の調査を行う。
- (12) 災害時の清掃、防疫その他保健衛生に関する応急措置を行う。
- (13) 水防活動及び消防活動を行う。
- (14) 被災児童・生徒等に対して、応急的に安全・安心な生活環境を確保する。
- (15) 被災児童・生徒等に対する応急の教育を行う。
- (16) 公共土木施設、農地及び農林水産業施設等に対する応急措置を行う。
- (17) 農産物、家畜、林産物及び水産物に対する応急措置を行う。
- (18) 水防、消防その他防災に関する施設、設備の整備を行う。
- (19) 公共土木施設、農地及び農林水産業施設等の新設改良、防災及び災害復旧を行う。
- (20) 危険物施設の保安確保に必要な指導、助言及び立入検査を行う。
- (21) 交通整理、警戒区域の設定その他社会秩序の維持を行う。

2 県

- (1) 防災意識の普及啓発及び防災訓練を行う。
- (2) 災害に関する予報及び警報等の発令及び伝達を行う。
- (3) 災害情報の収集及び伝達を行う。
- (4) 災害広報を行う。
- (5) 市町村の実施する被災者の救助の応援及び調整を行う。
- (6) 災害時におけるボランティア活動の支援を行う。
- (7) 災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）に基づく被災者の救助を行う。
- (8) 水防法（昭和 24 年法律第 193 号）、地すべり等防止法（昭和 33 年法律第 30 号）に基づく避難の指示を行う。

- (9) 災害時の防疫その他保健衛生に関する応急措置を行う。
- (10) 水防管理団体の実施する水防活動及び市町村の実施する消防活動に対する指示、調整を行う。
- (11) 被災児童、生徒等に対する応急の教育を行う。
- (12) 公共土木施設、農地及び農林水産業施設等に対する応急措置を行う。
- (13) 農産物、家畜、林産物及び水産物に対する応急措置を行う。
- (14) 緊急通行車両の確認を行い、標章及び証明書の交付を行う。
- (15) 水防、消防その他防災に関する施設、設備の整備を行う。
- (16) 公共土木施設、農地及び農林水産業施設等の新設改良、防災並びに災害復旧を行う。
- (17) 救助物資、化学消火剤等必要資材の供給又は調整若しくは斡旋を行う。
- (18) 危険物施設の保安確保に必要な指導、助言及び立入検査を行う。
- (19) 自衛隊の災害派遣要請を行う。
- (20) 指定行政機関に災害応急対策等のための職員の派遣要請を行う。
- (21) 市町村長に対し、災害応急対策の実施の要請、他の市町村長への応援の要求を行う。
- (22) 内閣総理大臣に対し、他の都道府県知事に対し応援することを求める要求を行う。
- (23) 市町村が実施する被災者の広域避難及び広域一時滞在の調整、代行を行う。
- (24) 市町村が、災害応急対策に必要な物資又は資材が不足し災害応急対策が困難な場合に、物資又は資材の供給に必要な措置を行う。
- (25) 有害ガス、危険物等の発生及び漏洩（流出）による人体、環境に及ぼす影響の調査並びにその対策等安全確保を行う。

3 県警察（美作警察署）

- (1) 災害警備実施計画に関する業務を行う。
- (2) 災害警備用装備資機材の整備を行う。
- (3) 災害情報の収集、伝達及び被害調査を行う。
- (4) 救出救助及び避難誘導を行う。
- (5) 行方不明者の捜索及び遺体の検視、身元確認を行う。
- (6) 交通規制、緊急通行車両の確認等交通対策に関する業務を行う。
- (7) 犯罪の予防、取締り、その他治安維持に関する業務を行う。
- (8) 関係機関による災害救助及び復旧活動に協力する。

4 消防機関（美作市消防本部・西粟倉村消防団）

- (1) 火災予防等各種災害予防に関すること。
- (2) 水火災等の応急対策に関すること。
- (3) 罹災者救出等被災者の救出・救護に関すること。

5 指定地方行政機関

[中国四国管区警察局]

- (1) 管区内各警察の指導、調整及び応援派遣に関する業務を行う。
- (2) 他管区警察局との連携に関する業務を行う。
- (3) 関係機関との協力に関する業務を行う。
- (4) 情報の収集及び連絡に関する業務を行う。
- (5) 警察通信の運用に関する業務を行う。

[中国財務局（岡山財務事務所）]

- (1) 災害復旧事業の適正かつ公平な実施を期するため、職員をその査定に立会わせる。
- (2) 地方公共団体が緊急を要する災害応急復旧事業等のために災害つなぎ資金の貸付けを希望する場合には、必要と認められる範囲内で短期貸付けの措置を適切に運用する。
また、災害復旧事業等に要する経費の財源として、地方債を起こす場合は、資金事情の許す限り財政融資資金地方資金をもって措置する。
- (3) 防災のために必要があると認められるときは、管理する国有財産について、関係法令等の定めるところにより、無償貸付け等の措置を適切に行う。
- (4) 災害が発生した場合においては、関係機関と協議の上、民間金融機関相互の協調を図り、必要と認められる範囲内で、災害関係の融資、預金の払戻し及び中途解約、手形交換又は不渡処分、休日営業又は平常時間外の営業、保険金の支払い及び保険料の払込猶予について、金融機関等の指導を行う。

[中国四国厚生局]

- (1) 独立行政法人国立病院機構との連絡調整（災害時における医療提供）を行う。

[中国四国農政局]

- (1) 農地海岸保全事業、農地防災事業、農地保全に係る地すべり対策事業等の防災に係る国土保全事業を推進する。
- (2) 農作物、農地、農業用施設等の被災状況に関する情報の収集を行う。
- (3) 被災地に生鮮食料品、農畜産用資材等の円滑な供給を図るため、必要な指導を行う。
- (4) 被災地における農作物等の病害虫防除に関する応急措置について指導を行う。
- (5) 農地、農業用施設等の災害時における応急措置について指導を行うとともに、これらの災害復旧事業の実施及び指導を行う。
- (6) 直接管理し、又は工事中の農地、農業用施設等について応急措置を行う。
- (7) 地方公共団体の要請に応じ、農林水産省の保有する土地改良機械の貸付け等を行う。
- (8) 被災農林漁業者等の経営維持安定に必要な資金の融通等について指導を行う。

- (9) 災害発生の場合において、応急用食料等の調達・供給を緊急に行う必要が生じたときは、応急用食料等の確保に関する情報収集と農林水産省本省への報告を行うなど、迅速な調達・供給に努める。
- (10) 災害発生の場合において、種子糀の調達につき知事から依頼があったときは、早急に関係者と協議の上、調達の斡旋を行う。

[中国経済産業局]

- (1) 所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達を行う。
- (2) 電気、ガスの供給の確保に必要な指導を行う。
- (3) 被災地域において必要とされる災害対応物資（生活必需品、災害復旧資材等）の適正価格による円滑な供給を確保するため必要な指導等を行う。
- (4) 中小企業者の業務を確保するため、その業務の再建に必要な資金の融通の円滑化等の措置を行う。

[中国四国産業保安監督部]

- (1) 所掌業務に係る災害情報の収集及び伝達を行う。
- (2) 火薬類、高圧ガス等所掌に係る危険物又はその施設、電気施設、ガス施設等の保安の確保に必要な監督、指導を行う。

[中国運輸局（岡山運輸支局）]

- (1) 所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達を行う。
- (2) 鉄道、バス及びトラックの安全運行の確保に必要な指導監督を行う。
- (3) 陸上における物資及び旅客の輸送を確保するため、自動車運送事業者に対し、自動車の調達の斡旋、輸送の分担、迂回輸送、代替輸送等の指導を行う。
- (4) 特に必要があると認めるときは、自動車運送事業者に対する運送命令を発する措置を講じる。

[大阪管区気象台（岡山地方気象台）]

- (1) 気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表を行う。
- (2) 気象、高潮、波浪、洪水の警報・注意報並びに台風、大雨、竜巻等突風に関する情報等を適時・的確に防災関係機関に伝達するとともに、これらの機関や報道機関を通じて住民に提供するよう努める。
- (3) 気象関係情報の内容の改善、情報を迅速かつ適切に収集・伝達するための体制及び施設・設備の充実を図る。
- (4) 航空気象観測施設の整備や航空気象予報・警報の精度向上等を通じて航空交通安全

のための気象情報の充実を図る。

- (5) 気象庁が発表した気象に関する特別警報、大津波警報・津波警報・津波注意報、噴火警報を関係機関に通知する。
- (6) 国又は県の洪水予報河川において、それぞれ中国地方整備局（岡山河川事務所）又は県と共同して洪水予報を行う。
- (7) 県や市町村、その他の防災関係機関と連携し、防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発活動に努める。
- (8) 市町村が行う避難情報等の判断・伝達マニュアルやハザードマップ等の作成に関して、技術的な支援・協力を行う。

[中国総合通信局]

- (1) 所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達を行う。
- (2) 電波の監理及び電気通信の確保を行う。
- (3) 非常通信協議会の指導育成を行う。
- (4) 災害対策用移動通信機器、臨時災害放送機器及び移動電源車等の貸与並びに携帯電話事業者等に対する貸与要請を行う。

[岡山労働局]

- (1) 労働基準法適用事業場を対象として、爆発その他の災害を防止するため、監督指導を実施する。特に、大規模な爆発、火災等の労働災害が発生するおそれのある事業場に対しては、災害発生時における避難救助等について、労働者に対する教育訓練を実施するよう指導する。
- (2) 被災者の医療対策のための必要があると認めるときは、管轄区域内にある労災病院又は労災保険の指定病院等に対し、医師その他の職員の派遣措置を講じるよう要請するとともに、救急薬品の配布等に努める。
- (3) 二次的災害を引き起こすおそれのある事業場の事業者に対し、危険な化学設備、危険・有害物の漏洩防止等保安措置、労働者の退避その他の応急措置について、必要な指導を行う。
- (4) 作業再開時においては、安全衛生等の危害防止上留意すべき点について必要な指導を行う。
- (5) 災害応急工事、災害復旧工事等に対する監督指導等を実施し、これらに従事する労働者の安全及び衛生の確保に努める。
- (6) 被災労働者に対する労災保険の給付を迅速に行う。
- (7) 被災の場合、労働保険料の納付義務者に対し、国税徴収の例により納付猶予及び換価猶予を認める。

(8) 災害原因調査を行う。

[中国地方整備局] (鳥取河川国道事務所)

(1) 鳥取自動車道の改修工事、維持修繕、防災施設の整備、その他管理を行う。

[中国四国防衛局]

(1) 米軍及び自衛隊の艦船、航空機等に起因する災害に関する通報を受けた場合に、関係地方公共団体等に連絡を行う。

(2) 災害時における防衛省本省及び自衛隊等との連絡調整を行う。

[中国四国地方環境事務所]

(1) 廃棄物処理施設及び災害廃棄物の情報収集及び伝達を行う。

(2) 家庭動物の保護等に係る支援に関するこを行なう。

(3) 災害時における環境省本省との連絡調整を行う。

[中国地方測量部]

(1) 災害情報の収集及び伝達における地理空間情報活用の支援・協力

(2) 防災情報及び災害復旧・復興に資する地理空間情報の提供と活用支援・協力

(3) 災害復旧・復興に伴う公共測量への技術的助言及び審査の実施

6 自衛隊（陸上自衛隊第13特科隊）

自衛隊は、災害派遣要請者（知事）からの要請に基づき、防災活動を実施するとともに、災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し要請を待つことまがないときは、要請を待つことなく防災活動を実施する。

なお、実施する防災活動は、概ね次のとおりである。

- (1) 避難の援護救助を行う。
- (2) 遭難者の捜索、救助を行う。
- (3) 水防活動を行う。
- (4) 消火活動を行う。
- (5) 道路又は水路の応急啓開を行う。
- (6) 診療防疫への支援を行う。
- (7) 通信支援を行う。
- (8) 人員及び物資の緊急輸送を行う。
- (9) 給食及び給水を行う。
- (10) 入浴支援を行う。

- (11) 救援物資の無償貸付け又は譲与を行う。
- (12) 交通整理の支援を行う。
- (13) 危険物（火薬類）の除去を行う。
- (14) その他自衛隊の能力で処理可能な防災活動を行う。

7 指定公共機関

[日本郵便株式会社（津山支店）]

- (1) 被災者に対する郵便葉書等の無償交付を行う。
- (2) 被災者が差し出す郵便物の料金免除を行う。
- (3) 被災地あて救助用郵便物の料金免除を行う。
- (4) 被災者救助団体に対し、お年玉付郵便葉書等の寄附金の配分を行う。

[日本銀行（岡山支店）]

(1) 通貨の円滑な供給の確保

被災地における金融機関の現金保有状況の把握に努め、必要に応じ被災地所在の金融機関に臨時に銀行券を寄託するほか、金融機関の所要現金の確保について必要な措置を講ずる。なお、被災地における損傷日本銀行券及び貨幣の引換えについては、職員を派遣する等必要な措置を講ずる。

(2) 輸送、通信手段の確保

被災地に対する現金供給のため、緊急に現金を輸送し、又は通信を行う必要があるときは、関係行政機関等と密接に連絡をとった上、輸送、通信手段の活用を図る。

(3) 金融機関の業務運営の確保

関係行政機関と協議の上、被災金融機関が早急に営業を開始できるよう必要な措置を講ずる。また、必要に応じて、金融機関の営業時間の延長及び休日臨時営業の実施に配慮するよう要請する。

(4) 金融機関による非常金融措置の実施

必要に応じ関係行政機関と協議の上、金融機関等に対し、次のような措置を講じるよう要請する。

- ア 預金通帳等を滅紛失した預貯金者に対し、預貯金の便宜払戻しの取扱いを行うこと。
- イ 被災者に対して、定期預金、定期積立金等の期限前払戻し又は預貯金を担保とする貸出等の特別取扱いを行うこと。
- ウ 被災地の手形交換所において、被災関係手形につき、呈示期間経過後の交換持出を認めるほか、不渡処分の猶予等の特別措置をとること。
- エ 損傷日本銀行券及び貨幣の引換えについて、実情に応じ必要な措置をとること。

(5) 各種金融措置に関する広報

上記（3）及び（4）で定める要請を行ったときは、関係行政機関と協議の上、金融機関及び放送事業者と協力して、速やかにその周知徹底を図る。

（6）（1）から（5）までに掲げるもののほか、必要に応じ所要の災害応急対策を実施する。

[西日本電信電話株式会社（岡山支店）]

- （1）災害時における情報等の正確、迅速な収集、伝達を行う。
- （2）防災応急措置の実施に必要な通信に対して、通信施設を優先的に利用させる。
- （3）防災応急対策を実施するために必要な公衆通信施設の整備を行う。
- （4）発災後に備えた災害応急対策用資機材、人員の配備を行う。
- （5）災害時における公衆電話の確保、被災施設及び設備の早期復旧を図る。
- （6）気象等の警報を村へ連絡する。

[株式会社NTTドコモ（岡山支店）、KDDI株式会社（中国総支社）、ソフトバンク株式会社（九州・中四国総務課）、楽天モバイル株式会社]

- （1）災害時における情報等の正確、迅速な収集、伝達を行う。
- （2）防災応急措置の実施に必要な通信について、通信施設を優先的に利用させる。
- （3）防災応急対策を実施するために必要な電気通信施設の整備を行う。
- （4）発災後に備えた災害応急対策用資機材、人員の配備を行う。

[日本赤十字社（岡山県支部）]

- （1）必要に応じ所定の常備救護班が順調に出動できる体制を整備するため、救護員の登録を定期的に実施して所定の人員を確保するほか、計画的に救護員を養成し、災害時に医療・助産その他の救護を行う。
- （2）緊急救護に適する救助物資（毛布・日用品等）を備蓄し、災害時に被災者に対し給付する。
- （3）赤十字奉仕団等による炊き出し、物資配給などを行う。
- （4）血液（保存血液及び成分製剤）の確保供給を行う。
- （5）義援金の募集等を行う。

[日本放送協会（岡山放送局）]

- （1）気象等の予報及び警報、被害状況等の報道を行う。
- （2）防災知識の普及に関する報道を行う。
- （3）緊急警報放送、避難指示等災害情報の伝達を行う。
- （4）義援金品の募集及び配付についての協力をう。

[中国電力株式会社（津山営業所）、中国電力ネットワーク株式会社]

- (1) 電力供給施設の災害予防措置を講じる。
- (2) 発災後は、被災施設の早期復旧を実施するとともに、供給力の確保を図る。
- (3) 各ガス事業者との応急復旧の調整を行う。

[日本通運株式会社（岡山支店）]

- (1) 災害時における村長の車両借上げ要請に対する即応体制の整備を図る。
- (2) 災害時における物資の緊急輸送を行う。

8 指定地方公共機関

[各民間放送会社（山陽放送株）、岡山放送株、テレビせとうち株）、岡山エフエム放送株]

- (1) 日本放送協会に準ずる。

[智頭急行株式会社]

- (1) 旅客鉄道事業に係る車両・施設・設備等の災害予防、災害応急対策、災害復旧等を行う。
- (2) 災害から人命及び施設等を守るため、必要な機器、用具等を整備するとともに、救助、救護等に必要な措置を講ずる。
- (3) 災害時における鉄道輸送の確保を行うとともに、万一不通になった場合は、自動車等による代替輸送、振替輸送等を行う。
- (4) 県、市町村の防災活動が円滑に行われるよう、災害時における緊急輸送のための交通の確保に協力する。

[各ガス事業会社]

- (1) ガス施設の災害予防措置を講じる。
- (2) 発災後は、被災施設の復旧を実施し、供給不能等の需要者に対して早期供給再開を図る。
- (3) 電気事業者との応急復旧の調整を行う。

[一般社団法人岡山県トラック協会]

- (1) 緊急輸送対策非常用備品等の整備・備蓄を実施する。
- (2) 災害応急活動のための各機関からの車両借上げ要請に対し配車を実施する。
- (3) 物資の緊急・救援輸送等に関する助言を行う物流専門家の派遣を実施する。
- (4) 災害時の遺体の搬送に協力する。

[岡山県貨物運送株式会社]

(1) 日本通運株式会社に準ずる。

[公益社団法人岡山県医師会]

(1) 医療及び助産活動に協力する。

(2) 防疫その他保健衛生活動に協力する。

(3) 災害時における医療救護活動を実施する。

(4) 日本医師会の編成する災害医療チームの活動を調整する。

※ 日本医師会の編成する災害医療チーム

日本医師会の名のもとに、都道府県医師会が、地区医師会を単位として編成する
災害医療チーム（JMAT「ジェイマット」）。

[公益社団法人岡山県看護協会]

(1) 公益社団法人岡山県医師会に準ずる。

9 公共的団体その他防災上重要な施設の管理者

[西粟倉百年の森林でんき株式会社]

(1) 電力供給施設の災害予防措置を講じる。

(2) 村営熱エネルギーセンター（木質バイオマスボイラー）の早期復旧を図る。

[水防管理団体]

(1) 水防施設、資機材等の整備及び管理を行う。

[水道事業者]

(1) 災害時における飲料水等の緊急補給を行う。

(2) 被災水道の迅速な応急復旧を図る。

[農業・経済団体（農業協同組合、森林組合、漁業協同組合、商工会議所、株式会社百森等）]

(1) 被災調査を行い、対策指導並びに必要資機材及び融資の斡旋について協力する。

[文化、厚生、社会団体（社会福祉協議会等）]

(1) 被災者の応急救助活動及び義援金品の募集等について協力する。

[危険物施設の管理者]

(1) 自社の施設に関し、防災管理上必要な措置を行うとともに、近隣で災害が発生した

場合には、防災活動について協力する。

[アマチュア無線の団体]

(1) 災害時における非常無線通信の確保に協力する。

[災害拠点病院]

(1) 災害時に多発する重篤救急患者の救命医療を行う。

(2) 患者等の受入れ及び搬出を行う広域搬送に対応する。

(3) 災害派遣医療チーム（D M A T）等の自己完結型の医療救護班の派遣を行う。

(4) 地域の医療機関への応急用資器材の貸出しを行う。

※ 災害派遣医療チーム（D M A T（ディーマット））

災害の急性期（おおむね 48 時間以内）に活動できる機動性を持った、医師、看護師、その他医療従事者で構成される、救命治療を行うための専門的な研修・訓練を受けた医療従事者で編成されたチーム。現場活動、病院支援、地域医療搬送、広域医療搬送等を主な活動とする。

第3節 防災会議

第1 村防災会議

村の地域に係る防災に関し、村の業務を中心に、村区域内の公共的団体その他関係団体の業務を包含する防災の総合的かつ計画的な運営を図るため、災害対策基本法に基づき村の附属機関として設置され、村内に係る地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること、また、村長の諮問に応じて村内に係る防災に関する重要事項を審議する。

第2 村地域防災計画の作成又は修正

村防災会議は、災害対策基本法に基づき村地域防災計画を作成し、毎年同計画に検討を加え、必要があるときは、これを修正しなければならない。

村地域防災計画を作成又は修正する場合は、防災基本計画及び県地域防災計画を参考とし、特に県地域防災計画において計画事項として示すものについては、村で地域の実情に応じた細部の計画を定めるものとする。計画の作成に当たっては住民の意見を聞くなどの配慮をし、防災に対する住民の意識の高揚と、自発的協力を得ることが重要である。

また、村地域防災計画を作成又は修正した場合は、速やかに知事に報告するとともに、その要旨を広報紙等により住民に周知する。

第4節 西粟倉村の概要

第1 自然条件

1 地勢

西粟倉村は、岡山県の北東端に位置し、東は兵庫県宍粟市、西南は美作市、北は鳥取県智頭町に接し、海拔 319.84m、東経 134 度 20 分、北緯 35 度 10 分に位置する。

県庁所在地の岡山市から 93 km、地方生活圏の中心都市津山市から 53km、広域生活圏の中心地美作市から 36km、兵庫県姫路市から 73km、鳥取市から 50km の道程にある。地形的には東西 9 km、南北 13.5 km、総面積は 57.93 km² の峡谷型（V型）に属しており、村の中心を南流する吉野川（県三大河川の一つである吉井川の支流）沿いに集落が点在している。総面積の 93% が山林であり、林野率が非常に高く、吉野川流域に隣接する耕地面積は総面積の 2 % 未満と極めて低い割合となっている。

地質は、村の東側を除く大半は花崗岩でできており、火山岩等と異なり、造岩鉱物の粒が大きいため、気温の変化に対する崩壊が起こりやすく、土石流出の危険は大きい。

2 気候

(1) 気候の状況

気候は、中国山地に位置しているために天候が変わりやすく、しぐれ、しゅう雨、雪など山間地特有の天候である。気象庁により観測されている今岡観測所（アメダス）では、過去 5 年間（令和 6 年 1 月時点）の最も高い年平均気温は令和 5 年の 14.3°C で、月ごとの日平均気温は令和 3 年 2 月の 0.8°C が最も低く、令和 2 年 8 月の 27.0°C が最も高い（出典：気象庁 過去の気象データ）。

(2) 降雨の状況

村役場における令和 4 年の雨量観測値は、年降水量（合計）1,661.0 mm で、月別（合計）では 7 月が 425.0 mm と最も多く、次いで 8 月の 253.0 mm が続き、7 月～9 月頃に降水量が多い（出典：西粟倉村オープンデータカタログ）。

(3) 積雪の状況

冬期の降雪期間も長く、村役場における平成 30 年～令和 4 年までの過去 5 年間（令和 6 年 1 月時点）で最も多い年の降雪の深さ合計は令和 3 年の 271 cm、年の最深積雪は令和 4 年の 95 cm、で、冬期は主として北からの季節風が顕著である。平成 28 年 1 月 23 日からの大雪では、大雪により智頭町で国道 373 号の通行止めが発生し、村内でも最大積雪量が 98 cm となった（出典：府内資料）。

(4) 河川の状況

県下最大河川の一つ吉井川水系に注ぐ吉野川をはじめ、大海里川、塩谷川、引谷川、知社川等があり、河川の総延長は 30.2 km に及んでいる。

(5) 治山の状況

山林の荒廃防止、植林の振興、林地崩壊の防止等により森林の保全と災害の未然防止に努めるとともに、土砂崩壊流出を防ぐため復旧治山、予防治山により土留工事を計画的に推進している。

(6) 砂防の状況

河川の氾濫や土石の流出防止のため、砂防堰堤事業を積極的に取り入れている。

(7) 道路、橋梁の状況

本村の道路は、山陰と関西を結ぶ鳥取自動車道が南北を走っており、また国道 373 号線を幹線として、村内の道路網を形成している。

橋梁は永久橋に改築されているが、中には老朽しているものもあるので整備の必要がある。

(令和5年4月1日現在)

国 道	村 道	橋 梁
		永 久 橋
8,250m	48,963m	730m

第2 災害の想定

1 暴風

(1) 台風による暴風

岡山県地方は比較的風の弱いところであるが、顕著な台風の接近時には内陸部になる西粟倉村でも 20m/s～30m/s 前後の暴風となる。

地理的条件から西粟倉村では、台風が西を通過するときも東を通る場合も接近するまでは、東寄りの強風が吹くのが普通で、中心がかなり接近又は通過しはじめて風向きが東から南又は北にまわり、そして西寄りの強風に変わることが多い。大型の台風が離れて通過した場合でも被害をもたらす場合があるので注意を要する。一般的には台風が西を通ったときの方が、東を通った場合より強風が吹く。

2 大雨

(1) 災害の発生原因

台風によるものが最も多く、次に起因するものでは梅雨前線、雷雨による局地的なものの順となっている。

(2) 主要河川及び地域別発生状況

西粟倉村の主要河川は吉野川とその支流塩谷川、引谷川、知社川であるが、河川改修が完了しているものの、しづんせつの必要性があり災害の危険性は大きい。またこれら河川に合流している中小河川においては、山間部の急峻であり局地的な降雨又は、村全域の豪雨等による、土砂の氾濫、護岸の崩壊、氾濫等の被害も想定されるので、

最悪の事態が起こらないように備える必要がある。

(3) 雨量と災害程度（連続雨量によるもの）

雨量 70mm 程度より局地的な小規模の被害が起り、100mm 位から全般的な被害が発生している。しかし、それ以前に降雨があった場合は前記以上の大災害が起こっている。

(4) 降雨状況と災害

ひとくちに雨量が何ミリを超えると災害が発生するといつても、実際には降雨の前歴を考慮する必要があり、さらに重要なことは、降雨時間を考慮に入れた雨量（土壤雨量指数）である。したがって長雨が続いている場合にはそれ程の雨量でなくても災害が発生する。

また、長時間降った場合と短時間降った場合とでも災害の発生状況が異なり、短時間で 100mm も降ればかなりの災害が生じる。

(5) 豪雨の時期

豪雨の時期は 6 月～9 月が一番多く 5 月、10 月がこれに続いている。特に 6 月下旬から 7 月中旬にかけて、いわゆる梅雨末期に大雨が降りやすく、台風が梅雨前線を刺激して豪雨になることもある。台風は 8 月～9 月にかけて多く接近し、7 月、10 月がこれに次ぐが、大きな台風は 9 月下旬に襲来して大きな被害をもたらすことがある。

また、梅雨明け以後は雷雨により局地的豪雨の発生がみられる。

大雨の型を原因別にあげると次のようになる。

- ア 梅雨前線の活動が活発になった場合。
- イ 台風が岡山県に接近している場合。
- ウ 台風の接近時前線が西日本付近に停滞している場合。
- エ 雷雨性の局地的なもの。

3 豪雪

本村の冬期における気候は、県北部地域特に中国山地付近における日本海側気候であり、季節風の吹くときは降雪があり、時として大雪となることもある。

(1) 降雪の条件

- ア 寒候期に西高東低の気圧配置が顕著になった場合に季節風が吹き、この風が日本海を吹き渡る間に熱と水蒸気を得て、雲を発生させ、雪となる。
- イ 季節風があまり強くない場合でも、日本海南部を弱い低気圧が通過し、寒冷前線が当県を通過する場合、雪になる。
- ウ 地上から上空まで寒気に支配されているとき、日本の南岸を低気圧が通過する場合、時として県下全般に降雪となる。

4 火災

(1) 風との関係

風は火災の発生時点においては自ら消火作用を當むものであるが、ある程度火勢が

強くなるとそれが大火の原因になることは周知のとおりである。風が強くなると、火事は風上に延焼せず、風下側に対してある角度内で類焼していくものである。

(2) 湿度との関係

物体が燃えやすいということは、その中に含まれる水分の量が少ないことで、これは今まで累積された乾燥作用によって生じるものである。

(3) 気象原因

大火のあった場合には気圧配置に共通の特徴がある。

ア 高気圧におおわれた好天による乾燥が原因で発生する場合。

イ 西高東低の冬型気圧配置で、季節風が原因で発生する場合。

5 交通災害

交通災害は道路に原因する場合や、運転者の責に帰する場合もあるが、豪雨、豪雪など気象に原因するものもある。

6 その他産業災害

石油をはじめとする重化学工業や都市開発等が急速に進められた今日では、予測することのできない大災害の起こる潜在的危険性を有している。例えば、ガス、火薬又は危険物の漏洩、飛散、流出等により火災、爆発、中毒などの災害を生ずる危険は大きくなっている。しかもこれらの災害は突然的に生じ多数の人命、身体に被害を与えるおそれがある。

第3 社会条件

1 人口

西粟倉村の人口は、昭和30年から昭和55年まで毎年減少しつつあったが、その後毎年僅かながら増加したが平成2年をピークに再び減少傾向をたどり、令和4年4月1日現在の村総人口は1,380人、内、男653人・女727人となっている（外国人を含む）。この時点での人口密度は1km²当たり23.8人となっている。

出生数の減少と高齢者の増加のため、総人口に占める65歳以上の高齢者の割合は、37.2%で、全国平均の29.1%を上回り、年々増加している。

第2章 災害予防計画

第1節 防災業務施設・設備等の整備

各機関においては、それぞれの処理すべき業務が、迅速・的確に実施できるよう、施設・設備等を整備充実する。

第1 気象等観測施設・設備等

気象、水象等の自然現象の観測又は予報に必要な気象観測施設・設備を整備するとともに、発表情報の内容の改善、情報を迅速かつ適切に収集伝達するための体制及び施設・設備の充実を図る。

- ・雨量観測所等一覧表（資料第4）

第2 消防施設・設備等

- 1 村は、地域における消防防災の中核として重要な役割を果たす消防団の施設・装備・処遇の改善、教育訓練体制の充実を図るとともに、青年層、女性層をはじめとした団員の入団促進等消防団の活性化に努める。
- 2 関係事業者は、火災による被害の拡大を最小限に止めるため、初期消火体制の整備と消防機関との連携を強化するとともに、関係機関相互の連携強化を図り、有事の際の即応体制の確立に努める。

- ・消防力一覧表（資料第10）
- ・通信施設等整備状況（資料第3）

第3 通信施設・設備等

1 災害情報

防災に関する情報の収集、伝達等の迅速化を図るため、地域、村、県、防災関係機関相互間における情報連絡網の整備を図るとともに市外通話施設、災害時優先電話、有線放送施設、無線施設、放送施設等を整備し、防災構造化するなどの改善に努める。

特に、有線系や携帯電話も含め、要配慮者にも配慮した多様な手段の整備に努める。

また、情報通信施設の災害に対する安全性の確保及び停電対策、情報通信施設の危険分散、通信網の多ルート化、通信ケーブル・CATVケーブルの地中化、無線を利用したバックアップ対策、デジタル化の促進等による防災対策を推進し、通信連絡機能の維持・向上を図る。

2 医療情報

村、消防機関、医師会及び医療機関等を相互に結ぶ広域災害救急医療情報システムの

的確な運用により、災害時において医療機関の被災状況、空床状況、医療従事者の状況、道路の状況等を迅速かつ的確に把握するとともに、応援派遣等を行う体制を強化する。

村、県及び医療機関は国と連携し、災害時の医療機関の機能を維持するよう努める。

また、広域災害救急医療情報システム等の稼働に必要なインターネット接続を確保するため、非常用通信手段の確保に努める。

- ・通信施設等整備状況（資料第3）

3 電気通信設備

電気通信事業者は、非常用電源の整備等による通信設備の被災対策、地方公共団体の被害想定を考慮した基幹的設備の地理的分散及び安全な設置場所の確保、応急復旧機材の配備、通信輻輳対策を推進するなど、電気通信設備の安全・信頼性強化に向けた取組を推進することに努める。

第4 水防施設・設備等

重要水防箇所、危険箇所等について具体的な水防工法を検討し、水防活動に必要なくい木、麻袋、スコップ、カケヤ等水防資機材を備蓄する倉庫の整備、改善及び点検を実施する。

第5 救助施設・設備等

1 村・県及び関係事業者は、職員の安全確保を図りつつ、効率的な救助・救急活動を行うため、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努め、相互の連携体制の強化を図るとともに、職員の教育訓練を行い、救助・救急機能の強化を図る。

2 指定避難所における貯水槽、マット、通信機器等避難の実施に必要な施設・設備の整備に努める。さらに、テレビ、ラジオ等被災者による災害情報の入手に資する機器の整備を図る。

3 指定された避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、非常用電源、マスク、消毒液、体温計、簡易ベッド、段ボールベッド、パーテイション、毛布等避難生活に必要な物資等の備蓄に努める。

4 指定避難所として指定した学校等の建築物において、備蓄のためのスペースや通信設備の整備等を進める。また、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努める。

5 必要な物資の備蓄に当たっては、住民が最低限備蓄すべきものや、村と県の役割分担を明確にした上で、計画的な備蓄を進める。

6 指定避難所については、村は、被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れることなどが可能な構造又は設備を有する施設であって、

想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定する。なお、福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定する。

- 7 診療所、要配慮者に関する社会福祉施設等の人命に関する重要施設の管理者は、発災後72時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努める。

第6 医療救護用資機材等

- 1 村、県及び医療関係機関等は、負傷者が多数に上る場合を想定して、応急救護用医薬品、医療資機材等の確保に努める。
- 2 村、県、医療関係機関、鉄道事業者等は、あらかじめ相互の連絡体制の整備を図るとともに、医療機関相互の連絡連携体制についての計画を作成する。

第7 その他の施設・設備等

特に防災活動上必要な公共施設等及び指定避難所に指定されている施設の防災点検の定期的な実施に努める。

また、防災機能を有する道の駅を地域の防災拠点として位置付け、その機能強化に努める。

第2節 防災業務体制の整備

第1 職員の体制

- 1 各機関は、それぞれの実情に応じ、参集基準及び参集対象者の明確化、連絡手段の確保、参集手段の確保等についての検討を行い、職員の非常参集体制の整備を図る。その際、携帯電話等による参集途上での情報収集伝達手段の確保についても検討する。また、交通の途絶、職員又は職員の家族の被災等により職員の動員が困難な場合を想定し、災害応急対策が実施できるよう訓練・研修等に努める。
- 2 各機関は、必要に応じ、応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに、定期的に訓練を行い、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員、機関等との連携について徹底を図る。
- 3 夜間、休日等の職員の緊急呼出については、村に入った情報を災害連絡要員に、電話等で連絡することにより、早期に対応できる体制を整える。また、災害現場等において情報の収集・連絡に当たる要員を指名しておく。
- 4 村、県及びライフライン事業者は、発災後の円滑な応急対応、復旧や復興のため、災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努める。また、村及び県は、退職者（自衛隊等の国の機関の退職者も含む。）の活用や、民間の人材の雇用等の人材確保方策をあらかじめ整えるように努める。
- 5 村は、土木・建築職などの技術職員が不足している市町村への中長期派遣等による支援を行うため、技術職員の確保及び災害時の派遣体制の整備に努める。

第2 情報収集・連絡体制

- 1 村はより迅速・的確に総合的な防災対策を実施できるようにするため、県が提供する防災情報システムを活用する。
- 2 効果的・効率的な防災対策を行うため、A I、I o T、クラウドコンピューティング技術、S N Sの活用など、災害対応業務のデジタル化を推進する。デジタル化に当たっては、災害対応に必要な情報項目等の標準化や、システムを活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制整備を図る。
- 3 機動的な情報収集活動を行うため、車両、無人航空機など情報収集手段を活用できる体制を整備するとともに、監視カメラ等画像情報の収集・連絡システムの整備を推進する。
- 4 衛星通信、電子メール、防災行政無線（戸別受信機を含む。以下同じ。）等の通信手段の整備等により、民間企業、報道機関、住民等からの情報など多様な災害関連情報等の収集体制の整備に努める。
- 5 関係機関は相互に協力して、非常通信体制の整備、有・無線通信システムの一体的運

用及び応急対策等災害時的重要通信の確保に関する対策の推進を図る。この場合、非常通信協議会とも連携し、訓練等を通じて、実効性の確保に留意する。

6 災害時に有効な携帯電話、業務用移動通信、アマチュア無線等による移動通信系の活用体制を整備する。なお、アマチュア無線については、ボランティアという性格に配慮する。

7 災害時の情報通信手段の確保のため、その運用・管理・整備等に当たっては、次の点を考慮する。

- (1) 防災行政無線等の無線通信ネットワークの整備・拡充、相互接続等によるネットワーク間の連携の確保に努める
- (2) 無線設備の定期的総点検の実施、他の機関との連携による通信訓練への参加
- (3) 災害時優先電話等の効果的活用、災害用通信施設の運用方法等の習熟、情報通信施設の管理運用体制の構築
- (4) 非常用電源設備を整備するとともに、その運用保守点検の実施、的確な操作の徹底、専門的な知見・技術を基に浸水する危険性が低い堅ろうな場所への設置等

第3 防災関係機関相互の連絡体制

1 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）には、防災関係機関相互の連携体制が重要であり、平常時から国、地方公共団体等関係機関間や、企業等との間で協定を締結するなど、連携強化を進めることにより、災害時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるように努めるものとし、協定締結などの連携強化に当たっては、訓練等を通じて、発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うなど実効性の確保に留意する。民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送、避難者の運送等）については、あらかじめ、民間事業者との間で協定を締結しておく、輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておくなど、民間事業者のノウハウや能力等を活用する。また、燃料、発電機、建設機械等の応急・復旧活動時に有用な資機材について、地域内の備蓄量、供給事業者の保有量を把握した上で、不足が懸念される場合には、関係機関や民間事業者との連携に努める。

なお、燃料については、あらかじめ、石油販売業者と、燃料の優先供給について協定の締結を推進するとともに、平時から受注機会の増大などに配慮するよう努める。

村及び県は、随意契約の活用による速やかな災害応急対策ができるよう、建設業団体等との災害協定の締結を推進する。また、災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組む。

さらに、関係相互の応援が円滑に行えるよう、ヘリポート等の救援活動拠点の確保に努める。

- また、村は、国の実施する訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受け入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努める。
- 2 村は、県への応援要求が迅速に行えるよう、あらかじめ県と要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、実行性の確保に努め、必要な準備を整えておく。
- 3 災害時に自らのみでは迅速かつ十分な対応が困難な場合に、他の地方公共団体からの物資の提供、人員の派遣、廃棄物処理等、相互に連携・協力し速やかに災害対応を実施できるよう、相互応援協定の締結に努める。その際、近隣の地方公共団体に加えて、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する地方公共団体との間の協定締結も考慮する。
- 4 村は、避難指示等の発令及び解除を行う際に、国又は県に必要な助言を求めるができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、実効性の確保に努め、必要な準備を整えておく。
- 5 村は、必要に応じて、被災時に周辺市町村が後方支援を担える体制となるよう、あらかじめ相互に協定を結び、それぞれにおいて、後方支援基地として位置付けるなど、必要な準備を整える。
- 6 大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、既存の枠組みを活用することにより国や他の地方公共団体との協力体制の構築に努めるとともに、他の地方公共団体との広域避難及び広域一時滞在に係る応援協定を締結するなど、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。
- 7 村は県と連携し、食料、飲料水、生活必需品、医薬品、血液製剤、燃料及び所要の資機材の調達並びに広域的な避難に必要となる施設等の相互利用等に関する応援体制の充実に努める。
- 8 各機関は、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体及び防災関係機関から応援を受けることができるよう、応援計画や受援計画をそれぞれ作成するよう努めるものとし、応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等について必要な準備を整える。
- 9 村は、国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努める。特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行う。その際、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮する。
- 10 村は、消防の応援について、近隣市町村及び県内市町村と締結した協定に基づいて、消防相互応援体制の整備に努めるとともに、緊急消防援助隊による人命救助活動等の支援体制の整備に努める。

11 村は、県に対し、自衛隊への派遣要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先を徹底しておく等必要な準備を整えておく。

また、降雨や河川の水位変動状況等を反映し、避難指示等の防災情報を吉井川水系全体で様々な関係機関が共有し、連携・協力する多機関連携型タイムラインを確実に運用するため、連絡体制の整備等の取組を推進する。

12 村は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定め、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、応援の受入体制の構築等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努める。

また、効率的な罹災証明書の交付のため、当該業務を支援するシステムの活用について検討する。

13 気候変動による影響を踏まえ、社会全体で災害を防止・軽減させるためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的として、水系ごとに組織する「吉井川水系大規模氾濫時の減災対策協議会」、「流域治水部会」等を活用し、国、県、村、河川管理者、水防管理者に加え、公共交通事業者、メディア関係者等の氾濫域を含めた流域全体のあらゆる関係者が協働し、「流域治水」の取組を推進するための密接な連携体制を構築する。

14 村は、男女共同参画の視点から、防災会議の委員に占める女性の割合を高めるよう取り組むとともに、男女共同参画担当課が災害対応について庁内及び避難所等における連絡調整を行うよう務める。

15 村は、他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況をあらかじめ想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努める。また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平常時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努める。

16 村は、県が災害時に安否不明者（行方不明者となる疑いのある者）の氏名等の公表や安否情報の収集・精査等を実施する場合、県と連携し情報の収集等に関する手続き等の整理に努める。

・岡山県下消防相互応援協定（資料第25）

第4 業務継続体制の確保

1 村、その他防災関係機関は、災害時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常の業務継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画（B

ＣＰ）の策定等により業務継続性の確保を図る。

また、実効性ある業務継続体制を確保するため、地域や想定される災害の特性等を踏まえつつ、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練・研修等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂などを行う。

- 2 村は、災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うこととなることから、業務継続計画（ＢＣＰ）の策定等に当たっては、少なくとも村長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、電気・水・食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理について定めておく。
- 3 村は、ライフライン施設や廃棄物処理施設の機能の確保策を講じるに当たっては、大規模な風水害が発生した場合の被害想定を行い、想定結果に基づいた主要設備の風水害に対する安全性の確保、災害後の復旧体制の整備、資機材の備蓄等を行う。
- 4 村は、躊躇なく避難指示等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努める。

第3節 自然災害予防対策

村は、風水害に強い地域の形成を図るため、治山、治水、砂防対策、急傾斜地崩壊対策、農地防災等の事業による対策を総合的、計画的に推進する。事業実施に当たっては、計画が上回る災害が発生しても、その効果が粘り強く発揮できるようにするとともに、環境や景観へも配慮する。また、老朽化した社会資本については、長寿命化計画の作成・実施等により、その適切な維持管理に努める。

第1 治山等対策

1 方針

山地に起因する災害から、生命・財産を保全するため、治山事業を推進する。

2 実施機関（実施責任者）等

村（建設課）

県

近畿中国森林管理局（岡山森林管理署）

3 実施内容

（1）山地治山事業等

荒廃地及び山地災害危険地区等において、治山施設を整備し、山地に起因する災害の未然防止と荒廃地の復旧を図る。

特に、流木災害が発生するおそれのある森林について、流木捕捉式治山ダムの設置や間伐等の森林整備などの対策を推進する。

また、脆弱な地質地帯における山腹崩壊等対策や巨石・流木対策などを複合的に組み合わせた治山対策を推進する。

（2）水源地域整備事業

水源かん養及び水上保全機能の発揮と国土保全のため、治山施設、森林の整備を行う。

（3）防災林造成事業

雪崩、飛砂、強風等による被害を防止するため、森林造成等の防災工事を行う。

（4）地すべり防止事業

地すべりによる被害を防止、軽減するために排水工、杭打工等の防災工事を行う。

（5）山地災害危険地区調査

山腹崩壊、地すべり等による災害が発生するおそれがある地区を調査し、その実態を把握し、これらの災害の未然防止に努める。

（6）山地災害危険箇所等の周知

山地災害危険箇所等の村防災計画への掲載、県と連携の上、情報の提供及び現地へ

の標示板の設置や広報活動等を行い、地域住民等への周知を行うとともに、住民等と連携した山地災害危険地区等の定期点検等を実施する。

(7) 防災工事の実施

治山対策は、近年災害が発生した箇所、危険度の高い箇所、山地災害の犠牲となりやすい高齢者、幼児などの要配慮者に関連した病院、老人ホーム、幼稚園等の施設を保全対象に含む箇所を重点的に整備する。

4 関連調整事項

(1) 砂防治山岡山地方連絡調整会議

治山、砂防、河川、国有林治山等各々の防災事業について、相互間の調整を行い事業の効率化、適正化を図る。

(2) 岡山県総合土砂災害対策推進連絡会

山地災害危険地対策は、危険渓流の周知、警戒体制の整備等連絡調整して効果的に推進する。

(3) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「土砂災害防止法」という。）の規定に基づく警戒避難体制の整備等については、「第3 土砂災害防止対策」に定めるところによる。

- ・雪崩危険箇所（資料第8）
- ・山地災害危険地区（資料第6）

第2 造林対策

1 方針

森林の有する国土の保全及び水源かん養機能等の公益的機能を高度に發揮させるため、百年の森林事業により、村が山林所有者と長期施業管理に関する契約を締結し、適切な間伐等の保育や育成複層林施業及び長伐期施業等を実施するとともに、普及啓発する。

2 実施機関（実施責任者）等

村（産業観光課）

森林事業体等

3 実施内容

- (1) 下層植生の発達や林木の健全な成長を図るため、適切な間伐等の保育を実施する。
- (2) スギ・ヒノキの単層林のみならず広葉樹造林、育成複層林施業及び長伐期施業を実施する。

第3 土砂災害防止対策

1 方針

土砂災害を未然に防止し、被害の軽減を図るため、危険箇所の実態を調査し、指定された土砂災害警戒区域等をもとに警戒避難体制の整備等を行うとともに、県と連携し砂防関係施設の整備を計画的に推進する。

また、大雨により土砂災害発生の危険度が高まったときは、県・気象庁より発表される土砂災害警戒情報とともに、村長は避難指示等を発令する。

2 実施機関（実施責任者）等

村（建設課、総務企画課）

県

中国地方整備局

岡山地方気象台

消防機関（消防本部、消防団）

消防団

3 実施内容

（1）土砂災害警戒区域等の指定

県は、「土砂災害防止法」の規定に基づき、急傾斜地の崩壊（崖崩れ）、土石流又は地すべり（以下「急傾斜地の崩壊等」といい、それによる住民の生命、身体に生ずる被害を「土砂災害」という。）のおそれがある土地に関する地形、地質、降水等の状況及び土砂災害の発生のおそれがある土地の利用の状況等について基礎調査を行い、土砂災害警戒区域等を指定する。

（2）巡回・点検

日頃から土砂災害警戒区域等の状況を把握し、梅雨時期や台風期には、村、消防機関（消防本部、消防団）等において巡回点検を行い、その状況を地域住民に周知するなど必要な措置を講じる。

ア 土砂災害警戒区域（土石流）、土砂災害特別警戒区域（土石流）

土石流の発生の危険性があり、人家や公共施設等に被害を及ぼすおそれのある渓流

イ 土砂災害警戒区域（地滑り）、土砂災害特別警戒区域（地滑り）

地すべりが発生若しくはそのおそれのある地区のうち、人家や公共施設等に被害を及ぼす箇所 ※令和6年3月時点 村内に指定無し

ウ 土砂災害警戒区域（急傾斜地の崩壊）、土砂災害特別警戒区域（急傾斜地の崩壊）

がけの傾斜度が30度以上、高さ5m以上で、人家や公共施設等に被害を及ぼす箇所

エ 雪崩危険箇所

豪雪地帯で斜面勾配18度以上、高さ10m以上、人家や公共施設等に被害を及ぼす箇所

(3) 避難体制の整備

土砂災害警戒区域の指定があったときは、村防災会議は、土砂災害防止法第8条の定めに基づき、当該区域ごとに次の事項を定める。

- ア 土砂災害発生時の情報収集及び伝達に関する事項
- イ 土砂災害警戒情報の活用及び伝達に関する事項
- ウ 避難場所及び避難経路に関する事項
- エ 土砂災害に係る避難訓練に関する事項
- オ 避難、救助その他当該警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項

警戒区域内の要配慮者が利用する施設に対し、利用者の円滑な警戒避難が行われるよう定める。

村は、警戒区域の指定を受けた場合、土砂災害に関する情報の伝達方法、急傾斜地の崩壊等のおそれがある場合の避難地に関する事項その他警戒区域における円滑な警戒避難が行われるために必要な事項について住民に周知させるため、土砂災害ハザードマップの配布等必要な措置を講じる。

(4) 警戒避難体制に関する事項

降雨等により、土砂災害の危険が切迫していると認められる場合は、村、消防機関（消防本部、消防団）等が危険箇所の警戒巡回を行い、住民等に対して広報を実施する。

また、大雨警報（土砂災害）発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、県及び岡山地方気象台から発表される土砂災害警戒情報等をもとに、避難指示等の措置を講じる。

なお、避難指示等の発令判断基準は、「第3章第2節第2 避難指示等の発令判断」に掲載しているが、今後の気象予測や土砂災害警戒区域等の巡回等からの報告を含めて総合的に判断して発令する。

(5) 広報活動による啓発宣伝

土砂災害防止について、日頃より注意の喚起に努め、啓発宣伝活動を行う。

- ア 村広報誌、文字放送、インターネット、広報車等による広報活動を実施する。
- イ 教育機関等の協力を得て、土砂災害防止の意識向上を図る。

4 関連調整事項

(1) 警戒避難等

突発的に発生する土砂災害に対処するため、土砂災害危険箇所周辺の住民への周知徹底及び警戒避難体制の確立に努める。

(2) 砂防治山岡山地方連絡調整会議

治水砂防行政及び治山行政の調査、計画、工事、管理、その他の事務について、両

者で所要の連絡調整を行い、事業執行の適正化を図る。

(3) 岡山県総合土砂災害対策推進連絡会

土砂災害危険箇所の周知、警戒避難体制の整備等総合的な土砂災害対策を効果的に推進するための連絡調整を図る。

- ・土砂災害警戒区域等指定箇所（資料第5）

第4 河川防災対策

1 方針

洪水等による災害を未然に防止し、被害の軽減を図るため、河川改修等の治水対策を計画的に推進する。また、今後村内で洪水予報河川や水位周知河川の指定があり、浸水想定区域の指定があった場合には浸水想定区域における洪水予報や避難判断水位及び氾濫危険水位情報の伝達方法を定め、住民への周知を図る。

また、河川改修だけでは限界があるため、住民の避難行動を促すことを目的に水位計の充実などソフト対策にも努める。

2 実施機関（実施責任者）等

村（建設課）

県

水防管理者

3 実施内容

(1) 円滑かつ迅速な避難の確保

村防災会議は、今後村内で洪水予報河川や水位周知河川の指定があり、浸水想定区域の指定があった場合には、村防災計画において、洪水予報、氾濫危険水位情報、避難判断水位情報（以下「洪水予報等」という。）の伝達方法、避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項を定める。

また、村は洪水浸水想定区域が指定されていない中小河川について、関係機関から必要な情報提供、助言等を受けつつ、過去の浸水実績等を把握したときは、これを水害リスク情報として住民、滞在者その他の者へ周知する。

(2) 河川維持修繕

平常から河川を巡視して河川管理施設の状況を把握し、異常を認めたときは、直ちに補修するとともに、その原因を究明し、洪水に際して被害を最小限度にとどめるよう堤防の維持、補修、護岸、水制、根固工の修繕、堆積土砂の除去等を実施する。

また、緊急性の高い箇所から樹木伐採等を実施する。

(3) 河川改修

河積の拡大や河道の安定を図るため、きょうさく部の拡幅、堆積土砂の掘削・しづ

んせつ、護岸、水制等を施行し、流域の災害の防止と軽減を図る。

また、浸水実績等を踏まえ、緊急性の高い箇所から優先的・段階的な河川整備に努める。

(4) 流域治水

気候変動の影響により激甚化・頻発化している水災害に備えるため、堤防整備や河道掘削などの対策をより一層加速するとともに、吉井川水系大規模氾濫時の減災対策協議会の流域治水部会をはじめとした流域のあらゆる関係者が協働して流域全体で水災害対策に取り組む「流域治水」を推進する。

4 関連調整事項

(1) 危険箇所の実態把握

水源から河口に至る水系全流域について一貫した危険箇所の実態を把握するとともに、特に、慢性的、持続的な破壊作用（治山、砂防堰堤の堆砂、河床変動、天井川の形成と排水の不良化）等についても考慮する。

(2) 重要水防箇所の見直し

毎年、出水期前に重要水防箇所の見直しを実施する。

(3) 利水施設の設置及び運営

発電利水施設の設置及び運営は治水との総合調整を考慮し、水源から河口まで一貫した観点で、適切に行うよう考慮する。

(4) 他事業との調整

砂防事業、治山事業相互間の連絡調整を行うよう考慮する。

(5) 総合排水的見地より、農地排水など排水対策事業との調整を行うよう考慮する。

(6) 堤防及び付属施設の管理の徹底についても考慮する。

第5 農地防災対策

1 方針

農用地及び農業用施設の災害の発生を未然に防止し、農業生産の維持及び農業経営の安定を図り、併せて村土の保全に資する。

2 実施機関（実施責任者）等

村（建設課）

県

中国四国農政局

3 実施内容

（1）湛水防除

流域の開発等立地条件の変化により湛水被害のおそれのある地域において、これを防止するために排水機、樋門、排水路等の新設、改修を行う。

（2）用排水施設整備等

自然的、社会的状況の変化への対応、湖沼等からの越水の防止及び地盤沈下に起因する効用の低下を回復するため、排水機、樋門、水路等の新設、改修及び洪水調整用のダム等の新設、改修を行う。

（3）土砂崩壊防止

土砂崩壊の危険の生じた箇所において、災害を防止するために擁壁、土砂ダム堰堤、水路等の新設、改修を行う。

（4）地すべり対策

地下水位の上昇等に起因した地すべり災害に対処するため、排水施設、抑止杭等の地すべり防止施設の整備を図る。

4 関連調整事項

（1）農地防災・河川改修事業相互間の連絡調整をするよう考慮する。

第6 文教対策

1 方針

幼児・児童・生徒（以下「児童生徒等」という。）及び教職員の生命、身体の安全を図り、学校その他の教育機関（以下「学校等」という。）の土地、建物、その他の工作物（以下「文教施設」という。）及び設備を災害から防護するため必要な計画を策定し、その推進を図る。

2 実施機関（実施責任者）等

村（教育委員会）

県

3 実施内容

(1) 防災上必要な組織の整備

災害発生時において、迅速かつ適切な対応を図るため、学校等では平素から災害に備えて教職員等の任務の分担及び相互の連携等について組織の整備を図る。

児童、生徒が任務を分担する場合は、児童、生徒の安全の確保を最優先とする。

(2) 防災上必要な教育の実施

学校における体系的かつ地域の災害リスクに基づいた防災教育に関する指導内容の整理、防災教育のための指導時間の確保など、防災に関する教育の充実に努める。また、学校において、外部の専門家や保護者等の協力のもと、防災に関する計画やマニュアルの策定が行われるよう促す。さらに、学校における消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進に努める。

学校等は、災害に備え、自らの命は自ら守る、地域に貢献できる児童生徒等の育成を図るとともに、災害による教育活動への障害を最小限度に止めるため、平素から必要な教育を行う。

ア 児童生徒等に対する安全教育

児童生徒等の安全と家庭への防災意識の高揚を図るため、学校・幼稚園において防災上必要な安全教育を行う。安全教育は、教育課程に位置付けて実施し、とりわけ学級活動、学校行事等とも関連を持たせながら、体験を重視した学習等を効果的に行いうよう考慮する。

また、村は、学校等が保護者との間で、災害時における児童生徒等の保護者への引渡しに関するルールをあらかじめ定めるよう促す。さらに、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害時における幼稚園・認定こども園等の施設と村間、施設間の連絡・連携体制の構築に努める。

イ 地域等に貢献できる人材の育成

学校等においては、将来的に地域で防災を担うことができる実践力を身につけた人材を育成するための教育を推進するよう努める。

ウ 関係教職員の専門的知識のかん養及び技能の向上

関係教職員に対する防災指導資料の作成、配付、講習会及び研究会等の実施を促進し災害及び防災に関する専門的知識のかん養及び技能の向上を図る。

エ 防災意識の普及

P T A、青少年団体等の研修会及び各種講座等、社会教育活動の機会を活用して、防災意識の高揚を図る。

(3) 防災上必要な計画及び訓練

児童生徒等及び教職員の防災に対する意識の高揚を図り、災害発生時において、迅速かつ適切な行動をとり得るよう、必要な計画を作成するとともに訓練を実施する。

ア 児童生徒等の安全の確保

災害の種別及び、児童生徒等の在校時、登下校時等における災害を想定した対応を講じるとともに、学校等の規模、施設・設備の配置状況、児童生徒等の発達段階を考慮し、避難の場所、経路、時期及び誘導並びにその指示、伝達方法の計画をあらかじめ定め、その周知徹底を図る。

また、学校等が保護者との間で、災害発生時における児童生徒等の保護者への引渡しに関するルールを、あらかじめ定めるよう促す。さらに村は、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害発生時における幼稚園・子ども館等の施設と村、施設間の連絡・連携体制の構築に努める。

イ 避難訓練の計画及び実施

学校等における訓練は、学校安全計画に位置付けて実施するとともに、児童会活動、生徒会活動等とも相まって、十分な効果をあげよう努める。

ウ 訓練実施後の検証

訓練実施後は、十分な反省を加えるとともに、必要に応じ計画の修正・整備を図る。

(4) 登下校の安全確保

児童生徒等の登下校途中の安全を確保するため、あらかじめ登下校の指導計画を学校ごとに作成し、平素から児童生徒等及び保護者への徹底を図る。

ア 安全な通学路の設定

イ 登下校の安全指導

(5) 文教施設等の耐震性の確保並びに不燃堅ろう構造化の促進

文教施設及び設備を災害から防護し、児童生徒等の安全を図るため、建築に当たっては十分な耐震性を確保し、鉄筋コンクリート造、鉄骨造等による不燃堅ろう構造化を促進する。

なお、木造建物等については、使用木材の大断面化、厚手化、難燃化等に配慮した構造とするとともに、建物配置などに十分な防災措置を講じる。

また、校地等の選定・造成をする場合は、災害に対する適切な予防措置を講じる。

(6) 文教施設・設備等の点検及び整備

既存施設については、耐震診断に基づき補強等を行う。また文教施設・設備を災害から防護するため、建物に加え、電気、ガス、給排水設備等のライフライン及び天井材、外壁、照明器具等の非構造部材についても定期的に安全点検を行い、危険箇所又は要補修箇所の早期発見に努めるとともにこれらの補強、補修等の予防措置を図る。

災害に備えた避難及び救助に関する施設・設備の整備を促進し、防災活動に必要な器具等を備蓄するとともに、避難設備等は定期的に点検を行い整備に留意する。

(7) 危険物の災害予防

化学薬品その他の危険物を取り扱う学校等にあっては、それらの化学薬品等を関係

法令に従い適切に取り扱うとともに、災害発生時においても安全を確保できるよう適切な予防措置を講じる。

第7 文化財保護対策

1 方針

文化財の保護のため住民の愛護意識の高揚を図るとともに、文化財の適切な保護・管理体制の確立、防災施設の整備促進を図る。

2 実施機関（実施責任者）等

村（教育委員会）

県

文化財所有者等

3 実施内容

(1) 文化財に対する住民の愛護意識及び防災意識の高揚を図る。

(2) 文化財の管理者に対し、防災知識の普及を図るとともに、管理・保護について助言を行う。

(3) 適時、適切な指示を実施し、予想される被害を未然に防止する。

(4) 自動火災報知設備、貯水槽、防火壁、消防道路等の施設の整備を促進する。

(5) 文化財及び周辺の環境整備を常に実施する。

4 関連調整事項

村は、県が市町村、民間団体（大学・県・建築士会）とともに形成している岡山県文化財等救済ネットワークについて、県と協働し災害時の連携強化を推進する。

第8 危険地域からの移転対策

1 方針

県と連携し、がけ地の崩壊等により住民の生命に危険を及ぼすおそれのある区域（災害危険区域）における対策について検討を行う。

【災害危険区域とは】

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）

（災害危険区域）

第三十九条 地方公共団体は、条例で、津波、高潮、出水等による危険の著しい区域を災害危険区域として指定することができる。

2 災害危険区域内における住居の用に供する建築物の建築の禁止その他建築物の建築に関する制限で災害防止上必要なものは、前項の条例で定める。

2 国が行う事業の概要（国庫補助事業）

(1) 集団移転促進事業

豪雨、洪水等により災害が発生した地域及び災害危険区域のうちで、住民の居住に不適当な区域にある住居の集団的移転の促進を図ることを目的とする。

(2) がけ地近接等危険住宅移転事業

災害危険区域又は県条例で建築を制限している区域に存する既存不適格危険住宅の移転の促進を図ることを目的とする。

第4節 事故災害予防対策

第1 道路災害予防対策

1 方針

災害時における交通の確保と安全を図るとともに、道路構造物の被災等による道路災害の発生を防止するため、道路の防災構造化及び各種施設の整備を促進する。

2 実施機関（実施責任者）等

村（建設課）

県

中国地方整備局（鳥取河川国道事務所）

県公安委員会、県警察

住民、道路隣接地所有者

3 実施内容

（1）道路防災対策

山間道路は、豪雨や台風などによって土砂崩れや落石などの被害が発生する可能性があるので、法面保護工、落石対策工などの対策を実施する。

（2）トンネル事故防止対策

トンネル事故災害に備え、非常用設備の整備、点検を行うとともに、必要な措置を講じ、事故の未然防止を図る。

（3）倒木対策

道路管理者、村、ライフライン事業者、その他関係機関は、倒木による道路やライフラインの途絶、孤立集落の発生を予防するため、連携して倒木の可能性がある箇所を把握し、事前伐採を行うよう努める。

（4）交通管理体制の整備

県、県警察、村等は、信号機・情報板等の道路交通関連施設について、災害時の道路交通管理体制の整備に努める。また、県警察は、警備業者等との間で締結した応急対策業務に関する協定に基づき、災害時の交通規制を円滑に行うよう努めるとともに、道路交通機能の確保のため重要となる信号機への電源付加装置の整備等信号機滅灯対策を推進する。

（5）情報の収集連絡体制

道路管理者は、道路施設等の異常を迅速に発見し、速やかな応急対策を図るため、また、道路交通の安全を確保するため、情報の収集及び連絡体制の整備に努める。また、異常が発見され、災害が発生するおそれがある場合に、道路利用者にその情報を迅速に提供するための体制の整備を図る。

降雨降雪予測等から通行規制範囲を広域的に想定して、できるだけ早く通行規制予

告を発表する。その際、当該情報が入手しやすいよう多様な広報媒体を活用し、日時、迂回経路等を示す。また、降雨予測の変化に応じて予告内容の見直しを行う。

(6) 広報

県警察は、災害時において交通規制が実施された場合の車両の運転者の義務等について周知を図る。

4 関連調整事項

関係者は、陸上における交通施設について、道路施設等の点検を通じ、道路現況の把握に努めるとともに、路線計画、構造等に防災的見地から十分な対策を講じるよう配慮する。

第2 鉄道災害予防対策

1 方針

災害時における鉄軌道交通の確保と安全を図るとともに、列車の衝突等による多数の死傷者の発生を防止する。

2 実施機関（実施責任者）等

村（総務企画課）

県

鉄軌道事業者（智頭急行株）

県警察

3 実施内容

(1) 鉄軌道交通の安全のための啓発

関係機関は、置き石事故等の外部要因による事故を防止するため、ポスターの掲示、チラシ類の配布等により、事故防止に関する知識の普及啓発に努める。

(2) 鉄軌道の安全な運行の確保

鉄軌道事業者は、安全な運行を確保するため、次の事項の実施に努める。

ア 大雨等による災害を防止するため、路面の盛土、法面改良等の実施

イ 異常時における列車防護及び関係列車の停止手配の確実な実施

ウ 防護無線その他の列車防護用具の整備

エ 建築限界の確保や保安設備の点検等の運行管理体制の充実

オ 乗務員及び保安要員に対する教育訓練体制と教育内容に関する教育成果の向上

カ 乗務員及び保安要員に対する科学的な適性検査の定期的な実施

キ トンネル、雪覆、落石覆その他の線路防護施設の点検

ク 災害により列車の運転に支障が生ずるおそれのあるときの線路の監視

ケ 植物等が鉄道施設に障害を及ぼし、又は及ぼすおそれがある場合、所要の手続きを行った上の伐採等の実施

(3) 鉄軌道車両の安全性の確保

鉄軌道事業者は、車両の安全性を確保するため、次の事項の実施に努める。

ア 新技術を取り入れた検査機器の導入及び検査精度の向上

イ 検査修繕担当者の教育訓練内容の充実

ウ 故障データ及び検査データの科学的分析及び保守管理内容への反映

(4) 鉄軌道交通環境の整備

鉄軌道事業者は、交通環境の整備のため、次の事項の実施に努める。

ア 軌道や路盤等の施設の適切な保守及び線路防護施設の整備

イ 列車集中制御装置（C T C）の整備、自動列車停止装置（A T S）の高機能化等の運転保安設備の整備充実

(5) 通信手段の確保

鉄軌道事業者は、事故災害時の重要通信の確保のために指令電話、列車無線等並びに外部機関との災害時の情報連絡手段を確保するための無線設備又は災害時有線電話の整備に努める。

(6) 安全施設等の整備

関係機関は、列車事故による災害を防止するため、鉄道の連続立体交差化又は道路との立体交差化等安全施設整備事業を推進する。

(7) 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

鉄軌道事業者は、災害応急対策と災害復旧へ備えるため、次の事項の実施に努める。

ア 事故災害発生直後における旅客の避難等のための体制の整備及び防災関係機関との連携の強化

イ 事故災害時の応急活動に必要な人員・機材等の輸送のための緊急自動車の整備

ウ 施設、車両の構造図等の資料の整備

(8) 再発防止対策の実施

鉄軌道事業者は、県警察、消防等の協力を得て、事故災害の徹底的な原因究明を行うとともに、安全対策に反映し、同種事故の再発防止に努める。

第3 大規模な火災予防対策

1 方針

大規模な火災の発生の防止や、大規模な火災から住民を守るため、災害に強いむらづくりの推進、消防施設・設備等の整備を図る。

2 実施機関（実施責任者）等

村（総務企画課）

県

消防機関（消防本部、消防団）

3 実施内容

(1) 災害に強いむらの形成

村は県と連携して、火災等の災害から人命の安全を確保するため、特殊建築物等の適切な維持保全及び必要な防災改修を促進する。

(2) 防災知識の普及

村は県、公共機関と連携して、全国火災予防運動、防災週間等を通じ、住民に対し、大規模な火災の被害想定等を示しながら、その危険性を周知させるとともに、火災発生時にとるべき行動、避難場所での行動等、防災知識の普及を図る。

(3) 消火活動関係

ア 村及び県は、大規模な火災に備え、消火栓のみに偏ることなく、防火水槽の整備、河川水等の自然水利の活用、水泳プール等の指定消防水利としての活用等により、消防水利の多様化を図るとともに、その適正な配置に努める。

イ 平常時から消防機関（消防本部、消防団）及び自主防災組織等の連携強化を図り、区域内の被害想定の実施及びそれに伴う消防水利の確保、消防体制の整備に努める。

ウ 村は、消防ポンプ自動車等の消防用機械・資機材の整備促進に努める。

第4 林野火災の防止対策

1 方針

住民の林野火災に対する予防意識の啓発に努めるとともに、林野の巡視の強化及び防火施設の整備等防火対策を推進し、林野火災の未然防止と被害の軽減を図る。

2 実施機関（実施責任者）等

村（産業観光課、総務企画課）

消防機関（消防本部、消防団）

県

近畿中国森林管理局（岡山森林管理署）

森林事業体等

3 実施内容

(1) 林野火災予防意識の啓発

ア 山火事予防協議会等の開催

村及び県は、山火事予防協議会等を開催し、各関係機関、団体等の協調と運動の徹底を図る。

イ 広報活動による啓発宣伝

村及び県は、林野火災の多発する時期に、山火事予防運動月間等を設定し、航空機、横断幕、立看板、広報紙、ポスター等有効な手段を通じ、住民の林野火災予防意識の啓発に努める。

(2) 警報伝達の徹底

ア 村は、気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、その旨を地域住民に周知させなければならない。

イ 村、県及び消防機関は、気象予警報等伝達計画に基づく通報体制を常時保持し、気象台の発する乾燥注意報及び火災気象通報を接受したときは、これの確実な伝達と地域住民への周知を図らなければならない。

(3) 巡視、監視の強化

村は、気象の状況が火災の予防上危険であると認めるとき及び山火事多発期は、山林の巡視及び監視を強化し、火災予防上危険な行為の排除及び火災の早期発見を図る。

(4) 火入れ指導の徹底

火入れに当たって、村は、火入れに関する条例及び村火災予防条例等を厳守させ、火災警報等発令時には、火入れを制限し、乾燥注意報、強風注意報等発令時には、自粛を呼びかける。

(5) 森林の防火管理の徹底

ア 森林事業体等は、自主的な森林保全管理活動を推進するように努める。

イ 村及び県は、森林所有（管理）者に対し、防火帯、防火道、防火用水の設置、整備及び既設の望楼、標板等の保護、管理並びに設置を指導する。

(6) 消防施設等の整備

ア 村は、林野火災用消防水利（防火水槽、簡易水槽等）及び消防施設の整備拡充を図る。

イ 村及び県は、防火線としての役割をもたせるとともに、林野火災の消火活動に資するため、林道を整備する。

ウ 公有林管理者は、防火標識等火災予防施設の整備を図る。

(7) ヘリコプターによる空中消火体制の整備

ア 村及び消防本部は、県から資機材を借り受けようとするときは、運用要綱に定める手続きによるものとする。

イ ヘリコプターによる空中消火を積極的に活用するため、広域航空応援体制、活動拠点の整備を行う。

- ・航空消防応援実施細目
- ・岡山県林野火災対策用空中消火機材運用要綱

4 関連調整事項

諸施設等の整備に当たっては、各機関相互で連絡調整し適切に配置できるよう考慮する。

第5 危険物等保安対策

1 方針

危険物（石油類等）、毒物劇物等化学薬品類（以下「危険物等」という。）による災害の発生及び拡大を防止するため、保安意識の高揚、取締りの強化、自主保安体制の強化を図る。

2 実施機関（実施責任者）等

村（総務企画課）（消防本部へ委任）

県

危険物等施設の所有者、管理者、占有者

危険物等輸送事業者

中国経済産業局

3 実施内容

危険物等施設の所有者、管理者、占有者（以下「事業者」という。）は、法令で定めるところにより危険物等による事故・災害の発生を防止するため、保安意識の高揚、自主保安体制の整備を図る。

村及び県は、法令に基づく保安指導、立入検査、保安講習会等の実施により、危険物等取扱者の保安意識の高揚を図るとともに、事業所の自主保安体制の充実を重点に災害予防対策を推進する。また、危険物等による事故・災害の発生に備えて防災体制の充実を図る。

（1）事業者の自主保安体制の確立

ア 事業者は法令に定める技術基準を遵守し施設の安全性の確保に努める。

イ 日常点検、定期自主検査等の効果的な実行を図るため点検事項、点検方法をあらかじめ具体的に定めておく。

ウ 自衛消防隊の設置等自主的な災害予防体制及び応急体制の整備を図る。

エ 漏洩、流出災害等に備えて必要な薬剤、消火薬剤及び防除資機材等の備蓄を推進する。

オ 隣接する石油類等事業所の相互応援に関する協定を促進し、効果的な自衛消防力の確立を図る。

カ 危険物等関係施設が所在する地域の土砂災害警戒区域等の該当性並びに被害想定の確認を行うとともに、確認の結果、風水害により危険物等災害の拡大が想定される場合は、防災のため必要な措置の検討や、応急対策にかかる計画の作成等の実施に努める。

（2）保安意識の高揚

村及び県は、危険物等施設管理者や保安監督者等に対する保安指導の強化を図るとともに、法令等の講習会等を実施する。

(3) 保安の強化

村及び県は、関係法令の定めるところにより危険物等施設に対する立入検査の強化を図るとともに、施設の実態把握に努める。

(4) 事故原因の究明

村、県及び事業者は、危険物等の事故・災害が発生した場合、その原因の究明と再発防止対策の実施に努める。

(5) 危険物等の大量流出時の対策

ア 村及び県は、危険物等が大量に流出した場合に備えて防除活動及び避難誘導活動を行うための体制の整備に努める。

イ 村及び県は、危険物等が大量に流出した場合に備えてオイルフェンス等防除資機材及び避難誘導等に必要な資機材の整備を図る。

ウ 村及び県は、関係機関による危険物等の種類に応じた防除資機材の整備状況を把握し、災害発生時には必要に応じて応援を求めることができる体制を整備する。

(6) 災害防止技術の研究開発

防災関係機関及び関係企業は、それぞれ共同して災害防止技術及び防災用設備、資機材の研究開発に努める。

4 関連調整事項

防災関係機関及び事業者は、それぞれの機関及び機関相互間において情報の収集・連絡体制の整備を図る。また、休日、夜間の場合においても迅速に対応できる体制の整備を図るとともに可能な限り相互に協力してこれを行い、効果的な実行体制の推進に努める。

第6 高圧ガス保安対策

1 方針

高圧ガスによる災害の発生及び拡大を防止するため、保安意識の高揚、保安の強化、自主保安体制の強化を図る。

2 実施機関（実施責任者）等

村（総務企画課）（消防本部へ委任）

県

高圧ガス施設等の所有者、管理者、占有者

高圧ガス輸送事業者

中国四国産業保安監督部

3 実施内容

高圧ガス施設等の所有者、管理者、占有者（以下「事業者」という。）は、法令で定めるところにより高圧ガスによる事故・災害の発生を防止するため、保安意識の高揚、

自主保安体制の整備を図る。

中国四国産業保安監督部、村、県は、法令に基づく保安指導、立入検査、保安講習会等の実施により、事業者の保安意識の高揚を図るとともに、事業所の自主保安体制の充実を重点に災害予防対策を推進する。また、高圧ガスによる事故・災害の発生に備えて防災体制の充実を図る。

(1) 事業者の自主保安体制の確立

ア 事業者は、法令に定める技術基準を遵守し施設の安全性の確保に努める。

イ 事業者は、自主保安体制の整備に努める。

- ・従業者に対する保安教育の実施
- ・定期自主検査の実施と責任体制の確立
- ・地域防災協議会の育成

ウ 事業者は、高圧ガス施設の火災に対する予防対策として、散水設備、放水設備、ウォーターカーテン等防消火設備を整備する。

(2) 保安意識の高揚

村及び県は、事業者及び関係者に対し保安意識の高揚を図る。

ア 高圧ガス保安法等関係法令の周知

イ 保安講習会、研修会の開催

ウ 高圧ガスの取扱指導

エ 高圧ガス保安活動促進週間の実施

(3) 保安指導の強化

村及び県は、関係法令の定めるところにより高圧ガス施設に対する効果的な立入検査の実施に努めるなど、保安指導を強化する。

ア 製造施設又は消費場所等の保安検査及び立入検査の強化

イ 製造施設又は消費場所等の実態把握と各種保安指導の推進

ウ 関係行政機関との緊密な連携

(4) 事故原因の究明

村、県及び事業者は、高圧ガスの事故・災害が発生した場合、その原因の究明と再発防止対策の実施に努める。

(5) 災害防止技術の研究開発

防災関係機関及び関係企業は、それぞれ共同して災害防止技術及び防災用設備、資機材の研究開発に努める。

4 関連調整事項

防災関係機関及び事業者は、それぞれの機関及び機関相互間において情報の収集・連絡体制の整備を図る。また、休日、夜間の場合においても迅速に対応できる体制の整備を図るとともに、可能な限り相互に協力してこれを行い、効果的な実行体制の推進に努める。

第7 火薬類保安対策

1 方針

火薬類による災害の発生及び拡大を防止するため、保安意識の高揚、取締りの強化、自主保安体制の強化を図る。

2 実施機関（実施責任者）等

村（総務企画課）（消防本部へ委任）

県

火薬類施設及び火薬類の所有者、管理者、占有者

火薬類輸送事業者

中国四国産業保安監督部

県警察

3 実施内容

火薬類施設の所有者、管理者、占有者（以下「事業者」という。）は、法令で定めるところにより火薬類による事故・災害の発生を防止するため、保安意識の高揚、自主保安体制の整備を図る。

中国四国産業保安監督部、村及び県は、法令に基づく保安指導、立入検査、保安講習会等の実施により、事業者の保安意識の高揚を図るとともに、事業所の自主保安体制の充実を重点に災害予防対策を推進する。また、火薬類による事故・災害の発生に備え防災体制の充実を図る。

（1）事業者の自主保安体制の確立

ア 事業者は、法令に定める技術基準を遵守し、施設の安全性の確保に努める。

イ 事業者は、自主保安体制の整備に努める。

・従業者に対する保安教育の実施

・防災訓練等の実施

・定期自主検査の実施と責任体制の確立

ウ 事業者の火薬類施設の火災に対する予防対策

・火災又は安定度に異常を呈するなど危険な状態になったときに備えて、火薬庫から速やかに安全な場所に移転しうる体制を確保し、また、あらかじめ一時保管する場所を定めておく。

（2）保安意識の高揚

村及び県は、事業者及び関係者に対し、保安意識の高揚を図る。

ア 火薬類取締法等関係法令の周知

イ 保安講習会、研修会の開催

ウ 火薬類の取扱指導

エ 危害予防週間の実施

(3) 保安指導の強化

村及び県は、関係法令の定めるところにより火薬類施設に対する効果的な立入検査の実施に努めるなど、保安指導を強化する。

- ア 製造施設、火薬庫又は消費場所等の保安検査、立入検査の強化
- イ 製造施設、火薬庫又は消費場所等の実態把握と各種保安指導の推進
- ウ 関係行政機関との緊密な連携

(4) 事故原因の究明

村、県及び事業者は、火薬類の事故・災害が発生した場合、その原因の究明と再発防止対策の実施に努める。

(5) 災害防止技術の研究開発

防災関係機関及び関係企業は、それぞれ共同して災害防止技術及び防災用設備、資機材の研究開発に努める。

4 関連調整事項

防災関係機関及び事業者は、それぞれの機関及び機関相互間において情報の収集・連絡体制の整備を図る。また、休日、夜間の場合においても迅速に対応できる体制の整備を図るとともに、可能な限り相互に協力してこれを行い、効果的な実行体制の推進に努める。

第8 爆発・火災等労働災害予防対策

1 方針

大規模な爆発、火災等の労働災害の原因となる災害について、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）等の定めるところにより、その防止を図る。

村は、県と連携し情報共有等対策を行う。

2 主な実施機関

岡山労働局

関係事業者

3 実施内容

(1) 関係設備の安全確保対策

- ア 岡山労働局は、労働安全衛生法に基づき、化学設備、特殊化学設備による製造取扱いについて監督指導する。
- イ 岡山労働局は、労働安全衛生法に基づき、ボイラー及び圧力容器の取扱い等について監督指導する。
- ウ 関係事業者は、ボイラー及び圧力容器の安全確保に関する自主的な予防対策を実施する。

(2) 酸素欠乏等による災害予防対策

- ア 岡山労働局は、タンクなど酸素欠乏の危険がある場所、し尿処理槽、清掃工場の残灰ピットなど硫化水素発生場所における作業において、酸素欠乏症、硫化水素中毒による労働災害を防止するため「酸素欠乏症等防止規則」等による管理を指導する。
- イ 関係事業者は、酸欠症及び硫化水素中毒による災害を防止するため、自主的な防災対策を実施する。

4 関連調整事項

ボイラーや圧力容器による災害の予防対策の実施に当たっては、日本ボイラ協会と関係事業者等が一体となって、自主的な安全確保対策を促進する。

第5節 複合災害対策

1 方針

村等の防災関係機関は、複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対策が困難になる事象）の発生可能性を認識し、備えを充実する。

なお、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の拡大と大規模自然災害の複合災害の同時発生時は、「第3章第4節第2 避難の指示等及び避難所の設置」、「第3章第4節第3 救助」に基づき対応する。

2 実施機関（実施責任者）等

村（総務企画課）

3 実施内容

（1）対応計画の作成

村等の防災関係機関は、災害対応に当たる要員、資機材等について、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに配慮しつつ、要員・資機材の投入判断を行うよう対応計画をあらかじめ定めるとともに、外部からの支援を早期に要請することも定めておく。

（2）訓練の実施

村等の防災関係機関は、様々な複合災害を想定した机上訓練を行い、結果を踏まえて災害ごとの対応計画の見直しに努める。さらに、地域特性に応じて発生可能性が高い複合災害を想定し、要員の参集、合同の災害対策本部の立上げ等の実動訓練の実施に努める。

第6節 防災活動の環境整備

第1 防災訓練

1 方針

災害を最小限度にとどめるためには、村、県をはじめとする防災関係機関による災害対策の推進はもとより、住民一人ひとりが日頃から災害についての認識を深め、万一の災害から自らを守るとの意識のもとに、地域ぐるみで災害に対処する体制づくりが必要である。

過去の災害の教訓を踏まえ、全ての村民が災害から自らの命を守るために、村民一人ひとりが確実に避難できるようになることが必要である。このため、地域の関係者の連携の下、居住地、職場、学校等において、地域の災害リスクや自分は災害に遭わないという思い込み（正常性バイアス）等の必要な知識を教える実践的な防災教育や避難訓練を実施する。

このため、村は、県防災関係機関及び自主防災組織、NPO・ボランティア等、地域住民等の地域に関する多様な団体と連携した防災訓練を実施し、防災関係機関相互の協力体制の強化、予防並びに応急対策機能の向上を図り、住民の防災意識の高揚を図る。その際、女性の参画促進に努める。

2 実施機関（実施責任者）等

村（総務企画課）

県

防災関係機関

自主防災組織、民間協力団体、地域住民

3 実施内容

訓練を行うに当たっては、訓練の目的を具体的に設定した上で、被害の想定を明らかにするとともに、あらかじめ設定した訓練効果が得られるように訓練参加者、使用する機材及び実施時間等の訓練環境などについて具体的な設定を行い、参加者自身の判断も求められる内容や過去の災害対応の教訓の共有を図るなど実践的なものとなるよう工夫する。訓練や研修は計画的かつ持続的な研修となるよう実施する。

また、訓練後には参加機関が集まり、訓練内容の評価を行うことにより、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行うとともに、次回の訓練に反映させるよう努める。

（1）基礎防災訓練の実施

ア 水防訓練

村は、水防活動の円滑な遂行を図るため、水防訓練を実施する。なお、土砂災害に対する訓練の同時実施も検討する。

水防作業は、暴風雨の最中しかも夜間に行う場合が考えられるので、次により十分訓練を行うこととする。

(ア) 実施事項

- a 観測
- b 通報
- c 作業工法
- d 輸送
- e 樋門等の開閉操作
- f 避難

(イ) 実施時期

- a その他の水防管理団体は、指定水防管理団体に準じて実施する。

イ 消防訓練

村は村の消防に関する計画に基づく消防活動の円滑な遂行を図るため、消防に関する訓練を実施するほか、必要に応じ、大規模な建物火災及び林野火災を想定し、他の市町村及び消防関係機関等と合同して実施する。

ウ 避難・救助訓練

村、その他災害関係機関は、災害時における避難その他救助の円滑な遂行を図るため、災害発生時の避難誘導に係る計画をあらかじめ作成し、訓練を行う。この場合、水防・消防等の災害防護活動と併せ、又は単独で訓練を実施する。

なお、学校、病院、社会福祉施設、工場等にあっては、収容者等の人命保護のため、特に避難についての施設を整備し、訓練を実施する。

また、高齢者、障害のある人等の避難行動要支援者を適切に避難誘導するため、自主防災組織、地域住民の協力を得ながら、直接的な声かけ等ができるよう、平常時からこれらの者に係る避難体制の整備に努める。特に、急傾斜地崩壊危険地区等災害危険地区においては、徹底して訓練を行う。

エ 情報収集伝達訓練

村、県及び防災関係機関は、災害時における迅速かつ的確な情報収集の確保が図られるよう、様々な条件を想定した情報収集伝達訓練を実施する。

オ 通信訓練

村、県及び防災関係機関は、災害時における通信の円滑化を図るため、岡山地区非常通信協議会等の協力を得て、各種災害を想定した通信訓練を実施する。

カ 非常招集訓練

村、県及び防災関係機関は、非常配備体制に万全を期するため、各種災害を想定し、勤務時間外における職員、消防団等の非常招集訓練を必要に応じ実施する。

キ 危険物等特殊災害訓練

村、県及び防災関係機関は、防災機関・事業所における災害発生時の防災体制の確立と防災技術の向上を図るため、消防及び事業所等が連携して、高圧ガス等の特殊災害を想定した訓練を実施する。

ク 避難所開設・運営訓練

村及び県は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施する。

(2) 総合防災訓練の実施

上記各種の基礎防災訓練を総合化して、防災関係機関、地域住民及びN P O・ボランティア等が参加して、総合的な訓練を実施する。

ア 実施時期…………災害発生が予想される前の訓練効果のある時期を選んで実施する。

イ 実施場所…………災害の発生する地域又は訓練効果のある適当な場所において実施する。

ウ 実施の方法………村、県、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災関係機関及び地域住民等が一体となって、同一想定に基づき、災害応急対策訓練を実施する。

第2 防災意識の普及

1 方針

自らの身は自ら守るのが防災の基本であり、住民一人ひとりがその自覚を持ち、平常時より災害に対する備えを心がけるとともに、災害時には自らの身の安全を守るよう行動することが重要であり、災害を最小限にとどめるためには、直接被害を受ける立場にある住民一人ひとりが日頃から、各種災害についての正しい認識を深め、災害から自らを守るための最小限の知識を備えておくことが必要である。また、災害時には、初期消火を行う、近隣の負傷者及び避難行動要支援者を助ける、避難場所で自ら活動する、あるいは、村等が行っている防災活動に協力するなど、防災への寄与に努めることが求められる。

このため、村では、県と連携しながら、住民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、自然災害によるリスク情報の基礎となる防災地理情報を整備するほか、専門家（風水害においては気象防災アドバイザー等）の知見も活用しながら、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信するとともに、学校教育、G I S及び各種の広報媒体を活用して、自主防災思想の普及、徹底や地域住民の防災意識の高揚を図る。その際、防災意識の普及を効果的に行うためには、対象者や対象地域を明確にして実施する必要がある。

なお、男女双方の視点に配慮した防災意識の普及を進めるため、防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立に努める。

防災ボランティアについて、自主性に基づきその支援力を向上し、県、市町村、住民、他の支援団体と連携・協働して活動できる環境の整備が必要である。

2 実施機関（実施責任者）等

村（総務企画課、教育委員会）

県

防災関係機関

自主防災組織等

3 実施内容

（1）防災教育

ア 住民に対する防災教育

（ア）村及び県は、「自らの命は自らが守る」という意識の徹底や、地域の災害リスクととるべき避難行動等についての住民の理解を促進するため、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、住民主体の取組を支援・強化することにより、社会全体としての防災意識の向上を図る。

具体的には、防災に関する研修会、映画会、パネル展等の行事を実施するとともに、ハザードマップ、パンフレット等を配布し、過去の災害の紹介や、災害危険箇所及び災害時における心得等をわかりやすく周知し、地域の災害リスクや避難の必要性について理解が進むよう、地域住民の防災意識の高揚を図る。また、災害時の避難のタイミングや時系列に整理した自分の行動等を記入したカード、計画表等の作成を促進するなど、適切な避難行動につながる取組を進める。

特に、生活に密着した切実な災害の体験談を収集し、防災教育に役立てることにより、災害の記憶や教訓を自らのこととして個人に実感させる。

なお、地域の祭りやスポーツのイベントに防災のコーナーを設けるなどの工夫を行うとともに、公民館等の社会教育施設を活用するなど、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で積極的な防災に関する教育の普及推進を図るものとする。

教育機関及び民間団体等は、児童生徒等、社員をはじめ、地域住民等に対して、絵本や写真集、紙芝居、漫画、ゲーム等様々な媒体を活用してより魅力的な防災教育を行う。また、Web サイト等で防災教育メニューの充実に努めるとともに、障害のある人、高齢者や外国人等を勘案し、防災教育教材のユニバーサルデザイン化や多言語化を進める。

（イ）「最低3日間、推奨1週間」分の食料、飲料水、携帯トイレ、トイレットペーパー等の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池、携帯充電器・バッ

テリー等）の準備、自動車へのこまめな満タン給油、飼い主による家庭動物（特定動物を除く。）への所有明示や同行避難、指定避難所での飼養についての準備、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等家庭での予防・安全対策、警報等発表時や緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難の意味や発令時にとるべき行動、避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識、正常性バイアス等を克服し、避難行動を取るべきタイミングを逸することなく適切な行動をとること、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅や職場、宿泊施設等の避難場所、避難経路等の確認、様々な条件下（家屋内、路上、自動車運転中等）で災害時にとるべき行動、指定緊急避難場所での行動、災害時の家族内の連絡体制をあらかじめ決めておくこと、広域避難の実効性を確保するための、通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え方、家屋が被災した際に、片付けや修理の前に、家屋の内外の写真を撮影するなど、生活の再建に資する行動等の防災知識の普及を図る。

また、地域で取り組むべき対応についても、普及啓発を図る。

(エ) 村及び県は、災害発生後に、指定避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所等において、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」意識の普及、徹底を図る。

(オ) 防災意識の普及の際には、高齢者、障害のある人、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。

なお、要配慮者については、民生・児童委員やヘルスボランティア委員、自主防災組織等の協力を得て、その把握や防災知識の普及に努める。

また、防災・減災への取組実施機関と地域包括支援センター・ケアマネジャーが連携し、高齢者に対し、適切な避難行動に関する理解の促進に向けた取組を実施する。

(カ) 村及び県は、防災気象情報や避難に関する情報等の防災情報を災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供すること等を通して、受け手側が情報の意味を直感的に理解できるような取組を推進する。

(キ) 地域住民に対し、風水害のおそれのない適切な指定緊急避難場所、避難路等について周知徹底するとともに、必要に応じて指定緊急避難場所の開放を自主防災組織で担う等、円滑な避難のため、自主防災組織等の地域のコミュニティを生かした避難活動を促進する。

(ク) 被害の防止、軽減の観点から、住民に対して、「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、自らの判断で避難行動をとること及び自主避難の重要性を住民に周知し、住民の理解と協力を得るように努める。また、災害の種別に応じた適切な避難

場所、避難路について周知徹底する。

なお、避難指示等が発令された場合の避難行動としては、指定緊急避難場所への移動を原則とするものの、避難のためのリードタイムが少ない局地的かつ短時間の豪雨の場合は、指定緊急避難場所を開放していくなくても躊躇なく避難指示を発令する事態が生じうこと、また、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場等への避難がかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、「緊急安全確保」を行うべきことについて、周知徹底に努める。

(ケ) 村は、国、県、関係公共機関等の協力を得つつ、地域の水害・土砂災害リスクや災害時にとるべき行動について普及啓発するとともに、風水害の発生危険箇所等について調査するなど防災アセスメントを行い、地域住民の適切な避難や防災活動に資するよう以下の施策を講じる。

- ・指定緊急避難場所、避難路等水害に関する総合的な資料として、図面表示等を含む形で取りまとめたハザードマップ、防災マップ、風水害発生時の行動マニュアル等の作成を行い、住民等が地域の災害リスクや避難の必要性を理解できるよう努める。その際、河川近傍や浸水深の大きい区域については「早期の立退き避難が必要な区域」として明示するとともに、避難時に活用する道路において冠水が想定されていなか住民等に確認を促すよう努める。また、中小河川や雨水出水による浸水に対応したハザードマップ作成についても、関係機関が連携しつつ作成・検討を行う。
- ・土砂災害警戒区域、指定緊急避難場所、避難経路等の土砂災害に関する総合的な資料として、図面等を含む形で取りまとめたハザードマップ、防災マップ、風水害発生時の行動マニュアル等をわかりやすく作成し、地域の災害リスクや避難の必要性が理解できるよう努める。
- ・ハザードマップ等の配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努める。
- ・山地災害危険地区等の山地災害に関する行動マニュアル、パンフレット等を作成し、地域の災害リスクや避難の必要性が理解できるよう努める。
- ・地域の実情に応じ、災害体験館等防災知識の普及に資する施設の設置に努める。

(コ) 電気通信事業者は、災害時における通信量の増加を抑制するため、災害時の不要不急な通信は控えるよう周知に努める。

イ 教育機関における防災教育

教育機関においては、防災に関する教育の重要性を認識し、児童生徒等及び学生が防災に関する理解を深めるとともに、災害発生時等において自己の安全を確保するため適切な対応ができるよう防災に関する教育の充実に努める。

また、地域の防災力を高めていくため、学校における防災教育の充実、防災に関する教材（副読本）の充実を図る。特に、水害・土砂災害のリスクがある学校においては、避難訓練と合わせた防災教育の実施に努める。

ウ 職員に対する防災教育

防災業務に従事する職員に対して、防災上必要な知識及び技能の向上を図るため、地域防災計画の内容、運用をはじめ関係法令・実務等に関する研修会等を実施し、その指導を行う。

(2) 防災広報

関係機関は、住民に対して時期に応じて、ラジオ、テレビ、新聞等を通じ、また、広報パンフレット等を作成、配布、地域の祭りやスポーツのイベントに防災のコーナーを設けるなどあらゆる機会を捉え積極的な防災意識の高揚を図る。

(3) 防災ボランティア活動のための環境整備

ア 村及び県は、災害時におけるボランティアの迅速かつ有効な活用を図るため、医療、看護、介護、通訳等の専門的な資格や技能を有する専門ボランティアを平常時から登録し、把握するとともに、専門分野別研修の実施により登録ボランティアの技術向上等を図る。

イ 村及び県は、登録された専門ボランティアに対して、防災に関する知識及び技能の向上を図るため、関係機関の協力を得て研修、訓練等を行う。

ウ 村は、災害発生時に村社会福祉協議会が設置する災害ボランティアセンターが円滑に運営できるよう、平常時より村社会福祉協議会と連携・協働し、設置に係る事前準備を行う。

また、区域内の県登録災害救援専門ボランティアについて平常時から把握するとともに、独自のボランティアの養成等について検討する。

エ 防災ボランティアに対し、身近な地域において自治体や他の団体との連携、災害時だけでなく平常時の減災のプログラムへの積極的な参画等、身近な地域社会と力を合わせて減災を図る取組を日常的に進めることの重要性を訴える。

オ 村及び県は、災害時（この項では復興期を含む。）の迅速かつ円滑な防災ボランティア活動実施のため、被災者支援に係る関係機関及びNPO・ボランティアとの平常時を含めた連携体制の構築や、防災ボランティア活動に必要な行政情報、被災者ニーズや個人情報などの共有等が適切に図られるよう努める。

カ 村及び県は、防災ボランティアの活動環境として、行政・NPO・ボランティア等の三者で連携し、平常時の登録、ボランティア活動や避難所運営等に関する研修や訓

練の制度、災害時における防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、防災ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について整備を推進するとともに、そのための意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進する。

キ 村及び県は、社会福祉協議会、NPO等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築し、地域住民やNPO・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、防災ボランティア活動の環境整備に努める。

(4) 防災週間等における啓発事業の実施

村、県、防災関係機関においては、防災週間等の予防運動実施時期を中心として、村民に対する啓発活動を実施し、水防、土砂災害・雪崩災害・二次災害防止・大規模広域避難に関する総合的な知識の普及に努め、防災意識の高揚を図る。

各種の予防運動実施時期

- ・防災とボランティア週間（1月15日～21日）
- ・防災とボランティアの日（1月17日）
- ・春季全国火災予防運動期間（3月1日～7日）
- ・建築物防災週間（3月1日～7日、8月30日～9月5日）
- ・山火事予防運動月間（3月1日～31日）
- ・水防月間（5月1日～31日）
- ・山地災害防止キャンペーン（5月20日～6月30日）
- ・がけ崩れ防災週間（6月1日～7日）
- ・土砂災害防止月間（6月1日～30日）
- ・危険物安全週間（6月第2週）
- ・火薬類危害予防週間（6月10日～16日）
- ・道路防災週間（8月25日～31日）
- ・防災週間（8月30日～9月5日）
- ・防災の日（9月1日）
- ・救急の日（9月9日）
- ・救急医療週間（9月9日を含む1週間）
- ・国際防災の日（10月の第2水曜日）
- ・高圧ガス保安活動促進週間（10月23日～29日）
- ・津波防災の日（11月5日）
- ・秋季全国火災予防運動期間（11月9日～15日）
- ・雪崩防災週間（12月1日～7日）

第3 自主防災組織の育成及び消防団の活性化

1 方針

自然災害やますます多様化する事故災害等に対処するためには、防災関係機関と地域住民による自主防災組織とが一体となって総合的な防災体制を確立し、災害予防、応急活動、災害復旧を行うことが必要である。

また、災害が発生したときの被害をできる限り小さくするという「減災」のためには、地域特性を知り、地域の防災力を高める必要があり、この地域防災力の向上の要となるのが住民等の自発的な防災組織となる「自主防災組織」である。

この住民の隣保共同の精神に基づく、地域住民による自主防災組織及び大規模な災害が発生する危険性を有する施設の関係者による自主的な防災組織を育成し、防災活動が効果的に行われるよう協力体制を確立する。その際、女性の参画の促進に努める。

また、消防団は、大規模災害時や国民保護措置の場合に、住民の避難誘導や災害防御等を実施することとなっており、災害対応に係る教育訓練のより一層の充実を図るなど、消防団の充実・活性化に努める。

2 実施機関（実施責任者）等

村（総務企画課）

県

大規模な災害の危険性を有する施設の管理者

消防機関（消防本部、消防団）

3 実施内容

（1）自主防災組織の活動

自主防災組織は、減災の考え方や、公助・自助・共助を基本として防災対策を実施するとの考え方を踏まえ、地域の実情に応じた防災計画に基づき、平常時、災害時ににおいて効果的に防災活動を行うように努める。

ア 平常時の活動

- （ア）防災知識の普及
- （イ）防災訓練の実施
- （ウ）火気使用設備器具等の点検
- （エ）防災用資機材等の整備
- （オ）要配慮者の把握

イ 災害時の活動

- （ア）災害情報の収集及び伝達
- （イ）初期消火等の実施
- （ウ）救助・救急の実施及び協力
- （エ）避難誘導の実施

(オ) 炊き出し、救助物資の配布に対する協力

(カ) 避難行動要支援者の支援

(2) 自主防災組織の設置促進・育成強化・活動活性化

ア 村は、住民に対して自主防災組織の必要性を十分周知し、行政区単位を中心とした地域住民による自主防災組織の設置促進・育成強化を推進する。その際、現在何らかの形で日常的な地域活動を行っている人達が、防災の機能を新たに担うような仕組みを取り入れることも効果的である。

イ 自主防災組織の核となる自治会役員に対して研修を実施し、育成するとともに、多様な世代が参加できるような環境の整備や防災士の資格の取得の奨励等を行うなどにより、組織の強化を促す。

ウ 平常時は自主防災組織の研修・訓練の場となり、災害時においては、避難、備蓄等の機能を有する活動の拠点となる施設の整備を図るとともに、救助、援護のための資機材の充実を図る。

エ 村は、地域における消防防災のリーダーとして、平常時・非常時を問わずその地域に密着し、住民の安全と安心を守る役割を担っている消防団員の積極的な指導を得て、自主防災組織の設置・育成・活動活性化を進める。

オ 村及び県は、各地域において、自治会役員の育成等、自助・共助の取組が適切かつ継続的に実施されるよう、水害・土砂災害・防災気象情報に関する専門家の活用を図る。

・自主防災組織（資料第2）

第4 災害教訓の伝承

1 方針

災害によって引き起こされる被害を最小限にするためには、過去に発生した災害において培われた防災に関する知恵や経験等を確実に後世に伝えることが重要である。

このため、村では、過去の大災害の資料等を提供するなど、災害教訓の伝承を図る。

2 実施機関（実施責任者）等

村（総務企画課）

3 実施内容

(1) 村は、過去に起こった大災害の教訓や災害文化（災害を通じて人間が培ってきた学問、技術、教育等）を風化させないよう確実に後世に伝えていくため、大災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう地図情報その他の情報により公開に努める。また、防災教育等を通じて、災害に関する石碑やモニュメント等のも

つ意味を正しく後世に伝え、二度と同じことが繰り返されないよう防災意識の向上に努める。

- (2) 住民は、自ら災害教訓の伝承に努める。村は、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等により、住民が自主防災活動として災害教訓を伝承する取組を積極的に支援する。

第5 企業防災の推進

1 方針

災害により生産活動や流通が停止すると、広域的に経済活動へ影響が生じるなど、大きな負のインパクトを与える懸念がある。このため、企業・組織の事業継続や供給網の管理など、企業防災の促進を図る。

2 実施機関（実施責任者）等

企業

村（総務企画課）

3 実施内容

- (1) 大規模な災害の危険性を有する施設の管理者は、自主的に事業所の防災活動を行うための組織を整備する。
- (2) 企業は、災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握とともに、リスクに応じた、リスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努める。具体的には、各企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定・運用するよう努めるとともに、事業継続上の取組を継続的に実施するなど、事業継続マネジメント（BCM）の取組を通じて、防災活動の推進に努める。特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者など災害応急対策等に係る業務に従事する企業は、国及び地方公共団体が実施する企業との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努める。また、自ら提供する商品・役務等に関連する自然災害リスクについてもハザードマップ等によって事前に把握し、取引の相手方に対して十分な情報提供を行うとともに、その情報が理解されるよう努める。
- (3) ライフライン事業者は、災害時の施設機能の確保策を講じるに当たっては、大規模な風水害が発生した場合の被害想定を行い、想定結果に基づいた主要設備の風水害に対する安全性の確保、災害後の復旧体制の整備、資機材の備蓄等に取り組む。
- (4) 村は、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスを行うとともに、防災協力協定の積極的な

締結に努める。また、村及び県は、企業防災分野の進展に伴って増大することになる事業継続計画（B C P）策定支援及び事業継続マネジメント（B C M）構築支援等の高度なニーズにも的確に応えられる市場の健全な発展に向けた条件整備に取り組む。

- (5) 村及びみまさか商工会は、共同して、小規模事業者の事業継続力強化を支援する事業についての事業継続力強化支援計画の作成に努める。
- (6) 県は、村及びみまさか商工会が共同して作成する事業継続力強化支援計画の認定を行う。
- (7) 事業者は、豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、また、避難を実施する場合における混雑・混乱等を防ぐため、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努める。
- (8) 村及び県は、あらかじめみまさか商工会等と連携体制を構築するなど、災害発生時に中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努める。
- (9) 土砂災害警戒区域内に位置し、村地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、水防法に基づき設置した自衛水防組織の業務に関する事項等の計画を作成し、当該計画に基づき、避難誘導等の訓練を実施する。また、作成した計画及び自衛水防組織の構成員等について村長に報告する。

第6 住民及び事業者の地区内の防災活動の推進

1 方針

各地区の特性に応じてコミュニティレベルでの防災活動を内容とする「地区防災計画」を村防災計画に定め、「自助」、「共助」の精神に基づく自発的な防災活動を推進し、地域における防災力を高める。

2 主な実施機関

自主防災組織、地域住民

企業

村

3 実施内容

- (1) 村内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努める。この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として村防災会議に提案するなど、村と連携して防災活動を行う。

- (2) 村は、村地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう、村内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、村地域防災計画に地区防災計画を定める。
- (3) 村は、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努める。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努める。

第7節 要配慮者等の安全確保計画

1 方針

乳幼児、身体障害のある人、知的障害のある人、精神障害のある人、発達障害のある人、難病のある人、高齢者、妊婦、外国人等の要配慮者について、その状況を把握し、それに応じて防災知識の普及を図るとともに、緊急時に備え、避難行動要支援者及びその保護者等との連絡体制、状況の確認方法等の整備・把握に努める。

また、医療・福祉対策との連携のもとでの要配慮者の速やかな支援のための協力体制の確立を図り、防災施設等を整備するとともに、防災拠点スペースを設置するなど、要配慮者向けの避難先を確保する。

社会福祉施設においては、要配慮者が災害発生時においても安全で快適な暮らしができるよう、平素から、施設・設備の点検・整備、防災組織の整備、防災教育・訓練の実施等、防災対策の充実に努める。

地域においては、自主的な防災組織の設置・育成により、要配慮者に対する体制を整備するとともに、災害時に適切な避難行動をとることができるよう、日頃から要配慮者を助け合える地域社会づくりを進める。その際、女性の参画にも努める。

2 実施機関（実施責任者）等

村（総務企画課、保健福祉課）

社会福祉施設等関係機関

県

3 実施内容

（1）防災知識の普及

ア 村は、県と協力して、要配慮者の実情に配慮した防災知識の普及啓発や福祉避難所の所在等の周知を行うとともに、社会福祉施設において適切な防災教育が行われるよう指導する。

イ 村は、社会福祉協議会等と連携をとりながら、災害時における要配慮者の在宅生活の安全を確保するため、本人をはじめ家族、障害者相談員、関係施設職員及びボランティア等に対し、防災知識の普及啓発や福祉避難所の所在等の周知について研修等を通じて行う。

また、地域で生活する外国人に対しては、外国語の防災パンフレットの配布を行う、防災意識の普及に当たっては、外国人にも配慮する。

防災訓練に当たっては、地域住民が要配慮者とともに助け合って避難できることに配慮する。

ウ 社会福祉施設、要配慮者を雇用する事業所等の管理者は施設職員や入所者等に対し防災教育を実施する。

エ 要配慮者及びその家族は、要配慮者の身体状況に応じた生活方法、介護方法、医療データ等を自ら把握し、また、福祉避難所の所在等の確認に努め、日常生活に必要な用具、補装具、特定の医療品等の入手方法等について明確にしておくものとする。

(2) 要配慮者の把握

ア 村は、災害の発生に備え、要配慮者に対する援護が適切に行われるよう努める。

また、村は、要配慮者の次のような詳細情報を、地域包括支援センター、民生委員、児童委員等の活用等により、日頃から把握しておく。

(ア) 居住地、自宅の電話番号

(イ) 家族構成

(ウ) 保健福祉サービスの提供状況

(エ) 外国語による情報提供の必要性

(オ) 視覚・聴覚に障害のある人への適切な情報提供の必要性

(カ) 近隣の連絡先、災害時の当該地域外の連絡先、その他災害時における安否確認の方法（迅速かつ確実に安否確認を行うため、複数の安否確認の方法を整備する。）

イ 要配慮者及びその家族は、災害時に自らの安否を連絡できるよう、村役場をはじめ近隣の住民、県外の連絡先、近隣の福祉施設等とのつながりを保つよう努力するものとする。

また、要配慮者の近隣の住民は、日頃から可能な限り要配慮者に関する情報を把握しておくよう努めるものとする。

(3) 避難行動要支援者名簿の作成

ア 避難支援等関係者となる者

村は、避難支援等に携わる関係者（以下「避難支援等関係者」という。）として、次の者に対して、避難行動要支援者本人の同意を得ることにより、または、村の条例の定めにより、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供するとともに、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安全確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。なお、災害時の避難支援等に際しては、避難支援等関係者本人又はその家族等の生命及び身体の安全確保に配慮する。

(ア) 氏名

(イ) 生年月日

(ウ) 性別

(エ) 住所又は居所

(オ) 電話番号、その他の連絡先

(カ) 避難支援等を必要とする事由

(キ) 所属する自治会

イ 名簿に登録する者の範囲

村は、次に該当する者（社会福祉施設等入所者及び長期入院患者を除く。）を避難行動要支援者名簿に登録する。その他、何らかのハンディキャップにより災害時に自ら避難することが困難な方についても、申し出があれば避難行動要支援者名簿に登録する。

(ア) 80歳以上ののみの世帯の方

(イ) 要支援・要介護認定を受けている方

(ウ) 身体障害者手帳（1級・2級）の交付を受けている方

(エ) 療育手帳（A・B）の交付を受けている方

(オ) 精神障害者保健福祉手帳（1級・2級）の交付を受けている方

(カ) 自立支援医療受給者証（精神通院）の交付を受けている方

(キ) 福祉サービス受給者証の交付を受けている方

(ク) 上記以外で避難支援を希望する方

ウ 名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法

(ア) 村は、災害の発生に備え、避難支援を必要とする方を登録した避難行動要支援者名簿を作成し、災害発生時に効果的に利用することにより、避難行動要支援者に対する避難支援や迅速な安否確認等が適切に行われるよう努める。避難行動要支援者名簿には、避難行動要支援者に関する次の次項を記載する。

a 氏名

b 生年月日

c 性別

d 住所又は居所

e 電話番号、その他の連絡先

f 避難支援等を必要とする事由

g 所属する自治会

(イ) 村は、避難行動要支援者名簿の作成に当たり、(ア)について庁内関係課で把握している情報を利用する。

エ 名簿の更新に関する事項

村は、避難行動要支援者名簿について、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映した者となるよう定期的に更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努める。

オ 名簿情報の提供に際し情報漏えいを防止するために村が求める措置及び村が講ずる措置

村は、情報の漏えい防止のために、避難支援等関係者と覚書を交わす。

カ 要配慮者が円滑に避難のための立退きを行うことができるための通知又は警告の配慮

「高齢者等避難」は、避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難に当たって重要な情報である。避難行動要支援者の中には避難等に必要な情報を入手できれば、自ら避難行動をとることが可能な者もいる。

村は、避難支援等関係者が避難行動要支援者名簿を活用して着実な情報伝達及び早い段階での避難行動を促進できるよう、その発令及び伝達に当たっては、下記の事項に配慮する。

- (ア) 高齢者や障害者等にもわかりやすい言葉や表現、説明などにより、一人一人に的確に伝わるようにすること。
- (イ) 同じ障害であっても、必要とする情報伝達の方法等は異なることに留意すること。
- (ウ) 高齢者や障害者に合った、必要な情報を選んで流すこと。

また、村は、災害時に緊急かつ着実な避難指示が伝達されるよう、各種情報伝達の特徴を踏まえ、防災行政無線（戸別受信機）や広報車による情報伝達に加え、携帯端末等を活用し、緊急速報メールを活用するなど、多様な情報伝達の手段を活用して情報伝達を行う。

キ 避難支援等関係者の安全確保

避難支援等実施者本人及びその家族等の生命及び身体の安全を守ることを前提とする。避難支援等関係者は、地域の実情や災害の状況に応じて、可能な範囲で避難支援を行う。

ク その他、避難行動要支援者名簿の作成及び利用に関する必要な事項

- (ア) 村は、安全が確認された後に、避難行動要支援者を指定緊急避難場所から指定避難所、あるいは一般の指定避難所から福祉避難所へ円滑に移送するため、輸送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法等についてあらかじめ定めるよう努める。

- (イ) 避難行動要支援者及びその家族は、災害時にその安否を連絡できるよう、村役場はもちろんのこと、近隣の住民、県外の連絡先、近隣の社会福祉施設、障害のある人の団体等とのつながりを保つよう努める。

また、避難行動要支援者の近隣の住民は、日頃から避難行動要支援者に関する情報を把握しておくよう努める。

(4) 個別避難計画の作成

ア 個別避難計画の整備方針

- (ア) 村は、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携の下、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、地域住民等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成する

よう努める。

- (イ) 個別避難計画は、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用に支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努める。
- (ウ) 消防機関、県警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人及び避難支援等実施者の同意、または、当該市町村の条例の定めがある場合には、あらかじめ個別避難計画を提供する。
- (エ) 村は個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をする。
- (オ) 村は避難行動要支援者名簿、個別避難計画の整備等に当たり、デジタル技術を活用する。

イ 優先度の高い避難行動要支援者の範囲

- ・土砂災害警戒区域に居住
- ・心身の状態、人工呼吸器等の医療機器（電源喪失等が命に係わる）
- ・居住実態、社会的孤立

ウ 個別避難計画作成に必要な個人情報及びその入手方法

福祉担当部局は、関係部局と連携し、災害対策基本法に定める個別避難計画について、支援が必要な避難行動要支援者を対象に、本人の同意を得て作成する。

計画作成に当たり、高齢者・障害者等の要介護度や手帳等の情報について、避難行動要支援者名簿の他、要支援者本人・家族・関係者等から情報を入手する。

エ 個別避難計画の更新に関する事項

要支援者の心身の状況等の変化や居住地のハザード情報が変更された場合等において、本人・家族からの申し出、あるいは地域における支援活動を契機として適宜更新を行う。

以下については、前項の避難行動要支援者名簿と同様の取り扱いとする。

オ 避難支援等関係者

カ 個別避難計画の管理

キ 個別避難計画情報の提供に際し情報漏えい防止するための措置

ク 要配慮者が円滑に避難を行うことができるための通知又は警告の配慮

ケ 避難支援等関係者の安全確保

(4) 福祉避難所等の確保

村は、平常時から福祉避難所の対象となる要配慮者の現況把握に努め、すべての対象者の入所が可能となることを目標に、福祉避難所として利用可能な施設の把握及び福祉避難所の指定を行うものとする。

その際、村は、小・中学校や集会所等の指定避難所に介護や医療相談を受けることができるスペースを確保した地域における身近な福祉避難所や、老人福祉施設や障害者支援施設などと連携し、障害のある人などに、より専門性の高いサービスを提供できる地域における拠点的な福祉避難所の指定を行うものとする。また、難病のある人に対しては、県、周辺市町と連携し、避難所の確保に努めるものとする。

さらに、村は、福祉避難所の指定に当たっては、施設管理者と連携し、福祉避難所として機能するために、プライバシーへの配慮など要配慮者の心身の状態に応じ、必要な施設整備や物資・器材の備蓄に努めるものとする。

なお、被災した子どもに関しては、被災による生活環境の悪化に起因した心身への影響が軽減されるよう、応急的な居場所の設置に努める。

[福祉避難所の施設整備の例]

- ・段差の解消、スロープの設置、手すりや誘導装置の設置、障害者用トイレの設置など施設のバリアフリー化
- ・通風・換気の確保、冷暖房設備の整備
- ・情報関連機器（ラジオ、テレビ、電話、無線、ファクシミリ、パソコン、充電設備等）

[福祉避難所の物資・器材の確保の例]

- ・介護用品、衛生用品
- ・飲料水、要配慮者に配慮した食料、毛布、タオル、下着、衣類、電池
- ・医薬品、薬剤
- ・洋式ポータブルトイレ、ベッド、担架、パーテイション、小型発電機
- ・車いす、歩行器、歩行補助つえ、補聴器、収尿器、ストーマ用装具、気管孔エプロン、酸素ボンベ等の補装具や日常生活用具等

（5）要配慮者の避難誘導体制の整備

村は、福祉関係部局、自主防災組織、福祉関係者等との連携のもと、一人ひとりの要配慮者に対して複数の避難支援者を定めるなど、具体的な個別計画を整備するものとする。

また、村は、要配慮者を速やかに避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、ボランティア等の多様な主体の協力を得ながら、平常時より、要配慮者に関する情報の把握及び関係者との共有に努めるとともに、情報伝達体制の整備、個別計画の策定、避難誘導体制の整備、避難訓練の実施を図る。

(6) 生活の支援等

- ア 県は、県社会福祉協議会等関係団体と連携し、村等による要配慮者に関する生活対策の確立を支援する。
- イ 村は、災害時において、要配慮者に対する避難所における情報提供等、支援が迅速かつ的確に行われるよう次の事項を含む避難計画を作成する。
- (ア) 要配慮者に係る情報伝達、安否確認、避難誘導並びに必要な支援の内容に関する事項
- (イ) ボランティア等生活支援のための人材確保に関する事項
- (ウ) 要配慮者の特性等に応じた情報提供に関する事項
- (エ) 外国人の特性に応じた言語や生活習慣への対応に関する事項
- (オ) 特別な食料（軟らかい食品、粉ミルク等）を必要とする者に対する当該食料の確保・提供に関する事項
- (カ) 指定避難所・居宅等への必要資機材（車いす、障害者用トイレ、ベビーベッド、ほ乳びん等）の設置・配布に関する事項
- (キ) 避難所・居宅等への相談員の巡回による生活状況の確認、健康相談等に関する事項
- (ク) 避難所又は在宅等の要配慮者のうち、福祉避難所や社会福祉施設、医療機関、児童福祉施設等への避難を要する者についての当該施設への受入要請に関する事項
- ウ 住民は、地区活動、民生委員等の活動を通じて、要配慮者を支援できる地域社会の醸成に努める。
- 住民は、日頃から社会福祉施設等で積極的にボランティアとして活動する等要配慮者の生活についての知識の修得に努める。
- エ 社会福祉施設、要配慮者を雇用する事業所等の管理者は、災害の防止や災害発生時における迅速かつ的確な対応を行うため、あらかじめ消防計画等、必要なマニュアルを作成する。特に、自力による避難が困難な入所者のいる施設にあっては、職員が手薄になる夜間の防災訓練の充実を図る。
- また、避難等を円滑に行うため、防災気象情報の入手及び防災情報の連絡体制並びに被災した際の迅速な防災関係機関等への通報体制の整備を進める。
- オ 土砂災害警戒区域内に位置し、村地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て、水害や土砂災害が発生するおそれがある場合における避難確保に関する計画を策定し、それに基づき、避難誘導等の訓練を実施する。なお、村及び県は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努める。また、村は、当該施設の所有者又は管理者に対して、必要に応じて、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言等を行う。

（7）連絡体制等の整備

社会福祉施設等においては、避難等を円滑に行うため、防災気象情報の入手及び防災情報の連絡体制並びに施設が被災した際の迅速な対応をはじめとした防災関係機関等への通報体制の整備を進める。

第8節 防災対策の整備・推進

第1 防災に関する調査研究の推進

1 調査研究体制の確立

台風や大雨等の自然災害は、広域な分野にわたる複雑な現象で、かつ、地域的特性を有している。また、火災や爆発等の事故災害は施設の実態に大きく関係する。

これらの防災に関する調査研究は、関係機関の密接な連携のもとに、地域の特性や施設の実態等考慮して実施することにより、地域防災計画の効率的推進を図る。

また、平常時より自然情報、社会情報、防災情報等防災関連情報の収集、蓄積に努め、総合的な防災情報を網羅したマップの作成等による災害危険性の周知等に生かす。

なお、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、最新の情報通信関連技術の導入に努めるとともに、必要に応じ専門家の意見を活用できるよう努める。

2 重点を置くべき調査研究事項

(1) 危険地域の実態把握

法による災害危険地域の指定を受けた地域の現地調査を実施するとともに、その他の危険地域についてもその実態を把握する。

ア 急傾斜地崩壊危険地域の把握

イ その他災害危険地域の把握

(2) 危険地域の被害想定

災害時において、迅速・的確な災害対策が実施できるよう村内の各地域について、関係機関等と共同して実態調査の変化に即した適切な見直しを行う。

また、土砂災害危険箇所の危険度を応急的に判断する技術者の養成、並びに事前登録などの活用のための施策等を推進する。

3 防災研究成果の活用

村は国県等で実施した防災に関する研究成果等を踏まえ、防災対策の向上を図る施策を実施するとともに、防災関係機関及び関係者に周知し、防災体制の充実強化を図る。

第2 緊急物資等の確保計画

1 物資の備蓄・調達

村及び県は、大規模な災害が発生した場合の被害及び外部支援の時期を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件や過去の災害等を踏まえて、必要とされる食料、飲料水、生活必需品、燃料、ブルーシート、土のう袋その他の物資についてあらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備し、それら必要な物資の供給のための計画を定めておくとともに、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点

の登録に努める。

被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意する。また、避難所における感染症拡大防止に必要な物資をはじめ、夏季には冷房器具、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者等のニーズや、男女、性的マイノリティ（LGBTQ）のニーズの違いに配慮する。また、LGBTQ など性的少数者から相談を受ける場合はプライバシーを確保するとともに、アウティング（性的少数者本人の了解なしに性的少数者であることを他人に暴露してしまうこと）をしないよう注意を要する。

2 体制の整備

村及び県は、大規模な災害が発生した場合には、物資の調達や輸送が平常時のように実施できないという認識に立って、初期の対応に十分な量の物資を備蓄するほか、物資の性格に応じ、集中備蓄又は避難場所の位置を勘案した分散備蓄を行うなどの観点に対しても配慮するとともに、備蓄拠点を設けるなど、体制の整備に努める。また、平時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努める。

なお、備蓄拠点については、輸送拠点として指定するなど、物資の緊急輸送活動が円滑に行われるようあらかじめ体制を整備する。

村は、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に物資調達・輸送調整等支援システムを用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努める。

村及び県は、状況に応じて人員の派遣等を行いながら、あらかじめ指定された緊急輸送ネットワークの中から、村は地域内輸送拠点を、県は広域物資輸送拠点を速やかに開設し、指定避難所までの輸送体制を確保するとともに、その周知徹底を図る。

3 被災地支援に関する知識の普及

村及び県は、小口・混載の支援物資を送ることは被災地方公共団体の負担になることなど、被災地支援に関する知識の普及に努める。

第3 公共用地等の有効活用

村及び県は、避難場所、避難施設、備蓄など、防災に関する諸活動の推進に当たり、公共用地・国有財産の有効活用を図る。

第4 被災者等への的確な情報伝達活動

1 村及び県は、被災者等に対して、必要な情報が確実に伝達され、かつ共有されるように、情報伝達の際の役割・責任等の明確化に努める。

- 2 村及び県は、市町村防災行政無線の整備や、IP通信網、ケーブルテレビ網等の活用を図り、災害情報を被災者等へ速やかに伝達する手段の確保に努める。
- 3 村及び県は、報道機関に加え、携帯端末の緊急速報メール機能、ソーシャルメディアやワンセグ放送等を活用して、警報等の伝達手段の多重化・多様化に努める。また、要配慮者、災害により孤立化する危険のある地域の被災者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者、在日外国人、訪日外国人、都市部における帰宅困難者等情報が入手困難な被災者に対しても、確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図る。
- 4 村及び県は、居住地以外の市町村に避難する被災者に対して必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け渡すことができるよう、被災者の所在地等の情報を避難元と避難先の地方公共団体が共有する仕組みの円滑な運用・強化を図る。
- 5 村、県及び放送事業者等は、気象、海象、水位等風水害に関する情報及び被災者に対する生活情報を大規模停電時も含め常に伝達できるよう、その体制及び施設・設備の整備を図る。
- 6 村及びライフライン事業者は、LAラート（災害情報共有システム）で発信する災害関連情報等の多様化に努めるとともに、情報の地図化等による伝達手段の高度化に努める。
- 7 電気事業者は、停電時にインターネット等を使用できない被災者に対する被害情報等の伝達に係る体制の整備に努める。
- 8 電気通信事業者は、通信の仕組みや代替通信手段の提供等について利用者への周知に努めるとともに、通信障害が発生した場合の被災者に対する情報提供体制の整備を図る。

第3章 災害応急対策計画

第1節 防災組織

第1 西粟倉村防災会議

村の地域に係る防災に関し、村の業務を中心に、村の区域内の公共的団体その他関係機関の業務を包含する防災の総合的かつ計画的な運営を図るため、災害対策基本法に基づき村の附属機関として設置されている。

1 組織

西粟倉村防災会議条例（資料第22）を参照。

2 所掌事務

- (1) 西粟倉村地域防災計画を作成し、その実施を推進する。
- (2) 西粟倉村の地域に係る災害が発生した場合に、当該災害に関する情報を収集する。
- (3) その他、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務。

第2 西粟倉村防災組織計画

1 防災体制の種類と基準

災害発生が予測される場合又は災害が発生した場合において、防災活動を推進するため、村がとるべき体制は、注意体制、警戒体制、特別警戒体制及び非常体制（災害対策本部設置）とし、次の基準によるものとする。

(1) とるべき体制の時期及び内容・配備の基準

種別	時 期	内 容	配備 課所	配備 人数
注意体制	(1) 村に大雨、洪水の各注意報（警戒レベル2）の一つ以上が発表され災害発生のおそれがあるとき。 (2) 村に大雪警報が発表されたとき。 (3) その他村に災害が発生するおそれがあるとき。	(1) 特に関係がある部署において、必要人員を配置し、主として情報収集及び連絡活動を行い、必要に応じて職員を待機させる。 (2) 状況により、次の体制の配置に迅速に移行できる体制を整える。 (3) 注意報下であっても、注意体制の必要がないと判断したときは、体制をとらずあるいは体制を解くことができる。	総務企画課	2名
警戒体制	(1) 村に暴風、暴風雪、大雨、洪水の各警報（警戒レベル3相当）の一つ以上が発表されたとき。	(1) 関係部署は、必要人員を配置し（全管理職職員）、必要に応じて職員を配置につけ、情報収集、連絡活動を実施し、状況に応じ危険箇所等の巡回・警戒に当たる。 (2) 必要に応じて応急措置を講じ、事態の推移に伴い、防災施設・諸機材を点検し、直ちに次の体制に移行できる体制とする。 (3) 警戒体制以外の職員、消防団は自宅待機とする。	総務企画課 出納室 産業観光課 建設課 保健福祉課 教育委員会 議会事務局 消防団	3名 1名 1名 1名 1名 1名 1名 1名

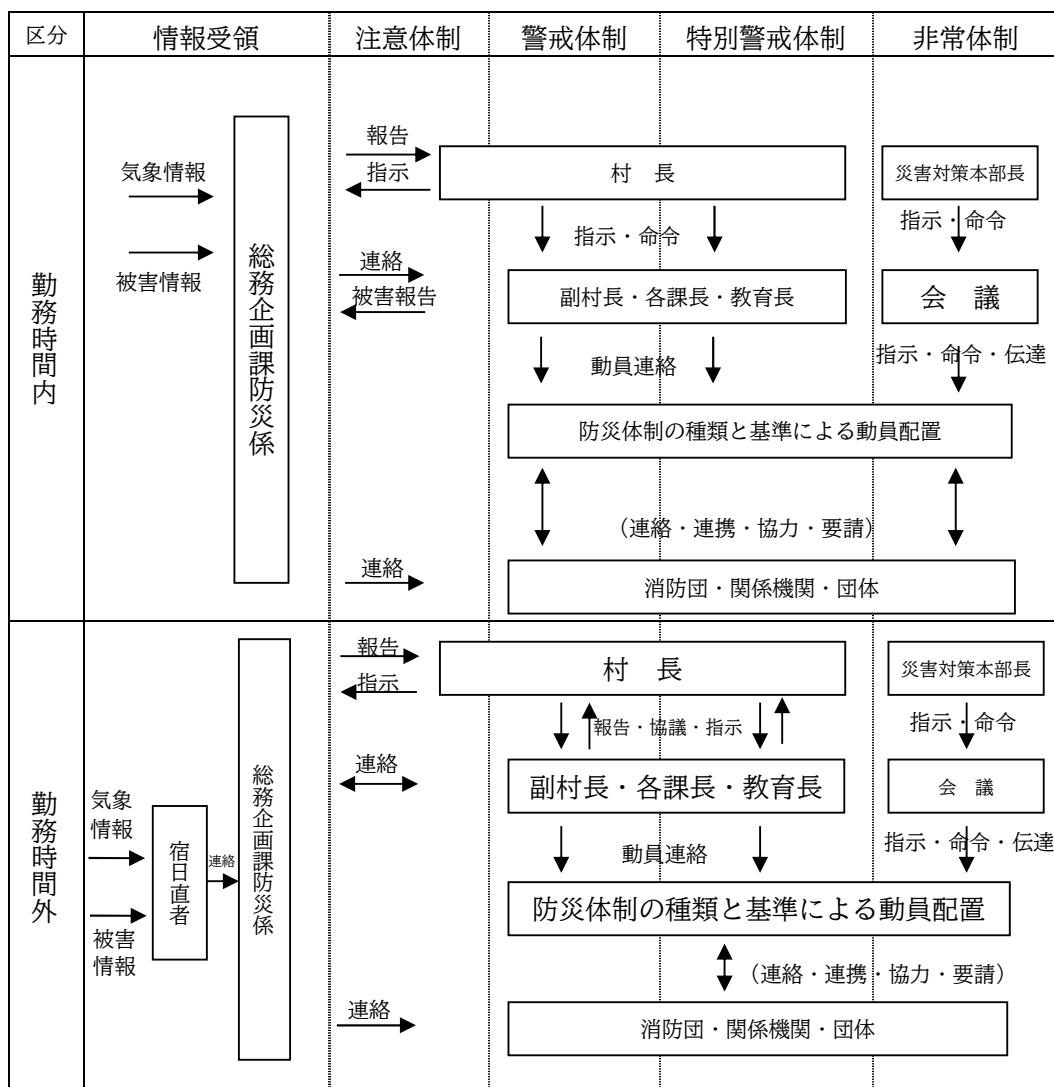
種別	時 期	内 容	配備 課所	配備 人数
特別警戒体制	(1) 本部長（村長）の指示があったとき。 (2) 村に大雨又は洪水警報（警戒レベル3相当）の一つ以上が発表され、災害発生のおそれがあるとき。 (3) 局地的豪雨、豪雪、大規模な火事、爆発その他重大な事故が発生したとき。 (4) 土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当）が発表されたとき。 (5) 記録的短時間大雨情報が発表されたとき。 (6) その他災害が発生するおそれがあり、村長の指示があったとき。	(1) 全職員は、所定の配置につき、情報収集、連絡活動を実施し、危険箇所等の巡回・警戒に当たる。 (2) 必要に応じて応急措置を講じ、防災施設・諸機材を点検し、直ちに非常体制に移行できる体制とする。	総務企画課 出納室 産業観光課 建設課 保健福祉課 教育委員会（幼稚園、給食調理員含む） 議会事務局 消防団 消防本部	全職員（会計年度任用職員を含む） 消防団全員 消防本部 1名
非常体制	第3 西粟倉村災害対策本部参照	(1) 災害対策本部を設置し、本部長の指示命令により所掌の防災活動を各部署職員の全員をもって実施する。 (2) 関係行政機関、公共機関、団体等との連携を密接にし、必要な協力援助を要請する。	西粟倉村災害対策本部（非常体制）に掲げる。	全職員（会計年度任用職員を含む）

2 配備の要領

(1) 配備の連絡

ア 伝達系統

〈伝達系統図〉



イ 連絡方法

- (ア) 一般電話、携帯電話、電報、無線放送等確実な方法により連絡する。
- (イ) 特に緊急配備を必要とするときは庁用自動車により、配備職員の所在場所から、配備場所へ移行するなどの措置をとる。

ウ その他

- (ア) 各課とも、連絡体制を別に整えておく。

- (イ) 課長不在の場合でも対応できる体制を整えておく。

(2) 体制の解除

注意体制又は警戒体制の原因となった気象予警報が解除されるなど、災害発生のお

それがなくなったときは、総務企画課長は関係課と協議の上、注意体制及び警戒体制を解除するとともに関係課及び消防団へ、この旨を連絡する。

3 活動の基準

(1) 活動基準表

区分	注意体制	警戒体制	特別警戒体制	非常体制
情報収集	総務企画課	総務企画課	総務企画課	災害対策本部の指示・命令による※
災害広報	-	総務企画課	総務企画課	
通信連絡	-	総務企画課 保健福祉課	総務企画課 保健福祉課	
巡視・警戒	-	産業観光課 建設課 消防団	産業観光課 建設課 消防団	
防災施設・資機材点検	-	産業観光課 建設課 保健福祉課	産業観光課 建設課 保健福祉課 消防団	
応急対策(民生)	-	保健福祉課	保健福祉課 消防団	
応急対策(農林土木)	-	産業観光課 建設課	産業観光課 建設課 消防団	
応急対策(その他)	-	各関係課	各関係課 消防団	
相互連絡・調整	-	総務企画課 消防団	総務企画課 消防団 消防本部	
情報の検討	-	災害対策関係 各課	災害対策関係 各課	

※議会事務局、出納室は、総務企画課のサポート要員とする。

※診療所は、保健福祉課のサポート要員とする。

※詳細は第3 西粟倉村災害対策本部に記載。

- ・西粟倉村防災会議条例（資料第22）
- ・西粟倉村防災会議運営要綱（資料第23）

第3 西粟倉村災害対策本部

村長は、村域の全部又は一部に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害予防及び災害応急対策を実施するために必要であると認めるときは非常体制として、

村本部を設置する。

1 村本部の設置又は廃止

(1) 設置の基準

村本部の設置については、概ね次の基準とする。

- ア 暴風、大雨、洪水の警報が発表され、大規模な災害の発生が予測されるとき。
- イ 特別警報（大雨特別警報は警戒レベル5相当）が発表されたとき。
- ウ 警報発表の有無にかかわらず、災害が発生し、又は、発生のおそれがあり、特に災害応急対策を実施する必要があるとき。
- エ 村に大規模な火災、爆発その他重大な災害が発生し必要と認めるとき。
- オ 村内に有害物質、放射性物質等大規模な災害を誘発する物質が大量放出されたとき。
- カ 多数の死傷者を伴う列車、自動車等の事故、その他重大な事故が発生し必要と認められたとき。
- キ その他災害救助法による救助を適用する災害が発生し、必要と認めたとき。

(2) 廃止の基準

予測した災害が発生するおそれが解消したと認めたとき、又は発生した災害の応急対策が概ね完了したと認めるとき。

(3) 設置又は廃止の公表

村本部を設置し、又は廃止したときは、公表するとともに、岡山県総合防災情報システムを用いて速やかに伝達する。

2 村本部の任務

- (1) 災害に関する情報の収集及び伝達に関すること。
- (2) 災害対策の連絡調整に関すること。
- (3) 水防、その他災害の応急対策に関すること。
- (4) 災害救助、その他の民生安定に関すること。
- (5) 施設及び設備の応急の復旧に関すること。
- (6) その他災害の発生の防御又は拡大の防止のための措置に関すること。

3 村本部の組織

西粟倉村災害対策本部組織表

本部長（村長）

副本部長（副村長、教育長、消防団長）

所管課・組織	所属長
総務企画課	総務企画課長
出納室	出納室長
産業観光課	産業観光課長
建設課	建設課長
保健福祉課	保健福祉課長
教育委員会	教育長
消防団	副団長
消防本部	消防長が指名したもの

4 課の所掌事務

西粟倉村災害対策本部所管分掌表

課	分掌事務
総務企画課	1. 災害対策本部の設置及び運営事務に関すること。 2. 本部会議の庶務に関すること。 3. 各部の総合連絡調整に関すること。 4. 関係協力機関との連絡に関すること。 5. 気象予警報、注意報及び情報の受領伝達に関すること。 6. 防災行政無線・通信機器に関すること。 7. 災害情報の収集、被害速報のとりまとめに関すること。 8. 岡山県総合防災情報システムの入力に関すること。 9. CATV、エリアメール、SNS送信に関すること。 10. 災害写真等の収集、災害現状の記録及び広報に関すること。 11. 報道機関との連絡と相互協力に関すること。 12. 村民からの電話による問い合わせに関すること。 13. 消防及び水防活動に関すること。 14. 災害時の警備、防犯に関すること。 15. 被災者の救出、行方不明者の捜索に関すること。 16. 避難指示、高齢者等避難又は屋内の待避等の安全確保措置の指示、警戒区域の設定、避難退避の誘導に関すること。 17. 庁舎等公共施設の保全並びに調査に関すること。 18. 庁舎の警備に関すること。 19. 村民の戸籍簿、住民票等の保管に関すること。 20. 要員の給付、給食に関すること。 21. 災害関係資金需給及び精算に関すること。

課	分掌事務
	<p>22. 本部活動用物資（救護物資を除く。）の調達保管及び払い出しに関すること。</p> <p>23. 災害による村税の減免に関すること。</p> <p>24. 罹災証明に関すること。</p> <p>25. 被災者の安否問合せに関すること。</p> <p>26. 災害救助法の適用に関すること。</p> <p>27. 自衛隊の派遣要請に関すること。</p> <p>28. 災害対策の予算措置に関すること。</p> <p>29. 災害時の村有車両の管理に関すること。</p> <p>30. 応援職員の派遣に関すること。</p> <p>31. 自治会（自主防災組織）との連絡調整に関すること。</p> <p>32. 義援金の出納、配分に関すること</p> <p>33. その他各部の所管に属さない事項。</p>
保 健 福 祉 課	<p>1. 避難所の開設に関すること。</p> <p>2. 避難所の管理・運営に関すること。</p> <p>3. 被災者に対する被服、寝具、食料その他救助物資の調達、受入れに関すること。</p> <p>4. 被災者に対する被服、寝具、炊き出し、食糧その他救助物資の配分に関すること。</p> <p>5. 衛生資材、医療用資材の確保及び配分に関すること。</p> <p>6. 消毒、防疫、感染症の予防に関すること。</p> <p>7. 遺体の処理、埋火葬に関すること。</p> <p>8. 医療班の派遣に関すること。</p> <p>9. 村外医療機関との連携に関すること。</p> <p>10. 罹災における食品衛生指導に関すること。</p> <p>11. 社会福祉協議会との連絡調整、災害ボランティアに関すること。</p> <p>12. 救護所の設置及び管理に関すること。</p> <p>13. 各災害時の医療活動に関すること。</p> <p>14. 避難行動要支援者の被害調査及び応急対策に関すること。</p> <p>15. 福祉避難所の開設に関すること。</p> <p>16. 社会福祉施設の被害調査及び応急対策に関すること。</p> <p>17. 在宅避難者対策に関すること。</p> <p>18. 避難所への仮設トイレおよび簡易トイレの設置に関すること。</p> <p>19. 被災者に対する保健指導及び衛生指導に関すること。</p> <p>20. 避難所への巡回相談及び被災住民に対する心のケアに関すること。</p> <p>21. 愛玩動物の保護に関すること。</p> <p>22. 炊き出しに関すること。</p>

課	分掌事務
産業観光課	<ol style="list-style-type: none"> 1. 農地、農作物の被害調査に関すること。 2. 罹災地の農業指導に関すること。 3. 家畜の被害調査に関すること。 4. 家畜の防疫に関すること。 5. 生活ごみ、避難所ごみの収集、清掃に関すること。 6. 災害廃棄物の集積所（仮置場）の確保に関すること。 7. 災害廃棄物の処理に関すること。 8. 商工会及び商店等に関すること。 9. 観光施設の保全並びに調査に関すること。 10. 観光客（帰宅困難者）の避難誘導に関すること。 11. 林地、林産物の被害調査及び応急処置に関すること。 12. 農業共済に関すること。 13. 有毒ガス等災害対策に関すること。
建設課	<ol style="list-style-type: none"> 1. 農地、井せきの安全保持に関すること。 2. 応急資材の調達供給に関すること。 3. 道路、橋梁の安全保持に関すること。 4. 障害物の除去に関すること。 5. 飲料水の確保、応急給水に関すること。 6. 水道、農業集落排水施設の保全に関すること。 7. 土木施設等の被害調査に関すること。 8. 応急仮設住宅の建設に関すること。 9. 被災建築物の応急危険度判定に関すること。 10. 被災住宅の応急対策に関すること。 11. 災害時の緊急通行車両に関すること。 12. ライフライン、通信情報の収集に関すること。 13. し尿の汲み取り、処理に関すること。
教育委員会	<ol style="list-style-type: none"> 1. 児童、生徒、園児の安全に関すること。 2. 学校、幼稚園、保育園、学童等教育施設の保全並びに調査に関すること。 3. 教育施設の避難所としての利用調整に関すること。 4. 応急教育対策の樹立並びに実施に関すること。 5. 文化財等の応急・復旧に関すること。 6. 被災児童・生徒に対する教育資材の供給に関すること。
消防団	<ol style="list-style-type: none"> 1. 水防その他災害の応急対策に関すること。 2. 被災者の避難、誘導、救出に関すること。 3. 火災時の消火活動に関すること。
消防本部	<ol style="list-style-type: none"> 1. 消防機関（消防本部、消防団）との連絡調整に関すること。 2. 情報収集に関すること。 3. 被災者の救急、救助、救出に関すること。 4. 火災時の消火活動に関すること。

課	分掌事務
議会事務局	1. 議員への情報提供、議員からの照会等への対応に関すること。 2. 総務企画課が行う分掌事務の支援。
出納室	1. 総務企画課が行う分掌事務の支援。
西粟倉診療所	1. 保健福祉課が行う分掌事務の支援。
あわくら会館	1. 避難所の開設に関すること。 2. 応援職員等の受入れに関すること。

※議会事務局、出納室は、総務企画課のサポート要員とする。

※診療所は、保健福祉課のサポート要員とする。

※西粟倉村災害対策本部条例第3条における「部」を、「課」に読み替える。

※各分掌は、必要に応じて各課連携の上、対応する。

5 村本部会議

村本部長は村本部の運営並びに災害対策の推進に関し協議するため、村本部を設置したとき及びその後必要に応じて村本部会議を招集する。

(1) 村本部会議は村本部長、村副本部長及び村所属長をもって構成する。

(2) 村本部会議の協議事項は概ね次のとおりである。

ア 村本部体制の配備及び廃止に関すること。

イ 重要な災害情報、被害状況の分析及びこれに伴う対策の基本方針に関すること。

ウ 自衛隊の災害派遣要請に関すること。

エ 災害対策の重要な連絡又は、総合調整に関すること。

6 村本部室の設置

(1) 村本部室の設置

村本部が設置されたときは、村本部会議の庶務、村本部の総括的業務を処理するために本部室を置く。

村本部室は本部長が役場内に定める場所に設け、その運営管理は総務企画課が担当する。

(2) 幹部の常駐

村本部長は、必要と認めるときは、村副本部長又は課長の中から指名して、村本部室に常駐させる。

(3) 村本部連絡員の配備

各所属長は災害の種類に応じて村本部連絡員を指名し、村本部室に出向させ、災害情報の把握、整理、各課に対する連絡・通報、部外防災関係機関との連絡調整等の活動にあたらせる。

(4) 防災関係機関は必要に応じ、職員を村本部室に派遣する。

第2節 防災活動

第1 予報及び警報等

1 方針

災害の発生が予測される場合又は災害が発生した場合に、災害予防活動又は応急活動が万全になされるよう気象官署等から発表される予報及び警報等の発表方法、基準等について定める。

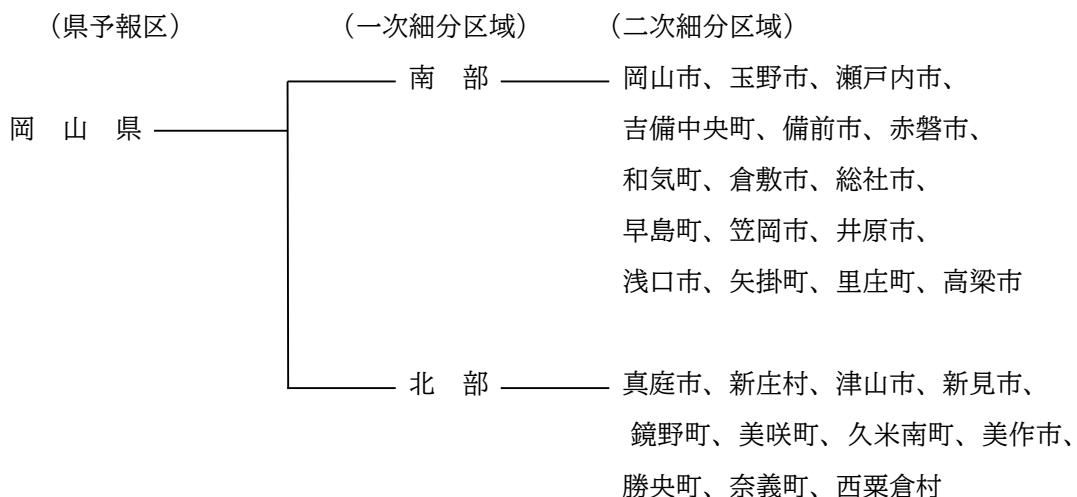
2 実施内容

(1) 予報及び警報等の対象区域並びに種別

災害に際し、防災対策の実施のため、防災関係機関及び住民に伝達すべき予報又は警報等の対象区域並びに種別は次のとおりである。

ア 予報及び警報等の対象区域

(ア) 細分区域

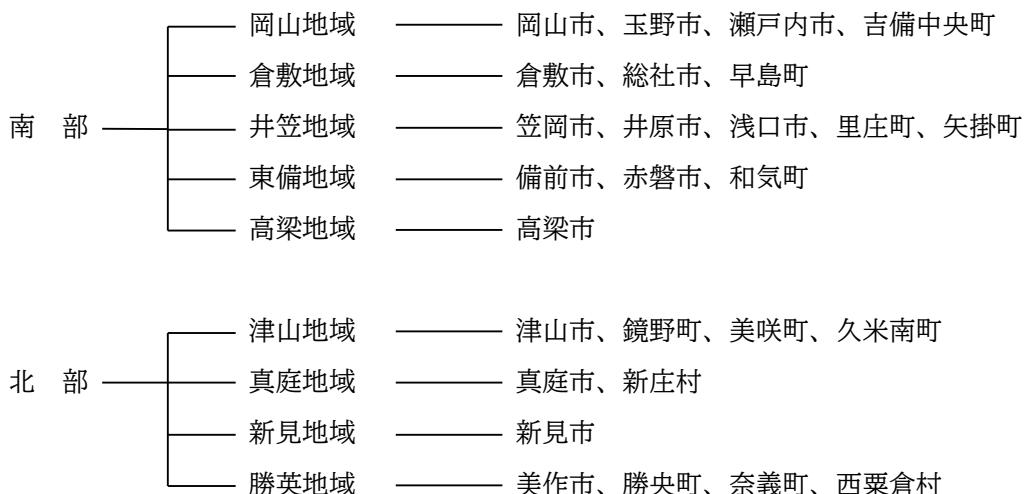


(イ) 注意報・警報の標題に付加する細分区域名

(発表官署) (標題に付加する細分区域名)

岡山地方気象台—— 南部、北部、各市町村

(ウ) 放送等に用いられる市町村をまとめた地域の名称



イ 予報及び警報等の種別

(ア) 気象注意報

大雨、洪水、大雪、強風、風雪等により、災害が発生するおそれがあるときに、岡山地方気象台がその旨を注意して行う予報である。

大雨及び洪水注意報は警戒レベル2。

(イ) 気象警報

大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪により、重大な災害が発生するおそれがあるときに、岡山地方気象台がその旨を警告して行う予報である。

大雨警報（土砂災害）及び洪水警報は、高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。

(ウ) 特別警報

大雨、大雪、暴風、暴風雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに、岡山地方気象台がその旨を警告して行う予報である。

大雨特別警報は災害が発生又は切迫している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。

(エ) 気象情報

気象の予報等について、警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、警報・注意報が発表された後の内容を補完して、現象の経過や予想、防災上の留意点が解説される場合等に発表される。台風情報、大雨情報等がある。

(オ) 記録的短時間大雨情報

大雨警報発表中に数年に一度しか発生しないような猛烈な雨（1時間雨量）が観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）され、かつ、キクル（危険度分布）の「危険」（紫）が出現している

場合に、気象庁から発表される。この情報が発表されたときは、土砂災害及び低地の浸水や中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所をキキクルで確認する必要がある。

(カ) 龍巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、天気予報の対象地域と同じ発表単位（県南部、北部）で気象庁から発表される。

なお、実際に危険度が高まっている場所は竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が天気予報の対象地域と同じ発表単位で発表される。この情報の有効期間は概ね1時間である。

※ダウンバーストとは、積乱雲から吹き降ろす下降気流が地表に衝突して水平に吹き出す激しい空気の流れである。（気象庁ホームページより）

(キ) キキクル（大雨・洪水警報の危険度分布）等

種類	概要
土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）	大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壤雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 <ul style="list-style-type: none">・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。・「危険」（紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）	短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。
洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表さ

種類	概要
	<p>れたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。 ・「危険」（紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
流域雨量指数の予測値	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。6時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を用いて常時10分ごとに更新している。

（ク）早期注意情報（警報級の可能性）

5日先までの警報級の現象の可能性が〔高〕、〔中〕の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位（県南部、北部）で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位（県南部、北部）で発表される。大雨に関して、〔高〕又は〔中〕が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。

（ケ）線状降水帯による大雨の半日程度前からの呼びかけ

「顕著な大雨に関する気象情報」の発表基準を満たすような線状降水帯による大雨の可能性がある程度高いことが予想された場合に、半日程度前から、気象情報において、「線状降水帯」というキーワードを使って呼びかける。この情報は警戒レベル相当情報を補足する情報である。警戒レベル4相当以上の状況で発表される。線状降水帯が発生すると、大雨災害発生の危険度が急激に高まることがあるため、心構えを一段高めることを目的として線状降水帯による大雨の半日程度前からの呼びかけを行う。この呼びかけだけで避難行動をとるのではなく、大雨災害に対する危機感を早めにもち、ハザードマップや避難所・避難経路の確認等を行う必要がある。

（2）土砂災害警戒情報

大雨警報（土砂災害）の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒が呼びかけられる情報で、岡山

県と岡山地方気象台から共同で発表される。村内で危険度が高まっている詳細な領域は土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で確認することができる。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当する。

(3) 土砂災害緊急情報

土砂災害防止法（平成12年法律第57号）に基づき、河道閉塞による湛水を発生原因とする土石流又は河道閉塞による湛水、地滑りによる重大な土砂災害の急迫している状況において、国又は県が緊急調査を実施し、被害が想定される土地の区域及び時期に関する情報を発表するものである。

(4) 特別警戒水位（氾濫危険水位）情報

水防法（昭和24年法律第193号）に基づき知事が定めた「水位周知河川」において、洪水による災害の発生を特に警戒すべき特別警戒水位に、当該河川水位が達したときに、関係県民局長が関係機関にその旨を通知するものである。

(5) 火災気象通報

消防法第22条の規定により、気象の状況が火災の予防上危険と認められるときに岡山地方気象台が岡山県知事に対して通報し、岡山県を通じて市町村や消防本部に伝達される。

(6) 火災警報

消防法に基づき、村長が火災気象通報を受けたとき又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときに発表できるものである。

3 特別警報・警報・注意報

大雨や強風等の気象現象によって、災害が起こるおそれのあるときには「注意報」が、重大な災害が起こるおそれのあるときには「警報」が、重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合には「特別警報」が、岡山地方気象台から発表される。

西粟倉村に発表される特別警報・警報・注意報は以下のとおりである。

特別警報の種類及び発表基準

特別警報の種類		概要及び発表基準
特別 警報	大雨特別警報	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合に発表される。特に警戒すべき事項を標題に明示して「大雨特別警報（土砂災害）」、「大雨特別警報（浸水害）」又は「大雨特別警報（土砂災害、浸水害）」のように発表される。
	大雪特別警報	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合に発表される。
	暴風特別警報	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合に発表される。
	暴風雪特別警報	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合に発表される。

(注) 発表に当たっては、降水量、積雪量、台風の中心気圧、最大風速等について、過去の災害に照らして算出した客観的な指標を設け、これらの実況及び予想に基づいて判断する。

警報の種類（発表基準は後掲の発表基準一覧表のとおり）

警報	概要及び発表基準
大雨警報	大雨による重大な土砂災害や浸水害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には括弧を付して、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）として、特に警戒すべき事項が明記される。雨が止んでも重大な土砂災害等のおそれが残っている場合には発表を継続する。
洪水警報	河川の上流域での大雨や融雪によって下流で生じる増水や氾濫により重大な洪水災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。対象となる重大な洪水災害として、河川の増水・氾濫及び堤防の損傷・決壊、並びにこれらによる重大な浸水害が上げられる。
大雪警報	降雪や積雪による住家等の被害や交通障害など、大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。暴風による重大な災害のおそれに加え、暴風で雪が舞って視界が遮られることによる重大な災害のおそれについても警戒を呼びかける。ただし「大雪＋暴風」の意味ではなく、大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想したときには大雪警報が発表される

注意報の種類（発表基準は後掲の発表基準一覧表のとおり）

注意報	概要及び発表基準
大雨注意報	大雨による土砂災害や浸水害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。雨が止んでも、土砂災害等のおそれが残っている場合には発表が継続される。
洪水注意報	河川の上流域での大雨や融雪によって下流で生じる増水により洪水災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
大雪注意報	降雪や積雪による住家等の被害や交通障害など、大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。強風による災害のおそれには加え、強風で雪が舞って視界が遮られることによる災害のおそれについても注意を呼びかける。ただし「大雪+強風」の意味ではなく、大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときには大雪注意報が発表される。
濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
雷注意報	落雷のほか、急な強い雨、竜巻等の突風、降ひょうといった積乱雲の発達に伴い発生する激しい気象現象による人や建物への被害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
なだれ 注意報	「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。山などの斜面に積もった雪が崩落することによる人や建物の被害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
着氷注意報	著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、水蒸気や水しぶきの付着・凍結による通信線・送電線の断線等の被害が発生するおそれのあるときに発表される。
着雪注意報	著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には雪が付着することによる電線等の断線や送電鉄塔等の倒壊等の被害が発生する（気温0℃付近で発生しやすい）おそれのあるときに発表される。
融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、浸水、土砂災害等の災害が発生するおそれがあるときに発表される。
霜柱注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には春・秋に気温が下がって霜が発生することによる農作物や果実の被害が発生するおそれのあるときに発表される。
低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には低温による農作物の被害（冷夏の場合も含む）や水道管の凍結や破裂による著しい被害の起こるおそれがあるときに発表される。

(注) 注意報・警報は、その種類にかかわらず解除されるまで継続される。また、新たな注意報・警報が発表されるときは、これまで継続中の注意報・警報は自動的に解除又は更新されて、新たな注意報・警報に切り替えられる。

4 気象警報・注意報の発表基準

気象が原因で、重大な災害が起こるおそれがあるとき、岡山地方気象台が一般の警戒を促すため発表するものである。村の基準は次のとおりである。

〈気象警報発表基準一覧表（令和5年11月30日現在）〉

発表官署 岡山地方気象台

西粟倉村	府県予報区	岡山県		
	一次細分区域	北部		
	市町村等をまとめた地域	勝英地域		
警報	大雨	(浸水害)	表面雨量指數基準	10
		(土砂災害)	土壤雨量指數基準	128
	洪水	流域雨量指數基準		吉野川流域=15.8
		複合基準*1		—
		指定河川洪水予報による基準		—
	暴風	平均風速		20m/s
	暴風雪	平均風速		20m/s 雪を伴う
	大雪	降雪の深さ		平地 12時間降雪の深さ 25cm
		山地 12時間降雪の深さ 45cm		
	波浪	有義波高		
	高潮	潮位		
注意報	大雨	表面雨量指數基準		6
		土壤雨量指數基準		101
	洪水	流域雨量指數基準		吉野川流域=12.6
		複合基準*1		吉野川流域= (5, 12.6)
		指定河川洪水予報による基準		—
	強風	平均風速		12m/s
	風雪	平均風速		12m/s 雪を伴う
	大雪	降雪の深さ		平地 12時間降雪の深さ 10cm
		山地 12時間降雪の深さ 25cm		
	波浪	有義波高		
	高潮	潮位		
	雷	落雷等により被害が予想される場合		
	融雪			
	濃霧	視程		100m
	乾燥	最小湿度 35%で実効湿度 60%		
	なだれ	①積雪の深さ 20cm 以上あり降雪の深さ 30cm 以上 ②積雪の深さ 50cm 以上あり最高気温 12°C以上又はかなりの降雨*2		
	低温	最低気温 -3°C以下*3		
	霜	晩霜期に最低気温 2°C以下		
	着氷			
	着雪	24時間降雪の深さ：平地 10cm 以上、山地 30cm 以上 気温：-1°C～3°C		
記録的短時間大雨情報		1時間雨量	100mm	

*1 (表面雨量指數、流域雨量指數) の組み合わせによる基準値を表しています。

*2 気温は岡山地方気象台、津山特別地域気象観測所の値。

*3 気温は岡山地方気象台の値。

(注1) 発表基準欄に記載した数値は、岡山県における過去の災害発生頻度と気象条件との関係を調査して決めたものであり、気象要素によって災害発生を予想する概ねの目安である。

(注2) 土壤雨量指數は、降雨による土砂災害発生の危険性を示す指標で、土壤中に貯まっている雨水の量を示す指數。土壤雨量指數基準値は1km四方毎に設定しているが、本表には西粟倉村の域内における基準値の最低値を示している。

(注3) 大雨及び洪水警報・注意報の雨量基準、土壤雨量指數基準、流域雨量指數基準、複合基準のうち基準が設定されていないものの、洪水警報・注意報の基準となる洪水予報指定河川がない場合はその欄を“-”で示している。

(注4) 表中において、西粟倉村で現象が発生しない警報・注意報についてはその欄を斜線で、また現象による災害がきわめて稀であり、災害との関係が不明確であるため具体的な基準を定めていない警報・注意報についてはその欄を空白で示している。

第2 避難指示等の発令判断

避難指示等は、次の基準を参考に、土砂災害危険箇所に対し発令する。ただし、この基準はあくまで目安として定めるものであり、発令のタイミングについては、避難に要する時間を十分に考慮して気象情報、土砂災害警戒区域等の巡視等からの情報を含めて総合的に判断する。

土砂災害

区分	内 容
高齢者等避難 【警戒レベル3】	<p>次の1～4のいずれか1つに該当する場合に、高齢者等避難を発令する。</p> <p>1：大雨警報（土砂災害）（警戒レベル3相当情報[土砂災害]）が発表され、かつ、土砂災害の危険度分布が「警戒（赤）」（警戒レベル3相当情報[土砂災害]）となった場合。</p> <p>2：警戒レベル3高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）（警戒レベル3相当情報[土砂災害]）に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合など）（夕刻時点で発令）。</p> <p>3：数時間後に避難経路等の事前通行規制等の基準値に達することが想定される場合</p> <p>4：中国地方において、夜間から夜明けにかけて、線状降水帯が発生して大雨災害の危険度が急激に高まる可能性があると発表された場合</p>
避難指示 【警戒レベル4】	<p>次の1～6のいずれか1つに該当する場合に、避難指示を発令する。</p> <p>1：土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当情報[土砂災害]）が発表された場合。</p> <p>2：土砂災害の危険度分布で「危険（紫）」（警戒レベル4相当情報[土砂災害]）となった場合。</p> <p>3：警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令）。</p> <p>4：警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令）。</p> <p>5：土砂災害の前兆現象（山鳴り、湧き水・地下水の濁り、渓流の水量の変化等）が発見された場合。</p> <p>6：中国地方において、線状降水帯による非常に激しい雨が同じ場所で降り続き、命に危険が及ぶ土砂災害の等による災害発生の危険度が急激に高まっていると発表された場合</p>

区分	内 容
緊急安全確保 【警戒レベル5】	<p>(災害が切迫)</p> <p>1：大雨特別警報（土砂災害）（警戒レベル5相当情報[土砂災害]）が発表された場合</p> <p>2：土砂災害の危険度分布で「災害切迫（黒）」（警戒レベル5相当情報[土砂災害]）となった場合 (災害発生を確認)</p> <p>3：土砂災害の発生が確認された場合</p>

第3 通信連絡

1 方針

災害時における各機関相互の通信連絡は、迅速かつ円滑に行う必要があるので、通信窓口及び連絡系統を明確にするとともに、非常の際の通信連絡の確保を図る方法等について定める。

2 実施機関（実施責任者）等

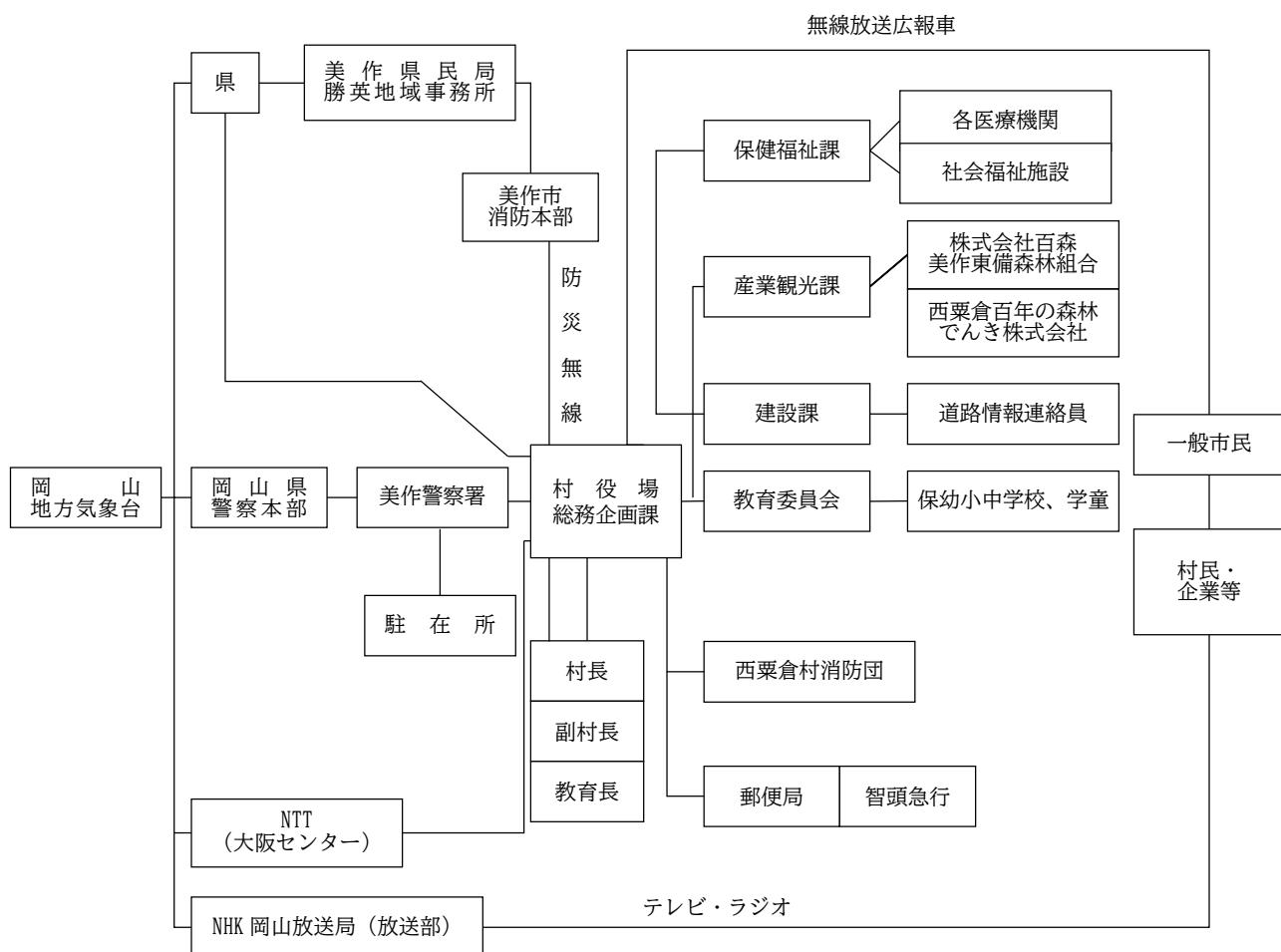
各機関

3 実施内容

(1) 通信連絡系統の整備

各機関は、通信連絡が迅速かつ円滑に実施できるよう有線及び無線を通じた通信連絡系統を整備しておく。

[一般伝達系統]



(2) 電話及び電報の優先利用

各機関は、災害時の警報の伝達、必要な通知又は警告等を迅速に行うため、電話若しくは電報を優先利用し、又は他機関の専用電話を利用することができる。

ア 一般電話及び携帯電話

(ア) 災害時優先電話の承認

各機関は、災害時における非常通信・重要通信の迅速、円滑な実施を図り、かつ、輻輳を避けるため、災害時優先電話をあらかじめ西日本電信電話株式会社岡山支店又はNTTドコモ岡山支店に申請し、承認を受ける。

イ 電報

前項(ア)の災害時優先電話から発信することにより次の電報を優先利用することができる。

(ア) 非常電報

天災、事故その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合の災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする電報は他の電報に優先して伝送及び配達される。

(イ) 緊急電報

非常電報以外の公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする電報は非常電報の次に優先して伝送及び配達される。

ウ 専用電話

災害時の通信連絡を行うに当たり、緊急を要するときは、各機関の所有する専用電話を利用して行う。利用できる施設としては、警察電話、消防電話、鉄軌道電話、電気事業電話があり、その利用方法については、一般電話に準じて行う。

(3) 有線通信途絶時の通信施設の優先利用

各機関は、有線通信が途絶し、利用ができないときは、他機関の無線通信施設を利用することができる。この場合の要件としては、内容が急を要するもので、電話又は電報施設及び自己の通信施設の使用が不可能な場合に限られる。

ア 非常通信

(ア) 非常通信の通信内容

- a 人命の救助に関するもの。
- b 災害の予警報（主要河川の水位に関する通報及び土砂災害警戒情報を含む。）及び災害の状況に関するもの。
- c 緊急を要する気象、地震、火山等の観測資料に関するもの。
- d 電波法第74条実施の指令及びその他の指令。
- e 非常事態に際しての事態の収拾、復旧、交通制限、その他の秩序の維持又は非常事態に伴う緊急措置に関するもの。

- f 暴動に関する情報連絡及びその緊急措置に関するもの。
- g 非常災害時における緊急措置を要する犯罪に関するもの。
- h 遭難者救護に関するもの。
- i 非常事態発生の場合における列車運転、鉄道輸送に関するもの。
- j 鉄道線路、道路、電力設備、電信電話回線の破壊又は障害の状況及びその修理復旧のための資材の手配及び運搬、要員の確保その他緊急措置に関するもの。
- k 中央防災会議、同事務局、地方防災会議、緊急災害対策本部、非常災害対策本部及び災害対策本部相互間に発受する災害救援その他緊急措置に要する労務、施設、設備、物資及び資金の調達、配分、輸送等に関するもの。
- l 災害救助法第7条及び災害対策基本法第71条第1項の規定に基づき、県知事からの医療、土木建築工事又は輸送関係者に対して発する従事命令及び職員の災害派遣の要請に関するもの。

(イ) 非常通信の発受

非常通信は、無線局の免許人自ら発受するほか、災害対策関係機関からの依頼に応じてこれを発受する。また、無線局の免許人は、災害対策関係機関以外の者から人命の救助に関するもの及び急迫の危険又は緊急措置に関する通報の依頼を受けた場合は、非常無線通信を実施すべきか否かを判断の上、発信する。

(ウ) 非常通信の依頼

非常通信は、最寄りの無線局に依頼する。依頼する無線局の選定に当たっては、非常通信協議会構成員所属の無線局を選定することが望ましい。

(エ) 利用者の心得

非常通信を利用する場合、依頼者は、被依頼者側においてその通信の取扱いが便宜であるよう心がけなければならない。

イ 放送の依頼

知事及び村長は、緊急を要する場合で、かつ特別の必要があるときは、あらかじめ協議して定めた手続きにより放送局に災害に関する通知、要請、伝達、警告及び予警報等の放送を依頼することができる。

(4) 通信施設の応急措置

ア 公衆通信施設

N T T西日本及びN T Tドコモは、緊急に必要な災害対策機関相互の通信等、災害救助活動に直接関係する重要通信の確保及び通信の途絶の解消に留意し、速やかに応急復旧を行う。

(ア) アクセス系設備（交換所～各戸を結ぶ設備）の被災については、可搬型無線機及び応急用ケーブル等を使用し、回線の応急復旧を図る。なお、大規模広域な被災の場合は、通信衛星を使用するポータブル衛星設備及び衛星携帯電話により通話の提

供を行う。

(イ) 電力施設被災交換所には、移動電源車又は大容量可搬型電源装置を使用し、復旧を図る。

(ウ) ネットワーク系設備（交換所～交換所を結ぶ設備）の被災については、マイクロ波可搬型無線装置又は応急用光ケーブルによる復旧を図る。

イ 無線通信施設

無線通信施設に故障を生じた場合は、認められた範囲内において通信系統の変更等必要な臨機の措置をとる。なお、無線中継局の故障は、関係の全施設の通信を不能にするので、速やかに各機関は、応急措置をとる。

ウ 放送施設

(ア) 放送機等の障害により災害関係番組の放送が不可能になったときは、他の放送系統により臨機に番組を変更、又は他の番組と切り替え、放送に努める。

(イ) 中継回線が途絶したときは、必要機器を仮設し、無線及び他の中継回線等を利用して放送の継続に努める。

・通信施設等整備状況（資料第3）

第4 情報の収集・伝達

1 方針

気象予警報等の情報、被害状況報告その他災害に関する情報は、防災活動を円滑かつ的確に実施する上で不可欠のものであり、災害情報の収集伝達の取扱等について定める。

2 実施機関（実施責任者）等

防災関係各機関

3 実施内容

国、公共機関、地方公共団体等は、災害事態についての認識を一致させ、迅速な意思決定を行うために、関係機関相互で連絡する手段や体制を確保し、緊密に連絡をとること、関係機関で連絡調整のための職員を相互に派遣すること、災害対策本部長の求めに応じて情報の提供、意見の表明を行うことなどにより、情報共有を図るよう努める。

また、村及び県は、災害情報を一元的に把握し、共有することができる体制の整備を図り、災害対策本部の機能の充実・強化に努める。

(1) 情報収集

ア 村及び県は、災害発生直後において、概括的被害情報、ライフライン被害の範囲、医療機関にいる負傷者の状況等、被害の規模を推定するための関連情報を収集する。

イ 大規模な災害が発生した場合には、天候状況を勘案しながら、必要に応じ、無人航空機等による目視、撮影等による情報収集を行う。また、必要に応じ、画像情報を利

用して被害規模の把握を行う。村及び県は、必要に応じ、収集した被災現場の画像情報の官邸及び政府本部（特定災害対策本部、非常災害対策本部又は緊急災害対策本部をいう。以下同じ。）等を含む防災関係機関への共有を図る。

（2）関係機関への連絡

ア 発災直後において村は、人的被害の状況（行方不明者の数を含む。）、建築物の被害等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概略的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ連絡する。ただし、通信の途絶等により県に連絡できない場合は、消防庁へ連絡する（消防庁が定める「火災・災害等即報要領」に基づく直接即報基準に該当する火災・災害等の場合、村は県へ連絡するとともに直接消防庁へも連絡する。）。特に、行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、村は、住民登録の有無にかかわらず、村内で行方不明となった者について県警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努める。また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録や外国人登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は外務省）又は都道府県に連絡する。

イ 村は、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行う。

ウ 道路等の途絶によるいわゆる孤立集落については、早期解消の必要があることから、村、県、国、指定公共機関は、それぞれの所管する道路のほか、通信サービス、電気、ガス、上下水道等のライフラインの途絶状況を把握するとともに、その復旧状況と併せて、相互に情報共有を行う。また、村は、村内の備蓄の状況、医療的援助が必要な者など要配慮者の有無の把握に努める。

エ 災害対策基本法第53条に基づき、県が内閣総理大臣に被害状況を報告すべき災害は次のとおりである。村が県に報告できず、内閣総理大臣に報告する場合もこれに準じる。

（ア）県において災害対策本部を設置した災害

（イ）災害の状況及び社会的影響等からみて特に報告の必要があると認められる災害

（ウ）（ア）又は（イ）になるおそれのある災害

オ 報告は消防庁を窓口とし、連絡先は次による。なお、この報告は消防組織法第40条に基づく災害報告取扱要領（昭和45年4月10日付 消防災第246号）及び火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付 消防災第267号）により行う消防庁への報告と一体的に行う。

区分 回線別		平日（9:30～18:15） ※応急対策室	左記以外 ※宿直室
N T T回線	電話	03-5253-7527	03-5253-7777
	FAX	03-5253-7537	03-5253-7553
消防防災無線	電話	(6-72-90-) 49013	(6-72-90-) 90-49102
	FAX	(6-72-90-) 49033	(6-72-90-) 90-49036
地域衛星通信 ネットワーク	電話	69-048-500-90-49013	69-048-500-90-49102
	FAX	69-048-500-90-49033	69-048-500-90-49036

災害報告取扱要領及び火災・災害等即報要領に基づき消防庁へ報告すべき災害は、次のとおりである。

(ア) 一般基準

- a 災害救助法の適用基準に関するもの
- b 県又は市町村が災害対策本部を設置したもの
- c 災害が2県以上にまたがるもので一の県における被害は軽微であっても、全国的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの
- d 気象業務法第13条の2に規定する大雨に係る特別警報が発表されたもの
- e 自衛隊に災害派遣を要請したもの

(イ) 個別基準

次の災害についてはaの一般基準に該当しないものにあっても、それぞれ各項に定める個別基準に該当するもの（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。

- a 崖崩れ、地すべり、土石流等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
- b 洪水、浸水、河川の溢水、堤防の決壊又は高潮等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
- c 強風、竜巻などの突風等により、人的被害又は住家被害を生じたもの

(ウ) 社会的影響基準

- a 一般基準、b 個別基準に該当しない災害であっても、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合には報告をすること。

カ 消防本部においては、災害時に119番通報が殺到した場合には、その状況を直ちに消防庁及び県に報告する。

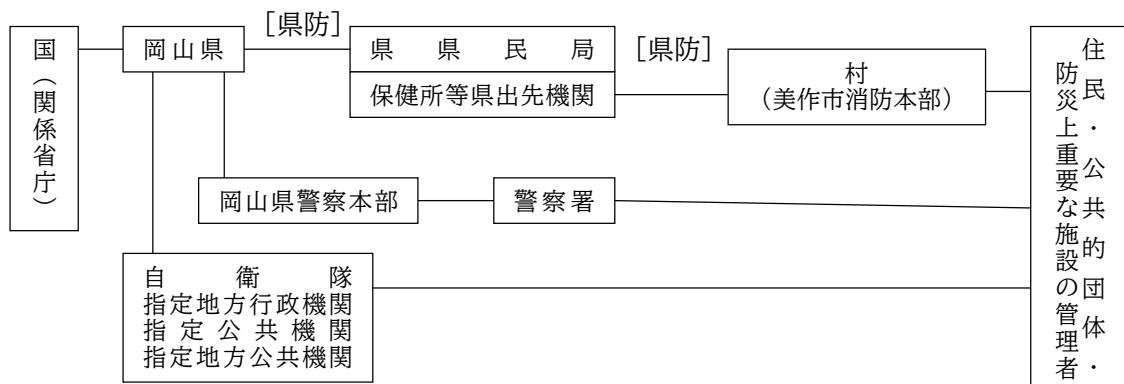
キ 応急対策活動状況について村は、活動の状況、対策本部の設置状況、応援の必要性等を県に連絡する。

4 情報の収集・伝達系統

(1) 一般的な情報

各機関は、自己の所掌する事務又は業務に関して、積極的に自らの職員を動員し、又は関係機関の協力を得て、災害応急対策活動を実施するのに必要な情報及び被害状況を収集するとともに、速やかに関係機関に伝達を行う。

また、関係者からの問い合わせに対応できるよう人員の配置等の体制を整備する。



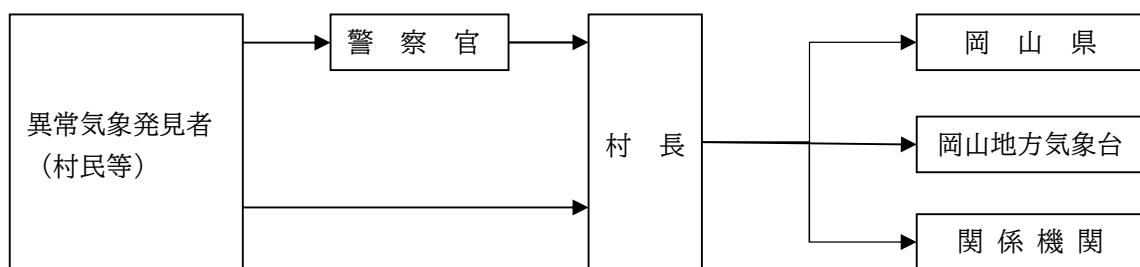
(注) : [県防] は岡山県防災行政通信ネットワークの略称

(2) 異常気象時の通報

災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、遅滞なくその旨を村長、警察官に通報する。

通報を受けた警察官は、その旨を速やかに村長に通報し、村長は、直ちに関係機関に通報する。

また、村は、住民と連携し、土砂災害に関する異常な自然現象を察知した場合には、その情報を相互に伝達する体制の整備に努める。



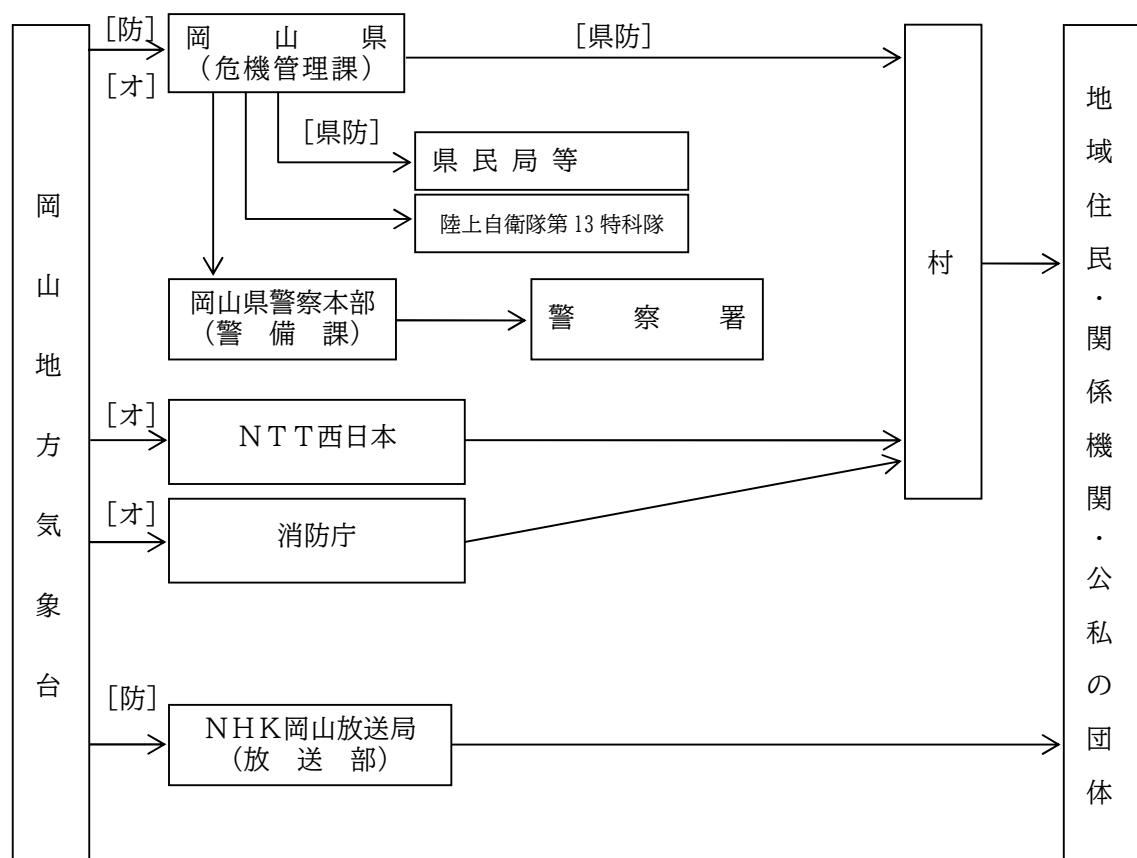
(3) 気象注意報・警報等の伝達

ア 気象注意報・警報等は、迅速かつ的確な伝達が必要であり、具体的にその方法、通报先等を定める。

イ 気象注意報・警報等は、法令又は地域防災計画の定める系統で伝達するとともに、伝達の徹底を図るため申し合わせ等による系統によっても行う。

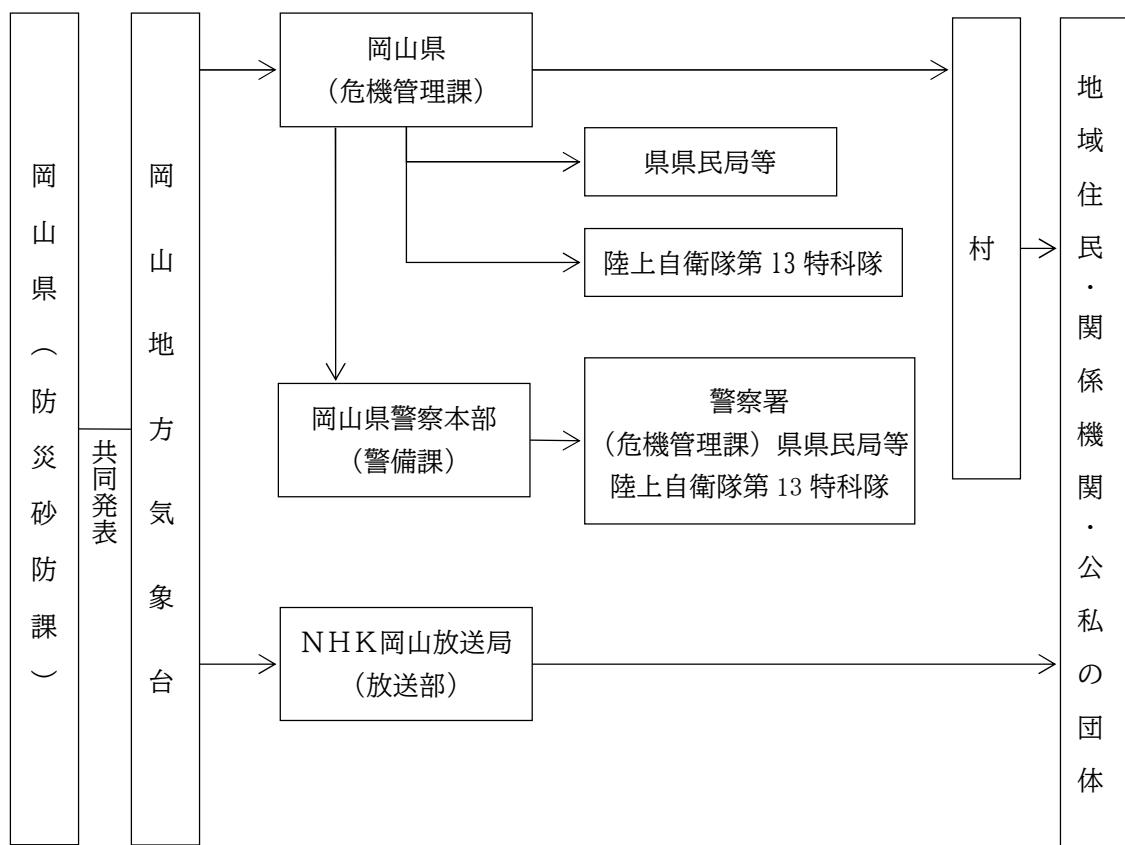
ウ 気象注意報・警報等の伝達系統は、次のとおりである。

(ア) 気象注意報・警報等の伝達系統



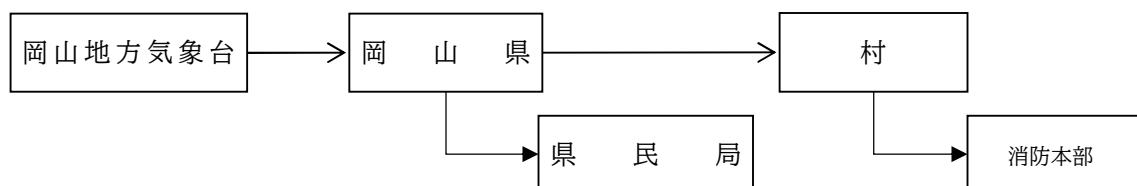
- (注) 1 県が市町村へ伝達する注意報・警報の種類については、別に定める。
 2 NTT西日本は、警報及び警報の解除のみを伝達する。
 3 気象等の情報の伝達は、この伝達系統に準ずる。
 4 NHK岡山放送局へは、夜間等の代行によりNHK広島放送局へ伝達する場合がある。
 5 [] 内は、通知方法を示す。[防] 防災情報提供システム [オ] オンライン
 [県防] 岡山県防災情報ネットワーク。

(イ) 土砂災害警戒情報の伝達系統

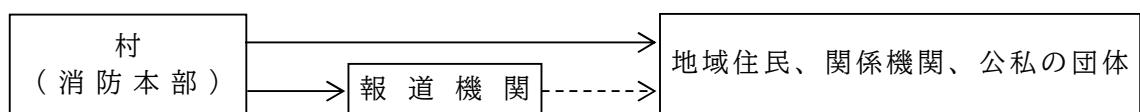


(注) NHK岡山放送局へは、夜間等の代行によりNHK広島放送局へ伝達する場合がある。

(ウ) 火災気象通報の伝達系統



(エ) 火災警報の伝達系統



(4) 重要な災害情報伝達

関係機関は、次に掲げるところにより自己の所管する事項について、被害の発生及びその経過に応じ、逐次、岡山県総合防災情報システム、電話等により速やかに伝達を行う。

なお、災害応急対策完了後、速やかに文書により確定報告を行う。

伝達の対象となる被害	伝達内容等
(ア) 被害発生状況等 被害、村本部の設置及び応急対策（全般）の概況 (イ) 人的被害・住家被害 避難状況・救護所開設状況	様式1-1及び 1-2によること。 様式2によること。 様式3によること。
[公共施設被害] (ウ) 河川被害 (エ) 砂防被害 (オ) 治山被害 (カ) 道路施設被害 (キ) 水道施設被害 (ク) 下水道施設被害 (ケ) 公営住宅等被害 [その他] (サ) 商工関係被害等 商工被害 観光被害 (シ) 林野火災被害 (ス) 社会福祉施設被害	様式4によること。 様式5によること。 様式6によること。 様式7によること。 様式8によること。

(注1) 確定報告は、被害箇所数、被害額、被害地域名等について各関係機関の定める
様式により行う。

(注2) 特殊災害については、個別法に規定する様式とする。

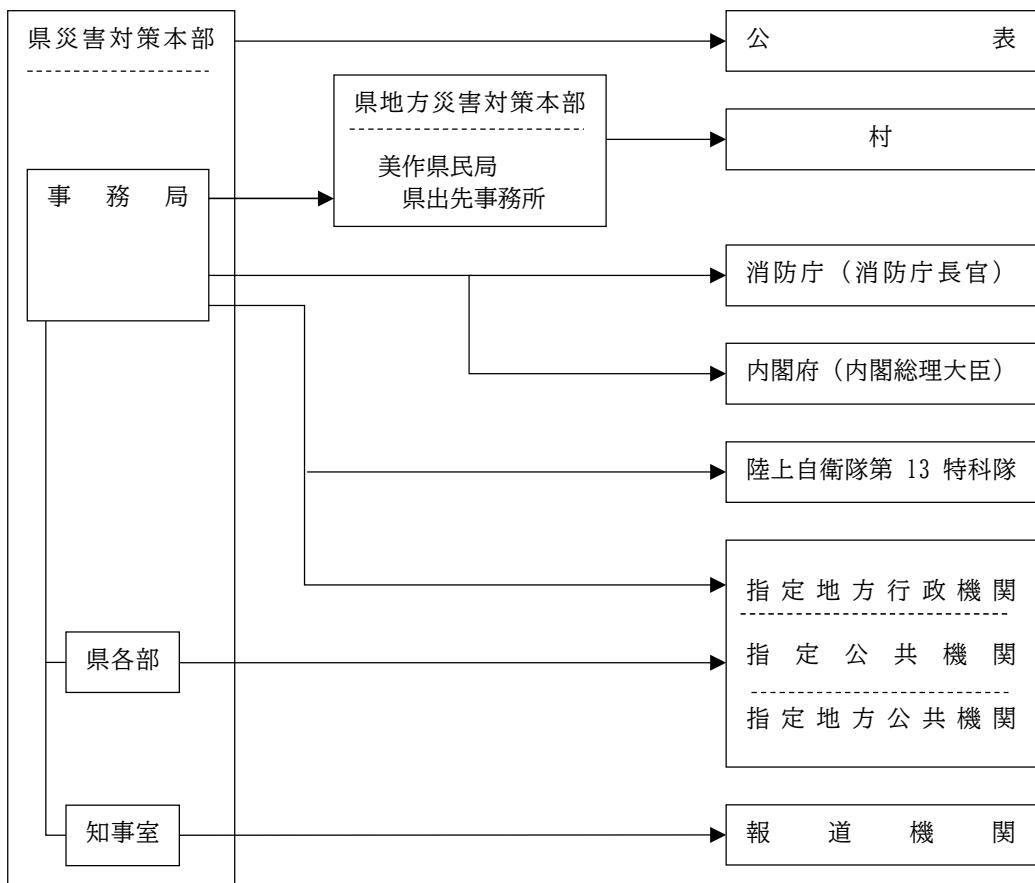
ア 伝達系統

災害に関する報告は、災害対策本部が設置される等大規模な災害が発生した場合について、次により行う。

なお、村から県に対する報告については、岡山県災害報告規則（昭和30年岡山県、岡山県教育委員会規則第2号）の規定により岡山県総合防災情報システム、電話等を用いて実施し、その他防災関係機関相互の連絡は関係法令に定めるところにより行う。

イ 岡山県本部の設置又は廃止の通知

県は、県本部が設置され、又は廃止されたときは、直ちに関係機関に通知する。



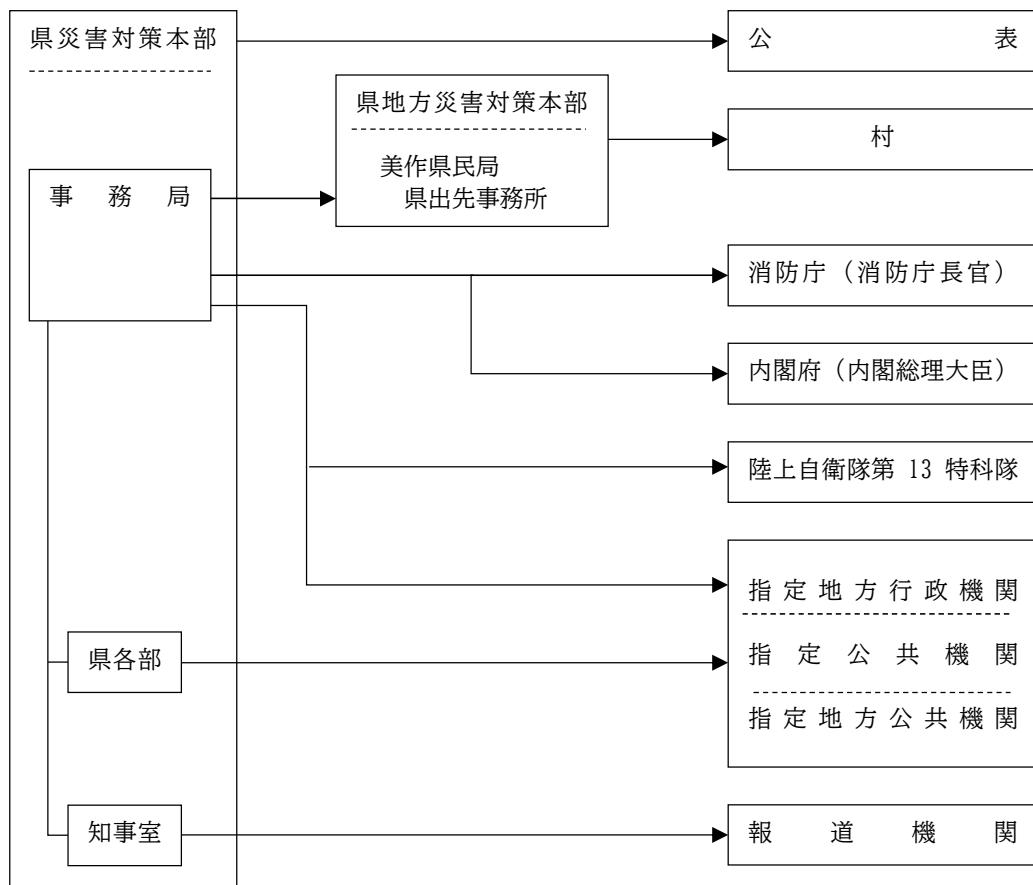
ウ 被害状況の照会

各機関は、他機関所管の被害状況を把握する必要があるときは、原則としてそれぞれを所管する関係機関に照会する。

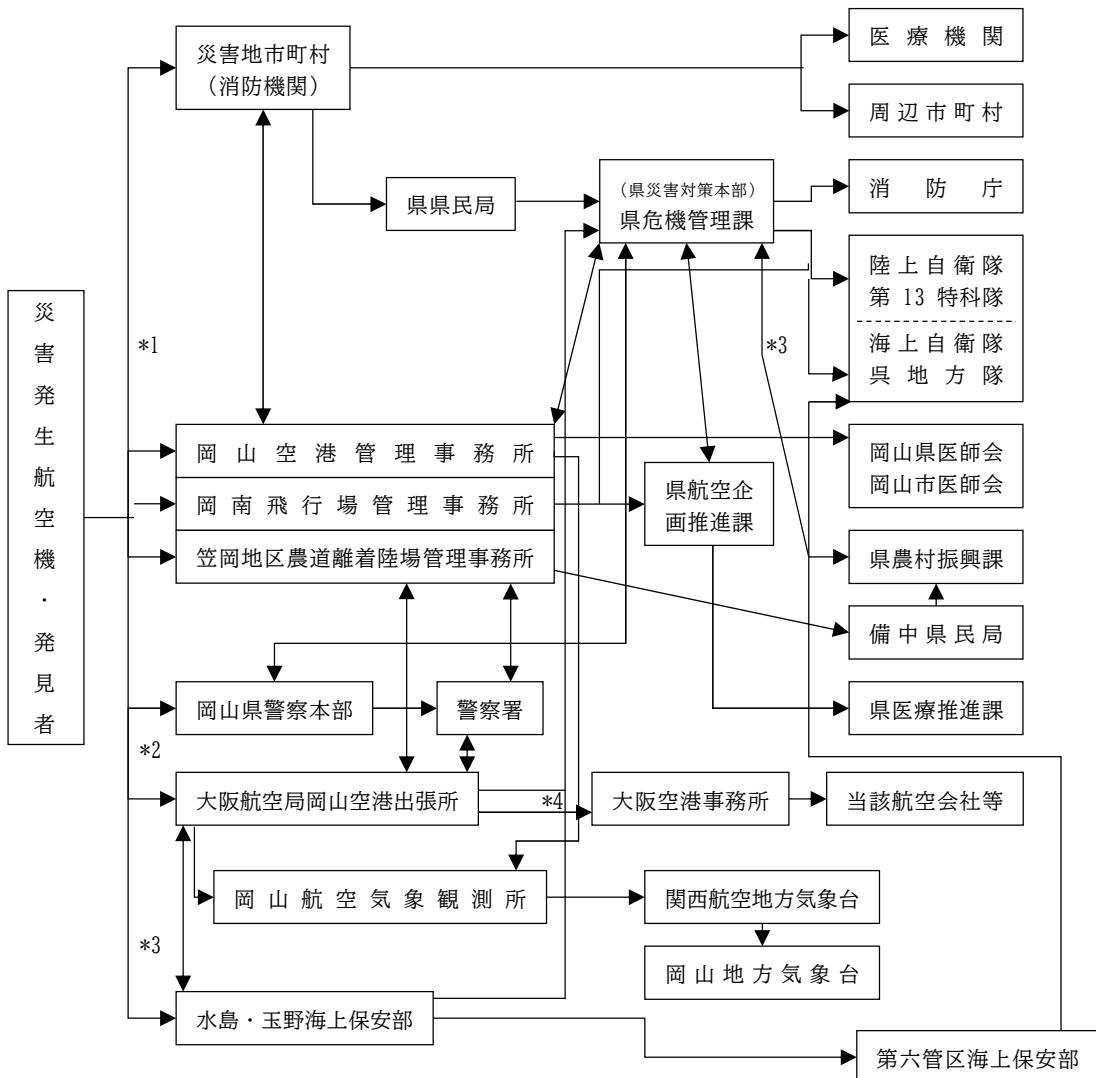
なお、全県的な被害概要については、岡山県災害対策本部事務局へ照会する。（河川、砂防被害、治山被害、水道施設被害についての詳細は、県各部関係課に照会する。）

(5) 事故災害に関する情報の収集及び伝達の系統

ア 陸上の災害



イ 航空機災害の場合



※1 各空港又はその周辺で発生した場合

※2 岡山空港又はその周辺（半径9km以内）で発生した場合

※3 海上で発生した場合

※4 岡山空港以外で発生した場合

(6) その他の情報の伝達

各機関は、自己の所掌する事務又は業務に関して収集した被害状況等災害に係る情報については、内容を検討し、関係機関に伝達する。

第3節 災害広報及び報道

1 方針

災害時の混乱した状態において、人心の安定、秩序の回復を図るため、災害の状態や災害応急対策の実施状況、安否情報等、住民等が必要とする情報の提供について定める。

2 実施機関（実施責任者）等

村（総務企画課）

各機関

3 実施内容

（1）災害広報

村は、災害に関する情報を常に伝達できるよう、その体制及び施設、設備の整備を図るとともに、放送、新聞、広報車等の広報媒体を利用して次の事項について広報を実施する。

なお、その際、高齢者、障害のある人、外国人等の要配慮者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者に配慮した伝達を行う。

ア 災害の発生状況

イ 安否情報

ウ 地域住民のとるべき措置

エ 緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難の発令

オ 災害応急対策の状況

カ 道路情報

キ 食料、生活必需物資等の供給状況

ク ライフラインの復旧状況

ケ 医療機関、商店、ガソリンスタンド等の生活関連情報

コ 二次災害に関する情報

サ 被災者生活支援に関する情報

シ その他必要事項

（2）災害報道

情報機関は、次の有効適切な災害関連番組及び記事を編成して報道する。

ア 災害関連番組

イ 災害関係の情報

ウ 安否情報

エ 災害対策のための解説

オ 関係機関の告知事項

カ 道路情報

キ 被災地で不足している物資等の情報

(3) 情報提供媒体に関する配慮

村、県は、被災者のおかれている生活環境等が多様であることから、情報を提供する際に活用する媒体に配慮するものとする。特に、停電や通信障害発生時は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報についてはチラシの張り出し、配布等の紙媒体や広報車でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるように努める。

(4) 問い合わせ窓口の設置

村、県は、必要に応じ、発災後速やかに住民等からの問い合わせに対応する専用電話を備えた窓口の設置、人員の配備等体制の整備を図る。

(5) 災害用伝言ダイヤル等の提供

日本電信電話株式会社は、大規模な災害発生時においては、通信設備の被災や輻輳により、通信が著しく困難となることから、被災地への安否確認等について、「災害用伝言ダイヤル（171）・災害用ブロードバンド伝言板（Web171）」の提供を行う。

(6) 外国人向けの情報提供

被災地に生活基盤を持ち、避難生活や生活再建に関する情報を必要とする在日外国人と、早期帰国等に向けた交通情報を必要とする訪日外国人は行動特性や情報ニーズが異なることを踏まえ、それぞれに応じた迅速かつ的確な情報伝達の環境整備や、円滑な避難誘導体制の構築に努めるなど、災害の発生時に、要配慮者としての外国人にも十分配慮する。

4 応援協力団体

- (1) 報道機関は、各機関から災害広報を実施することについて依頼があった場合、積極的に協力する。
- (2) 各機関は、報道機関から災害報道のための取材活動を実施するに当たり、資料の提供等について依頼を受けた場合、積極的に協力する。
- (3) 各機関は、災害時に住民に対し必要な情報を伝達できるよう、平常時から報道機関との関係づくりに努める。

・通信施設等整備状況（資料第3）

第4節 被災者の救助保護

第1 災害救助法の適用計画

震災対策編、第3章第1節第4参照。

第2 避難の指示等及び避難所の設置

1 方針

災害により危険が急迫し、地域住民の生命、身体の保護が必要と認められるときは、防災の第一次的責任者である村長を中心として相互に連携をとり地域住民に対し、避難のための立退きを指示して、安全な場所へ避難させることが必要であり、避難の方法及び指定避難所の設置について定める。

特に、高齢者等避難の発令により、高齢者や障害のある人等避難行動に時間を要する避難行動要支援者に対して、早めの段階で避難行動を開始することを求めるとともに、高齢者等以外の者に対して、必要に応じて、普段の行動を見合わせ始めることや、自主的な避難を呼びかけるなど、村があらかじめ定めるマニュアル・計画に沿った避難支援を行うことが重要である。

令和2年における新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、災害対応に当たる職員等の感染症対策の徹底や、避難所における避難者の過密抑制など新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する。

2 実施機関（実施責任者）等

（1）避難の指示等

村長（総務企画課）

警察官

自衛官

水防管理者（水防法に係る災害の場合）

知事又は知事の命を受けた職員（水防法、地すべり等防止法に係る場合）

（2）指定避難所の設置及び管理

村長（総務企画課、保健福祉課）

知事（知事が災害救助法を適用した場合）

3 実施内容

（1）避難の指示等及び報告・通知

ア 村長（災害対策基本法第60条第1項）

（ア）指示等

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、特にその必要があると認めら

れるときは、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し、緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難の発令を行う。

避難指示等の発令に当たっては、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切に判断する。

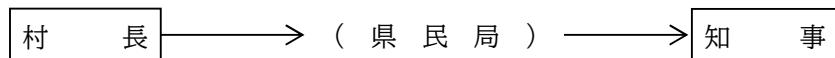
また、危険の切迫性に応じて避難指示等の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、避難指示等に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応した取るべき避難行動がわかるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努める。

(イ) 発令判断基準

避難指示等の発令判断基準は、「第3章第2節第2 避難指示等の発令判断」を参考照。

(ウ) 報告

村は、避難指示等を発令した場合、岡山県総合防災情報システム等により速やか県へ報告を行う。



イ 知事（災害対策基本法第60条第5項）

(ア) 指示等

災害の発生により村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、村長が災害対策基本法第60条の規定により実施すべき措置の全部又は一部を代わって実施する。

(イ) 公示

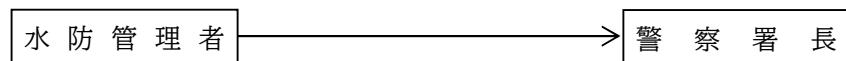
村長の事務の代行を開始し、又は終了したときは、その旨を公示する。

ウ 水防管理者（水防法第29条）

(ア) 指示

洪水により著しい危険が切迫していると認められるときは、必要と認められる区域の居住者に対し、立退きを指示することができる。

(イ) 報告・通知



エ 知事又は知事の命を受けた職員（水防法第29条、地すべり等防止法第25条）

(ア) 指示

洪水の氾濫又は地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるときは、必要と認められる区域の居住者に対し、立ち退きを指示することができる。

(イ) 報告・通知（地すべりによる場合のみ）



オ 警察官

(ア) 警察官職務執行法第4条による措置

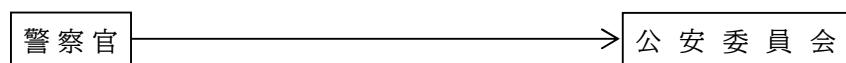
災害で危険な状態が生じた場合、その場に居合せた者、その事物の管理者その他関係者に必要な警告を発し、特に急を要する場合においては、危害を受けるおそれのある者を避難させ、必要な措置を講じる。

(イ) 災害対策基本法第61条による措置

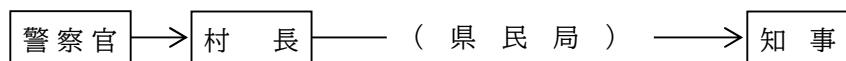
(1) の村長による避難のための立ち退き若しくは屋内での待避等の安全措置を指示することができないと認めるとき、又は村長から要求があったときは、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のための立退き又は屋内での待避等の安全確保措置を指示する。

(ウ) 報告・通知

(ア) の場合の報告



(イ) の場合の報告

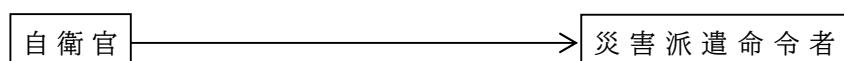


カ 自衛官（災害派遣時の権限）

(ア) 避難等の措置

自衛隊法第83条により災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、警察官がその場にいない場合に限り「オの（ア）警察官職務執行法第4条による措置」による避難等の措置を講じる。

(イ) 報告・通知



キ 避難情報等の判断・伝達マニュアルの整備

「高齢者等避難」を位置付けるほか、国の「避難情報に関するガイドライン」の趣旨を踏まえ、避難指示等の対象区域や発令の客観的な判断基準等について定めた避難情報等の判断・伝達マニュアルを整備する。

(ア) 土砂災害に関する事項

土砂災害に対する住民の警戒避難体制として、土砂災害警戒情報が発表された場合に直ちに避難指示等を発令することを基本とした具体的な避難指示等の発令基準を設定する。また、面積の広さ、地形、地域の実情等に応じて村をいくつかの地域に分割した上で、土砂キックル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）等を用い、危険度の高まっている領域が含まれる地域内の全ての土砂災害警戒区域等に絞り込んで避難指示等を発令できるよう、発令対象区域をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じて見直すよう努める。

(イ) 洪水に関する事項

村は、洪水等に対する住民の警戒避難体制として、洪水予報河川等及び水位周知下水道については、水位情報、堤防等の施設に係る情報、台風情報、洪水警報等により具体的な避難情報等の発令基準を設定する。それら以外の河川等についても、氾濫により居住者や地下空間、施設等の利用者に命の危険を及ぼすと判断したものについては、洪水キックル（洪水警報の危険度分布）等により具体的な避難情報等の発令基準を策定する。また、安全な場所にいる人まで指定緊急避難場所等へ避難した場合、混雑や交通渋滞が発生するおそれ等があることから、災害リスクのある区域に絞って避難指示等の発令対象区域を設定するとともに、必要に応じて見直すよう努める。

(ウ) 共通事項

- a 高齢者等避難の発令により、避難行動要支援者の迅速な避難や、風水害による被害のおそれが高い区域の居住者等の自主的な避難を促進する。
- b 避難指示及び緊急安全確保を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における高齢者等避難の発令に努める。
- c 避難指示の発令の際には、指定緊急避難場所を開放していることが望ましいが、避難のためのリードタイムが少ない局地的かつ短時間の豪雨の場合は、躊躇なく避難指示を発令する。

(2) 警戒区域の設定

ア 村長（災害対策基本法第63条第1項）

立入りの制限・禁止、退去

災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、立入りを制限し、若しくは禁止し、当該区域からの退去を命ずる。

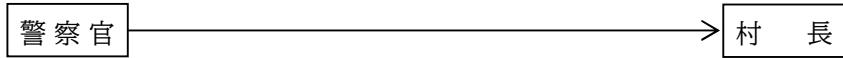
イ 警察官（災害対策基本法第63条第2項）

(ア) 立入りの制限・禁止、退去

村長若しくは村長の職権を行う村の職員が現場にいないとき又はこれらの者から

要求があったときは、災害対策基本法第63条第1項に規定する村長の職権を行うことができる。

(イ) 通知

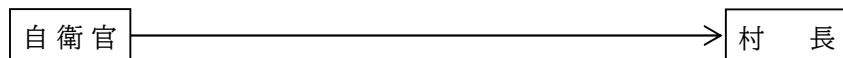


ウ 自衛官（災害対策基本法第63条第3項）

(ア) 立入りの制限・禁止、退去

村長（村の委任を受けてその職権を行う村の職員を含む。）、警察官がその場にいない場合に限り、災害対策基本法第63条第1項に規定する村長の措置をとることができる。

(イ) 通知



(3) 指示の周知徹底

村長は、周知徹底の方法として概ね次のような措置をとる。できる限り、避難指示の理由、避難先、避難経路及び避難上の留意事項を明確にし、警鐘、告知放送、文字放送、防災行政無線（同報系）、広報車、伝達車、伝達員等により伝達する。

(4) 指定緊急避難場所の開放

災害時には、必要に応じ、高齢者等避難の発令等と併せて指定緊急避難場所を開放し、住民等に対し周知徹底を図る。

(5) 避難誘導及び移送

ア 避難誘導

避難は、原則として地域住民が自主的に行うものとするが、状況によっては県警察及び村が誘導を行う。誘導に当たっては、人命の安全を第一にできるだけ自主防災組織・自治会ごとの集団避難を行うものとして、負傷者、障害のある人、老人、幼児等の避難を優先して行う。

イ 住民への避難誘導体制

避難指示等の発令区域・タイミング、指定緊急避難場所、避難経路等の住民の避難誘導等警戒避難体制をあらかじめ計画する。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による河川洪水との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努める。

ウ 避難の受け入れ及び情報提供

村は、指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレス等について、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努める。

避難路、指定緊急避難場所及び指定避難所をあらかじめ指定し、日頃から住民等への周知徹底に努めるとともに、発災時の避難誘導に係る計画をあらかじめ作成する。

村は、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本産業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努める。

村は、避難誘導に当たっては、避難場所及び避難路や避難先、災害危険箇所等（浸水想定区域、土砂災害警戒区域等等の存在、雪崩災害の危険箇所等）の所在、災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努める。

また、防災訓練の実施や防災マップの作成・配布等により、地域の災害リスクやその根拠を理解できるよう、その内容の住民等に対する周知徹底を図るための措置を講じる。

避難指示等が発令された場合の避難行動としては、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、宿泊施設等への避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえつて危険を伴う場合は、「緊急安全確保」を行うべきことについて、村は、住民等への周知徹底に努める。

村及び県は、大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、他の地方公共団体との応援協定の締結や、広域避難における居住者等及び広域一時滞在における被災住民（以下「広域避難者」という。）の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定の締結など、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。

村は、風水害の発生のおそれがある場合には、防災気象情報等を十分把握するとともに、消防団等と連携を図りながら、浸水想定区域や土砂災害警戒区域等の警戒活動を行う。その結果、危険と認められる場合には、住民に対して避難指示等を発令するとともに、適切な避難誘導を実施する。特に、台風による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれがなくなるまで、住民に対してわかりやすく適切に状況を伝達することに努める。

村は、住民に対して避難指示等を発令するにあたり、対象地域の適切な設定等に留意するとともに、避難指示を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における高齢者等避難の発令に努める。

村は、災害の状況に応じて避難指示等を発令した上で、避難時の周囲の状況等により、近隣のより安全な建物への「近隣の安全な場所」への待避や、「屋内安全確保」といった適切な避難行動を住民がとれるように努める。

村は、危険の切迫性に応じて避難指示等の伝達文の内容を工夫すること、その対象

者を明確にすること、避難指示等に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応した取るべき避難行動がわかるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努める。

村は、災害対策本部の置かれる本庁舎等において十分な状況把握が行えない場合は、避難指示等を行うための判断を風水害の被災地近傍の公共施設等において行うなど、適時適切な避難誘導に努める。

住民への避難情報の伝達に当たっては、FM 告知放送、防災行政無線を始め、L アラート（災害情報共有システム）、テレビ、ラジオ（コミュニティ FM 放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、西粟倉村公式 LINE 等のあらゆる伝達手段の複合的な活用を図り、対象地域の住民への迅速かつ的確な伝達に努める。

エ 移送

また、指定緊急避難場所に誘導する場合は、万一の安全を考えその地域の実情に応じ、避難路を 2 箇所以上選定しておき、安全度及び道路の状況を適宜判断して安全な経路を誘導する。指定避難所が危険等で不適当となった場合は別の避難所に移送する。

なお、交通孤立地区等が生じた場合、ヘリコプターによる避難についても検討し、平時にはヘリコプター離着陸適地のリストアップを実施しておくなどし、災害時には必要に応じて実施する。

(6) 指定避難所の設置

ア 指定避難所等の指定

地域的な特性や過去の教訓、想定される災害、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策等を踏まえ、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、避難者が避難生活を送るために必要十分な指定避難所をあらかじめ指定し、平常時から、指定避難所の場所、収容人数等について、ハザードマップや広報紙等を通じ、住民への周知徹底を図る。

また、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努める。

村は、指定避難所内的一般避難スペースでは生活することが困難な障害のある人、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者のため、必要に応じて福祉避難所を指定するよう努める。なお、福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定する。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努める。また、指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができるが、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に

兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適当である場合があることを日頃から住民等へ周知徹底するよう努める。

村は、福祉避難所について、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないよう、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示する。

村は、前述の公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努める。

指定避難所として指定した施設については、その施設の管理者と使用方法等について事前に協議するとともに、2-(1)に掲げる避難の指示の実施責任者（村長を除く。）に報告する。

指定避難所に指定された施設の管理者は、良好な環境を確保するために、換気、照明等設備の整備に努める。

村は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、平常時から、指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染症患者が発生した場合の対応を含め、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な措置を講じるよう努める。また、必要な場合には、宿泊施設等の活用を含めて、可能な限り多くの避難所の開設に努める。

村は、マニュアルの作成、訓練・研修等を通じて、指定避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努める。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に指定避難所を運営できるように配慮するよう努める。

特に、夏季には熱中症の危険性が高まるため、熱中症の予防や対処法に関する普及啓発に努める。

また、指定避難所運営についての基本計画を事前に作成しておき、その中に基本的な考え方を示しておくとともに、設置後は避難者の自治組織の決定を中心に運営することにより、状況に応じた柔軟な対応をしていく。

そのために自治組織等と村との間で、災害時における指定避難所設置手続について、次の事項を内容とするマニュアルをあらかじめ策定する。

- (ア) 指定避難所の開設・管理責任者、体制
- (イ) 開設に当たっての当該施設の安全性の確認方法
- (ウ) 本部への報告、食料・毛布等の備蓄状況の確認及び不足分の調達要請
- (エ) 防災関係機関への通報連絡体制の確立
- (オ) シャワー等による入浴機会の提供（設備がない場合は代替措置を検討）
- (カ) 感染症対策を踏まえた運営方法
- (キ) その他開設責任者の業務

イ 指定避難所の施設設備の整備

村は、指定避難所において貯水槽、マット、簡易ベッド、非常用電源等の通信機器のほか、空調、洋式トイレ、シャワー等の入浴設備など、要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努めるとともに、避難者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整備を図る。また、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備に努める。

村は、指定避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、マスク、消毒液、体温計、段ボールベッド、パーティション、毛布等避難生活に必要な物資や新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策に必要な物資等の備蓄に努める。また、備蓄品の調達にあたっては、要配慮者、女性、子どもにも配慮する。指定避難所となる施設において、あらかじめ、必要な機能を整理し、備蓄場所の確保、通信設備の整備等を進める。必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努める。

また、授乳室や男女別の物干し場、更衣室の設置に当たり、異性の目線やプライバシー、子育て家庭のニーズに配慮した設備の整備や要配慮者に配慮したスロープ等の施設の整備、必要に応じて被災者が飼養する犬・猫等の家庭動物（特定動物を除く）（以下「被災ペット」という。）のためのスペースの確保に努める。

ウ 指定避難所としての適当な施設

指定避難所として適当な施設は、公立学校、公民館、集会所、社務所、寺院等であるが、適当な施設がない場合は、公園、広場を利用して、野外へ建物を仮設し、又はテント等を設営する。この場合、平素から安全な広場等及び仮設に必要な資機材の調達可能数を把握確認しておく。

エ 指定避難所の開設

村は、避難指示等の発令と同時に、発令対象地域の指定避難所を開設し、住民等に対し周知徹底を図るとともに速やかに県に報告する。

公設避難所は、注意報（今後も継続的に降り続ける状況下、各地区に自主避難の呼びかけを行う段階）で開設する。

第一段階で開設する公設避難所を「あわくら会館・百森ひろば」とし、当該避難所への避難を優先的に促し対応する。各地区公民館の開設も同時に地区へ依頼するが、避難者本人の意思・判断による。

村は、このほか、災害の規模に鑑み、必要な避難所を、可能な限り当初から開設するよう努める。また、要配慮者のため、必要に応じて福祉避難所を開設する。指定避難所に指定された施設の管理者は、村と緊密な連絡をとる。指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、宿泊施設等の活用も含め、可能な限り多くの避難所を開設し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して周知するよう努め

る。特に、要配慮者に配慮して、被災地域外の地域にあるものを含め、宿泊施設等を実質的に福祉避難所として開設するよう努める。なお、村は、避難所を開設する場合には、あらかじめ施設の安全性を確認する。また、被災による生活環境の悪化に起因した子どもの心身への影響を軽減するため、避難所内又は避難所外に、子どもが安心して生活できる安全な居場所機能を持つスペース又は部屋を設けるよう努める。

村は、指定避難所のライフラインの回復に時間をおこすと見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討する。

村は、避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等を適切に県に報告し、県は、その情報を国に共有するよう努める。

また、特定の避難所に避難者が集中し、収容人数を超えることを防ぐため、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する等、避難の円滑化に努める。

風水害時の警戒レベルと開設する避難所

警戒 レベル	気象、災害の状況等	開設する 避難所	備考
1	早期注意情報		
2	今後も雨が降り続き警報に発展することが予想される場合	公設避難所	第一段階で開設する公設避難所は「あわくら会館・百森ひろば」
3	大雨・洪水警報（土砂災害） 河川の氾濫注意水位到達		
4	土砂災害警戒情報 河川の氾濫危険水位到達	指定避難所	
5	大雨特別警報 河川の氾濫や土砂災害等が発生		

※警戒レベル4相当以上の状況では「線状降水帯」のキーワードを用いた呼びかけが行われる。

オ 福祉避難所の開設

村は、指定避難所に避難してきた者で、高齢者、障害のある人、乳幼児、妊産婦等要配慮者に配慮し、福祉避難所の対象となる者がおり、福祉避難所の開設が必要と判断する場合は、あらかじめ指定している福祉避難所を開設するとともに、福祉避難所担当職員を派遣し、福祉避難所の管理運営にあたらせる。但し、福祉施設を福祉避難所として開設する場合は、施設管理者に要請する。

また、社会福祉施設における福祉避難所の設置及び管理に関しては、施設管理者に委託することになることから、村は県と連携し、関係機関等との連絡調整、ボランティアの調整等を行う福祉避難所担当職員を配置する。

なお、福祉避難所の収容能力を超えるなど、村で対応が困難な場合は、他市町村又は県へ応援を要請する。

それでもなお、福祉避難所が不足する場合には、国（厚生労働省）と公的宿泊施設、宿泊施設等の借り上げ等について協議するなど、必要な避難先の確保に努める。

社会福祉施設は、被災した社会福祉施設、村、県の要請に応じて、自らの施設入所者の処遇を確保しつつ、可能な限り被災した要配慮者を受け入れるものとする。

カ 宿泊施設提供事業の実施

村は、県に対して宿泊施設提供事業を実施する意思を明確に提示し、県から宿泊施設の情報提供を受ける。

宿泊施設提供事業を実施する場合は、宿泊施設を利用する要支援者等の選定、宿泊施設との宿泊や食事に関する連絡調整、要支援者等の宿泊施設への移送手段の確保等を行う。また、宿泊施設を利用する被災者が孤立しないよう連絡体制を構築する。

キ 避難経路の表示

村は、指定避難所及びその位置を住民に徹底させるため、広報伝達するとともに、所要の箇所に表示板・標識を立てておく。

ク 避難施設の耐震診断

村は、避難施設の耐震診断の結果等に基づき適切な避難場所の確保に努める。

(7) 指定避難所の運営管理

村は、指定避難所内の混乱を防止し、安全かつ適切な管理を図るため、避難所には、村の職員等を配置する。

ア 指定避難所ごとに収容された人員の把握に努め、収容能力からみて支障があると判断したときは、速やかに適切な措置を講じる。

イ 常に村本部と情報連絡を行い、正しい情報を収容者に知らせて流言、飛語の流布防止と不安の解消に努める。

ウ 指定避難所が万一危険となった場合は、再避難所等についての対策を把握し、混乱のないよう適切な措置を講じる。

エ 指定避難所内に負傷者がいることを認めた場合は、速やかに適切な措置を講じる。

オ 健康状態の悪化等により、福祉避難所等での生活が困難となった要配慮者については、社会福祉施設・医療機関等への緊急入所・受診等により適切に対応する。

カ 給食、給水、その他当面必要とされる物資の配給等にあっては、県や他の市町村に對して協力を求めるなど、適切迅速な措置を講じる。

キ 指定避難所の運営管理に当たり、指定避難所における正確な情報の伝達、食料、飲

料水等の配付、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、避難所運営について専門性を有したNPO・ボランティア等の外部支援者等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他の地方公共団体に対して協力を求める。また、指定避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、避難者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援する。

- ク 指定避難所における生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう努める。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じる。また、避難の長期化等必要に応じてプライバシーの確保状況、段ボールベッド、パーティション等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、ごみ処理の状況など、避難者の健康状態や避難場所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努める。村及び各指定避難所の運営者は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家等との定期的な情報交換に努める。
- ケ 村は、必要に応じ、指定避難所における被災ペットのための避難スペースの確保等に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努める。
- コ 村は、それぞれの指定避難所に受け入れている避難者に係る情報及び指定避難所で生活せず食事のみ受取りに来ている被災者等に係る情報の早期把握に努める。
- サ 指定避難所の運営における意思決定の場への女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配付、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等による指定避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難場所の運営管理に努める。
- シ 村は、指定避難所等における女性や子ども等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子ども等の安全に配慮するよう努める。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努める。
- ス 村及び県は、災害の規模、被災者の避難及び収容状況、避難の長期化等に鑑み、必要に応じて、宿泊施設等への移動を避難者に促す。
- セ 村及び県は、災害の規模等に鑑みて、避難者の健全な住生活の早期確保のために、必要に応じ、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅や空き家等利用可

能な既存住宅の斡旋及び活用、被災宅地危険度判定の実施による安全な自宅への早期復帰等により、指定避難所の早期解消に努めることを基本とする。

ソ 避難生活について、生活機能低下、特に生活不活発病（廃用症候群）の早期発見などの予防対策を進める等により、その改善に向けた体制の整備を図るとともに、必要に応じてDWAT（災害派遣福祉チーム）の派遣を要請し、被災者の安定的な避難生活の確保に努める。さらに、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者等は、要配慮者の居場所や安否の確認に努め、把握した情報について村に提供する。

タ 村は、指定避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努める。

チ 村及び県は、被災地において新型コロナウイルス感染症を含む感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努める。また、自宅療養者等が指定避難所に避難する可能性を考慮し、保健福祉担当部局は、防災担当部局に対し、避難所の運営に必要な情報を共有する。

（8）避難体制の明確化

村長は、地域の特性、想定被害の種類に応じた具体的な避難計画を策定し、村地域防災計画に掲載する。

とりわけ、高齢者、障害のある人その他のいわゆる要配慮者を速やかに避難誘導させることに配慮し、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、直接的な声かけ等ができるよう、平常時よりこれらの者に係る避難誘導体制の整備に努めることとする。

なお、策定に当たっては、災害危険箇所の把握に努めるとともに、危険箇所ごとの指定避難所と経路を明示する。

（9）被災ペット対策

村は、同行避難した被災ペットの受入れにあたり、以下の事項を準備する。

ア 受入れへの対応（発災直後（0日～3日））

・発災直後は、避難所に多くの避難者が来場する時期であり、避難者と同伴したペットも多く集まることが想定されるが、ペット同伴者と他の避難者を分けることで、ペットによるトラブルを回避することができる。

・避難所に、居室可能な部屋が複数ある場合は、ペット同行避難者を受入れる専用の部屋を確保できるよう、事前に施設管理者との調整に努める。また、居室が一部屋しかない場合には、最初のペット同伴者を確認した段階で、その部屋を分割してペット同伴者用のスペースを確保することが望ましい。

同行避難の受入れにあたり必要な事項（例）

項目	内容
緊急避難場所等での準備	<ul style="list-style-type: none"> ・飼い主が同行避難してきた際のペットの飼養スペースの確保 ・ペットを連れた被災者等への対応についての担当職員への周知、関係課との連携 ・緊急時に提供できる、ペットが最低限、雨風をしのげる場所の確保
同行避難に関する被災者への広報	<ul style="list-style-type: none"> ・効果的に避難を促すための、ペットとの同行避難を含めた伝達内容の整理 ・事前の情報伝達（受け入れ可能な避難所の所在を公表、避難時に必要な準備等）
避難所における対応	<ul style="list-style-type: none"> ・要配慮者への対応（身体障害者補助犬（盲導犬、介助犬、聴導犬）への対応準備） ・アレルギーを持つ方等への対応（避難所等で、動物アレルギーを持った方と動物との住み分けや動線の検討） ・ペットの預け先等の準備（ペットも飼養できる避難所等やペットの一時的な預け場所の準備）

出典：「人とペットの災害対策ガイドライン 災害への備えチェックリスト」（令和3年3月、環境省）

イ 飼い主の対応

- ・災害発生時、飼い主はペットと同行避難することが基本となることから、平時よりペットの安全と健康を守るとともに、他の避難者への迷惑にならないように努める必要がある。

飼い主に必要な準備（例）

項目	内容
ペットのしつけと健康管理	<ul style="list-style-type: none"> ・ケージ等に、日頃から慣らしておく。 ・不必要に吠えないしつけを行う。 ・人やほかの動物を怖がったり攻撃的にならない。 ・決められた場所での排泄ができる。 ・各種ワクチン接種を行う。
ペット用の避難用品や備蓄品の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・フード、水（少なくとも5日分【できれば7日分以上】） ・予備の首輪、リード（伸びないもの）、食器 ・排泄物の処理用具、トイレ用品 ・おもちゃ

出典：「災害時におけるペットの救護対策ガイドライン」（平成30年9月、環境省）

4 応援協力関係

- （1）村は、自ら避難者の誘導及び移送の実施が困難な場合は、他市町村又は県へ避難者

の誘導及び移送の実施並びにこれに要する人員及び資機材につき応援を要請する。

(2) 村は、自ら指定避難所を開設することが困難な場合は、他市町村又は県へ避難所の開設につき応援を要請する。

(3) 応援の要請を受けた機関は、これに積極的に協力する。

5 広域避難

(1) 村は、災害の予測規模、避難者数等に鑑み、村外への広域的な避難、指定避難所及び指定緊急避難場所の提供が必要であると判断した場合において、県内の他の市町への受入れについては当該市町に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求めるほか、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、県知事に報告した上で、自ら他の都道府県内の市町村に協議することができる。

(2) 村は、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの避難者を受け入れができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。

(3) 村、国、県、運送事業者等は、あらかじめ策定した具体的なオペレーションを定めた計画に基づき、関係者間で適切な役割分担を行った上で、広域避難を実施するよう努める。

(4) 村、政府本部、指定行政機関、公共機関、県及び事業者は、避難者のニーズを十分把握するとともに、相互に連絡をとりあい、放送事業者を含めた関係者間で連携を行うことで、避難者等に役立つ的確な情報を提供できるように努める。

6 広域一時滞在

(1) 村が被災したとき、災害の規模、被災者の避難状況、避難の長期化等に鑑み、区域外への広域的な避難及び応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合において、県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては、県に対し当該他の都道府県との協議を求めることができる。

(2) 村は、指定避難所を指定する際に併せて広域一時滞在の用にも供することについて定めるなど、他の市町村からの被災者を受け入れができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。

(3) 村は、指定避難所を指定する際に併せて広域一時滞在の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの被災住民を受け入れができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。

7 その他

知事が災害救助法を適用した場合の対象者、期間、経費等については、災害救助法施行細則（昭和35年4月19日、岡山県規則第23号）による。

- ・指定避難所・指定緊急避難場所等一覧表（資料第13）

第3 救助

1 方針

災害により生命、身体が危険となった者を緊急に救助し、負傷者については、医療機関に収容する必要があるので、その方法等について定めるものとする。

なお、発災当初の72時間は、救命・救助活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、人命救助及びこのために必要な活動に人的・物的資源を優先的に配分する。

災害現場で活動する警察・消防・海上保安庁・自衛隊の部隊は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、職員の健康管理やマスク着用等を徹底する。

2 実施機関（実施責任者）等

村長（総務企画課）

知事（知事が災害救助法を適用した場合）

県警察

消防機関（消防本部、消防団）

3 実施内容

村は、陸・空のあらゆる必要な手段を利用し、総合的、積極的に緊急輸送を実施するため、必要に応じ県へ要請する。

（1）陸上における救助

村、県及び県警察は、関係機関と連携協力して迅速・的確な救出救助、医療機関等への搬送活動等を行う。

4 応援協力関係

（1）住民及び自主防災組織は、自発的に被災者の救助・救急活動を行うとともに、救助、救急活動を実施する各機関に協力するよう努める。

（2）村は、自ら救助することが困難な場合は、他市町村又は県へ救助の実施並びにこれに要する人員及び資機材について応援を要請する。また、応援要請があった場合、県は消防防災ヘリコプターを出動させ村の行う救助活動を支援するほか、必要に応じて緊急消防援助隊の派遣等の広域的な応援を要請する。

（3）応援の要請を受けた機関は、これに積極的に協力する。

5 その他

災害救助法が適用された場合の対象者、期間、経費等については、災害救助法施行細則による。

- ・医療施設一覧表（資料第11）

第4 食料の供給

1 方針

村長は、災害により、食料を確保することが困難となり、日常の食事に支障を生じ、又は支障を生じるおそれがある場合は、一時的に被災者の食生活を保護するため、米穀物等の食料の応急供給を行い、炊出し等を実施する。なお、食料の応急供給等に当たっては、要配慮者、孤立状態、在宅、応急仮設住宅の避難者及び広域避難者に対しても物資等が円滑に提供されるよう努めるとともに、被災地の実情や男女のニーズの差違にも十分配慮する。また、避難所における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努める。

2 実施機関（実施責任者）等

（1）食料の応急供給

ア 実施責任者

村長（保健福祉課）

知事

イ 主な関係機関

県

（2）炊出しその他による食料の供給

ア 実施責任者

村長（保健福祉課）

知事（知事が災害救助法を適用した場合）

イ 主な関係機関

県（保健福祉部、農林水産部、産業労働部）

3 実施内容

（1）米穀等の食料の応急供給

村は、炊出し給食を行うなど米穀等の食料の確保の必要があるときは、次により確保する。

ア 米穀

事前に株式会社エーゼログループ、農業協同組合（JA）と協議し、確保する。確保できないときは、県に確保を要請する。

イ その他の食料

食品販売業者等との協定等に基づき調達する。

ウ 乾パン

県に、引き渡し場所を指定し、確保を要請する。

エ 村はア又はイによる方法で米穀の確保が困難な場合で、災害救助法が発動された場合は、「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（平成21年5月29日付け21総

食第113号、総合食料局長通知)」に基づき、農林水産省農産局長に要請し、災害救助用米穀の緊急引き渡しを受けることができる。

(2) 炊出しその他のによる食料の給与

ア 村は、応急的に協定等に基づく乾パン、飯缶等の食料をもって給与を行い、給与期間及び被災者の実態を勘案して、生パン又は米飯（乳幼児に対してはミルク等）の炊出し等を行う。なお、一時、縁故先等へ避難する被災者も炊出し等の対象となる。なお、この場合は、現物をもって支給する。

イ 炊出しほは、奉仕団等の協力により、指定避難所又は学校の給食施設等の場所を選んで実施する。

ウ 炊出し用米穀をJAから確保するものとするが、確保が困難な場合は、県に申請して売却決定通知を受けて実施する。

(3) 応援の要請

村において炊出しその他のによる食料の給与の実施が困難な場合は、他市町村又は県へ炊出しその他のによる食料の給与の実施並びにこれに要する人員及び食料につき応援を要請する。

4 その他

知事が災害救助法を適用した場合の炊出しその他のによる食料の供給の対象者、期間、経費等については、災害救助法施行細則による。

第5 飲料水の供給

1 方針

村長は、災害により飲料水を得ることができない者に対して、被災者の生活を維持する観点から、最小限度必要な量の飲料水を供給し、被災者を保護する。なお、飲料水の供給に当たっては、要配慮者、孤立状態、在宅、応急仮設住宅の避難者及び広域避難者に対しても物資等が円滑に提供されるよう努めるとともに、被災地の実情や男女のニーズの差違にも十分配慮する。

2 実施機関（実施責任者）等

村長（建設課）

知事（知事が災害救助法を適用した場合）

3 実施内容

(1) 給水の実施

村は、取水する水源を最寄りの非被災水道事業者と協議して確保し、これによることが困難な場合は、比較的汚染の少ない井戸水、河川水等をろ水器によりろ過したのち、塩素剤により消毒して給水する。

(2) 応援の要請

村で対処できないときは、他市町村、日本水道協会岡山県支部又は県へ対して給水等の実施、並びにこれに要する人員、給水資機材の応援を要請する。

4 その他

災害救助法が適用された場合の対象者、給水量、期間、経費等については、災害救助法施行細則による。

経費は、通常の実費とする。

- (1) ろ水器その他給水に必要な機械、器具の借上げ費、修繕費及び燃料費
- (2) 净水用薬品及び資材費

第6 被服・寝具・その他生活必需品の給与又は貸与

1 方針

災害による住家被害等により、日常生活に欠くことができない被服・寝具・その他生活必需品（以下「生活必需品等」という。）を喪失又は毀損し、直ちに入手することができない状態にある者に対して給与又は貸与し、一時的に被災者の生活の安定を図る必要があるので、その方法について定める。なお、生活必需品等の給与等に当たっては、要配慮者、孤立状態、在宅、応急仮設住宅の避難者及び広域避難者に対しても物資等が円滑に提供されるよう努めるとともに、被災地の実情や男女のニーズの差違にも十分配慮する。

2 実施機関（実施責任者）等

村長（保健福祉課）

知事（知事が災害救助法を適用した場合）

3 実施内容

被害状況及び世帯構成人員に応じて、一時的に急場をしのぐ程度の生活必需品等を給与し、又は貸与する。

4 応援協力関係

- (1) 村は、自ら生活必需品等を給与又は貸与することが困難な場合は、他市町村又は県へ生活必需品等の給与又は貸与の実施並びにこれに要する人員及び生活必需品等について応援を要請する。

- (2) 応援の要請を受けた機関は、これに積極的に協力する。

5 その他

知事が災害救助法を適用した場合の対象者、期間、経費等については、災害救助法施行細則による。

第7 医療・助産

1 方針

災害により医療、助産所等の機関の機能が停止し、被災地の住民が医療又は助産の途を失った場合は、応急的に医療を施し、また、助産に関する処置を確保し、その保護を図る必要があるので、その方法について定める。

また、県は災害時の医療提供の拠点である災害拠点病院において、被災した地域の医療供給が継続できる体制の整備、災害拠点病院等において、災害急性期の迅速な医療救護活動に従事する災害派遣医療チーム（以下「DMA T」という。）の派遣体制の整備を行う。

2 実施機関（実施責任者）等

（1）実施責任者

村長（保健福祉課）

知事（知事が災害救助法を適用した場合）

（2）主な関係機関

県（県民局健康福祉部）

日本赤十字社岡山県支部

災害拠点病院

美作市医師会

3 実施内容

（1）医療

ア 村長又は知事は救護班を編成して医療に当たるものとするが、そのいとまがない場合は、最寄りの一般診療機関で治療させる等の措置をとる。

イ 重傷患者等で設備、資材等の不足のため救護班では医療を実施できない場合は、病院へ移送して治療する。

ウ 医療品、医療用血液を確保し、必要に応じ搬送する。

エ 救護班は、災害直後の混乱した時期にあって、法医学関係者、県警察協力医会、県警察歯科医会などによる死体検案の体制が整うまでの間は、死体検案に協力する。

（2）助産

ア 医療に準ずる。

4 応援協力関係

（1）医療機関は、患者の急増等に対応するため、相互に密接な情報交換を図り、必要に応じて、他の医療機関等に協力を求める。また、多くの患者の避難が必要になる場合を想定し、近隣医療機関等と相互支援協定の締結等を行うとともに、災害時に、患者の積極的な受け入れや搬送などに協力する。さらに、その旨をBCPに記載する。

（2）村は、村内の医師をもってしても医療、助産の実施が困難な場合は、他市町村又は

県へ医療、助産の実施並びにこれに要する人員及び資機材について応援を要請する。

(3) 応援の要請を受けた機関は、これに積極的に協力する。

5 惨事ストレス対策

救助・救急活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるものとする。

6 その他

知事が災害救助法を適用した場合の対象者、期間、経費等については、災害救助法施行細則による。

- ・医療施設一覧表（資料第11）

第8 遺体の搜索・検視・処理・埋葬

1 方針

災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、周囲の事情からすでに死亡していると推定されるものを早急に収容することは、人道上、人心の安定上必要であり、搜索収容し、検視・遺体安置場所の確保、検視、処理、埋葬を行う必要があるので、その方法について定める。

2 実施機関（実施責任者）等

(1) 実施責任者

村長（総務企画課、保健福祉課）

知事（知事が災害救助法を適用した場合）

県警察

(2) 主な関係機関

県（保健福祉部、環境文化部）

日本赤十字社岡山県支部

3 実施内容

(1) 遺体の搜索

ア 陸上における搜索

村は、県警察、防災関係機関の協力を得て、遺体の搜索を行い、遺体を発見したときは、速やかに収容する。

(2) 検視・遺体安置場所の確保

村は、指定避難所として使用する施設を除き、事前に複数の施設を検視・遺体安置場所として選定するよう努める。

(3) 遺体の検視、処理

ア 県警察署は、必要に応じ、医師等の協力を得て、収容した遺体について、遺体の検

視、身元確認等を行う。また、身元確認に必要な資料の重要性を踏まえ、効果的な身元確認が行えるよう、県及び村、指定公共機関等と密接に連携する。

イ 村は、警察、医師等に依頼して、遺体の検視、身元確認等及び医学的検査を行う。

ウ 村は、遺体の検視、身元確認等及び医学的検査を終了した遺体については、概ね次により処理する。

(ア) 遺体の身元識別のため遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置を行う。

(イ) 遺体の身元確認のために相当の時間を必要とし、又は死亡者が多数のため短時間に埋葬ができない場合等においては、遺体を特定の場所（寺院などの施設の利用又は寺院、学校等の敷地に仮設）に集めて埋葬等の処置をするまで一時保存する。

(4) 遺体の埋葬等

村は、自ら遺体を埋葬又は火葬に付し、及び棺、骨つぼ等を遺族に支給する等現場給付をもって行う。なお、埋葬に当たっては、次の点に留意する。

ア 身元不明の遺体については、警察その他関係機関と連絡し、その調査に当たるとともに、埋葬または火葬とする。

4 応援協力関係

(1) 村は、自ら遺体搜索、処理、埋葬等の実施が困難な場合は、他市町村又は県へ遺体の搜索、処理、埋葬等の実施並びにこれに要する人員及び資機材につき応援を要請する。

(2) 応援の要請を受けた機関は、これに積極的に協力する。

5 その他

知事が災害救助法を適用した場合の対象者、期間、経費等については、災害救助法施行細則による。

第9 防疫・保健衛生

1 方針

被災地においては、環境衛生条件が悪化し、感染症等の疾病が発生しやすいので、これらを防ぐための防疫、保健衛生活動の実施が必要であるため、その方法について定める。

2 実施機関（実施責任者）等

(1) 防疫

村長（産業観光課、保健福祉課）

知事（保健福祉部）

(2) 食品衛生監視、栄養指導

知事（保健福祉部）

3 実施内容

(1) 防疫

ア 消毒等

村は、被災の直後に環境衛生委員等の協力を得て、家屋、その他の場所の消毒等を実施する。

イ 仮設トイレの設置

村は、指定避難所の生活環境を確保するため、必要に応じ、リース業者等の協力を得て仮設トイレを早期に設置する。

ウ ねずみ、昆虫等の駆除

村は、汚物堆積地帯その他に対し、殺虫、殺そ剤を散布する。

エ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による家庭用の水の供給を「第5 飲料水の供給」に準じて実施する。

オ 指定避難所の防疫

村は、避難者の健康状況の調査を実施するとともに、指定避難所の自治組織等の協力を得て防疫活動を実施する。特に仮設トイレ、簡易トイレ等の消毒を重点的に行う。

カ 動物の管理

被災ペットの保護収容、特定動物の逸走対策、動物伝染病予防等衛生管理を含めた災害時における動物の管理等について必要な措置を講じる。

キ その他の防疫活動

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律及び予防接種法の規定により実施する。

(2) 食品衛生監視、栄養食生活支援

県は、村に対し、食品衛生の取り扱い、栄養管理及び指導を行う。

(3) 要配慮者への配慮

高齢者、障害のある人等要配慮者的心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ福祉施設等への入所、ホームヘルパーの派遣、車椅子等の手配等を、福祉事業者やN P O・ボランティア等の協力を得つつ、計画的に実施する。

(4) 巡回健康相談等

保健師等による巡回健康相談等を実施する。

(5) 心のケア

被災や避難所生活の長期化に伴い、精神的に不安定な状態に陥りがちな被災者に対して、訪問や保健所での精神保健相談等により心のケアを実施する。

4 応援協力関係

(1) 村は、県の実施する臨時予防接種に対し、対象者の把握、対象者への連絡等必要な協力を行う。

- (2) 村は、自ら防疫活動の実施が困難な場合、他市町村又は県へ防疫活動の実施並びにこれに要する人員及び資機材について、応援を要請する。
- (3) 応援の要請を受けた機関は、これに積極的に協力する。

第10 廃棄物処理等

1 方針

被災地から排出されたし尿及びごみを迅速に収集・運搬、処分して、生活環境の保全を図ることについて定める。

2 実施機関（実施責任者）等

(1) 実施責任者

村長（産業観光課・建設課）

(2) 主な関係機関

県

美作クリーンセンター

事業者

3 実施内容

(1) 西粟倉村ごみ処理計画

ア 村は、災害廃棄物の処理に係る指針に基づき、適切かつ円滑・迅速に西粟倉村ごみ処理計画を定め、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物（指定避難所のごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理や公費解体及び土砂混じりがれきの撤去を行う場合の体制、周辺の地方公共団体との連携・協力のあり方等について、具体的に示すものとする。

イ 村及び事業者は、建築物等への被害があり、有害物質の漏えい及び石綿の飛散が懸念される場合は、有害物質の漏えい及び石綿の飛散を防止するため、施設の点検、応急措置、関係機関への連絡、環境モニタリング等の対策を連携して行う。

(2) ごみ・し尿の収集、処理

ア 村は、一般廃棄物処理施設等の浸水対策を講じる。

イ 村は、村内の組織・体制を整備する。

ウ 村は、風水害によって生じた廃棄物の一時保管場所である仮置場の配置計画、粗大ごみ等及びし尿の広域的な処理計画を作成すること等により、風水害時における応急体制を確保する。

エ 村は、施設の被害状況、粗大ごみ等の発生量、建物被害状況等について情報収集を行うとともに、県及び国との情報共有に努める。

オ 村は、地域防災計画、西粟倉村ごみ処理計画に基づき、風水害廃棄物の発生量を的確に把握するとともに、風水害により生じた廃棄物の処理や公費解体及び土砂混じり

がれきの撤去を適正に行う。

廃棄物の処理に当たっては、適切な分別の実施により可能な限り再生利用と減量化に努めるとともに、がれきの処分に当たっては、アスベストの飛散防止措置を講じる。

カ 村は、必要に応じ、長期的な観点から、処理の月別進行計画、処理完了の時期等を含めた進行管理計画を作成する。

キ し尿の収集、処理

村は、し尿を収集する場合には、西粟倉村ごみ処理基本計画に基づき、被災地の状況を考慮し、緊急汲取りを要する地域から実施し、収集したし尿は、し尿処理施設及び終末処理場のある下水道に投入し処理する。

ク ごみの収集、処理

村は、ごみを収集する場合には、西粟倉村ごみ処理基本計画に基づき、被災地の状況を考慮し、緊急清掃を要する地域から実施し、収集したものは、仮置場に集め、美作市に受け入れ依頼をし、処理を行う。この収集処分については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）施行令に定める基準に従って行う。

（2）死亡獣畜の処理

村は、死亡獣畜を処分する場合には、原則として死亡獣畜取扱場で行う。死亡獣畜取扱場で処理できないときは、環境衛生上支障のない場所へ埋却する。

4 応援協力関係

（1）村は、周辺の市町村及び廃棄物関係団体等と調整し、風水害時の相互協力体制を整備する。

（2）村は、（1）の相互協力体制の整備及び廃棄物の処理に際し、必要な人員・収集運搬車両が不足する場合等は、他の市町村及び関係機関に対して支援を要請する。この場合、必要により県に応援を要請する。

（3）村は、ボランティア、NPO等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、社会福祉協議会、NPO等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行う。

（4）仮置場の確保

村がごみの仮置場を確保できない場合は、県へ、貸与可能な県有地等、仮置場の確保を要請する。

（5）協力・支援の要請を受けた機関は、これに積極的に協力する。

5 その他

大規模な風水害に係る対策は、「震災対策編」の「第2章第3節第12 廃棄物処理体制整備計画」及び「第3章第3節第10 災害廃棄物理計画」に記載の各種対策に準ずる。

第11 住宅の仮設・応急修理及び障害物の除去

1 方針

災害により住家が全壊（全焼、流出、埋没）して、自力で住宅を確保できない被災者に対して仮設住宅を供給する。また、土石、竹木等の住家への流入により住むことが不可能となり、自力で応急修理又は障害物の除去ができない者に対して、日常生活の可能な程度に応急修理し、又は障害物を除去する必要があるので、その方法について定める。

2 実施機関(実施責任者)等

(1) 応急仮設住宅の建設

村長（建設課）

知事（知事が災害救助法を適用した場合）

県

(2) 住宅の応急修理、障害物の除去

村長（建設課）

知事（知事が災害救助法を適用した場合）

県（保健福祉部、土木部）

(3) 要配慮者への配慮

村長（総務企画課、建設課）

(4) 応急仮設住宅の運営管理

村長（総務企画課、保健福祉課）

3 実施内容

(1) 応急仮設住宅の設置

ア 設置場所の選定

（ア）村は、応急仮設住宅を建設する必要があるときは、発災後、被災者の健全な住生活の早期確保を図るため、建設予定場所台帳を基に速やかに建設する。また、被災者の入居に係る事務を行い、その円滑な入居の促進に努める。

（イ）既存住宅ストックの活用を重視して応急的な住まいを確保することを基本とし、相談体制の整備、修理業者の周知等の支援による応急修理の推進、公営住宅等の既存ストックの一時提供及び賃貸型応急住宅の提供により、被災者の応急的な住まいを早期に確保する。また、地域に十分な既存住宅ストックが存在しない場合には、建設型応急住宅を速やかに設置し、被災者の応急的な住まいを早期に確保する。なお、応急仮設住宅を建設する場合には、二次災害に十分配慮する。

（ウ）村は、建築場所の選定に当たっては、被災者が相当期間居住することを考慮して、飲料水を得やすく、かつ、保健衛生上適当な場所を選定するとともに、防火水槽等の消防水利を確保する。ただし、私有地の場合には、後日問題が起らないよう十分協議の上選定する。

(エ) 村は、建設場所の選定に当たっては、被災者が相当期間居住することを考慮して、飲料水を得やすく、かつ、保健衛生上適当な場所を選定するとともに、防火水槽等の消防水利を確保する。ただし、私有地の場合には、後日問題が起こらないよう十分協議の上選定する。なお、学校の敷地を応急仮設住宅の用地等として定める場合には、学校の教育活動に十分配慮する。

(オ) 村は、相当数の世帯が集団的に居住するときは、交通の便、教育の問題、被災者の生業の見通し等についても考慮する。

イ 管理及び処分

(ア) 応急仮設住宅は、被災者に対して一時的居住の場所を与えるための仮設建設であることを考慮し、使用目的に反しないよう適切に管理する。

(イ) 応急仮設住宅は、その目的が達成されたときは、譲渡又は撤去の処分を速やかに実施する。

ウ 公営住宅等の斡旋

村及び県は、災害時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅や空き家等の把握に努め、災害時に迅速に斡旋できるよう、あらかじめ体制を整備する。

(2) 住宅の応急修理及び障害物の除去

直接又は建設業者、土木業者に請負わせて実施する。

(3) 要配慮者への配慮

避難誘導、指定避難所等での生活環境、応急仮設住宅への収容に当たっては高齢者、障害のある人等要配慮者に十分配慮する。特に指定避難所での健康状態の把握、応急仮設住宅への優先的入居、高齢者、障害者向け応急仮設住宅の設置等に努める。

また、要配慮者に向けた情報の提供についても十分配慮する。

(4) 応急仮設住宅の運営管理

村は、各応急仮設住宅の適切な運営管理を行うものとする。この際、応急仮設住宅における安全・安心の確保、孤独死やひきこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性をはじめとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物（特定動物は除く）の受け入れに配慮するものとする。

4 応援協力関係

(1) 村は、応急仮設住宅の建設、住宅の応急修理及び障害物の除去をすることが困難な場合、他市町村又は県へ応急仮設住宅の建設、住宅の応急修理及び障害物の除去の実施並びにこれに要する人員及び資機材につき応援を要請する。

(2) 応援の要請を受けた機関は、これに積極的に協力する。

5 その他

知事が災害救助法を適用した場合の対象者、戸数、経費等については、災害救助法施行細則による。風水害の被害が大規模な場合は、「震災対策編」に記載の各種対策の実施について検討する。

第12 文教災害対策

1 方針

災害時に、迅速かつ適切な措置をとるための必要な計画を定める。

2 実施機関（実施責任者）等

村（教育委員会）

県

3 実施内容

（1）被害状況、休業措置等の報告

ア 臨時休業等の措置

災害時に、校（園）長は、気象情報等に注意するとともに、教育委員会との連携を密にして情報把握に努め、事故を未然に防止するため、実態に即して休業等適切な措置を講じる。

イ 被害状況、休業措置等の報告

被害が発生した場合は、別に定める系統により、その状況を速やかに電話連絡するとともに、岡山県災害報告規則に基づき報告書を提出する。

また、臨時休業の措置を講じた場合には、学校教育法施行規則第63条等に基づき教育委員会又は知事へ同様に報告する。

ウ 避難措置

校（園）長は、登下校時に災害が発生した場合を想定して、避難予定場所をあらかじめ選定し、児童生徒等及びその保護者に周知徹底を図る。

また、その際に、保護者に避難予定場所における児童生徒等の動向を連絡できるような体制をも考慮しておくものとする。

（2）教育施設の確保

ア 応急措置

被害施設の状況を速やかに把握し、関係機関と密接な連絡をとり、次の応急措置を行う。

（ア）災害発生後、二次災害の防止等のため、施設・設備の安全点検を早急に行い、必要に応じ危険建物の撤去、応急復旧措置を行う。

（イ）火災以外の被災建物で、大破以下の建物は、応急修理した上で使用することとするが、この場合、建築士の指示により、水平力及び積載荷重並びに構造上の安全の

確認を行った後使用する。

- (ウ) 被災校（園）舎が応急修理によっても使用不能の場合は、無災害又は被害僅少の地域の学校施設、公民館、公会堂その他の民有施設等を借り上げることとするが、この場合、児童生徒等の安全とともに教育的な配慮を行う。
- (エ) 教育設備の破損、滅失については、早急に修理、補充する必要があるが、修理、補充の不可能な場合には、無災害又は被害僅少の学校の設備を一時的に借用し、使用するよう手配する。

イ 臨時校（園）舎

災害により校（園）舎が使用できず、一週間以上にわたり授業ができない場合は、臨時校（園）舎を使用して授業を行う。

- (ア) 臨時校（園）舎は、無災害若しくは被害僅少な学校（園）の校（園）舎又は公民館、公会堂その他の民有施設等を借り上げて行う。
- (イ) 校（園）長は、応急教育施設の予定場所を事前に調査し、応急使用、応急整備の可否等について施設の設置者と交渉し、教育委員会へ報告する。
- (ウ) 被災地域が広範囲にわたり、児童生徒等の通学できる地域内に臨時校（園）舎が借用できないときは、教員、児童生徒等が起居できる建物を臨時的に借り上げて応急授業を行う。

(3) 児童生徒の就学援助措置等

ア 授業料等の減免

- (ア) 県立高等学校の生徒が災害により授業料の減免を必要とするときは、岡山県立高等學校授業料減免に関する規則（昭和 51 年岡山県規則第 22 号）により、減免の措置を講じる。
- (イ) 災害発生地に居住していた児童生徒が岡山県立学校へ進学又は進級する場合において、入学選抜手数料、入学金及び進級料の減免を必要とするときは、岡山県立学校入学選抜手数料、入学金及び進級料減免基準により、減免の措置を講じる。
- (ウ) 私立高等学校の設置者が災害により授業料の減免を行うときは、県は私立高等学校納付金減免補助金交付要綱により、設置者への助成を行う。

イ 教科書・学用品等の給与

- (ア) 県教育委員会は、災害のため教科書を滅失、毀損した児童生徒がある場合は、補給を要する冊数を調査するとともに、教科書特約供給所に必要事項を指示し、児童生徒の学習に支障を生じないよう適切な措置を講じる。
- (イ) 県は、村の実施する学用品等の給与につき、特に必要があると認められるときは、他市町村に応援するよう指示する。
- (ウ) 村は、自ら学用品等の給与の実施が困難な場合は、他市町村又は県へ応援を要請する。

(エ) 知事が災害救助法を適用した場合の教科書その他学用品の給与については、災害救助法施行細則に基づき、県保健福祉部と連携をとり迅速な措置を講じる。また、その場合の対象者、期間、経費等については、災害救助法施行規則による。

ウ 心のケアの実施

被災児童生徒の心の傷への対策として「心のケア」を実施することとし、村及び県は、教職員への研修、精神科医や公認心理師等による巡回相談を行う。

また、学校（園）は、児童生徒等や保護者を対象とした相談活動を行う。

(4) 社会教育施設等の保護

ア 社会教育施設等

社会教育施設等の被災については、滅失の場合を除き、補強修理を行い、被災を最小限度にとどめなければならない。また、被災社会教育施設を避難所として、一時使用する場合、又は利用者に開放する場合は、学校施設の応急修理に準じて修理を行い、建築士等による構造上の安全を確認した上で使用する。

イ 文化財

文化財の応急修理については、文化財としての価値を損なわないよう、国、県の技術指導により実施する。

第5節 社会秩序の維持

1 方針

災害発生時には、陸上の災害現場の混乱、人心の動搖等により不測の事案の発生が予想されるため、災害現場及び避難地域を中心とした犯罪の予防、警戒及び社会秩序の維持について定める。

2 実施機関（実施責任者）等

（1）防犯

県警察

（2）物価の安定

県

3 実施内容

（1）陸上における防犯

県警察は、関係機関と連携を密にして、次の措置を講じる。

- ア 避難所、警戒区域及び重要施設（駅、空港、金融機関等）の警戒
- イ 自主防犯組織に対する指導と連携によるパトロールの実施
- ウ 被災地に限らず、災害に便乗した各種不法事犯等の予防及び取締り
- エ 災害に乘じたサイバー攻撃に関する情報収集及び県民に対する適切な情報提供
- オ その他治安維持に必要な措置

（2）空中における防犯

村は、無許可での無人航空機（ドローン）等の飛行を防止するため、災害時の飛行に関する航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）132条92項の適用、132条85項の飛行の禁止空域についての広報を行う。

4 応援協力関係

村は、県警察の実施する防犯活動、及び県が実施する物価の安定活動に対し、積極的に協力する。

第6節 交通規制

1 方針

災害においては、対策要員及び資機材の輸送を迅速に行うことが必要であり、交通を確保するための交通規制を中心と定める。

2 実施機関（実施責任者）等

道路管理者

県警察

県公安委員会

3 実施内容

（1）交通規制

ア 県公安委員会、県警察による交通規制

（ア）災害時に、その状況に応じて、災害応急対策活動及び災害復旧活動の円滑な推進並びに一般交通の安全を図るため、次の措置を講じる。

a 災害の規模、態様、道路の状況等に応じ、避難路の確保、救助、救急等の緊急交通路の確保及び災害復旧の促進に必要な交通の整理、規制を行う。

b 道路及び橋梁の被害（通行可否）を速やかに調査把握し、通行不能又は危険道路における通行の禁止、制限等の交通規制を行う。

c その他交通渋滞の防止解消に必要な広域交通規制を行う。

（イ）災害時において、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようとするため緊急の必要があると認めるときは、関係機関に連絡して区域又は道路の区間（以下「区域等」という。）を指定し、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止又は制限する。また、緊急通行車両以外の車両の通行禁止等を行うため必要があるときは、道路管理者に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両又は立ち往生車両等の移動について要請する。

（ウ）県警察は、被害の規模に応じて速やかに警察災害派遣隊の出動を要請する。

イ 道路管理者による通行の禁止・制限

（ア）道路の通行が危険であると認められる場合における道路の通行を禁止又は制限する基準を事前に定め、交通機関への連絡、その他必要な措置を講じる。

（イ）災害時において、道路施設の破損等の事由により、交通が危険であると認められる場合、又は被災道路の応急補修若しくは応急復旧等の措置を講ずる必要がある場合には、県警察と協議して、区間を定めて道路の通行を禁止し、又は制限する。

（ウ）道路法による交通規制を行ったときは、直ちに禁止又は制限の対象、区間、期間及び理由を明瞭に記載した道路標識を設置する。

(エ) 放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、道路区間を指定し、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。運転者がいない場合等においては、自ら車両の移動等を行う。

(オ) 復旧に当たっては、可能な限り復旧予定時期を明示する。

ウ 相互連絡

県公安委員会、県警察及び道路管理者は、被災地の実態、道路及び交通の状況に関する情報を相互に交換するとともに交通規制が必要な場合には、事前に道路の通行の禁止又は制限の対象、区域等、期間及び理由を相互に通知する。

エ 交通規制の標識等

道路の通行を禁止又は制限するときは、法令の定めに基づき、禁止又は制限の対象、区域等及び期間を記載した標識又は道路標識を設置する。ただし、緊急を要するため、標示及び道路標識を設置するいとまがないとき、又は設置することが困難なときは、警察官が現地において指示する等の措置を講じる。

オ 広報

道路交通の規制の措置を講じた場合は、道路交通情報板をはじめ、道路交通情報センター及び報道機関等を通じ、関係業者、一般通行者等に対し、広報するとともに、適当な迂回路を設定して、一般交通にできる限り支障のないよう努める。

4 応援協力関係

県警察は、交通及び地域安全の確保等について十分な応急措置を講じることができない場合は、一般社団法人岡山県警備業協会に協力を要請する。

県、村及び県警察は、被災車両の撤去について十分な応急措置を講じることができない場合は、（社）日本自動車連盟に協力を要請する。

第7節 輸送

1 方針

災害時における対策要員及び資機材の輸送については、緊急性を要するので、輸送業務の円滑化を期するため、その輸送力の確保及び災害輸送に関する措置を中心に定める。

2 実施機関（実施責任者）等

（1）輸送力の確保

ア 実施責任者

各機関

イ 主な関係機関

一般社団法人岡山県トラック協会

（2）緊急通行車両の確認

県

県公安委員会（県警察）

3 実施内容

（1）輸送力の確保

鉄軌道事業者、自動車運送事業者その他の輸送機関は、災害輸送を行うに当たって、一般貨客の輸送に優先してこれを行い、必要に応じ、列車、車両の特発、迂回運転、代替輸送等臨機の措置を講じる。

（2）緊急通行車両の確認

災害応急対策を実施する機関は、緊急通行車両以外の車両の規制が行われている場合で、災害応急対策の的確かつ円滑な実施のため緊急の必要があるときは、県（危機管理課、県民局）又は県公安委員会（県警察本部交通規制課、高速道路交通警察隊、警察署、交通検問所（臨時を含む。））に申し出て、緊急通行車両であることの確認（標章及び証明書の交付）を受ける。

4 応援協力関係

（1）村は、自動車等の確保が不可能で輸送活動の実施が困難な場合や、孤立地区への輸送が必要となる場合など、緊急輸送手段としてヘリコプターの活用が有効と考えられる場合も含め、他市町村又は県へ輸送活動の実施又は自動車等の確保につき応援を要請する。

（2）村及び県以外の各機関は、自ら輸送活動の実施が困難な場合、中国運輸局をはじめ（一社）岡山県トラック協会等の輸送関係機関へ自動車等の確保について応援を要請し、又は自衛隊その他輸送実施が可能な機関へ輸送活動の実施について応援を要請する。

また、配送作業の円滑化のため、必要に応じて（一社）岡山県トラック協会に物流

専門家の派遣を要請する。

ただし、自衛隊に対する応援要請については、各機関は県を通じて実施する。

(3) 応援の要請を受けた機関は、これに積極的に協力する。

(4) 村及び県は、緊急輸送が円滑に実施されるよう、あらかじめ、運送事業者等と物資の保管、荷捌き及び輸送に係る協定を締結するなど体制の整備に努める。この際、災害時に物資の輸送拠点から指定避難所等までの輸送手段を含めた体制が速やかに確保できるよう、あらかじめ、適切な物資の輸送拠点を選定しておくよう努める。

・ヘリポート適地（資料第19）

第8節 電気・通信サービス・ガス・水道の供給

1 方針

電気、通信サービス、ガス、水道は、日常生活及び産業活動上欠くことのできないものであるから、災害によりこれらの施設・設備が被害を受けた場合においても、その供給は緊急性を有するので、これらの供給を円滑に実施するための応急工事をはじめ緊急措置を中心に定める。

2 電気

(1) 実施責任者

電気事業者等（中国電力株式会社、中国電力ネットワーク株式会社、岡山県企業局、西粟倉百年の森林でんき株式会社）

(2) 実施内容

ア 災害時における応急工事等

復旧計画の策定及び実施に当たっては、災害状況、各施設及び設備の被害状況並びに被害復旧の難易度を勘案して、供給上復旧効果の最も大きいものから復旧を行うことを基本とする。

なお、原則として、病院、交通・通信・報道機関、水道・ガス・官公庁等の公共機関、指定避難所、その他重要施設への供給設備を優先的に復旧する。

イ 災害時における電気の保安

強風、浸水等により危険と認められる場合は送電を中止するほか、危険場所、危険設備に対しては、危害防止に必要な措置を講じる。

ウ 復旧予定期の明示

復旧に当たっては、可能な限り地区別の復旧予定期を明示する。

3 通信サービス

(1) 実施責任者

通信事業者（西日本電信電話株式会社）

(2) 実施内容

ア 災害時における応急工事等

被災した通信設備等の応急復旧工事は、被災規模により、復旧に要する人員、資機材等を確保し、速やかに実施する。

イ 災害時における通信の保安

通信事業者は、災害時において、国、県及び市町村等の防災関係機関の重要通信を優先的に確保する。

ウ 情報共有

速やかに通信障害の状況やその原因、通信施設の被害や復旧の状況等を関係機関に

共有する。

エ 応援協力関係

通信事業者は、応急復旧のために通信用機材等の運搬や道路被災状況等の情報共有が必要な場合、国を通じて非常対策本部や被災地方公共団体に協力を要請する。

4 ガス

(1) 実施責任者

ガス事業者（津山ガス株式会社）

(2) 実施内容

ア 災害時における応急工事

災害が発生した場合は、被災施設・設備の状況を速やかに調査把握し、主要供給路線、橋梁架管、整圧器及び製造設備等に被害があったときは、速やかに応急工事を実施し、供給不良又は不能となった地域への供給再開を行う。

イ 災害時におけるガスの保安

ガス施設等が火災等により危険な状態になった場合又はガス導管の損傷等によってガス漏えいの危険がある場合若しくは爆発する等の災害が発生した場合は、次によりそれぞれの応急措置を講じる。

(ア) ガス製造施設が危険な状態になった場合は、直ちに作業を中止し、安全措置を講じる。

(イ) ガス導管の折損等によってガス漏えいの危険がある場合は、ガスを遮断するなど、危険防止に必要な措置を講じる。

(ウ) 中国四国産業保安監督部、県警察及び村へ災害発生について直ちに通報するとともに、必要があると認めるときは、付近の住民に避難するよう警告する。

ウ 他工事関係におけるガスの保安

ガス導管に関連する各種工事の実施に当たっては、関係者と緊密な連絡の下に十分な安全措置を講じる。

5 水道

(1) 実施責任者

村（建設課）

(2) 実施内容

ア 応急給水の実施

減・断水の状況によっては、臨時給水所を設置し、給水車等により応急給水を実施するとともに、住民に対して給水場所や給水時間等について広報する。

特に、要配慮者に配慮した給水を行う。

イ 災害時における応急工事

(ア) 災害の発生に際しては、取水、導水、浄水施設の防護に全力をあげ、給水不能の

範囲をできるだけ少なくする。

(イ) 取水、導水、浄水の施設が破壊し、給水不能又は給水不良となった区域に対しては、他の系統の全能力をあげて給水するとともに、施設の速やかな復旧を図る。

ウ 災害時における水道水の衛生保持

施設が破壊されたときは、破壊箇所から有害物等が混入しないように処置するとともに、特に浸水地区等で悪水が流入するおそれがある場合は、水道の使用を一時中止するよう一般に周知する。

エ 復旧予定時期の明示

復旧に当たっては、可能な限り地区別の復旧予定時期を明示する。

(3) 応援協力関係

ア 村は、応急復旧作業等が、自己の力で処理し得ないと判断された場合は、他市町村、県又は日本水道協会岡山県支部に応援を要請する。要請に当たっては、必要な資機材、給水車の台数、運転手の有無、受渡し場所、期間を明示する。

6 下水道

(1) 実施責任者

村（建設課）

県（土木部）

(2) 実施内容

災害の発生時において、公共下水道等の構造等を勘案して、速やかに、公共下水道等の巡視を行い、損傷その他の異状があることを把握したときは、下水道等の機能を維持するために必要な応急措置を講じる。

第9節 防災営農

1 方針

災害による農林関係被害の防除活動を的確に実施するため農地、農業用施設、農作物、家畜、林産物に対してなすべき措置を中心に定める。

2 実施機関（実施責任者）等

（1）農地及び農業用施設に対する応急措置

村（建設課）

県

（2）農作物に対する応急措置

村（産業観光課）

県

農業協同組合等農業団体

（3）家畜に対する応急措置

村（産業観光課）

県

農業協同組合、畜産関係団体

（4）林産物に対する技術指導

村（産業観光課）

県

美作東備森林組合

株式会社百森

3 実施内容

（1）農地及び農業用施設に対する応急措置

ア 農地

村は、河川等の氾濫により農地に湛水した場合は、ポンプ排水又は堤防切開工事により、湛水排除を図る。

イ 用排水路

村は、取水樋門等を操作し、又は水路開削・補強等の応急工事を実施することにより、水路の決壊防止に努める。

ウ 頭首工

村は、頭首工の保全についても必要な措置をとるとともに、決壊するおそれのある場所は、応急工事を行う。

（2）農作物に対する応急措置

ア 災害対策技術の指導

村及び農業協同組合等農業団体は、県と一体となって被害の実態に即し、必要な技術対策を樹立して技術指導を行う。

イ 種子（稻）の確保

村及び農業協同組合等農業団体は、岡山県穀物改良協会等へ種子糲を斡旋するよう依頼し、その確保に努める。

ウ 病害虫の防除

（ア）防除指導等

村及び農業協同組合等農業団体は、県と一体となって、病害虫の異常発生及びそのまん延を防止し、農作物の被害の軽減を図るため、その対策を検討した上、具体的な防除の実施を指導する。

（イ）農薬の確保

村は、農業協同組合等農業団体と協議して農薬の確保に努める。確保が困難な場合は、県に確保を要請する。

エ 凍霜害防除

村及び農業協同組合は、防災行政無線放送等を活用して農家の注意を喚起し、事前に対策を講じるよう措置する。

（3）家畜に対する応急措置

ア 村は県、畜産関係団体と協力し、災害発生に伴う家畜の管理について地域の実情に応じた指導を行う。

イ 家畜の防疫

各種家畜伝染病の発生のおそれがある場合は、村は県や家畜防疫員等の協力を得て、必要に応じ、畜舎等の消毒、家畜等への予防注射等を実施し、また、家畜伝染病が発生した場合は、家畜伝染病予防法に基づき、死亡家畜等の適切な処理及び家畜等の移動制限等のまん延防止措置を講じる。

（4）林産物に対する技術指導

ア 災害対策技術指導

村は、県、株式会社百森、美作東備森林組合等との協力を得て、種苗生産者、森林所有者に対し、被災苗木、森林に対する措置等林産物について技術指導を行う。

イ 風倒木の処理指導

風倒木の円滑な搬出等について、村は県、株式会社百森、美作東備森林組合の協力を得て、森林所有者に対し、必要な技術指導を行う。

ウ 森林病害虫等の防除

森林病害虫等を防除するため、村は、県、株式会社百森、美作東備森林組合の協力を得て、森林所有者に対しその防除活動について技術指導を行う。

エ 凍霜害防除

村及び農業協同組合は、有線放送等を活用して農家の注意を喚起し、事前に対策を講じるよう措置する。

4 応援協力機関

(1) 農業用施設に対する応急措置

ア 村は、湛水排除の実施が困難な場合は、県を通じて中国四国農政局へ移動用ポンプの貸与を依頼する。

イ 村は、用排水路等について応急工事実施のための人員、資機材の確保につき、県及び関係市町村に応援を要請する。

ウ 応援の要請を受けた市町村は、これに積極的に協力する。

・土砂災害警戒区域等指定箇所（資料第5）

・山地災害危険地区（資料第6）

第10節 水防

1 方針

洪水による風水害が発生し、又は発生が予想される場合、これを警戒し、防御し、及びこれらによる被害を軽減するよう、水防活動を中心と定める。

2 実施機関(実施責任者)等

(1) 水防活動

水防管理者（村長）

水門等の管理者

(2) 滞水排除

村（建設課）

3 実施内容

(1) 水防活動

ア 水防管理者（村長）は、平常時より水防活動の体制整備を行っておくものとする。

イ 水防団体等の出動

水防管理者（村長）は、水防警報が発表される等水防上必要があると認めたときは、県及び村の水防計画の定める基準により消防団等の出動準備又は出動の指令を出して、水防体制の万全を図る。

ウ 監視及び警戒

村は、監視及び警戒を行い、異常を発見した場合は、関係機関に報告する。

エ 水門等の操作

水門等の管理者（操作担当者を含む。）は、気象状況等に関する通知を受けたときは、水位の変動を監視し、必要に応じて門扉等の適正な開閉を行う。

オ 水防活動

河川、堤防等が漏水、がけ崩れ、越水等のおそれがある又はそれが発生し、放置しておくと危険な場合、水防管理者は、その応急措置として、現場の状況、工作物の構造及び使用材料等を考慮して、主として水防工法を実施する。

カ 決壊等の通報及び決壊後の処置

水防管理者は、堤防その他の施設が決壊したときは、直ちにその旨を県及び氾濫する方向の隣接水防管理者に報告しなければならない。

また、決壊箇所等については、できる限り氾濫による被害が拡大しないよう努めなければならない。

キ 避難のための立ち退き

洪水により著しい危険が切迫していると認められるときは、水防管理者は、必要と認める区域の居住者に対し、ラジオ、信号又は広報その他の方法により、立ち退き又

はその準備を指示することができる。立ち退きの指示をする場合は、当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知しなければならない。

ク 気候変動による影響を踏まえ、社会全体で災害を防止・軽減させるためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的として、「吉井川水系大規模氾濫時の減災対策協議会の流域治水部会」等を活用し、国、県、関係市町、河川管理者、水防管理者に加え、公共交通事業者、メディア関係者等の氾濫域を含めた流域全体のあらゆる関係者が協働し、「流域治水」の取組を推進するための密接な連携体制を構築する。

(2) 滞水排除

村は、河川、堤防の決壊等により滯水した場合は、滯水排除を実施するほか、村は、排除ポンプにより排除を実施する。

4 応援協力機関

(1) 水防活動

ア 水防管理者は、緊急の必要があるときは、隣接の水防管理者、消防団長又は消防機関の長に対して応援を求める。

イ 応援のため派遣される者は、所要の器具及び資材を携行し、応援を求めた水防管理者の所轄のもとに行動する。

ウ 県が組織する洪水氾濫による被害を軽減するためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的とした「吉井川水系大規模氾濫時の減災対策協議会の流域治水部会」等を活用し、国、村、河川管理者、水防管理者等の多様な関係者で、密接な連携体制を構築する。

エ 水防管理者は、委任を受けた民間事業者が水防活動を円滑に実施できるよう、あらかじめ、災害協定等の締結に努める。

(2) 滞水排除

「第9章 防災営農」の3-(1)を参照のこと。

・水防資機材の備蓄状況

第11節 流木の防止

1 方針

貯木場に所在する木材は、洪水等により一旦流出するとその危害は極めて大きくなることも予想されるので、その安全を確保するための貯木場における措置及び流木に対する措置について定める。

2 実施機関（実施責任者）等

（1）貯木場における措置

貯木木材所有者・占有者

（2）流木に対する措置

貯木木材所有者・占有者

水防管理者（村長）

村（産業観光課）

3 実施内容

（1）貯木場における措置

ア 公共管理者が管理する貯木場

公共管理者が管理する陸上の貯木場については、当該管理者が、貯木場の利用者に対し、木材、筏を整理、緊縛させ、木材、筏の混乱、流散の防止を図るほか、貯木場によっては出入口にアバを張りめぐらせ、又は水門を閉鎖させ、木材、筏の場外流出を防止するよう勧告する。

イ 民間貯木場

村等関係機関は、必要があると認めるときは、所有者、占有者等に対し、木材の流出防止につき必要な措置を講じることを警告、指導する。

（2）流木に対する措置

ア 木材の所有者、占有者は、自己の木材が流木となった場合は、直ちにこれを安全な場所に除去する等被害の軽減に努める。

イ 河川流域内に漂流する流木及び湛水又は浸水地域に漂流する流木については、村は、その所有者が判明している場合は当該所有者に除去させ、所有者が不明の場合はこれを安全な場所に除去する等被害の軽減を図る。

4 応援協力関係

村は、流木の除去活動の実施が困難な場合は、自衛隊へ流木の除去活動の実施について応援を要請する。ただし、県以外の機関にあっては、県を通じて自衛隊へ応援を要請する。

第12節 雪害対策

1 方針

豪雪、雪崩等による雪害に対し、これを警戒し防御することによって、被害を軽減するよう、雪害対策を中心に定める。

2 実施機関（実施責任者）等

村（総務企画課、保健福祉課、建設課）
公共施設管理者（村管理所管課または指定管理者）
社会福祉協議会
県
県警察
国（鳥取河川国道事務所）

3 実施内容

（1）雪崩災害の防止活動

ア 村は、家屋倒壊による被害を防止するため、住民に対し、屋根の雪下ろしを督励する。また、この場合、雪下ろし中の転落事故や屋根雪の落下等による人身事故を防止するように呼びかける。

イ 村は、雪崩の発生するおそれのある危険箇所の巡視・点検を行い、地域住民等の事前避難が必要と判断される場合は、住民に対し避難のための指示を行う。

（2）情報の伝達

村及び県は、警報等を住民等に伝達する体制を整備するとともに、さまざまな環境下にある住民、要配慮者利用施設の施設管理者等及び県、村職員に対して警報等が確実に伝わるよう、Lアラート（災害情報共有システム）の活用や関係事業者の協力を得つつ、FM告知放送、防災行政無線、全国瞬時警報システム（J-ALE RT）、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、西粟倉村公式LINE等を用いた伝達手段の多重化、多様化を図る。

なお、道路情報については、降雪予測及び降雪状況により必要に応じて道路利用者へ提供する。

（3）道路交通の確保

冬期における交通確保を図るため、積雪・堆雪に配慮した道路整備等を行うとともに、除雪機械、除雪要員の動員等について体制の整備を行う。

また、豪雪による広域的な雪害対策については、高速道路を含む幹線道路において交通の途絶のおそれがある場合には、関係する警察及び道路管理者間で緊密に連絡調整を行い、道路管理者間で連携して除雪作業を実施するなど、より一層の連携強化を図り、早期の道路交通の確保に努める。

特に、集中的な大雪に対しては、道路管理者は、人命を最優先に幹線道路上で大規模な車両滞留を徹底的に回避することを基本的な考え方として、車両の滞留が発生する前に関係機関と調整の上、計画的・予防的な通行規制を行い、集中的な除雪作業に努める。

また、積雪に伴う大規模な立ち往生が発生し、滞留車両の開放に長時間を要すると見込まれる場合には、関係機関と連携の上、支援体制を構築し、滞留車両の乗員に対し救援物資の提供や避難所への一時避難の支援等を行うよう努める。

また、道路管理者は集中的な大雪等に備えて、他の道路管理者をはじめ地方公共団体その他関係機関と連携して、地域特性や降雪の予測精度を考慮し、地域や道路ネットワーク毎にタイムラインを策定するよう努める。

(4) 除雪体制等の整備

熟練したオペレーターの高齢化や減少等、地域に必要な除雪体制確保の課題に対応するため、村及び県は、担い手となる地域の建設業者の健全な存続に努める。

(5) 雪崩災害発生後の活動

ア　雪崩災害が発生した場合は、早急に被害状況や今後の被害の拡大の可能性について現地調査を行い、必要に応じて応急工事を実施する。

イ　災害発生後の対応では、順次優先度を考慮して除雪、応急復旧のための集中的な人員資機材の投入を図る。

4 応援協力機関

(1) 村は、応急活動の実施が困難な場合は、他市町村又は県へ応援を要請する。

(2) 応援の要請を受けた市町村等は、これに積極的に協力する。

第13節 事故災害応急対策

第1 道路災害対策

1 方針

道路構造物の被災等により、多数の死傷者等が発生した場合の応急措置について定める。

2 実施機関（実施責任者）等

危険物等施設の所有者、管理者、占有者

危険物等輸送事業者

県警察

県

村（総務企画課、建設課）

消防機関（消防本部、消防団）

3 実施内容

（1）発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保

ア 道路構造物の被災等により大規模な事故が発生した場合、道路管理者は、速やかに国土交通省及び関係機関に事故の発生を連絡するとともに、引き続き応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡する。

イ 村は、人的被害の状況を収集し、県へ連絡するとともに、引き続き応急対策の活動状況、対策本部設置状況、応援の必要性等を連絡する。

（2）応急活動及び活動体制の確立

ア 道路管理者は、発災後、速やかに災害拡大防止のため必要な措置を講じるものとする。

イ 関係機関は、「第1節 防災組織」の定めるところにより、発災後速やかに、必要な体制をとる。

（3）救助・救急、医療及び消火活動

ア 道路管理者は、市町村等の要請を受け、迅速かつ的確な救助・救急の初期活動に資するよう協力する。

イ 村、県は、救助・救急活動を行うほか、被害状況の早急な把握に努め、必要に応じ、関係機関に応援を要請する。

ウ 救助・救急活動に必要な資機材は、原則として当該活動を実施する機関が携行するものとするが、村及び県は、必要に応じ民間からの協力等により、必要な資材を確保して効率的な活動を行う。

エ 一時に多数の死傷者が生じ、総合的な救急活動の必要がある場合には、この節のほか、「第3章 第14節 集団事故災害対策」により活動を実施する。

(4) 道路、橋梁等の応急措置

- ア 道路管理者は、道路、橋梁、トンネル等に被害が生じた場合は、緊急輸送の確保に必要な道路等から優先的にその被害の状況に応じて排土作業、盛土作業、仮舗装作業、障害物の除去、仮橋の設置等の応急工事により一応の交通の確保を図る。
- イ 道路管理者及び上下水道・電気・ガス・電話等道路占有施設設置者は、所管以外の施設に被害が発生していることを発見した場合は、当該施設を所管する者に直ちに応急措置を講じるよう通報する。
- ウ 道路管理者は、類似の災害の再発防止のため、被災箇所以外の道路施設についても点検を行う。

(5) その他

- ア 災害復旧への備え

道路管理者は、円滑な災害復旧を図るため、あらかじめ重要な所管施設の構造図等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努める。

- イ 再発防止対策

道路管理者は、原因究明のための調査を行い、その結果を踏まえ再発防止対策を実施する。

4 応援協力機関

- (1) 村は、応急工事の実施が困難な場合は、県へ要員の確保について応援を要請する。
- (2) 村、県及び県警察は、被災車両の撤去について十分な応急措置を講じることができない場合は、（一社）日本自動車連盟に協力を要請する。
- (3) 応援要請を受けた機関は、これに積極的に協力する。

第2 鉄道災害対策

1 方針

鉄軌道における列車の衝突等多数の死傷者の発生する事故災害に対する応急措置及び交通の確保等について定める。

2 実施機関（実施責任者）等

鉄軌道事業者（智頭急行株）

県

村（総務企画課）

県警察

消防機関（消防本部、消防団）

3 実施内容

- (1) 発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保

ア 大規模な鉄軌道事故が発生した場合、鉄軌道事業者は、「第2節 第4 情報の収集・伝達」によるほか、速やかに国土交通省に事故の発生を連絡するとともに、引き続き応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡する。

イ 村は、人的被害の状況を収集し、県へ連絡するとともに、引き続き応急対策の活動状況、対策本部設置状況、応援の必要性等を連絡する。

(2) 応急活動及び活動体制の確立

ア 鉄軌道事業者は、被害の防止及び拡大防止のため、速やかに次の措置を講じる。

(ア) 水害等により列車運転に直接支障を生じる事態が発生した場合の列車の避難及び停止の措置を講じる。

(イ) 工事現場における使用資機材の倒壊、盛土又は掘さく現場の崩壊等の防止措置を適切に行う。

(ウ) 事故発生後における災害の拡大防止のための関係列車の非常停止の手配、乗客の避難等の必要な措置を講じる。

イ 村は、「第1節 防災組織」の定めるところにより、発災後速やかに、職員の非常招集、情報収集体制の確立及び対策本部の設置等、必要な体制をとる。

(3) 救助・救急、医療及び消火活動

ア 鉄軌道事業者は、負傷者の救助・救急活動及び初期消火活動に努めるとともに、消防機関をはじめ各機関に可能な限り積極的に協力する。

イ 地方公共機関は、救助・救急活動を行うほか、被害状況の早急な把握に努め、必要に応じ国の各機関、他の地方公共機関に応援を要請する。

ウ 救助・救急活動に必要な資機材は、原則として当該活動を実施する機関が携行するものとするが、村及び県は、必要に応じ民間からの協力等により、必要な資材を確保して効率的な活動を行う。

エ 一時に多数の死傷者が生じ、総合的な救急活動の必要がある場合は、この節のほか、「第14節 集団事故災害対策」により活動を実施する。

(4) 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

鉄軌道事業者は、事故災害が発生した場合は、緊急度に応じて、仮線路の設置、仮橋の架設等の応急工事により交通を確保し、又は他の路線への振替輸送、バス代行輸送等、代替交通手段の確保に努める。

(5) 災害復旧活動

鉄軌道事業者は、事故災害に伴う施設及び車両の被害の状況に応じ、あらかじめ定めた復旧資材の調達計画及び人材の応援に関する計画を活用しつつ、被災施設及び車両の迅速かつ円滑な復旧に努める。

鉄道事業者は、所要の手続きを行った上で、隣接地等を復旧作業に必要な資材置場や土石の捨場等として一時的に使用することなどにより、鉄道の迅速な復旧に努める。

可能な限り、復旧予定時刻を明確化するよう努める。

4 応援協力機関

- (1) 軌道事業者は、応急工事の実施が困難な場合は、他の鉄軌道事業者へ要員、資機材の確保について応援を要請する。また、県へ要員の確保について応援を要請し、又は県を通じて自衛隊へ応急工事の実施について応援を要請する。
- (2) 応援要請を受けた機関はこれに積極的に協力する。
- (3) 関係機関は相互に密接な連携をとる。

第3 航空機事故災害対策

1 方針

航空機の墜落炎上等による災害から乗客、地域住民等を守るために、防災関係機関は、早期に初動体制を確立し、緊密な協力のもとに各種応急対策を実施することにより、被害拡大を防御し、被害の軽減を図る。

2 実施機関（実施責任者）等

大阪航空局（大阪空港事務所、岡山空港出張所）

空港管理者

村（総務企画課）

県警察

消防機関（消防本部、消防団）

県

航空運送事業者

岡山県医師会、岡山市内六医師会

3 通報連絡

空港、空港外周地域、その他の地域において万一災害が発生した場合の通報連絡は「第2節 第4 情報の収集・伝達 4 (5) イ 航空機災害の場合」のとおりとする。

4 実施内容

(1) 村の措置

ア 航空機事故の発生を知ったとき又は発見者等からの通報を受けたときは、事故の状況、被害の規模等を収集し、把握したものから直ちに県及び関係機関へ通報する。

イ 必要に応じ、防災関係機関、関係公共的団体の協力を得て、救助及び消火活動を実施する。

ウ 死傷者が発生した場合は、地元医療機関、保健所等で医療班を組織し、現地に派遣して応急措置を施した後、あらかじめ指定した医療機関に搬送する。

エ 災害の規模が大きく村で対処できない場合は、相互応援協定に基づき、他の市町村

に応援を要請する。

また、必要に応じ、県に消防防災ヘリコプターの出動を要請する。

県及び他の市町村は、要請又は応援協定に基づき、応援活動の迅速な実施に努める。

オ さらに、消防力を必要とする場合は、県に対して緊急消防援助隊の派遣要請及び自衛隊の災害派遣要請を依頼するとともに、化学消火薬剤等必要資機材の確保について応援を要請する。

また、必要があると認めるときは、指定地方行政機関に対して当該職員の派遣を要請するとともに、県に対して指定行政機関又は指定地方行政機関の職員の派遣について斡旋を求める。

(2) その他

一時に多数の死傷者が生じ、総合的な救急活動の必要がある場合は、この節のほか、「第14節 集団事故災害対策」により活動を実施する。

5 応援協力関係

その他防災関係機関は、村、県、空港出張所等からの応援要請等を受けたときは、積極的に協力して消火活動等を実施する。

第4 大規模な火災対策

1 方針

大規模な火災が発生し、又は火災発生時の形態や状況等から大規模化が予測される場合（以下「大規模な火災の発生した場合」という。）に、これに緊急に対処するための消防活動について定める。

なお、この節の「消防活動」とは、主に、情報の収集・連絡、消火及び救助・救急、緊急輸送活動をいう。

2 実施機関（実施責任者）等

村（総務企画課）

県

県警察

消防機関（消防本部、消防団）

3 実施内容

(1) 情報収集連絡

大規模な火災が発生した場合は、村は、火災の状況、被害の規模等の情報を収集し、把握できたものから直ちに県に連絡する。ただし、消防庁が定める「火災・災害等即報要領」に基づく直接即報基準に該当する火災の場合は、村は、直接消防庁へも連絡する。

県は、自ら収集した情報も含め消防庁に連絡するとともに、必要に応じて他の関係

機関に連絡する。

(2) 消火・避難活動

ア 火災が発生した場合は、村は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消防及び自主防災組織等の協力を得て住民の避難誘導等の活動を行う。

イ 大規模な火災が発生した場合は、必要に応じてヘリコプター等航空機による状況把握、その他の活動を行う。特に林野火災については空中消火の活動を行う。

(3) 交通の確保・緊急輸送

大規模な火災が発生した場合は、被害の状況、緊急度、重要度を考慮して、交通規制、応急復旧、緊急輸送の手段を講じる。

(4) 救助・救急活動

ア 火災による人的被害が発生した場合は、村は、救助・救急活動を行うほか、被害状況の把握に努める。

イ 一時に多数の死傷者が生じ、総合的な救急活動の必要がある場合は、この節のほか、「第14節 集団事故災害対策」により活動を実施する。

4 応援協力機関

(1) 村は、火災及び被害の規模に応じて、県及び他市町村に応援を要請する。また、県及び他市町村は、要請又は応援協定に基づき、応援活動の迅速な実施に努める。

特に林野火災については、ヘリコプターによる偵察及び空中消火や隣接市町村の応援による消火・防御活動等が、時期を逸すことなく早期に実施できるよう努める。

また、化学消火薬剤、林野火災対策用資機材を村で確保することが困難な場合は、県又はその他の関係機関に確保を要請する。

(2) 応援の要請を受けた機関は、これに積極的に協力する

- ・岡山県下消防相互応援協定書（資料第25）

- ・消防相互応援協定書（資料第25）

第5 林野火災対策

1 方針

林野火災が発生した場合、防災関係機関は、早期に初動体制を確立し、緊密な協力のもとに各種応急対策を実施することにより、被害拡大を防御し、被害の軽減を図る。

2 実施機関（実施責任者）等

村（総務企画課、産業観光課）

県

県警察

消防機関（消防本部、消防団）

株式会社百森

3 実施内容

(1) 情報の収集・連絡

ア 大規模な林野火災が発生した場合は、村は、火災の状況、被害の規模等の情報を収集し、把握できたものから直ちに県に連絡し、県は、自ら収集した情報も含め消防庁に連絡するとともに、必要に応じ他の関係機関に連絡する。

イ 情報連絡に当たっては、関係機関が統一のとれた判断のもとに各種応急対策を実施するため、村が作成した林野火災防御図を共通の地図として使用する。

(2) 応急活動及び活動体制の確立

ア 村は、林野火災対応の中核として、すべての指揮と情報を把握するため、現場指揮本部を、また、後方支援に必要な事項を処理するため、後方支援本部を設置する。

イ 村災害対策本部が設置された場合は、後方支援本部の業務は村災害対策本部が行う。

(3) 消火・避難活動

ア 林野火災が発生した場合、村は、速やかに火災の状況を把握し、迅速に消火活動を行う。

イ 村は、必要に応じて自主防災組織等の協力を得て住民の避難誘導等の活動を行う。

ウ 林野火災が発生した場合には、必要に応じてヘリコプター等航空機による状況把握及び空中消火等の活動を行う。

(4) 交通の確保・緊急輸送

大規模な林野火災が発生した場合は、被害の状況、緊急度及び重要度等を考慮して、交通規制、応急復旧、緊急輸送の手段を講じる。

(5) 救助・救急活動

ア 林野火災による人的被害が発生した場合は、村は、救助・救急活動を行うほか、被害状況の把握に努める。

イ 一時に多数の死傷者が生じ、総合的な救急活動の必要がある場合は、この節のほか、「第14節 集団事故災害対策」により活動を実施する。

(6) 消消防災ヘリコプターの要請と運用

ア 村は、林野火災の拡大が予想されるとき、又は延焼状況・気象状況・地形の状況等から必要と認めるときは、消防防災ヘリコプターを要請する。

イ 消消防災ヘリコプターによる偵察及び空中消火等は、時期を逸することなく早期に実施できるよう努める。

ウ 消消防災ヘリコプターの要請は、「岡山県下林野火災広域応援対応マニュアル」に基づき実施する。

エ 消消防災ヘリコプターの主要業務は、上空偵察、空中消火、搬送業務及び救助活動とする。

4 応援協力関係

- (1) 村は、林野火災及び被害の規模に応じて、他市町村に応援を要請する。他市町村は、要請又は応援協定に基づき、応援活動の迅速な実施に努める。
- また、村で林野火災対策用資機材を確保することが困難な場合は、県又はその他の関係機関に確保を要請する。
- (2) 村の消防力のみでは対処できない林野火災の場合は、市町村又は都道府県の区域を超えた消防力の広域的な運用により対応することとし、その手続は「岡山県下林野火災広域応援対応マニュアル」及び「岡山県林野火災対策用空中消火資機材運用要綱」等による。
- (3) 応援の要請を受けた機関は、これに積極的に協力する。

第6 危険物等災害対策

1 方針

危険物等施設が火災等により危険な状態になり、又は爆発する等の災害が発生した場合は、地域住民に多大な危害を加えるおそれがあるので、これらの危害を防除するための応急的保安措置を講じる。

2 実施機関（実施責任者）等

危険物等施設の所有者、管理者、占有者

危険物等輸送事業者

県警察

県

村（総務企画課）

消防機関（消防本部、消防団）

3 実施内容

(1) 危険物等施設

ア 危険物等施設の所有者、管理者、占有者の措置

(ア) 施設が危険な状態になったときは、直ちに危険物等を安全な場所に移動するなど必要な応急措置を講じる。

(イ) 県警察及び村へ災害発生について直ちに通報するとともに、必要があると認めるときは、付近の住民に避難するよう指示する。

(ウ) 自衛消防隊その他の要員により、初期応急活動を実施するとともに、必要に応じ、他の関係企業の応援を得て、延焼防止活動を実施する。

なお、消火活動等を実施するに当たっては、海上への波及防止及び河川・農地等への流出被害防止について、十分留意して行う。

(エ) 消防機関の到着に際しては、進入地点に誘導員を配置して消防機関を誘導とともに、爆発性、引火性、有毒性物品の所在及び品名、数量、施設の配置並びに災害の対応を報告し、消防機関の指揮に従い積極的に消火活動を実施する。

(オ) 事業者は、災害発生後、速やかに職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び対策本部設置等必要な体制をとる。

(カ) 事業者は、災害発生後、速やかに災害の拡大の防止のため必要な措置を講じる。

(キ) 事業者は、消防機関、県警察等と緊密な連携の確保に努める。

(ク) 事業者は、災害時に的確な応急点検及び応急措置等を講じる。

(ケ) 危険物等の大量流出に対する応急対策

大量の危険物等が事業所外に漏洩した場合は、現場の事業者等は防除措置を講じる。防除措置を実施するに当たっては、必要な資機材を迅速に調達し、危険物等の拡散を最小限に抑える措置を講じる。

イ 村の措置

(ア) 県へ災害発生について、直ちに通報する。ただし、消防庁が定める「火災・災害等即報要領」に基づく直接即報基準に該当する火災・爆発事故の場合は、直接消防庁へも連絡する。

(イ) 危険物等施設の所有者、管理者、占有者に対し、危害防止のための措置を講じるよう指示し、又は自らその措置を講じ、必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、一般住民の立入制限、退去等を命令する。

(ウ) 村は、災害の規模に応じて、速やかに職員の非常参集、情報収集・連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとる。

(エ) 村は、消防本部へ連絡し、消防隊を出動させ、災害発生企業の責任者からの報告、助言等を受け、必要に応じ、関係企業及び関係公共的団体の協力を得て救助及び消火活動を実施する。

なお、消火活動等を実施するに当たっては、河川・農地等への流出被害防止について、十分留意して行う。

(オ) 火災の規模が大きくなり、自己の消防力等では対処できない場合は、他の市町村に対して応援を要請する。

(カ) さらに消防力等を必要とする場合は、県に対して緊急消防援助隊の派遣要請及び自衛隊の災害派遣要請を依頼するとともに、化学消火薬剤、中和剤、ガス検知器等必要資機材の確保等について応援を要請する。

また、必要があると認めるときは、指定地方行政機関に対して当該職員の派遣の要請をするとともに、県に対して指定地方行政機関の職員の派遣について斡旋を求める。

(キ) 村は、危険物等災害時に危険物等の流出・拡散の防止、流出した危険物等の除去、

環境モニタリングをはじめ、住民等の避難、事業者に対する応急措置命令、危険物等関係施設の緊急使用停止命令など適切な応急対応を講じる。

(2) 危険物等積載車両

村は、(1)に準じた措置を講じる。

(3) その他

一時に多数の死傷者が生じ、総合的な救急活動の必要がある場合は、この節のほか、「第14節 集団事故災害対策」により活動を実施する。

4 応援協力関係

(1) その他の防災関係機関及び関係企業等は、村又は県若しくは災害発生企業から応援の要請等を受けたときは、積極的に協力して消火活動等を実施する。

(2) 広域的な応援体制

地方公共団体等は、被害の規模に応じて、他の地方公共団体等に応援を求める。また、大規模な危険物等災害の発生を覚知したときは、発災地以外の地方公共団体及び事業者は、あらかじめ関係地方公共団体及び事業者により締結された広域応援協定等に基づき、速やかに応援体制を整える。

(3) 緊密な情報交換

関係機関は、応急対策活動等に関し、必要に応じて相互に緊密な情報交換を行う。

第7 高圧ガス災害対策

1 方針

高圧ガス施設等及び移動中の高圧ガス等が火災等により危険な状態になった場合、又は爆発等の災害が発生した場合は、地域住民に多大な危害を加えるおそれがあるので、これらの危害を防除するための応急的保安措置を講じる。

2 実施機関（実施責任者）等

高圧ガス施設等の所有者、管理者、占有者

高圧ガス輸送事業者

県警察

県

村（総務企画課）

消防機関（消防本部、消防団）

3 実施内容

(1) 高圧ガス施設

村及び高圧ガス施設等の所有者、管理者、占有者は、「第5 危険物等災害対策」の場合に準じた措置を講ずる。

(2) 高圧ガス積載車両

村は、危険物等施設の場合に準じた措置を講じる。

(3) その他

一時に多数の死傷者が生じ、総合的な救急活動の必要がある場合は、この節のほか、「第14節 集団事故災害対策」により活動を実施する。

4 応援協力関係

(1) その他の防災関係機関及び関係企業等は、村又は県若しくは災害発生企業から応援の要請等を受けたときは、積極的に協力して消火活動等を実施する。

(2) 広域的な応援体制

村等は、被害の規模に応じて、他の地方公共団体等に応援を求める。また、大規模な高圧ガス等災害の発生を覚知したときは、発災地以外の市町村等は、あらかじめ締結された広域応援協定等に基づき、速やかに応援体制を整える。

(3) 緊密な情報交換

関係機関は、応急対策活動等に関し、必要に応じて相互に緊密な情報交換を行う。

第8 火薬類災害対策

1 方針

火薬類施設及び移動中の火薬類等が火災等により危険な状態になり、又は爆発する等の災害が発生した場合は、地域住民に多大な危害を加えるおそれがあるので、これらの危害を防除するための応急的保安措置を講じる。

2 実施機関（実施責任者）等

火薬類施設及び火薬類の所有者、管理者、占有者

火薬類輸送事業者

県警察

県

中国四国産業保安監督部

中国運輸局（岡山運輸支局）

村（総務企画課）

消防機関（消防本部、消防団）

3 実施内容

(1) 火薬類関係施設

ア 火薬類施設及び火薬類の所有者、管理者、占有者の措置

(ア) 施設が危険な状態となったときは、直ちに作業を中止し、必要な応急措置を講じる。

(イ) 火薬類を安全な場所に移す余裕のある場合は、これを移し、かつ見張人をつけ、移す余裕のない場合は水中に沈め、又は火薬庫の入口等を密閉し、防火の措置を講

じる等安全な措置を講じる。

- (ウ) 県・県警察及び村へ災害発生について直ちに通報するとともに、必要があると認めるときは、付近の住民に避難するよう警告する。
- (エ) 消防機関の到着に際しては、進入地点に誘導員を配置して消防機関を誘導するとともに、施設等の状況について報告し、消防機関の指示に従い、防災活動を実施する。
- (オ) 事業者は、災害発生後速やかに、職員の非常参集、情報収集・連絡体制の確立及び対策本部設置等必要な体制をとる。
- (カ) 事業者は、災害発生後速やかに災害の拡大の防止のための必要な措置を講じる。
- (キ) 事業者は、消防機関・県警察等との間において緊密な連携の確保に努める。

イ 村の措置

- (ア) 県へ災害発生について、直ちに通報する。ただし、消防庁が定める「火災・災害等即報要領」に基づく直接即報基準に該当する火災・爆発事故の場合は、直接消防庁へも連絡する。
- (イ) 火薬類の所有者・占有者に対し、危害防止のための措置を講じるよう指示し、又は自らその措置を講じ、必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、一般住民の立入制限、退去等を命令する。
- (ウ) 村は、消防本部へ連絡し、消防隊を出動させ、災害発生企業の責任者からの報告を受け、必要に応じ、関係企業及び関係公共的団体の協力を得て、救助及び消火活動を実施する。
- (エ) 火災の規模が大きくなり、自己の消防力等では対処できない場合は、他の市町村に対して応援を要請する。
- (オ) さらに消防力等を必要とする場合は、県に対して緊急消防援助隊の派遣要請及び自衛隊の災害派遣要請を要求するとともに、化学消火薬剤等必要資機材の確保等について応援を要請する。

また、必要があると認めるときは、指定地方行政機関に対して当該職員の派遣の要請をするとともに、県に対して指定地方行政機関の職員の派遣について斡旋を求める。

(2) 火薬類積載車両

ア 村の措置

- (1) に準じた措置を講ずる。

(3) その他

一時に多数の死傷者が生じ、総合的な救急活動の必要がある場合は、この節のほか、「第14節 集団事故災害対策」により活動を実施する。

4 応援協力関係

(1) その他の防災関係機関及び関係企業等は、村又は県若しくは災害発生企業から応援の要請等を受けたときは、積極的に協力して防災活動等を実施する。

(2) 広域的な応援体制

村等は、被害の規模に応じて、他の市町村等に応援を求める。また、大規模な火薬類等の災害の発生を覚知したときは、発災地以外の市町村等は、あらかじめ締結された広域応援協定等に基づき、速やかに応援体制を整える。

(3) 緊密な情報交換

関係機関は、応急対策活動等に関し、必要に応じて相互に緊密な情報交換を行う。

第9 放射性物質災害対策

1 方針

放射性物質の取扱上の事故や放射性物質の発見等により災害が発生し、又はそのおそれがあるときは、事故等から地域住民等を守るため、防災関係機関は早期に初動体制を確立し、相互の緊密な協力のもとに各種応急対策を実施することにより、被害の拡大を防止し、被害の軽減を図るものとする。

2 実施機関（実施責任者）等

放射性物質取扱事業者

放射性物質輸送事業者

県

県警察

村（総務企画課）

消防機関（消防本部、消防団）

3 実施内容

(1) 放射性物質取扱事業者及び放射性物質を発見した事業者等が行う措置

ア 連絡通報体制

事故等が発生し、その影響が周辺地域に及び、又はそのおそれがある場合で、原子炉等規制法又は放射線同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和32年法律第167号）等の適用を受ける場合、事業者等は、その定めるところにより、直ちに関係機関への通報を行う。

また、放射性物質の発見者等は、「放射性物質の取扱上の事故又は災害の発生における情報の収集及び伝達の系統」により、直ちにいずれかの関係機関へ通報する。

イ 被害の拡大防止

放射性物質取扱事業者等は、保安規程等に基づき、次の措置を講じる。

- (ア) 消火その他事故の鎮静化措置
- (イ) 立入制限区域の設定による被ばくの防止
- (ウ) 放射性物質の安全な場所への移動等、放射能汚染の防止又は汚染の拡大防止

- (エ) 放射線に被ばくした者の救護及び除染
- (オ) その他放射線障害の防止に必要な措置

ウ 防災関係機関が行う措置への協力

- (ア) 放射線モニタリング等、事故の把握に必要な情報の収集
- (イ) 事故の鎮静化に必要な資機材の提供
- (ウ) 防災活動従事者の被ばく防止等に必要な情報及び防護資機材の提供

(2) 村が行う措置

村長は、国、県と連携し事故の状況に応じ、次の措置を講じる。

- ア 事故の状況把握と周辺住民への情報提供
- イ 事故の態様に応じた避難の指示等
- ウ 事故の鎮静に必要な消火その他の措置
- エ 被ばく者の救助等
- オ 汚染の拡大防止及び除染

村は、上記の措置の実施が困難なときは、他市町村又は県へこれらの措置の実施又はこれに要する人員及び資機材について応援を要請する。

(3) その他

一時に多数の死傷者が生じ、総合的な救急活動の必要がある場合は、この節のほか、「第14節 集団事故災害対策」により活動を実施する。

4 応援協力関係

その他の防災関係機関及び関係企業等は、村又は県若しくは災害発生企業から応援の要請等を受けたときは、積極的に協力して消火活動等を実施する。

第10 有毒ガス等災害対策

1 方針

特定施設等について故障、破損その他の事故が発生し、ばい煙若しくは特定物質、ダイオキシン類又は有害ガス（以下「有害ガス等」という。）が大気中又は公共用水域に大量に排出された場合は、地域住民の人体に重大な被害を及ぼすおそれがあるので、直ちにその被害の拡大防止及び施設の復旧措置を講じる。

2 実施機関（実施責任者）等

特定施設等の設置者

村長（産業観光課）

知事（環境文化部、保健福祉部）

消防機関（消防本部、消防団）

3 実施内容

（1）村の措置

村長は、有害ガス等が大気中又は公共用水域に多量に排出され、地域住民の人体に重大な被害を及ぼすおそれがある場合は、当該地域住民等に対する警戒区域の設定による立入禁止、適当な場所への退避の勧告等を行う。

（2）その他

一時に多数の死傷者が生じ、総合的な救急活動の必要がある場合は、この節のほか、「第14節 集団事故災害対策」により活動を実施する。

4 応援協力関係

その他の防災機関及び特定事業所等は、村又は県若しくは災害発生事業所からの応援の要請を受けたときは、事故の拡大又は再発の防止のため、積極的に応援活動等を実施する。

第14節 集団事故災害対策

1 方針

交通事故、爆発、有害物質の放出等の事故災害により一時に多数の死傷者が生じ、日常の単発的小災害に対する体制では救急対策が困難な場合において、総合的な救急体制を確立し、救急活動の迅速かつ適切な実施を図る。

2 実施機関（実施責任者）等

（1）実施責任者

村長（保健福祉課）

（2）主な関係機関

消防機関（消防本部、消防団）

県

県警察

美作市医師会

日本赤十字社岡山県支部

災害拠点病院（津山中央病院）

施設管理者等

3 実施内容

（1）総合救急対策本部の設置

交通事故、爆発、有害物質の放出等により一時に多数の傷病者が生じ、関係機関が協力して総合的な救急医療活動を実施する必要があると認められる場合、村長は、総合救急対策本部を設置する。

ア 村長は、自ら又は適当な職員若しくは他の関係機関の代表を指名して総合救急対策本部の総合的な調整に当たらせる。

イ 総合救急対策本部は、事故現場に近く、かつ通信連絡に便利な場所に設置する。

（2）総合救急対策本部の責務

関係機関が実施する次の救急医療等の業務の調整を行い円滑な実施を図る。

ア 災害現場での救出

イ 現場付近での応急手当

ウ 負傷者の分類

エ 収容医療施設の指示

オ 医療施設への搬送

カ 死体の処理

(3) 総合救急体制の組織

<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; width: fit-content; margin: auto;"> 総合救急対策本部 (総合調整班、庶務班、資材班) 各機関現地責任者 (各機関指揮所) </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; width: fit-content; margin: auto;"> [活動組織の構成及び主な機能] </div>															
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left; padding: 5px;">組織</th><th style="text-align: left; padding: 5px;">構成機関等</th><th style="text-align: left; padding: 5px;">主な機能</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 5px;">総合救急対策本部</td><td style="padding: 5px;">村長、消防長、消防団長 警察署長 海上保安部長（航空機事故の場合） 地元医療機関代表、保健所長 事故発生責任者（企業体等）代表 施設管理者、学識経験者</td><td style="padding: 5px;">(1)情報の収集 (2)判断の統一 (3)各機関の指揮の総合調整 (4)地区外機関への応援要請の決定</td></tr> <tr> <td style="padding: 5px;">・総合調整班</td><td style="padding: 5px;"></td><td style="padding: 5px;">(1)全般計画及び各機関の連絡調整 (2)傷病者収容施設の確保</td></tr> <tr> <td style="padding: 5px;">・庶務班</td><td style="padding: 5px;"></td><td style="padding: 5px;">(1)人員の把握 (2)報道その他涉外事務</td></tr> <tr> <td style="padding: 5px;">・資材班</td><td style="padding: 5px;"></td><td style="padding: 5px;">(1)各種資機材の補給</td></tr> </tbody> </table>	組織	構成機関等	主な機能	総合救急対策本部	村長、消防長、消防団長 警察署長 海上保安部長（航空機事故の場合） 地元医療機関代表、保健所長 事故発生責任者（企業体等）代表 施設管理者、学識経験者	(1)情報の収集 (2)判断の統一 (3)各機関の指揮の総合調整 (4)地区外機関への応援要請の決定	・総合調整班		(1)全般計画及び各機関の連絡調整 (2)傷病者収容施設の確保	・庶務班		(1)人員の把握 (2)報道その他涉外事務	・資材班		(1)各種資機材の補給	
組織	構成機関等	主な機能														
総合救急対策本部	村長、消防長、消防団長 警察署長 海上保安部長（航空機事故の場合） 地元医療機関代表、保健所長 事故発生責任者（企業体等）代表 施設管理者、学識経験者	(1)情報の収集 (2)判断の統一 (3)各機関の指揮の総合調整 (4)地区外機関への応援要請の決定														
・総合調整班		(1)全般計画及び各機関の連絡調整 (2)傷病者収容施設の確保														
・庶務班		(1)人員の把握 (2)報道その他涉外事務														
・資材班		(1)各種資機材の補給														

[実施期間]

関係機関	活動区分	主な業務
消防 警察 事故関係者等	消防 警戒	(1)警戒区域の設定と出入規制 (2)現場の危険排除 (3)災害の鎮圧
警察 事故関係者等	警備・ 交通規制	(1)現場の治安、秩序の維持 (2)交通規制
消防、警察、事故関係者等	救助	(1)傷病者の救助
消防 事故関係者等	救急運送	(1)搬送車両の区分 (2)救急車等による病院への搬送 (3)搬送中の傷病者管理
日赤、医療機関 (救護班、医療班)	救急医療	(1)現場での救命医療 (2)傷病者の応急措置 (3)傷病者の分類 (4)収容病院の指示
村 警察	遺体収容	(1)仮安置所の設置 (2)遺体の検視及び身元確認等

(4) 関係機関の措置

ア 事故発生責任者（企業体等）の措置

- (ア) 事故発生後直ちに村（消防）、警察署に通報するとともに自力による応急対策を行う。なお、必要に応じてその他の救急関係機関に協力を要請する。
- (イ) 総合救急対策本部が設置された場合は、当該事故発生責任者の代表は、これに参加し救急及び防災活動を行う。

イ 村の措置

- (ア) 村長は、通報その他により事故の発生を覚知したときは、直ちに総合救急対策本部を設置し、関係機関に協力、応援を要請する。
- (イ) 村長は、総合救急対策本部を設置したときは、知事（危機管理課）に通報する。
- (ウ) 村長は、事故対象物が特殊な物質で応急対策を講じる上で特別の知識を必要とする場合は、当該知識を有する者に対し、協力を要請する。

ウ 消防本部、警察署及び空港出張所の措置

- (ア) 通報その他により事故の発生を覚知したときは、直ちに村長に通報するとともに、所定の応急活動を実施する。
- (イ) 総合救急対策本部が設置された場合は、これに参加し、関係機関と協力して救急及び防災活動を実施する。

4 応援協力関係

関係機関は、村の実施する総合救急体制の整備及び総合救急活動の実施に積極的に協力する。

第15節 広域応援・雇用

1 方針

大規模な災害が発生した場合、村、県等だけでは、対応が不十分となることが考えられ、このような場合における防災関係機関等に対する応援・雇用について定める。なお、村及び県は、大規模な災害が発生したときは、あらかじめ関係地方公共団体により締結された広域応援協定等や「応急対策職員派遣制度」により、速やかに応援体制を整える。

2 実施機関（実施責任者）等

村長（総務企画課）

知事（総務部、危機管理課、保健福祉部）

防災関係機関

3 実施内容

（1）他県又は他の市町村に対する応援要請

ア 村長は、災害応急措置を実施する場合において、他の市町村の応援を受けようとするときは知事を通じ、又は他の市町村に対して直接に応援を要請する。

応援を要請された市町村は、災害応急対策のうち、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置については、正当な理由がない限り、応援を行う。災害応急対策の実施について、応援に従事する者は、被災市町村の指揮のもと行動する。

イ 知事は、災害応急対策を行うために必要な場合、被害の規模に応じて、他の都道府県等に対して応援を求め、また、必要に応じて県内の市町村に対して被災市町村を応援することを求める。

ウ 知事又は村長の応援要請手続きは、次に掲げる事項を記載した文書をもって行う。

ただし、緊急を要する場合は、口頭又は電話等で行い、事後文書によって処理する。

（ア）被害状況

（イ）応援を要する援助の種類

（ウ）応援を要する職種別人員

（エ）応援を要する期間

（オ）応援の場所

（カ）その他応援に関し必要な事項

エ 村は、「応急対策職員派遣制度」による岡山県以外の地方公共団体への応援が円滑に実施できるよう、災害対応業務の内容に応じ派遣する職員のリスト化や業務に必要な資材の準備など、支援体制の整備を図る。

オ 村及び県は、新型コロナウィルス感染症を含む感染症対策のため、応援職員の派遣に当たっては、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底する。また、県及び市町村

は、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮する。

(2) 指定行政機関、指定地方行政機関、他市町村、県等に対する職員の派遣要請

ア 村長又は村の委員会若しくは委員は、災害応急対策又は災害復旧のため、専門の職員を確保する必要があるときは、指定地方行政機関の長又は他の普通地方公共団体の長等に対し、当該機関の職員の派遣を要請する。

なお、村の委員会又は委員は、あらかじめ村長に協議する。

イ 村長の行う職員派遣要請手続きは、次に掲げる事項を記載した文書をもって行う。

(ア) 派遣を要請する理由

(イ) 派遣を要請する職員の職種別人員

(ウ) 派遣を必要とする期間

(エ) その他職員の派遣について必要な事項

(3) 労務者等の雇用

ア 労務者等の雇用は、それぞれの応急対策実施機関において行う。

イ 賃金の支給

労務者等の雇用による賃金の支給は、その時における雇用地域の慣行料金以内（当該地域の職業安定所の業種別標準賃金以内）によることを原則とする。ただし、法令その他により別に基準のあるものについては、この限りでない。

ウ 労務者等の雇用の範囲

災害救助法による救助実施のために行う労務者雇用の範囲は、次のとおりとする。

(ア) 被災者の避難

(イ) 医療及び助産における移送

(ウ) 被災者の救出

(エ) 飲料水の供給

(オ) 救助用物資の支給

(カ) 死体の搜索及び処理

(4) 奉仕団の協力

奉仕団等は、災害応急対策の実施のため必要があるときは、防災関係機関に協力して関係事業に従事する。

ア 自主防災組織

イ 大学、高等学校（学生、生徒）

ウ 職業訓練校（訓練生）

・岡山県下消防相互応援協定書（資料第 25）

・消防相互応援協定書（資料第 25）

- ・災害時における情報交換に関する協定書（資料第 25）
- ・鳥取・岡山県境連携推進協議会災害時相互応援協定書（資料第 25）
- ・兵庫・岡山両県境隣接市町村間における災害応急対策活動の相互応援に関する協定書（資料第 25）
- ・岡山県及び県内各市町村の災害時相互応援協定（資料第 25）

第 16 節 ボランティアの受入れ、活用計画

1 方針

災害時には、平常時に比べて各種救援を必要とする者が増加し、通常の行政システムの処理能力をはるかに超えることが予想され、ボランティア活動への期待が高まる。この場合に、ボランティア活動が円滑に行われるよう、ボランティアに対するニーズを把握するとともに、日本赤十字社岡山県支部、岡山県及び村並びに県社会福祉協議会との連携を保ちながらボランティア申出者の調整ができる体制を整備する。

また、村及び県は、社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしているボランティア団体及びNPO等との連携を図るとともに、中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握する。また、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付けごみなどの収集運搬を行うよう努める。これらの取組により、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアを行っている者の生活環境について配慮する。

新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、感染症対策の観点を取り入れたボランティアの受入れや活動が行われるよう、村、県、社会福祉協議会、NPO等が連携してボランティアの募集範囲や支援活動の調整等を行う。

2 実施機関（実施責任者）等

村長（保健福祉課）

県知事（県民生活部）

日本赤十字岡山県支部

社会福祉協議会（村、県）

3 実施内容

（1）村の措置

村災害対策本部は、避難所等のボランティアニーズを把握し、村社会福祉協議会が設置する村災害ボランティアセンターに情報の提供を行う。

（2）社会福祉協議会の措置

村並びに県社会福祉協議会及びその隣接市町村の社会福祉協議会は、被災者の生活

支援のための一般ボランティア活動の円滑な実施を図るため、必要と判断した場合は、それぞれ次の体制を整備する。

また、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の状況や被災地のボランティアニーズ等を踏まえ、村と協議し、ボランティアの募集範囲等について判断する。

ア 村社会福祉協議会は、村災害ボランティアセンターを設置し、次の業務を行う。

- (ア) 被災地のボランティアニーズの把握
- (イ) ボランティアの受付及び登録
- (ウ) ボランティアのコーディネート
- (エ) ボランティアに対する具体的活動内容の指示
- (オ) ボランティアリーダー及びボランティアの派遣
- (カ) ボランティア活動に必要な資機材、物資等の調達及び供給
- (キ) ボランティア活動の拠点等の提供
- (ク) ボランティアが不足する場合における必要な種類及び人数を示しての県災害ボランティアセンター又は近隣市町村災害ボランティアセンターへの派遣要請
- (ケ) その他ボランティア活動の第一線の拠点としての活動

イ 県社会福祉協議会は県災害ボランティアセンターを設置し、次の業務を行う。

- (ア) ボランティアに関するニーズ（種類、人数等）についての情報収集提供
- (イ) 広域的なボランティアの受付、指導、コーディネート等
- (ウ) 県内の他市町村社会福祉協議会及び他県の社会福祉協議会への協力要請等の連絡調整

(エ) 村災害対策本部や県災害対策本部との連絡調整

(オ) その他市町村災害ボランティアセンター及び近隣市町村災害ボランティアセンターの活動の支援に関すること

ウ 被災時における村災害ボランティアセンター（以下「被災センター」という。）が被災により機能を十分に果たせない場合、その近隣市町村の社会福祉協議会は、県災害ボランティアセンター及び被災センターと協議の上、近隣市町村災害ボランティアセンターを設置し、被災センターの機能の一部又は全部を担う。

(3) 専門ボランティアの受け入れ及び派遣の調整

救出、消火、医療、看護、介護等の専門知識・技術を要するボランティアについては、当該ボランティア活動に關係する団体等が、それぞれ受け入れ・派遣に係る調整等を行う。

(4) ボランティアの健康に関する配慮

ア 村、関係機関等は、それぞれのボランティアが自らの健康状態等を的確に判断し、無理のない範囲で活動できる環境づくりを行う。

イ 村、関係機関等は必要に応じ、医師、看護師等の派遣、救護所の設置、健康相談の

実施等の措置を講じる。

ウ 村、関係機関等は、被災地でのボランティア活動において感染症の発生、拡大がみられる場合は、災害ボランティア担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努める。

4 その他（県から事務の委任を受けた場合）

共助のボランティア活動と村及び県の実施する救助の調整事務について、社会福祉協議会等が設置する災害ボランティアセンターに委託する場合は、当該事務に必要な人件費及び旅費を災害救助法の国庫負担の対象とすることができる。

第17節 義援金等の募集・受付・配分

1 方針

各方面から村に対して、寄託される義援金等の募集、受付、配分等の基本的事項について定める。

2 実施機関（実施責任者）等

村（保健福祉課）

県

日本赤十字社岡山県支部

岡山県社会福祉協議会

岡山県共同募金会

NHK岡山放送局及びNHK厚生文化事業団

その他各種団体

3 実施内容

（1）義援金等の募集、受付、配分

ア 村は、義援金の受け窓口を開設して、寄託される義援金を受付ける。

イ 村は、義援金の配分割合、配分方法等について協議し、決定する。その際、あらかじめ、基本的な配分方法を決定しておくなどして、できるだけ迅速な配分に努める。

第18節 自衛隊の災害派遣

1 方針

天災、地変その他の災害が発生し、若しくは発生しようとしているとき、人命又は財産保護のため必要な応急対策の実施がそれぞれの実施機関だけでは不可能若しくは困難であり、自衛隊の活動が必要かつ効果的であると認められたとき、自衛隊に災害派遣を要請する。

2 災害派遣要請権者及び災害派遣命令者

(1) 災害派遣要請権者

知事（危機管理課）……（陸上災害の場合）

大阪空港事務所長………（航空機事故の場合）

(2) 災害派遣命令者

陸上自衛隊第13特科隊長

航空自衛隊西部航空方面隊司令

3 災害派遣部隊等の活動範囲

災害派遣部隊等の活動範囲は、主として人命及び財産の保護のため、防災関係機関と緊密に連絡、協力して、次に掲げる活動を行う。

(1) 被害状況の把握及び伝達

車両、航空機等状況に適した手段により偵察を行い、被害の状況を把握し、関係機関に伝達する。

(2) 避難者の誘導、輸送支援

避難命令等が発令され、避難、立退き等が行われる場合で必要があると認めるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。

(3) 避難者等の搜索救助

行方不明者、負傷者等が発生した場合は、通常他の救助作業等に優先して搜索救助を行う。

(4) 水防活動

堤防、護岸等の決壊に対しては、土のう作成、運搬積込等の水防活動を行う。

(5) 消火活動

大規模火災に対しては、利用可能防火資機材等をもって、消防機関に協力して、消防に当たる。

(6) 道路又は水路の啓開

道路又は水路が損壊し、若しくは障害物がある場合は、それらの啓開、除去に当たる。

(7) 診察、防疫の支援

被災者の応急診療、防疫等の支援を行うが、薬剤等は、通常地方公共団体の提供するものを使用する。

(8) 通信支援

災害派遣任務の達成に支障をきたさない限度において、通信を支援する。

(9) 人員及び物資の緊急輸送

救急患者、医師その他救援活動に特に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。

この場合、航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについてのみ行う。

(10) 給食及び給水

給食及び給水の支援を行う。

(11) 入浴支援

入浴施設の開設などにより、入浴支援を行う。

(12) 救援物資の無償貸付け又は譲与

「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」（昭和33年総理府令第1号）に基づいて救援物資が無償貸付けされ、又は譲与される。

(13) 交通規制の支援

主として自衛隊車両の交通が混雑する地点において、自衛隊車両を対象に交通規制の支援を行う。

(14) 危険物の除去等

火薬物爆発物等危険物の保安措置及び除去は自衛隊の能力の範囲内において行われる。

(15) その他

その他臨機の必要に応じ、自衛隊の能力で対処可能なものについては、要請によつて所要の措置をとる。

4 災害派遣要請等手続き

(1) 村長の派遣要請の要求

ア 村長が自衛隊の派遣要請を必要とした場合、知事に対し、災害派遣要請要求書を提出する。また、この場合、美作県民局長には、この旨を連絡しておくこととする。

なお、緊急を要する場合その他やむを得ない理由により文書によることができない場合は、とりあえず電話その他の方法により連絡し、事後速やかに文書を提出する。

イ 村長は、アによって知事に対して派遣要請の要求ができない場合は、その旨及び村の地域に係る災害の状況を防衛大臣又は自衛隊に通知することができる。この場合において、村長は速やかにその旨を知事に通知しなければならない。

ウ 派遣要請要求書の様式は次のとおりである。

知 事 あて

年 月 日

市町村名

災害派遣に関する要請

標記の件に関し、下記により速やかに部隊の派遣を要請します。

記

1 災害の状況及び派遣を要請する事由

2 派遣を必要とする期間

自 年 月 日 時から

至 年 月 日 災害が終了するまで

3 派遣を希望する区域及び活動内容

(1) 派遣を希望する区域

(2) 活動内容

4 その他参考となるべき事項（作業用資料、宿舎の準備状況など）

(1) 連絡場所及び連絡職員

(2) 宿舎

(3) 食料

(4) 資材

（注）緊急の場合、電話等により要請し、事後文書（2部）を提出する。

注：用紙の大きさは、A4とする。

(2) 撤収要請依頼

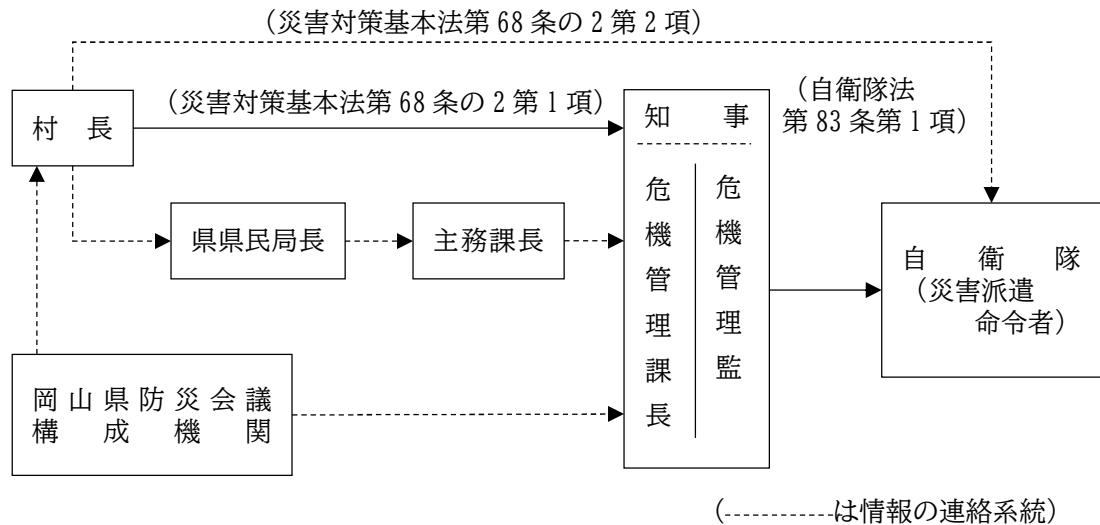
ア 村長は、自衛隊の災害派遣の目的を達成したとき又は必要がなくなった場合は、速やかに災害派遣要請権者に対して自衛隊の撤収要請を依頼する。

イ 撤収要請依頼書の様式は次のとおりとする。

知 事 あて	年 月 日
	市町村名
自衛隊の撤収要請依頼について	
自衛隊の災害派遣を受けましたが、災害復旧も概ね終了しましたから、下記のとおり撤収要請を依頼します。	
記	
1 撤収要請依頼日時	年 月 日
2 派遣要請依頼日時	年 月 日
3 撤収作業場所	
4 撤収作業内容	

注：用紙の大きさは、A4とする。

(3) 災害派遣要請等手続系統



(4) 連絡方法

NTT電話 0868-36-5151 (内線237 夜間等は302)

防災行政無線 77-6440-031 (事務室)

77-6440-038 (宿直室)

6440-039 (FAX)

(5) 自主派遣

自衛隊は、災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し、知事等の要請を待ついとまがないときは、次の判断基準により自主出動する。

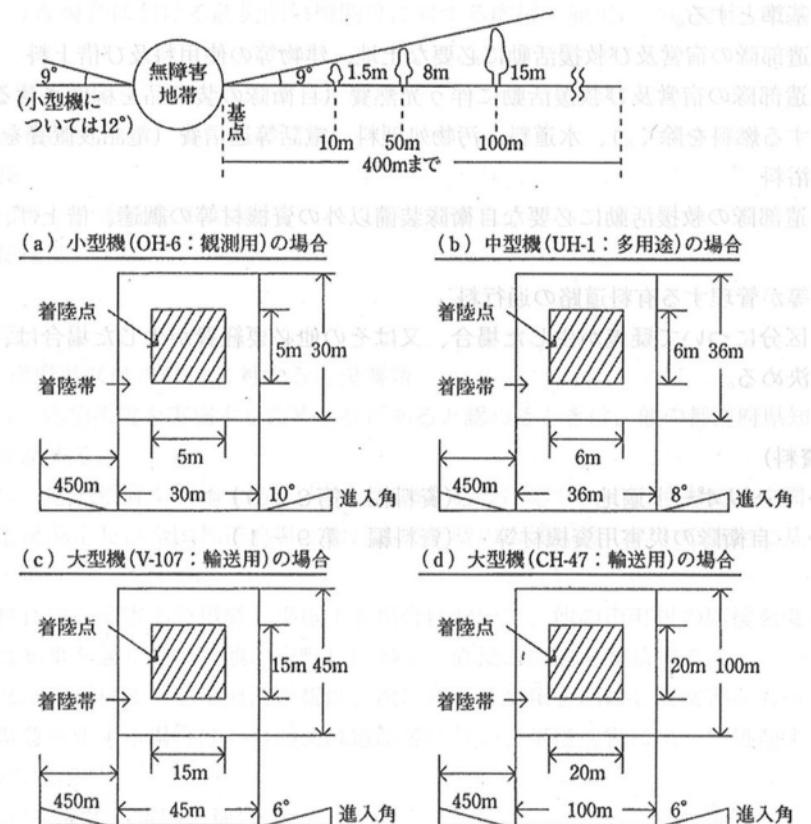
- ア 災害に際し、関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められること。
- イ 災害に際し、知事等が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、直ちに救援の措置を講じる必要があると認められること。
- ウ 海難事故、航空機の異常を探知する等、災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命救助に関するものであること。
- エ その他災害に際し、上記アからウに準じ、特に緊急を要し、知事等からの要請を待ついとまがないと認められること。

5 災害派遣部隊の受入れ

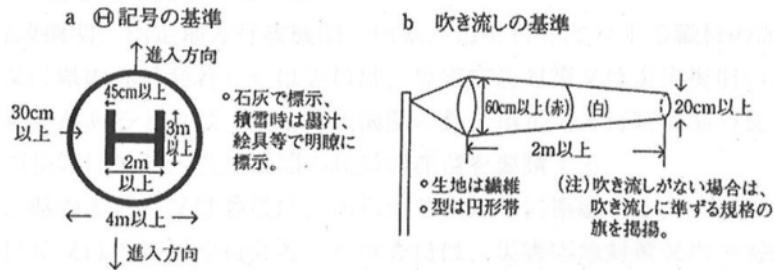
- (1) 災害派遣要請権者は、自衛隊の災害派遣が決定したときは、村長又は関係機関の長に受入態勢を整備させるとともに、必要に応じて職員を派遣し、派遣された部隊及び派遣を受けた村又は関係機関相互の間の連絡に当たる。
- (2) 受入れ側の村長又は関係機関の長は、次の点に留意して、派遣部隊の活動が十分に達成されるよう努めなければならない。

- ア 派遣部隊との連絡職員を指名する。
- イ 応援を求める内容、所要人員及び資機材等の確保について計画をたて、部隊到着後は速やかに作業が開始できるようあらかじめ準備しておく。
- ウ 部隊が到着した場合は、部隊を目的地に誘導するとともに部隊指揮官と協議して、作業が他の機関の活動と競合重複することがないよう最も効果的に作業が分担できるよう配慮する。
- エ 自衛隊の宿泊施設（又は宿営場所）及び車両等の保管場所の準備をする。
- 災害が大規模かつ特殊な場合は、他県からの自衛隊部隊を受け入れるための宿営場所及び車両等の保管場所を、災害派遣要請権者と協議して準備する。
- オ ヘリコプターによる災害派遣を受け入れる場合は、次の点について準備する。
- （ア）下記の基準を満たす地積及び離着陸地点の地盤は堅固な平坦地を確保する。
なお、この際、土地の所有者又は管理者との調整を十分行う。

[離着陸地点及び無障害地帯の基準]



(イ) 着陸地点には、下記基準のH記号を平行方向に向けて標示するとともに、ヘリポートの近くに上空から風向、風速の判定ができる吹き流しを掲揚する。



- (ウ) ヘリポート内の風圧に巻き上げられるものは、あらかじめ撤去する。
- (エ) 砂塵の舞い上がるときは散水し、積雪時は除雪又はてん圧を実施する。
- (オ) ヘリポート付近の住民に対して、ヘリコプターの離着陸について広報を実施する。
- (カ) 物資を搭載する場合は、その形状と重量を把握し、事前に自衛隊と調整を行う。
- (キ) 離着陸時のヘリコプターには、関係者以外立ち入らせないようにする。

6 災害派遣に伴う経費の負担区分

- (1) 自衛隊の救援活動に要した経費は、原則として派遣を受けた村が負担するものとし、下記を基準とする。
 - ア 派遣部隊の宿営及び救援活動に必要な土地、建物等の使用料及び借上料
 - イ 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱費（自衛隊の装備品を稼働させるため通常必要とする燃料を除く。）水道料、汚物処理料、電話等通信費（電話設置費を含む。）及び入浴料
 - ウ 派遣部隊の救援活動に必要な自衛隊装備以外の資機材等の調達、借り上げ、その運搬、修理費
 - エ 県等が管理する有料道路の通行料
- (2) 負担区分について、疑義が生じた場合、又はその他必要経費が生じた場合は、その都度協議して決める。

・ヘリポート適地（資料第19）

第4章 災害復旧・復興計画

第1節 復旧・復興計画

被災地の復旧・復興については、被災者の生活再建を支援し、再度災害の防止に配慮した施設の復旧等を図り、より安全性に配慮した地域振興のための基礎的な条件づくりを目指す。また、災害により地域の社会経済活動が低下する状況に鑑み、可能な限り迅速かつ円滑な復旧・復興を図る。

第1 地域の復旧・復興の基本方向の決定

- 1 村及び県は、被災の状況、地域の特性、関係公共施設管理者の意向等を勘案しつつ、迅速な原状復旧を目指すか、又はさらに災害に強いむらづくり等の中長期的課題の解決をも図る計画的復興を目指すかについて早急に検討し、復旧・復興の基本方向を定める。必要な場合には、これに基づき復興計画を作成する。
- 2 被災地の復旧・復興は、村が主体となって、住民の意向を尊重しつつ協同して計画的に行い、県はそれを支援する。その際、男女共同参画の観点から、復旧・復興のあらゆる場・組織に女性の参画を促進する。併せて、障害のある人、高齢者等の要配慮者の参画を促進する。
- 3 観光地や農作物などへの風評被害を防ぐため、関係機関と連携しながら、正確な被害情報等を迅速かつ的確に発信する。
- 4 村及び県は、災害復旧・復興対策の推進のため、必要に応じ、国、県、他の地方公共団体等に対し、職員の派遣その他の協力を求める。特に、他の地方公共団体に対し、技術職員の派遣を求める場合においては、復旧・復興支援技術職員派遣制度を活用する。

第2 被災者等の生活再建等の支援

村、県は、被災者等の生活再建等を支援するために、次の措置を行う。

- 1 被災者の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細かな支援を講じる必要がある。
- 2 被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努める。
- 3 被災者生活再建支援法の適用条件に満たない規模の自然災害が発生した際に、同法の趣旨を踏まえ、独自の支援措置について検討する。
- 4 災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、災害による住宅等の被害の程度の認定や罹災証明の交付の体制を確立し、速やかに、

住宅等の被害の程度を認定し、被災者に罹災証明を交付する。また、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施する。

5 村は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。

6 災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給、災害援護資金の貸付け並びに生活福祉資金の貸付け及び母子父子寡婦福祉資金の貸付けにより、被災者の自立的生活再建の支援を行う。

県は、岡山県独自の支援措置として県死亡弔慰金、県災害見舞金、子ども災害見舞金の支給を行う。

7 被災者生活再建支援法に基づく被災者生活再建支援金の支給により、被災者の生活再建を支援し、被災地の速やかな復興を図る。なお、村は、被災者生活再建支援金の支給に係る被災者からの申請を迅速かつ的確に処理するため、体制の整備等を図る。

8 必要に応じ、税についての期限の延長、徴収猶予及び減免、国民健康保険制度等における医療費負担及び保険料の減免等、被災者の負担の軽減を図る。

9 村は、応急仮設住宅に入居する被災者等が、それぞれの環境の中で安心した日常生活を営むことができるよう、必要に応じて、関係機関と連携しながら、孤立防止等のための見守りや、日常生活上の相談支援等を行う。

10 被災者の働く場の確保のため、即効性のある臨時的な雇用創出策と、被災地の特性を踏まえた産業振興の方向性に添った職業訓練を通じた労働者の技能向上等による中長期の安定的な雇用創出策を組み合わせて実施する。併せて、自営業、農林水産業、中小企業等に対する経営の維持・再生、起業等への支援策の充実も図る。

11 被災者の自立に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報するとともに、できる限り総合的な相談窓口等を設置する。

12 居住地以外の市町村に避難した被災者に対しても、従前の居住地であった村、県及び避難先の県、市町村が協力することにより、必要な情報や支援・サービスを提供する。

13 被災者の救済及び自立支援や、被災地域の総合的な復旧・復興対策をきめ細かに、かつ、機動的、弾力的に進めるために、特に必要があるときは、災害復興基金の設立等、機動的、弾力的推進の手法について検討する。

村は、平常時から、住民の基本情報と住所の地理情報を連携させた防災対策に活用できる住民情報の基盤を作るとともに、被災後の被害の調査から罹災証明発行後までの各種支援業務フローを整理するなどして、上記の生活再建支援策等を被災直後から迅速に実施できるよう体制整備に努める。

第3 被災中小企業の復興の支援

市は、被災中小企業の復興に向け、みまさか商工会等と連携しながら状況に合った支援を講じる。

- 1 みまさか商工会が設置する相談窓口で支援制度や岡山県中小企業支援センター（岡山県産業振興財団内）に設置される中小企業相談窓口についての情報提供を行う。
- 2 被災企業の現況や関係機関（国・金融機関等）が実施する支援策等の情報を共有するため、必要に応じて被災企業対策会議を開催する。
- 3 セーフティネット保証4号の地域指定を受けた場合に、災害により売上高が減少している中小企業者を支援する県制度融資「危機対策資金」の取扱を開始する。

第4 公共施設災害復旧事業

公共施設等の復旧は常に原型復旧にとどまらず、必要な改良復旧を原則として、さらに関連事業を積極的に採り入れて施行する。

したがって、各種施設の災害復旧計画の策定に当たっては、災害の実状に鑑み、その原因となった自然的、社会的、経済的諸要因について、詳細に検討し、総合的な見地において策定し、緊急度の高いものから直ちに復旧に当たり、可及的速やかに完了するよう施行の促進を図る。

[災害復旧事業の種類]

- 1 公共土木施設災害復旧事業
 - (1) 河川災害復旧事業
 - (2) 砂防設備災害復旧事業
 - (3) 林地荒廃防止施設災害復旧事業
 - (4) 地すべり防止施設災害復旧事業
 - (5) 急傾斜地崩壊防止施設災害復旧事業
 - (6) 道路災害復旧事業
 - (7) 下水道災害復旧事業
 - (8) 公園災害復旧事業
 - (9) 公営住宅等災害復旧事業
- 2 農林水産業施設災害復旧事業
- 3 水道災害復旧事業
- 4 住宅災害復旧事業
- 5 社会福祉施設災害復旧事業
- 6 公立医療施設、病院等災害復旧事業

- 7 学校教育施設災害復旧事業
- 8 社会教育施設災害復旧事業
- 9 その他の災害復旧事業

第5 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成

災害復旧事業費の決定は、知事の報告その他地方公共団体が提出する資料及び実地調査の結果等に基づいて決定されるものであるが、法律又は予算の範囲内において国が全部若しくは一部を負担し、又は補助して行われる災害復旧事業並びに激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律に基づき援助される事業は次のとおりである。

- 1 法律等により一部負担又は補助するもの
 - (1) 法律
 - ア 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法
 - イ 公立学校施設災害復旧費国庫負担法
 - ウ 公営住宅法
 - エ 土地区画整理法
 - オ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
 - カ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
 - キ 予防接種法
 - ク 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律
 - ケ 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法
 - コ 防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律
 - (2) 要綱等
 - ア 公立諸学校建物其他災害復旧費補助
 - イ 上水道施設災害復旧費及び簡易水道施設災害復旧費補助
- 2 激甚災害に係る財政援助措置
 - (1) 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助
 - ア 公共土木施設災害復旧事業
 - イ 公共土木施設災害関連事業
 - ウ 公立学校施設災害復旧事業
 - エ 公営住宅等災害復旧事業
 - オ 生活保護施設災害復旧事業
 - カ 児童福祉施設災害復旧事業
 - キ 老人福祉施設災害復旧事業
 - ク 障害者支援施設等災害復旧事業

- ケ 婦人保護施設災害復旧事業
- コ 感染症指定医療機関災害復旧事業
- サ 感染症予防事業
- シ 堆積土砂排除事業（公共的施設区域内、公共的施設区域外）
- ス 滞水排除事業

(2) 農林水産業に関する特別の助成

- ア 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置
- イ 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例
- ウ 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例
- エ 森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助
- オ 共同利用小型漁船の建造物の補助
- カ 森林災害復旧事業に対する補助

(3) 中小企業に対する特別の助成

- ア 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例
- イ 小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間の特例
- ウ 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助

(4) その他の財政援助措置

- ア 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助
- イ 私立学校施設災害復旧事業に対する補助
- ウ 村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例
- エ 母子及び父子並びに寡婦福祉法による国の貸付けの特例
- オ 水防資機材費の補助の特例
- カ 被災者公営住宅建設事業に対する補助の特例
- キ 公共土木施設、公立学校施設、農地・農業用施設及び林道の小災害復旧事業に対する特別の財政援助
- ク 雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例

第6 災害復旧事業に必要な資金及びその他の措置

1 農林漁業災害資金

災害により被害を受けた農林漁業者又は農林漁業者の組織する団体に対し復旧を促進し、農林漁業の生産力の維持増進と経営の安定を図るため、天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法、政策金融公庫法により融資する。

(1) 天災資金

暴風雨、豪雨等の災害によって損失を受けた農林漁業者等に、農林漁業の経営等に必要な再生産資金を融資する。なお、その災害が激甚災害として指定された場合は、

貸付限度額、償還年限につき有利な条件で融資する。

(2) 政策金融公庫資金

農林漁業者及びその組織する団体に対し、被害を受けた施設の復旧資金並びに経営再建資金及び収入減補填資金等を融資する。

2 中小企業復興資金

被災した中小企業に対する資金対策としては、県中小企業支援資金融資制度のほか、政府系中小企業金融機関の災害復旧貸付けを要請するとともに、激甚災害として指定された場合は、信用保証協会の災害特例保証、小規模企業等設備導入資金の償還期間の延長が適用される。

3 住宅復興資金

住宅に災害を受けた者に対しては、住宅金融支援機構法の規定により、災害復興資金の融資を適用し、建設資金又は補修資金の貸付けを行う。

4 更生資金

(1) 災害援助資金

災害救助法が適用された災害により、住家若しくは家財の被害を受け、又は身体に重傷を負った者の世帯に対して、災害弔慰金の支給等に関する法律の規定により、村は災害援護資金の貸付けを行う。

(2) 生活福祉資金

災害により、被害を受けた低所得者に対して、速やかに自立更生させるため、県社会福祉協議会は、生活福祉資金貸付規定による災害援護資金等の貸付けを行う。

(3) 母子父子寡婦福祉資金

災害により被害を受けた母子又は父子世帯及び児童に対して、県、岡山市及び倉敷市は母子父子寡婦福祉資金を貸し付ける。

5 被災者生活再建支援金

被災者生活再建支援法に基づき、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、都道府県が搬出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給する。

6 県死亡弔慰金、県災害見舞金の支給

自然災害により死亡した者の遺族に対して県死亡弔慰金を支給する。また、自然災害により住家が全壊した場合その世帯主に対して、県災害見舞金を支給する。

7 県子ども災害見舞金の支給

自然災害により、主に住居の用に供している建物が全壊、大規模半壊、半壊、床上浸水のいずれかの被害を受けた子どもを養育している者に、県は子ども災害見舞金を支給する。

第7 県復旧・復興推進本部

1 復旧・復興推進本部の設置

県は、風水害等により被害を受けた地域が県内で相当の範囲に及び、かつ、風水害等からの復旧・復興に相当の期間を要すると考えられるような重大な被害を受け、復旧・復興を推進するため特別の必要があると認める場合は、被災後速やかに県復旧・復興推進本部を設置する。

県復旧・復興推進本部は、被害の状況、被災地域の特性等を勘案しながら、復旧・復興に向けた全体像を県民に明確に示すとともに、復旧・復興事業を計画的に推進する。

2 県復旧・復興推進本部の役割及び災害対策本部との関係

県復旧・復興推進本部は、復旧・復興事業を長期的視点に立って速やかに、かつ、計画的に推進する組織であり、災害応急・復旧対策を臨時的、機動的に実施する災害対策本部とは、その目的と機能を異にする。

しかしながら、復旧・復興に関連する一連の活動は、被災後間もない応急対策の段階から質的な変化を伴いつつ、連続的に徐々に進行していくものであるため、災害対策本部が所掌する応急的な事務事業で、復旧・復興にも関係し、それに大きな影響を与えるものについては、両本部が緊密に連携、連絡しながら処理する。

3 県復旧・復興推進本部の組織

本部長	知事
副本部長	副知事
本部員	危機管理監、知事室長、総合政策局長、総務部長、県民生活部長、環境文化部長、保健福祉部長、産業労働部長、農林水産部長、土木部長、出納局長、公営企業管理者、教育長、警察本部長

上記に加え、災害の状況に応じ、本部長が必要と認める者を本部員として指名して対応する。なお、災害の状況に応じ、現地復旧・復興推進本部の設置を検討する。

本部員は、本部長の命を受け、復旧・復興に係る事務事業を企画立案し、実施とともに、担当事務事業の執行状況を本部長に報告する。

震災対策編

第1章 總則

第1節 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第42条の規定により村防災会議が作成する計画であって、村及び防災関係機関が有する全機能を有効に発揮して、村の地域における地震による災害予防、災害応急対策及び災害復旧を実施することにより村の地域及び住民の生命、身体、財産を地震災害から保護することを目的とする。

こうした防災対策の実施に当たっては、地域における生活者の多様な視点を反映することが重要であり、地域の防災力向上を図るために、防災に関する政策・方針決定過程において、防災会議の委員への任命や、防災の現場における女性や高齢者、障害のある人などの参画を拡大し、男女共同参画その他の多様な視点を取り入れた防災体制を確立するよう努める。

なお、災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本方針とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、さまざまな対策を組み合わせて災害に備え、災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめることを目指す。

また、災害対策の実施に当たっては、国土強靭化基本計画及び西粟倉村国土強靭化地域計画の基本目標を踏まえ、村をはじめとした指定公共機関が、それぞれの果たすべき役割を的確に実施するとともに、相互に密接な連携を図る。併せて、村及び県、国を中心に、住民一人ひとりが自ら行う防災活動や地域の防災力向上のために、自主防災組織や地域の事業者等が連携して行う防災活動を促進し、国、公共機関、県、村、事業者、住民等が一体となって最善の対策を講じる。さらに、国が最新の科学的知見を用いて行う災害及びその災害によって引き起こされる被害の想定や、過去に起こった大規模災害の教訓を踏まえ、絶えず災害対策の改善を図っていく。

第1 性格

地震災害には、突発性、被害の広域性、火災等二次災害・複合災害の発生といった一般災害とは異なった特徴があることから、この計画は、村の地域における震災対策を体系化したものであって、「西粟倉村地域防災計画」のなかの「震災対策編」とするものであり、災害対策基本法第2条第1項に定める災害のうち地震に関し、関係機関の防災業務の実施責任を明確にし、かつ、相互間の緊密な連絡調整を図る上においての基本的な大綱を示すものである。その実施細目等については、さらに関係機関において別途具体的に定めることを予定している。

第2 計画の修正

この計画は、災害対策基本法第42条の規定により、毎年検討を加え、必要があると認める場合は、修正する。

第3 計画の用語

この計画において用語の意義は、「風水害等対策編 第1章総則 第4 用語の意義」に定めるところによる。

用語		意義
1	村本部	西粟倉村災害対策本部をいう。
2	県本部	岡山県災害対策本部をいう。
3	県現地本部	岡山県現地災害対策本部をいう。
4	県地方本部	岡山県勝英地方災害対策本部をいう。
5	消防本部	美作市消防本部をいう。
6	村防災計画	西粟倉村地域防災計画をいう。
7	県防災計画	岡山県地域防災計画をいう。
8	村本部長	西粟倉村災害対策本部長をいう。
9	県本部長	岡山県災害対策本部長をいう。
10	県現地本部長	岡山県現地災害対策本部長をいう。
11	県地方本部長	岡山県勝英地方災害対策本部長をいう。
12	防災関係機関	県、市町村、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体その他防災上重要な施設を管理する機関をいう。
13	県水防計画	水防法（昭和24年法律第193号）第7条に基づき知事が定める岡山県水防計画をいう。
14	県警察	岡山県警察をいう。
15	指定緊急避難場所	災害対策基本法施行令で定める安全性等の基準に適合する施設又は場所であって、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における円滑かつ迅速な避難のための立退きの確保を図るため、災害の危険が切迫した場合に、一時的に難を逃れるために緊急に避難する避難先として村長が指定したもの。
16	指定避難所	災害対策基本法施行令で定める規模、構造等の基準に適合する公共施設等であって、被災者等が一定期間滞在する場所として市町村長が指定したもの。
17	要配慮者	高齢者や障害のある人、乳幼児その他の特に配慮を要する者。従来の「災害時要援護者」と同義で、「避難行動要支援者」を含む。
18	避難行動要支援者	要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれ

用語		意義
		がある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために支援を要する者。
19	森林事業体等	本計画において、下記の団体等をいう。 株式会社百森・美作東備森林組合・民間事業者・私有林所有者

第2節 各機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱

第1 実施責任

1 村

村は、村の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災の第一次的責任者として、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施する。

2 県

県は、県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、災害が市町村の区域を越えて広域にわたるとき、災害の規模が大きく市町村で処理することが不適当と認められるとき、又は防災活動内容において、統一的処理を必要としたり、市町村間の連絡調整を必要とするときなどに、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施する。また、市町村及び指定地方公共機関の防災活動を援助し、かつ、その調整を行う。

3 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、その所掌事務について、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力して防災活動を実施するとともに、村及び県の活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言等の措置を講じる。

4 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その公共性又は公益性に鑑み、その業務について、自ら防災活動を実施するとともに、村及び県の防災活動が円滑に行われるよう協力する。

5 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平素から災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には、災害応急措置を実施する。また、村、県その他防災関係機関の防災活動に協力する。

第2 処理すべき事務又は事務の大綱

1 村

- (1) 防災意識の普及啓発及び防災訓練を行う。
- (2) 自主防災組織の育成を行う。
- (3) 災害に関する予警報等の発令及び伝達を行う。
- (4) 災害情報の収集及び伝達を行う。
- (5) 災害広報を行う。
- (6) 緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難の発令を行う。
- (7) 被災者の救助を行う。
- (8) 被災者の広域避難及び広域一時滞在に関する協議、被災者の受入れを行う。
- (9) 県に災害応急対策に必要な物資又は資材の供給について必要な措置を講ずるよう要請等を行う。
- (10) 災害時におけるボランティア活動の支援を行う。
- (11) 被害の調査及び報告を行う。
- (12) 災害時の清掃、防疫その他保健衛生に関する応急措置を行う。
- (13) 水防活動及び消防活動を行う。
- (14) 被災児童・生徒等に対して、応急的に安全・安心な生活環境を確保する。
- (15) 被災児童・生徒等に対する応急の教育を行う。
- (16) 公共土木施設、農地及び農林水産施設等に対する応急措置を行う。
- (17) 農産物、家畜、林産物に対する応急措置を行う。
- (18) 水防、消防その他防災に関する施設、設備の整備を行う。
- (19) 公共土木施設、農地及び農林水産業施設等の新設改良、防災並びに災害復旧を行う。
- (20) 危険物施設の保安確保に必要な指導、助言並びに立入検査を行う。
- (21) 交通整理、警戒区域の設定その他社会秩序の維持を行う。

2 県

- (1) 防災意識の普及啓発及び防災訓練を行う。
- (2) 災害に関する予報及び警報の発令、伝達を行う。
- (3) 災害情報の収集及び伝達を行う。
- (4) 災害広報を行う。
- (5) 村の実施する被災者の救助の支援及び調整を行う。
- (6) 災害時におけるボランティア活動の支援を行う。
- (7) 災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）に基づく被災者の救助を行う。
- (8) 水防法（昭和 44 年法律第 193 号）、地すべり等防止法（昭和 33 年法律第 30 号）に基づく立退きの指示を行う。

- (9) 災害時の防疫その他保健衛生に関する応急措置を行う。
- (10) 水防管理団体の実施する水防活動及び市町村の実施する消防活動に対する指示、調整を行う。
- (11) 被災児童・生徒等に対する応急の教育を行う。
- (12) 公共土木施設、農地及び農林水産業施設等に対する応急措置を行う。
- (13) 農産物、家畜、林産物及び水産物に対する応急措置を行う。
- (14) 緊急通行車両の確認を行い、標章及び証明書の交付を行う。
- (15) 防災に関する施設、設備の整備を行う。
- (16) 公共土木施設、農地及び農林水産業施設等の新設改良、防災並びに災害復旧を行う。
- (17) 救助物資、化学消火剤等必要資材の供給又は調整若しくは斡旋を行う。
- (18) 危険物施設の保安確保に必要な指導、助言及び立入検査を行う。
- (19) 自衛隊の災害派遣要請を行う。
- (20) 指定行政機関に災害応急対策等のための職員の派遣要請を行う。
- (21) 市町村長に対し、災害応急対策の実施の要請、他の市町村長への応援の要求を行う。
- (22) 内閣総理大臣に対し、他の都道府県知事に対し応援することを求める要求を行う。
- (23) 市町村が実施する被災者の広域避難及び広域一時滞在の調整、代行を行う。
- (24) 市町村が、災害応急対策に必要な物資又は資材が不足し災害応急対策が困難な場合に、物資又は資材の供給に必要な措置を行う。
- (25) 有害ガス、危険物等の発生及び漏洩（流出）による人体、環境に及ぼす影響の調査並びにその対策等安全確保を行う。

3 県警察

- (1) 災害警備実施計画に関する業務を行う。
- (2) 災害警備用装備資機材の整備を行う。
- (3) 災害情報の収集、伝達及び被害調査を行う。
- (4) 救出救助及び避難誘導を行う。
- (5) 行方不明者の捜索及び遺体の検視、身元確認等を行う。
- (6) 交通規制、緊急通行車両の確認等交通対策に関する業務を行う。
- (7) 犯罪の予防、取締り、その他治安維持に関する業務を行う。
- (8) 関係機関による災害救助及び復旧活動に協力する。

4 消防機関（消防本部、消防団）

- (1) 火災予防等各種災害予防に関すること。
- (2) 水火災等の応急対策に関すること。
- (3) 罹災者救出等被災者の救出・救護に関すること。

5 指定地方行政機関

[中国四国管区警察局]

- (1) 管区内各警察の指導、調整及び応援派遣に関する業務を行う。
- (2) 他管区警察局との連携に関する業務を行う。
- (3) 関係機関との協力に関する業務を行う。
- (4) 情報の収集及び連絡に関する業務を行う。
- (5) 警察通信の運用に関する業務を行う。
- (6) 津波警報等の伝達に関する業務を行う。

[中国財務局（岡山財務事務所）]

- (1) 災害復旧事業の適正かつ公平な実施を期するため、職員をその査定に立会わせる。
- (2) 地方公共団体が緊急を要する災害応急復旧事業等のために災害つなぎ資金の貸付けを希望する場合には、必要と認められる範囲内で短期貸付けの措置を適切に運用する。
また、災害復旧事業等に要する経費の財源として、地方債を起こす場合は、資金事情の許す限り財政融資資金地方資金をもって措置する。
- (3) 防災のために必要があると認められるときは、管理する国有財産について、関係法令等の定めるところにより、無償貸付け等の措置を適切に行う。
- (4) 災害が発生した場合においては、関係機関と協議の上、民間金融機関相互の協調を図り、必要と認められる範囲内で、災害関係の融資、預金の払戻し及び中途解約、手形交換又は不渡処分、休日営業又は平常時間外の営業、保険金の支払い及び保険料の払込猶予について、金融機関等の指導を行う。

[中国四国厚生局]

- (1) 独立行政法人国立病院機構との連絡調整（災害時における医療の提供）を行う。

[中国四国農政局]

- (1) 農地海岸保全事業、農地防災事業、農地保全に係る地すべり対策事業等の防災に係る国土保全事業を推進する。
- (2) 農作物、農地、農業用施設等の被災状況に関する情報の収集を行う。
- (3) 被災地に生鮮食料品、農畜産用資材等の円滑な供給を図るため、必要な指導を行う。
- (4) 被災地における農作物等の病害虫防除に関する応急措置について指導を行う。
- (5) 農地、農業用施設等の災害時における応急措置について指導を行うとともに、これらの災害復旧事業の実施及び指導を行う。
- (6) 直接管理し、又は工事中の農地、農業用施設等について応急措置を行う。
- (7) 地方公共団体の要請に応じ、農林水産省の保有する土地改良機械の貸付け等を行う。

- (8) 被災農林漁業者等の経営維持安定に必要な資金の融通等について指導を行う。
- (9) 災害発生の場合において、応急用食料等の調達・供給を緊急に行う必要が生じたときは、応急用食料等の確保に関する情報収集と農林水産省本省への報告を行うなど、迅速な調達・供給に努める。
- (10) 災害発生の場合において、種子糀の調達につき、知事から依頼があったときは、早急に関係者と協議の上、調達の斡旋を行う。

[中国経済産業局]

- (1) 所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達を行う。
- (2) 電気、ガスの供給の確保に必要な指導を行う。
- (3) 被災地域において必要とされる災害対応物資（生活必需品、災害復旧資材等）の適正価格による円滑な供給を確保するため必要な指導を行う。
- (4) 中小企業者の業務を確保するため、その業務の再建に必要な資金の融通の円滑化等の措置を行う。

[中国四国産業保安監督部]

- (1) 所掌業務に係る災害情報の収集及び伝達を行う。
- (2) 火薬類、高圧ガス等所掌に係る危険物又はその施設、電気施設、ガス施設等の保安の確保に必要な監督、指導を行う。
- (3) 鉱山における危害及び鉱害の防止並びに鉱山施設の保全に関する監督指導を行う。

[中国運輸局（岡山運輸支局）]

- (1) 所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達を行う。
- (2) 鉄道、バス及びトラックの安全運行の確保に必要な指導監督を行う。
- (3) 陸上における物資及び旅客の輸送を確保するため、自動車運送事業者に対し、自動車の調達の斡旋、輸送の分担、迂回輸送、代替輸送等の指導を行う。
- (4) 特に必要があると認めるときは、自動車運送事業者に対する運送命令を発する措置を講じる。

[大阪管区気象台（岡山地方気象台）]

- (1) 気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表を行う。
- (2) 気象、高潮、波浪、洪水の警報・注意報並びに台風、大雨、竜巻等突風に関する情報等を適時・的確に防災関係機関に伝達するとともに、これらの機関や報道機関を通じて住民に提供するよう努める。
- (3) 気象関係情報の内容の改善、情報を迅速かつ適切に収集・伝達するための体制及び

施設・設備の充実を図る。

- (4) 航空気象観測施設の整備や航空気象予報・警報の精度向上等を通じて航空交通安全のための気象情報の充実を図る。
- (5) 気象庁が発表した気象に関する特別警報、大津波警報・津波警報・津波注意報、噴火警報を関係機関に通知する。
- (6) 国又は県の洪水予報河川において、それぞれ中国地方整備局（岡山河川事務所）又は県と共同して洪水予報を行う。
- (7) 県や市町村、その他の防災関係機関と連携し、防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発活動に努める。
- (8) 市町村が行う避難情報等の判断・伝達マニュアルやハザードマップ等の作成に関して、技術的な支援・協力を行う。

[中国総合通信局]

- (1) 所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達を行う。
- (2) 電波の監理及び電気通信の確保を行う。
- (3) 非常通信協議会の指導育成を行う。
- (4) 非常通信協議会の指導育成を行う。
- (5) 災害対策用移動通信機器、臨時災害放送機器及び移動電源車等の貸与並びに携帯電話事業者等に対する貸与要請を行う。

[岡山労働局]

- (1) 労働基準法適用事業場を対象として、爆発その他の災害を防止するため、監督指導を実施する。特に、大規模な爆発、火災等の労働災害が発生するおそれのある事業場に対しては、災害発生時における避難救助等について、労働者に対する教育訓練を実施するよう指導する。
- (2) 被災者の医療対策のために必要があると認めるときは、管轄区域内にある労災病院又は労災保険の指定病院等に対し、医師その他の職員の派遣措置を講じるよう要請するとともに、救急薬品の配布等に努める。
- (3) 二次的災害を引き起こすおそれのある事業場の事業者に対し、危険な化学設備、危険・有害物の漏洩防止等保安措置、労働者の退避その他の応急措置について、必要な指導を行う。
- (4) 作業再開時においては、安全衛生等の危害防止上留意すべき点について必要な指導を行う。
- (5) 災害応急工事、災害復旧工事等に対する監督指導等を実施し、これらに従事する労働者の安全及び衛生の確保に努める。

- (6) 被災労働者に対する労災保険の給付を迅速に行う。
- (7) 被災の場合、労働保険料の納付義務者に対し、国税徴収の例により納付猶予及び換価猶予を認める。
- (8) 災害原因調査を行う。

[中国地方整備局] (鳥取河川国道事務所)

- (1) 鳥取自動車道の改修工事、維持修繕、防災施設の整備、その他管理を行う。
- (2) 緊急を要すると認められる場合は、申し合わせに基づく適切な応急措置を実施する。

[中国四国防衛局]

- (1) 災害時における防衛省本省及び自衛隊等との連絡調整を行う。

[中国四国地方環境事務所]

- (1) 廃棄物処理施設及び災害廃棄物の情報収集及び伝達を行う。
- (2) 家庭動物の保護等に係る支援に関するこを行なう。
- (3) 災害時における環境省本省との連絡調整を行う。

[中国地方測量部]

- (1) 災害情報の収集及び伝達における地理空間情報活用の支援・協力
- (2) 防災情報及び災害復旧・復興に資する地理空間情報の提供と活用支援・協力
- (3) 災害復旧・復興に伴う公共測量への技術的助言及び審査の実施

6 自衛隊（陸上自衛隊第13特科隊）

災害派遣要請者（知事、管区海上保安本部長、空港事務所長）からの要請に基づき、防災活動を実施するとともに、災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し要請を待ついとまがないときは、要請を待つことなく防災活動を実施する。

なお、実施する防災活動は、概ね次のとおりである。

- (1) 避難の援護救助を行う。
- (2) 遭難者の搜索、救助を行う。
- (3) 水防活動を行う。
- (4) 消火活動を行う。
- (5) 道路又は水路の応急啓開を行う。
- (6) 診療防疫への支援をする。
- (7) 通信支援を行う。
- (8) 人員及び物資の緊急輸送を行う。

- (9) 納食及び給水を行う。
- (10) 入浴支援を行う。
- (11) 救援物資の無償貸付け又は譲与を行う。
- (12) 交通整理の支援を行う。
- (13) 危険物（火薬類）の除去を行う。
- (14) その他自衛隊の能力で対処可能な防災活動を行う。

7 指定公共機関

[日本郵便株式会社（津山支店）]

- (1) 被災者に対する郵便葉書等の無償交付を行う。
- (2) 被災者が差し出す郵便物の料金免除を行う。
- (3) 被災地あて救助用郵便物の料金免除を行う。
- (4) 被災者救助団体に対し、お年玉付郵便葉書等の寄附金の配分を行う。

[日本銀行（岡山支店）]

(1) 通貨の円滑な供給の確保

被災地における金融機関の現金保有状況の把握に努め、必要に応じ被災地所在の金融機関に臨時に銀行券を寄託するほか、金融機関の所要現金の確保について必要な措置を講ずる。なお、被災地における損傷日本銀行券及び貨幣の引換えについては、職員を派遣する等必要な措置を講ずる。

(2) 輸送、通信手段の確保

被災地に対する現金供給のため、緊急に現金を輸送し、又は通信を行う必要があるときは、関係行政機関等と密接に連絡をとった上、輸送、通信手段の活用を図る。

(3) 金融機関の業務運営の確保

関係行政機関と協議の上、被災金融機関が早急に営業を開始できるよう必要な措置を講ずる。また、必要に応じて、金融機関の営業時間の延長及び休日臨時営業の実施に配慮するよう要請する。

(4) 金融機関による非常金融措置の実施

必要に応じ関係行政機関と協議の上、金融機関等に対し、次のような措置を講じるよう要請する。

- ア 預金通帳等を滅紛失した預貯金者に対し、預貯金の便宜払戻しの取扱いを行うこと。
- イ 被災者に対して、定期預金、定期積立金等の期限前払戻し又は預貯金を担保とする貸出等の特別取扱いを行うこと。
- ウ 被災地の手形交換所において、被災関係手形につき、呈示期間経過後の交換持出を認めるほか、不渡処分の猶予等の特別措置をとること。

エ 損傷日本銀行券及び貨幣の引換えについて、実情に応じ必要な措置をとること。

(5) 各種金融措置に関する広報

上記（3）及び（4）で定める要請を行ったときは、関係行政機関と協議の上、金融機関及び放送事業者と協力して、速やかにその周知徹底を図る。

(6) (1)から(5)までに掲げるもののほか、必要に応じ所要の災害応急対策を実施する。

[西日本電信電話株式会社（岡山支店）]

- (1) 災害時における情報等の正確、迅速な収集、伝達を行う。
- (2) 防災応急措置の実施に必要な通信に対して、通信施設を優先的に利用させる。
- (3) 防災応急対策を実施するために必要な公衆通信施設の整備を行う。
- (4) 発災後に備えた災害応急対策用資機材、人員の配備を行う。
- (5) 災害時における公衆電話の確保、被災施設及び設備の早期復旧を図る。
- (6) 地震情報を村へ連絡する。

[株式会社NTTドコモ（岡山支店）、KDDI株式会社（中国総支社）、ソフトバンク株式会社（九州・中四国総務課）、楽天モバイル株式会社]

- (1) 災害時における情報等の正確、迅速な収集、伝達を行う。
- (2) 防災応急措置の実施に必要な通信について、通信施設を優先的に利用させる。
- (3) 防災応急対策を実施するために必要な電気通信施設の整備を行う。
- (4) 発災後に備えた災害応急対策用資機材、人員の配備を行う。

[日本赤十字社（岡山県支部）]

- (1) 必要に応じ所定の常備救護班が順調に出動できる体制を整備するため、救護員の登録を定期的に実施して所定の人員を確保するほか、計画的に救護員を養成し、災害時に医療・助産その他の救護を行う。
- (2) 緊急救護に適する救助物資（毛布・日用品等）を備蓄し、災害時に被災者に対し給付する。
- (3) 赤十字奉仕団等による炊き出し、物資配給などを行う。
- (4) 血液（保存血液及び成分製剤）の確保供給を行う。
- (5) 義援金の募集等を行う。

[日本放送協会（岡山放送局）]

- (1) 気象等の予報及び警報、被害状況等の報道を行う。
- (2) 防災知識の普及に関する報道を行う。

- (3) 緊急警報放送、避難指示等災害情報の伝達を行う。
- (4) 義援金品の募集及び配布についての協力を行う。

[中国電力株式会社（津山営業所）、中国電力ネットワーク株式会社]

- (1) 電力供給施設の災害予防措置を講じる。
- (2) 発災後は、被災施設の早期復旧を実施するとともに、供給力の確保を図る。
- (3) 各ガス事業者との応急復旧の調整を行う。

[日本通運株式会社（津山営業所）]

- (1) 災害時における県知事の車両借上げ要請に対する即応体制の整備を図る。
- (2) 災害時における物資の緊急輸送を行う。

8 指定地方公共機関

[各民間放送会社（山陽放送株、岡山放送株、テレビせとうち株）、岡山エフエム放送株]

- (1) 日本放送協会に準ずる。
- [智頭急行株式会社]
- (1) 旅客鉄道事業に係る車両・施設・設備等の災害予防、災害応急対策、災害復旧等を行う。
 - (2) 災害から人命及び施設等を守るため、必要な機器、用具等を整備するとともに、救助、救護等に必要な措置を講ずる。
 - (3) 災害時における鉄道輸送の確保を行うとともに、万一不通になった場合は、自動車等による代替輸送、振替輸送等を行う。
 - (4) 県、市町村の防災活動が円滑に行われるよう、災害時における緊急輸送のための交通の確保に協力する。

[各ガス事業会社]

- (1) ガス施設の災害予防措置を講じる。
- (2) 発災後は、被災施設の復旧を実施し、供給不能等の需要者に対して、早期供給再開を図る。
- (3) 電気事業者との応急復旧の調整を行う。

[一般社団法人岡山県トラック協会]

- (1) 緊急輸送対策非常用備品等の整備・備蓄を実施する。
- (2) 災害応急活動のための各機関からの車両借り上げ要請に対し配車を実施する。

- (3) 物資の緊急・救援輸送等に関する助言を行う物流専門家の派遣を実施する。
- (4) 災害時の遺体の搬送に協力する。

[岡山県貨物運送株式会社]

- (1) 日本通運株式会社に準ずる。

[公益社団法人岡山県医師会]

- (1) 医療及び助産活動に協力する。
- (2) 防疫その他保健衛生活動に協力する。
- (3) 災害時における医療救護活動を実施する。
- (4) 日本医師会の編成する災害医療チームの活動を調整する。

※日本医師会の編成する災害医療チーム

日本医師会の名のもとに、都道府県医師会が、地区医師会を単位として編成する
災害医療チーム（JMAT「ジェイマット」）。

[公益社団法人岡山県看護協会]

- (1) 社団法人岡山県医師会に準ずる。

9 公共的団体その他防災上重要な施設の管理者

[西粟倉百年の森林でんき株式会社]

- (1) 電力供給施設の災害予防措置を講じる。
- (2) 村営熱エネルギーセンター（木質バイオマスボイラー）の早期復旧を図る。

[水防管理団体]

- (1) 水防施設、資機材等の整備及び管理を行う。

[水道事業者]

- (1) 災害時における飲料水等の緊急補給を行う。
- (2) 被災水道の迅速な応急復旧を図る。

[農業・経済団体（農業協同組合、森林組合、漁業協同組合、商工会議所、株式会社百森等）]

- (1) 被災調査を行い、対策指導並びに必要資機材及び融資の斡旋について協力する。

[文化、厚生、社会団体（社会福祉協議会、青年団等）]

- (1) 被災者の応急救助活動及び義援金品の募集等について協力する。

[危険物施設の管理者]

- (1) 自社の施設に関し、防災管理上必要な措置を行うとともに、近隣で災害が発生した場合には、防災活動について協力する。

[アマチュア無線の団体]

- (1) 災害時における非常無線通信の確保に協力する。

[災害拠点病院]

- (1) 災害時に多発する重篤救急患者の救命医療を行う。
(2) 患者等の受け入れ及び搬出を行う広域搬送に対応する。
(3) 災害派遣医療チーム（DMAT）等の自己完結型の医療救護班の派遣を行う。
(4) 地域の医療機関への応急用資器材の貸出しを行う。

※ 災害派遣医療チーム（DMAT（ディーマット））

災害の急性期（おおむね 48 時間以内）に活動できる機動性を持った、医師、看護師、その他医療従事者で構成される、救命治療を行うための専門的な研修・訓練を受けた医療従事者で編成されたチーム。現場活動、病院支援、地域医療搬送、広域医療搬送等を主な活動とする。

第3 防災会議

1 村防災会議

村に係る防災に関し、村の業務を中心に、村内の公共的団体その他関係団体の業務を包含する防災の総合的かつ計画的な運営を図るため、災害対策基本法に基づき村の附属機関として設置され、村の地域に係る地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること、また、村長の諮問に応じて村内に係る防災に関する重要事項を審議する。

2 村地域防災計画の作成又は修正

村防災会議は、災害対策基本法に基づき村地域防災計画を作成し、毎年同計画に検討を加え、必要があるときは、これを修正しなければならない。

村地域防災計画を作成又は修正する場合は、防災基本計画及び県地域防災計画を参考とし、特に県地域防災計画において計画事項として示すものについては、村で地域の実情に応じた細部の計画を定める。さらに、計画の作成に当たっては、住民の意見を聞くなどの配慮をし、防災に対する住民の意識の高揚と自発的協力を得ることが重要である。

また、村地域防災計画を作成又は修正した場合は、速やかに知事に報告するとともに、その要旨を広報紙等により住民に周知させる。

第3節 村の防災環境

第1 災害履歴

村に大きな被害をもたらした地震の記録は残っていないが、県下で震度4以上を観測した地震としては、明治以降22回を数えていることからして日本列島が世界でも有名な地震帶に属していること、また県内唯一の活断層である山崎断層系の大原断層があり直下型地震の震源となる可能性が高く、南海トラフ沿いで発生する巨大地震（いわゆる海溝型巨大地震）があることを明記して、常に緊急時に対処できるよう準備しておかねばならない。

地震自体が直接原因で起こす災害としては、家屋の倒壊による人的被害、通信連絡の途絶による流言飛語等の原因による人間同士の社会不安等である。また、地震の種類によつては山くずれや地すべり、火災などを伴う場合も十分予想される。特に、火災については、村内の住居はほとんどが木造であり、これはつぶれやすいと同時に燃えやすいという特徴があるので十分留意しなければならない。電熱器・石油類・プロパンガスなど火災の原因となりやすいものに対する注意を万全なものとしておかなければならぬ。また弱震の場合でも、家屋内において棚の上等からの落下物による災害も想定されるので、日頃の指導、啓蒙が必要である。（令和6年3月31日時点）

第2 自然環境の特性

1 地勢

村は、岡山県の北東端に位置し、東は兵庫県宍粟市、西南は美作市、北は鳥取県智頭町に接し、海拔319.84m、東経134度20分、北緯35度10分に位置する。

県庁所在地の岡山市から93km、地方生活圏の中心都市津山市から53km、広域生活圏の中心地美作市から36km、兵庫県姫路市から73km、鳥取市から50kmの道程にある。

地形的には東西9km、南北13.5km、総面積57.93km²の峡谷型（V型）に属しており、村の中心を南流する吉野川（県三大河川の一つである吉井川の支流）沿いに集落が点在している。又、総面積の93%が山林であり、林野率が非常に高く、吉野川流域に隣接する耕地面積は総面積の2%未満と極めて低い割合となっている。

地質は、村の東側を除く大半は花崗岩でできており、火山岩等と異なり、造岩鉱物の粒が大きいため、気温の変化に対する崩壊が起りやすく、土砂流出の危険は大きい。

また、隣接する美作市には兵庫県姫路市北部から県内の北東部に続く山崎断層系の一部である大原断層がある。大原断層は兵庫県佐用町（南光地域）から美作市（大原地域）をへて勝田地域の東部までの約26kmである。

2 気候

気候は中国山地に位置しているため、天候が変わりやすく、しぐれ、しゅう雨、雪など山間地特有の天候で冬期の降雪期間も長く、年の降雪の深さ合計は99.4cm、年の最深

積雪は 24.5cm、年降水量は 1,620.4mm、年平均気温は 13.3℃で、冬期は主として北からの季節風が顕著である（数値は美作市の今岡地域気象観測所の平年値による）。

第3 社会環境の特性と変化

1 人口動態

村の人口は、令和4年4月1日現在（住民基本台帳に基づく人口）1,380 人、男 653 人・女 727 人となっているが、総人口に占める 65 歳以上の高齢者の割合（高齢化率）は 37.2%で全国平均の 29.1%を上回り、年々増加の傾向にある。

人口密度は 1 km²当たり 23.8 人で過疎の現象を示している。

2 生活環境の変化

村においてもライフスタイルが変化し、電気、上下水道、ガス、電話などのライフラインからインターネット環境の充実及び高速道の開通など、交通網の基盤整備の進展、都市的土地利用の拡大に伴う商業施設や文化施設の増加及び生活水準の向上等、生活環境の変化は多岐にわたり、しかも急激な変化であったといえる。

3 防災上の問題点

危険物を包蔵する特殊施設の増加、昼間の世帯主不在に伴う心理的不安、犯罪の増加等、交通の輻輳と混雑の激化による大規模な交通災害発生の危険性、生活環境の悪化による生命財産に対する危険の増大、ライフスタイルの変化や共同体意識の解体等、問題は多様である。

これらはすべて社会・経済的諸条件に起因した人為的及び社会的災害かもしれない。そして災害を誘発する危険性を内包したもので、今後の防災対策をますます困難にしていくと思われる。

今後も、産業構造の変化は進展するものと予想され、特に都市防災の見地からの防災施設の整備、排水対策の強化、交通対策、道路及び街区の整備、建築規制、食糧の安全保管及び確保、救急救命対策、宅地造成の規制及び用水の確保等、震災に強いむらづくりを計画的に確実に推進する必要がある。

第4節 地震被害想定

第1 断層を震源とする地震

1 断層型地震の被害想定調査について（平成25年度）

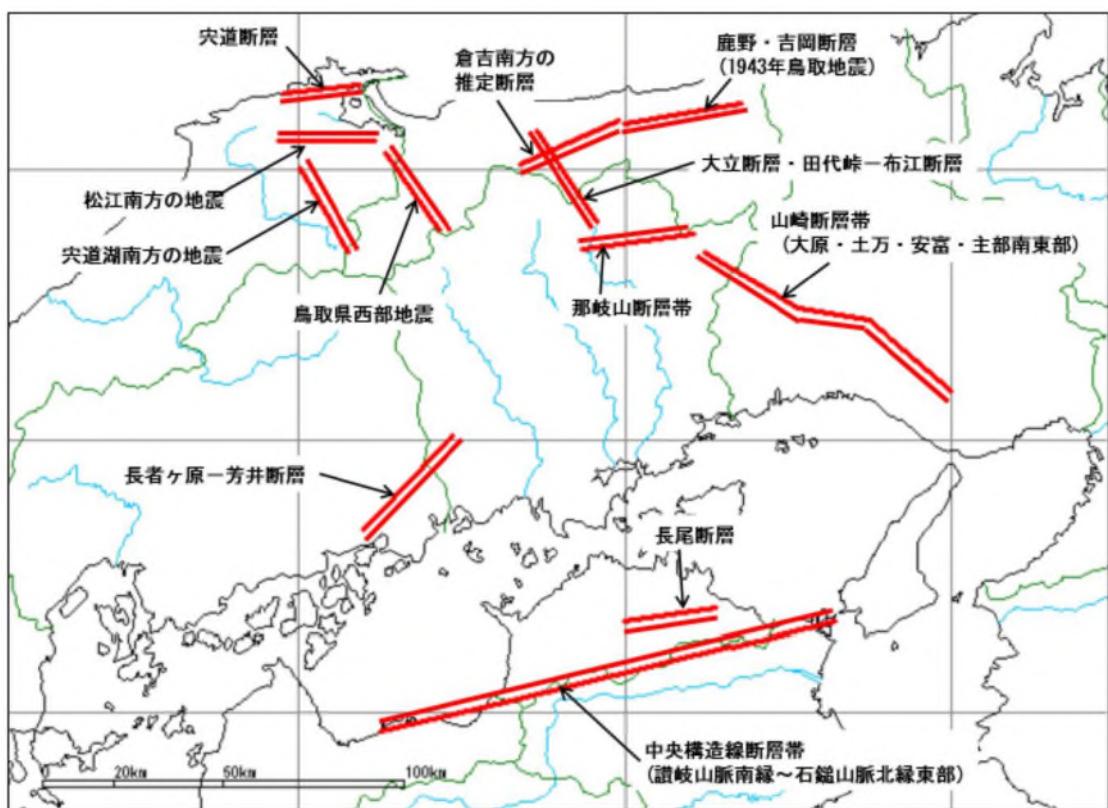
県内に被害をもたらす地震は、南海トラフ巨大地震だけではなく、発生確率は低いものの、南海トラフ巨大地震で強い揺れが見込まれなかった地域においても、大きな被害をもたらす可能性がある断層型地震もあることから、このたび、これらの断層型地震が発生した場合の本県にもたらす人的・物的被害等に関する想定を行った。

2 想定した断層型地震

本県周辺において国が定めている主要活断層の4地震に加え、近隣県が被害想定を行った地震のうち岡山県に被害の発生が懸念される8地震を対象とし、国や近隣県が推計した断層の長さや地震の規模を基に、南海トラフ巨大地震の被害想定を行う際に用いた地盤モデルを用いて、震度分布及び液状化危険度の解析を行った。

さらにこの解析の結果、県内で震度6弱以上の強い揺れが発生し、大きな被害が生じるおそれのある7つの地震について、被害想定を行った。

(1) 各断層の位置



(2) 12断層の概要

断層名	地震の規模	断層規模(延長・深度)	断層の調査・推計機関
山崎断層帯	M8.0	L= 80km W=18km	国(地震調査研究推進本部)
那岐山断層帯	M7.6	L= 32km W=26km	国(地震調査研究推進本部)
中央構造線断層帯	M8.0	L=132km W=24km	国(地震調査研究推進本部)
長者ヶ原一芳井断層	M7.4	L= 36km W=18km	広島県
倉吉南方の推定断層	M7.2	L= 30km W=13km	鳥取県
大立断層・田代峠一布江断層	M7.2	L= 30km W=13km	鳥取県
鳥取県西部地震	M7.3	L= 26km W=14km	鳥取県
鹿野・吉岡断層	M7.2	L= 33km W=13km	鳥取県
長尾断層	M7.1	L= 26km W=18km	国(地震調査研究推進本部)
宍道湖南方の地震	M7.3	L= 27km W=14km	島根県
松江南方の地震	M7.3	L= 27km W=14km	島根県
宍道断層	M7.1	L= 22km W=13km	島根県

※地震の規模欄のMはマグニチュード

3 震度分布等

(1) 各断層型地震の概要

断層名	山崎断層帯(※)	那岐山断層帯(※)	中央構造線断層帯(※)	長者ヶ原一芳井断層	倉吉南方の推定断層	大立断層・田代峠一布江断層
マグニチュード	8	7.6	8	7.4	7.2	7.2
発生確率	ほぼ0~1%	0.06~0.1%	ほぼ0~0.3%	0.09%	推計していない	推計していない
県内最大震度	6強	6強	6弱	6強	6強	6強
深度6弱以上の市町村 (ゴシックは震度6強)	津山市 美作市 鏡野町 勝央町 奈義町 西粟倉村	津山市 真庭市 美作市 鏡野町 勝央町 奈義町 美咲町	岡山市 倉敷市 笠岡市	岡山市 倉敷市 笠岡市 井原市 浅口市 早島町 里庄町	真庭市 鏡野町	津山市 真庭市 新庄村 鏡野町 奈義町

断層名	鳥取県西部地震	鹿野・吉岡断層	長尾断層	宍道湖南方の地震	松江南方の地震	宍道断層
マグニチュード	7.3	7.2	7.1	7.3	7.3	7.1
発生確率	推計していない	推計していない	ほぼ0%	推計していない	推計していない	0.1%
県内最大震度	6強	5強	5弱	4	4	4
深度6弱以上の市町村 (ゴシックは震度6強)	新見市 真庭市 新庄村	県内最大震度から、それほど大きな被害は見込まれないことから、被害想定は行っていない。				

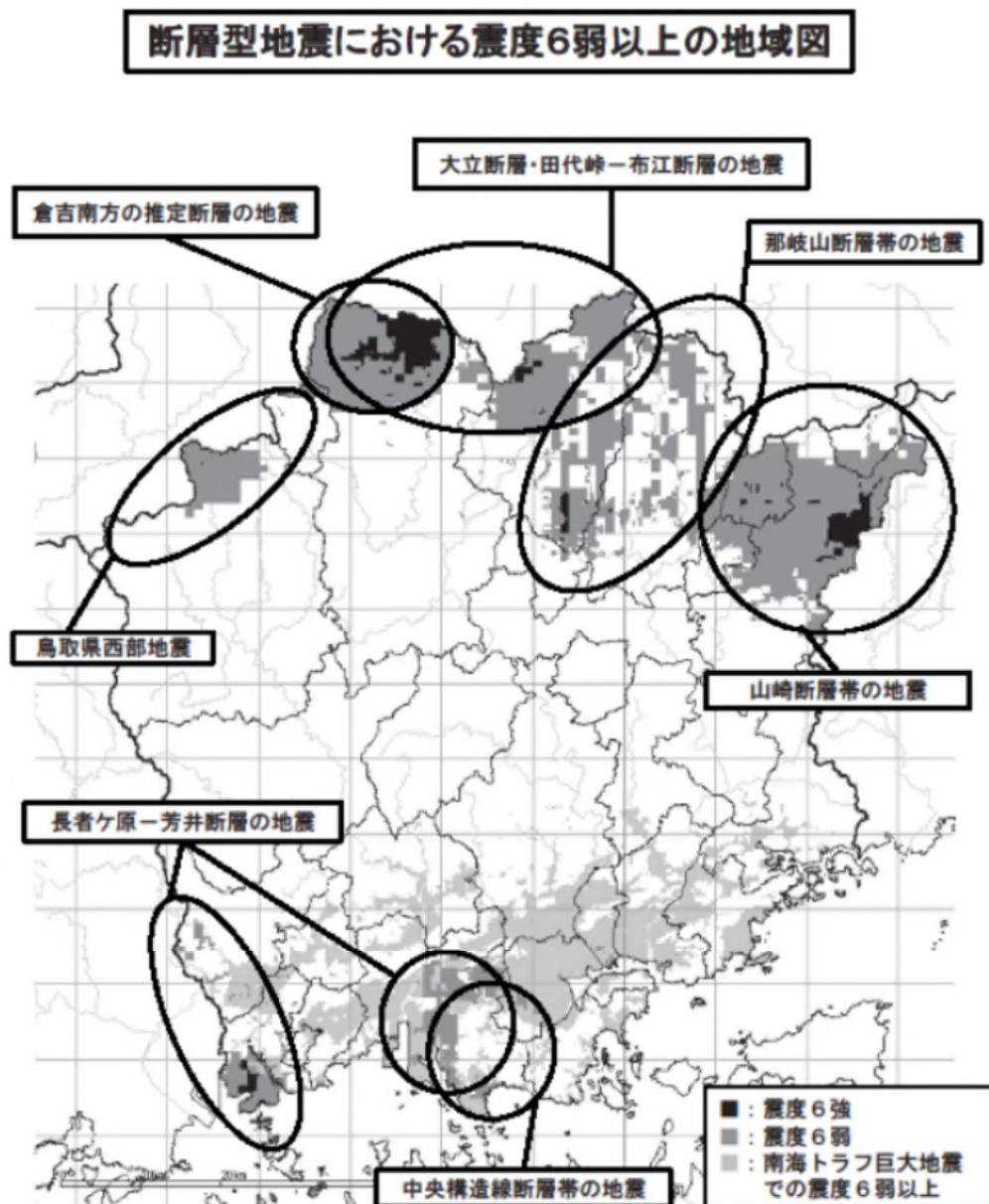
注1 断層名欄の※は主要活断層

2 マグニチュードは地震の規模を表し、国や近隣県が推計し被害想定に用いたもの。

3 発生確率は今後30年間に地震が発生する確率(地震調査研究推進本部、産業技術総合研究所)

(2) 断層型地震における震度6弱以上の地域

12断層の中で、大きな被害が生じるおそれのある震度6弱以上の地域は、「断層型地震における震度6弱以上の地域図」のとおりである。



第2 被害想定

1 想定手法

国の「南海トラフ巨大地震の被害想定について」で用いられた想定手法を本とした。

2 想定する季節・時間帯

南海トラフ巨大地震での被害想定と同様に、想定される状況が異なる3種類の季節・時間帯（自宅で就寝中に被災する場合、自宅外で被災する場合、住宅や飲食店などで火気の使用が最も多く帰宅途上の人も多い時間帯として、冬・深夜、夏・12時、冬・18時の3種類）で被害想定を行った。

3 被害想定

7つの各断層別の被害想定のうち、被害が最大となるのは「長者ヶ原－芳井断層の地震」であり、倉敷市、笠岡市を中心に建物全壊が約850棟、死者数40人という甚大な被害が想定される。（県全体としては南海トラフ巨大地震の被害想定を上回るものではない。）また、県北部では「山崎断層帯の地震」が最大で、建物全壊が約600棟となるなど甚大な被害が想定される。

各断層別の被害想定の特徴と主な被害想定結果は、次のとおり。

(1) 山崎断層帯の地震

- ・美作市、奈義町で最大震度6強の強い揺れに見舞われ、美作市では約半分の区域で、奈義町ではほぼ全域で、震度6弱以上の揺れに見舞われる。
- ・美作市・奈義町を中心に約500棟の建物が揺れにより全壊となると想定され、建物倒壊により甚大な人的被害も想定される。
- ・揺れが強い美作市・勝央町・奈義町、津山市を中心に、河川沿いで液状化危険度が高まる。
- ・避難者数は1週間後に美作市で約3,500人、全県で約5,700人と想定される。
- ・本村においても、全壊5棟、死者8人の被害が想定され、122人の避難者が想定される。
- ・小集落が散在する山間部が強い揺れに見舞われるため、孤立集落が発生する可能性がある。

被害項目	ケース	県全体	影響の大きい市町村		西粟倉村
			美作市	奈義町	
最大震度		6強	6強	6強	6弱
建物全壊（棟）	冬・18時	604	471	56	5
死者数（人）	冬・深夜	33	30	3	8
最大避難者数（人）	冬・18時	5,680	3,474	532	122

注1 被害想定は、3種類の季節・時間帯で被害が最大となるケースを表示する。
(以下同)

2 建物全壊、死者数は、揺れ、液状化、火災等の合計値を表す。(以下同)

3 最大避難者数は、発災後1週間後の数値(以下同)

(2) 那岐山断層帯の地震

- ・津山市、鏡野町、奈義町で震度6強の揺れに見舞われ、特に鏡野町で大きな被害が想定される。
- ・津山市、鏡野町、真庭市を中心に川沿いで液状化の危険度が高まる。
- ・避難者数は1週間後に鏡野町で約1,200人、全県で約2,100人と想定される。
- ・小集落が散在する山間部が強い揺れに見舞われるため孤立集落が発生する可能性がある。

被害項目	ケース	県全体	影響の大きい市町村			西粟倉村
			津山市	鏡野町	奈義町	
最大震度		6強	6強	6強	6強	5弱
建物全壊（棟）	冬・18時	209	60	126	10	0
死者数（人）	冬・深夜	12	3	8	1	0
最大避難者数（人）	冬・18時	2,078	486	1,242	220	0

(3) 中央構造線断層帯の地震

- ・倉敷市、岡山市、笠岡市で震度6弱の揺れに見舞われるが、南海トラフ巨大地震を上まわるものではない。
- ・倉敷市を中心に低地部で液状化が生じるため、約3,000棟が大規模半壊以上となるなど液状化による被害が、揺れによる被害を大きく上まわると想定される。
- ・通勤時間帯に発生すると野外で建物倒壊や屋外落下物などにより死者が出る可能性があるため、死者数は冬18時が最大となる。
- ・避難者数は1週間後に倉敷市で約8,700人、全県で約11,000人と想定される。
- ・山陽本線等の被害により、岡山市、倉敷市などで最大約125,000人の帰宅困難者が発生する可能性がある。

被害項目	ケース	県全体	影響の大きい市町村			西粟倉村
			岡山市	倉敷市	笠岡市	
最大震度		6弱	6弱	6弱	6弱	3
建物全壊（棟）	冬・18時	291	49	218	13	0
死者数（人）	冬・18時	5	1	4	0	0
最大避難者数（人）	冬・18時	11,018	1,918	8,730	40	0

(4) 長者ヶ原－芳井断層の地震

- ・笠岡市で震度6強の揺れに見舞われ、津波被害を除くと、この地域の被害としては南海トラフ巨大地震を上まわる。
- ・倉敷市・笠岡市を中心に、低地部で液状化が生じる。
- ・倉敷市・笠岡市を中心に、全県で800棟を超える建物が揺れや液状化等により全壊となり、甚大な人的被害が想定される。
- ・避難者数は1週間後に倉敷市で約17,000人、全県で約22,000人と想定される。

- ・山陽本線等の被害により、岡山市、倉敷市などで最大約 67,000 人の帰宅困難者が発生する可能性がある。

被害項目	ケース	県全体	影響の大きい市町村		西粟倉村
			倉敷市	笠岡市	
最大震度		6強	6弱	6強	3
建物全壊（棟）	冬・18時	856	634	166	0
死者数（人）	冬・深夜	40	29	10	0
最大避難者数（人）	冬・18時	21,672	16,892	2,168	0

（5）倉吉南方の推定断層の地震

- ・真庭市で震度 6 強の揺れに見舞われる。
- ・被害は真庭市北部に限定されるが、100 棟以上の建物が揺れにより全壊となり、人的被害も発生し、避難者数は 1 週間後に約 1,400 人と想定される。
- ・小集落が散在する山間部が強い揺れに見舞われるため孤立集落が発生する可能性がある。

被害項目	ケース	県全体	影響の大きい市町村		西粟倉村
			真庭市		
最大震度		6強	6強		4
建物全壊（棟）	冬・18時	113		112	0
死者数（人）	冬・深夜	6		6	0
最大避難者数（人）	冬・18時	1,442		1426	0

（6）大立断層・田代峠－布江断層の地震

- ・真庭市、鏡野町で震度 6 強の大きな揺れに見舞われ、特に真庭市北部で甚大な建物・人的被害が想定される。
- ・揺れが強い真庭市・鏡野町を中心に川沿いで液状化危険度が高まる。
- ・小集落が散在する山間部が強い揺れに見舞われるため孤立集落が発生する可能性がある。

被害項目	ケース	県全体	影響の大きい市町村		西粟倉村
			真庭市	鏡野町	
最大震度		6強	6強	6強	4
建物全壊（棟）	冬・18時	340	265	50	0
死者数（人）	冬・深夜	20	16	3	0
最大避難者数（人）	冬・18時	3,868	2,632	952	0

(7) 鳥取県西部地震

- ・新見市の北部で震度6強の大きな揺れに見舞われるが、被害は新見市・真庭市の北部で限定的である。
- ・小集落が散在する山間部が強い揺れに見舞われるため孤立集落が発生する可能性がある。

被害項目	ケース	県全体	影響の大きい市町村		西粟倉村
			新見市	真庭市	
最大震度		6強	6強	6弱	3
建物全壊（棟）	冬・18時	17	5	12	0
死者数（人）	冬・深夜	0	0	0	0
最大避難者数（人）	冬・18時	150	34	86	0

4 地震による被害への対応

断層型地震の発生確率は低いものの、今回の被害想定によれば、南海トラフ巨大地震では被害が少ないと想定されている地域でも強い揺れによる大きな建物・人的被害が発生するとともに、山間部等で孤立する集落が発生し、初動期の救助・救援活動や物資の搬送に支障が生じるおそれもある。

このため、断層型地震による被害の発生が想定される地域では、住宅の耐震化や避難所の耐震性の点検といった取組に加え、集落単位での食料等の備蓄強化や非常時の連絡体制の確保といった孤立集落対策も検討する必要がある。

第5節 南海トラフ巨大地震の被害想定

第1 南海トラフを震源とする地震

本村は南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号。以下「南海トラフ地震防災対策特別措置法」という。）第5条第2項の規定に基づく、南海トラフ地震防災対策推進地域には指定されていない。

南海トラフ巨大地震による村内への影響は、断層を震源とする地震と比較し小さいものと想定されるものの、県被害想定をもとに事前の対策を行う。

1 南海トラフ巨大地震の被害想定調査について（平成24年度）

この南海トラフを震源とする地震は、約100～150年の間隔で大地震が発生しており、近年では、昭和南海地震（1946年）がこれに当たる。既に、昭和南海地震が起きてから70年以上経過しており、南海トラフにおける次の大地震発生の可能性が高まってきている。国の地震調査研究推進本部では地震の規模や一定期間内に地震が発生する確率を予測した評価を行っており、南海トラフ全体で今後30年以内にマグニチュード8～9クラスの規模の地震が発生する確率は、70～80%とされており、その発生が危惧されるところである。

岡山県が平成25年7月に公表した「岡山県地震・津波被害想定調査報告書」は、具体的な被害を算定し被害の全体像、被害規模を明らかにすることにより、県民に防災対策の必要性を周知し、広域的な防災対策の立案等に活用するための基礎資料であり、地震・津波対策の岡山県の大綱である地域防災計画の予防対策、応急対策、復旧対策の各段階に深く根ざすことから、県独自により詳細なデータ等を加味し再評価を行ったものである。

しかし、この想定地震の発生頻度は極めて低く、次に発生する地震を明示したものではないことに留意する必要がある。

2 想定条件

内閣府に設置された「南海トラフの巨大地震モデル検討会」で検討された地震であり、地震規模はマグニチュード9クラスである。想定する震源域は駿河湾から日向灘に至る巨大地震である。

県域に最大級の被害をもたらすことが予想され、地震防災対策上、最重要と考えられる地震として最新のデータ、知見を用いて設定している。

3 前提条件

火災による被害は、出火原因となるストーブなどを使用している冬の方が夏よりも発生確率が高いことから大きくなる。また、同じく出火原因となる家庭の台所でのガスコンロなどの使用率が高い夕方の方が昼よりも大きくなり、風が強く吹いている時の方が

風が弱い時よりも延焼の可能性が高いために大きくなる。

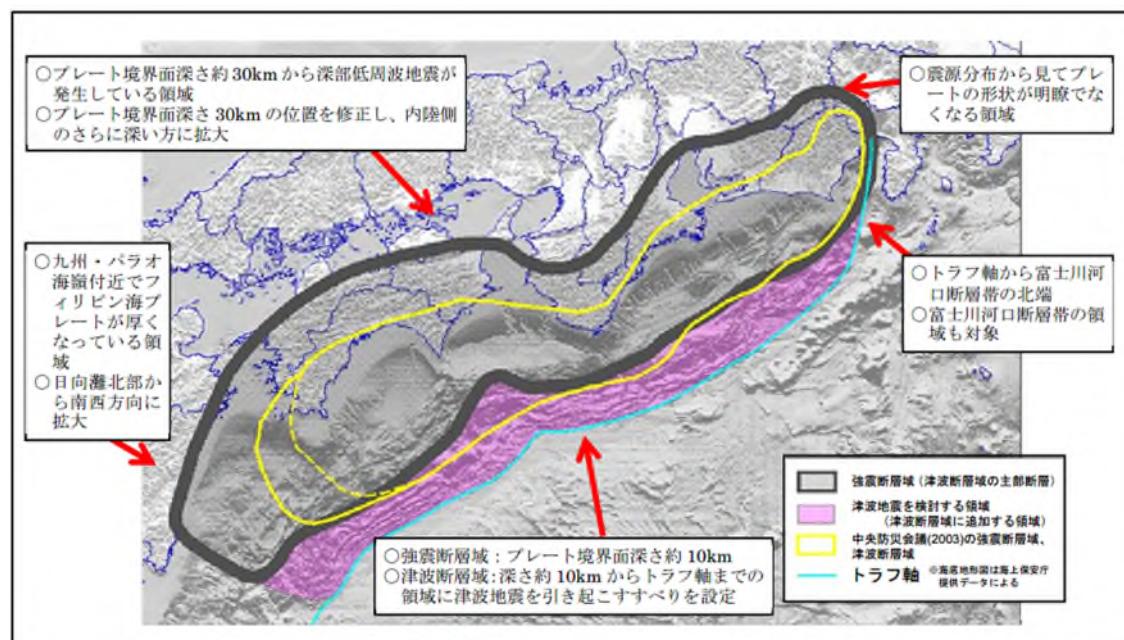
このように火災の被害想定に際しては、どのような前提条件を設定するかが重要となる。

[前提条件による想定される被害の特徴]

シーン設定	想定される被害の特徴
①冬・深夜	<ul style="list-style-type: none"> 自宅で就寝中に被災するため、家屋倒壊による死者が発生する危険性が高く、また津波からの避難が遅れることになる。 オフィスや繁華街の滞留者や、鉄道・道路利用者が少ない。 <p>*屋内滞留人口は、深夜～早朝の時間帯でほぼ一定</p>
②夏・12時	<ul style="list-style-type: none"> オフィス、繁華街等に多数の滞留者が集中しており、自宅外で被災する場合が多い。 木造建物内滞留人口は、1日の中で少ない時間帯であり、老朽木造住宅の倒壊による死者数はシーン①と比較して少ない。 <p>*木造建物内滞留人口は、昼10時～15時でほぼ一定 *海水浴客をはじめとする観光客が多く沿岸部等にいる。</p>
③冬・18時	<ul style="list-style-type: none"> 住宅、飲食店などで火気使用が最も多い時間帯で、出火件数が最も多くなる。 オフィスや繁華街周辺のほか、駅にも滞留者が多数存在する。 鉄道、道路もほぼ帰宅ラッシュ時に近い状況もあり、交通被害による人的被害や交通機能支障による影響が大きい。

4 想定地震の震源域位置図

[南海トラフ巨大地震の想定震源断層域]

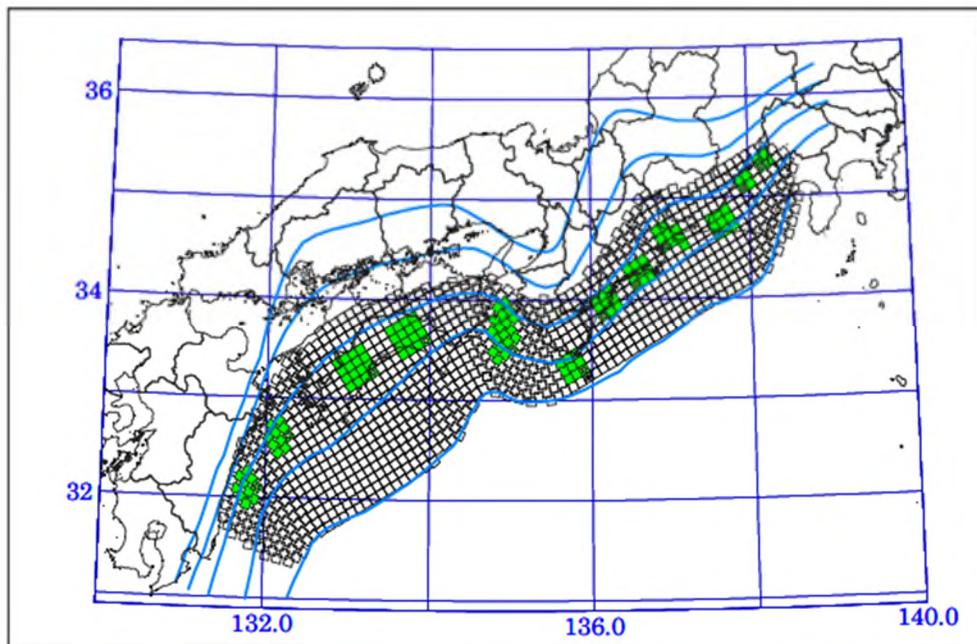


出典：「南海トラフ巨大地震対策について（最終報告）～南海トラフ巨大地震の地震像～」（平成25年5月、中央防災会議）

第2 南海トラフ巨大地震による震度分布・液状化の概況

岡山県では、平成24年8月末に国が公表した「南海トラフ巨大地震による震度分布、津波浸水域等」を受け、国が検討したケースのうち、岡山県では「陸側ケース」での揺れが最大となるため、これを対象とし、国が用いたデータに県独自に収集した地質データ等を追加し、より詳細な震度分布図と液状化危険度分布図を作成した。

[国が想定した「陸側ケース地表震度全域図」]



出典：「南海トラフ巨大地震対策について（最終報告）～南海トラフ巨大地震の地震像～」（平成25年5月、中央防災会議）

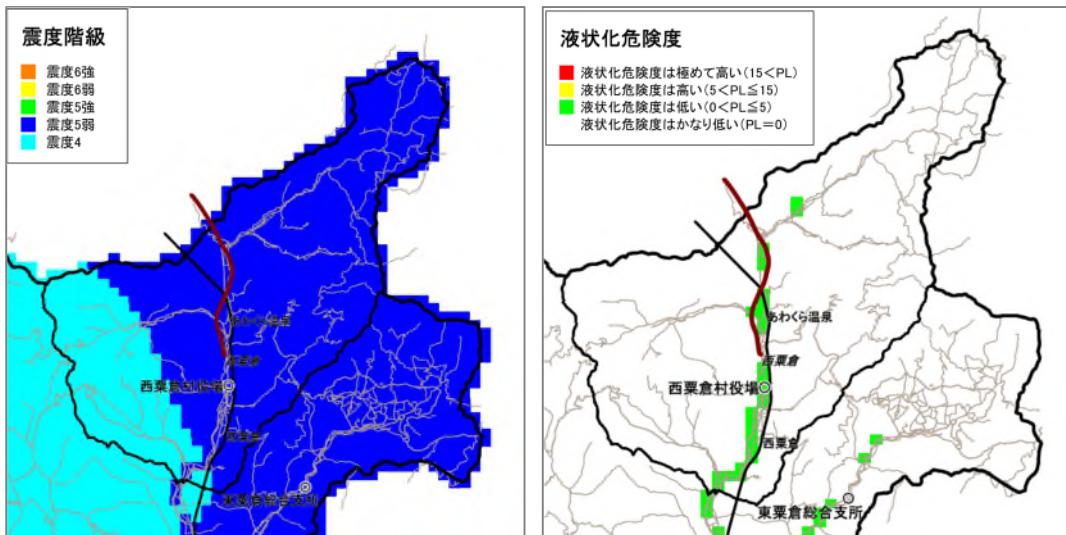
第3 西粟倉村の震度分布図・液状化危険度分布図

岡山県が平成25年7月に公表した「岡山県地震・津波被害想定調査報告書」による、本村の被害を示す。

1 南海トラフ巨大地震による震度分布図・液状化危険度分布

南海トラフ巨大地震による村内の最大震度は震度5弱で、液状化危険度は「低い」が吉野川沿いに分布している。

[南海トラフ巨大地震による震度分布図・液状化危険度分布（県想定）]



[南海トラフ巨大地震による西粟倉村の最大震度]

市町村	最大震度
西粟倉村	5弱

出典：「岡山県地震・津波被害想定調査報告書」（平成25年7月、岡山県）

2 南海トラフ巨大地震による被害想定

南海トラフ巨大地震による村内の被害を示す。建物被害、人的被害、生活支障等は発生しないものの、ライフル線被害が村内的一部で発生する想定である。

[南海トラフ巨大地震による西粟倉村の被害想定]

項目		被害
建物被害	揺れ・液状化・急傾斜（全壊・半壊）	0棟
	火災消失	0棟
人的被害	死傷者・負傷者・重症者	0人
	自力脱出困難者	0人
ライフル イン被害	上水道被害	断水人口（直後）
	下水道被害	支障人口（当日）
	電力被害	停電軒数
生活支障 等	避難者数（当日。避難所外避難者含む）	0人
	帰宅困難者数	0人
	要転院患者数	0人
	震災廃棄物量	0トン

出典：「岡山県地震・津波被害想定調査報告書」（平成25年7月、岡山県）

第6節 震災対策の実施に関する目標

第1 基本的な考え方

村民生活の各分野にわたり重大な被害を及ぼすおそれのある地震災害に対処するためには、地震発生までの間に様々な対策を講じ、被害軽減を図る必要がある。しかしながら、地震はいつ発生してもおかしくないことから、効果的かつ効率的に被害軽減策を講じなければならない。このため、地震防災特別措置法に基づき地震防災対策の実施に関する目標を定め、効果的な対策を選択し、戦略的に集中して推進することにより、人的被害の軽減を図る。

第2 概要

岡山県において想定される6つの地震による被害を極力軽減させることを目標とする。

第7節 震災に関する調査研究

防災に係る見地から、県下の活断層の状況や、大規模地震が発生した場合に予想される液状化危険地域の状況等については、県・村防災対策研究協議会、中国地方・中四国広域防災責任者会議、南海トラフ巨大地震対策協議会などを活用し、国、都道府県、村、防災関係機関、大学等の緊密な連携のもと、被害を軽減するために必要な調査、研究を引き続き進める。

第2章　震災予防計画

第1節 自立型の防災活動の促進

第1 防災知識の普及啓発計画

1 現状と課題

災害発生に対しては、自らの身は自ら守るとの基本理念と正しい防災知識を村民一人ひとりが持ち、食料・飲料水の備蓄など、平常時から災害に対する備えを心がけるとともに、発災時には自らの身の安全を守るよう行動することが重要である。

村は、県の地震被害想定を基にハザードマップ等を作成し、地域の災害リスクや避難の必要性について理解が進むよう、広く住民に認識させ、迅速な対応が行われるよう周知を図る必要がある。

特に本村では、近年大規模な地震による被災を経験していないことから、あらゆる機会を通じて継続的、反復的に防災知識の普及を図る必要がある。また、過去の大災害の教訓や災害文化を保存し、後世に伝えていく必要がある。

2 基本方針

いつどこでも起こりうる災害による人的被害、経済被害を軽減し、安全・安心を確保するためには、行政による公助はもとより、個々人の自覚に根ざした自助、身近な地域コミュニティ等による共助が必要であり、個人や家庭、地域、企業、団体等社会の様々な主体が連携して日常的に減災のための行動と投資を息長く行う運動を展開し、その推進に当たっては、時機に応じた重点課題を設定する実施方針を定め地域防災力の向上を図る。

村は、住民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、自然災害によるリスク情報の基礎となる防災地理情報を整備するとともに、専門家の知見も活用しながら、地震津波の被害想定を始め、防災に関する様々な動向や各種データをわかりやすく発信し、過去の大災害の教訓や災害文化の保存伝承に努める。

地震については、本震及びそれに続く余震による災害の危険性の周知を行うとともに、危険を回避するために必要な事前の備えと行動等について、家庭、地域、事業所等に対する啓発を行い、防災知識の普及に努める。

また、男女双方の視点に配慮した防災意識の普及を進めるため、防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立に努める。

さらに、自らを守るとともに、お互いに助け合うことの大切さについても啓発する。

なお、啓発を効果的に行うためには、対象者や対象地域などを明確にして実施する必要がある。

3 対策

(1) 実施主体

ア 村（総務企画課）

(ア) 村は、住民に対して積極的に事前の備えの重要性や地震による災害の危険性、必要な行動など基本的な防災知識の普及啓発を図る。

(イ) 村は、地域住民の適切な避難や防災活動に資する防災マップ、地震時の行動マニュアル等を作成し、その普及を図る。

a 村は、避難場所や指定避難所、避難路を指定するとともに、分かりやすい図記号を利用した案内板を設置するなど日頃から周知しておくものとする。

b 村は、防災知識の普及の際には、高齢者、障害のある人、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。

c 村は、災害発生後に、指定避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所等において、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」意識の普及、徹底を図る。

d 村は、防災知識の普及・啓発活動を通じて、隣人等に対する救助意識や相互支援について指導する。

e 村は、地域における消防防災の中核として重要な役割を果たす消防団の施設・装備・処遇の改善、教育訓練体制の充実を図るとともに、青年層、女性層をはじめとした団員の入団促進等消防団の活性化に努める。

f 村は、教育機関、民間団体等との密接な連携の下、防災に関するテキストやマニュアルの配布、有識者による研修や講演会、実地研修の開催等により、防災教育を実施する。

g 村は、過去に起こった大災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えるため、大災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう地図情報その他の方法により公開に努める。また、災害教訓等の伝承を行う住民の取組を支援する。

h 村、みまさか商工会は、共同して、小規模事業者の事業継続力強化を支援する事業についての事業継続力強化支援計画の作成に努める。

イ 住民

住民は、地域における地震による被害状況を始め、災害の種別、程度による対応方法、災害時の家族内の連絡体制、避難場所等について家族間で共有しておくなど、日頃から防災知識の習得に努める。

自助・共助の精神に基づき、災害時の家族内の連絡体制について、あらかじめ決め

ておき、家庭内における生活必需品の備蓄や防災教育、地域における自主防災組織活動への参加、ハザードマップの活用を通じ、地域の防災力向上に努める。

また、住民は、自ら災害教訓の伝承に努める。

ウ 県

県は、防災知識の普及・啓発に向けた村の取組を支援するとともに、自らもあらゆる機会を捉え積極的に普及・啓発活動を行う。

エ 企業

(ア) 大規模な災害の危険性を有する施設の管理者は、自主的に事業所の防災活動を行うための組織を整備する。

(イ) 企業は、災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じた、リスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努める。具体的には、各企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定・運用するよう努めるとともに、事業継続上の取組を継続的に実施するなど、事業継続マネジメント（BCM）の取組を通じて、防災活動の推進に努める。特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者など災害応急対策等に係る業務に従事する企業は、国及び地方公共団体が実施する企業との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努める。

また、自らが提供する商品・役務等に関連する自然災害リスクについてもハザードマップ等によって事前に把握し、取引の相手方に対して十分な情報提供を行うとともに、その情報が理解されるよう努める。

(ウ) ライフライン事業者は、災害時の施設機能の確保策を講じるに当たっては、大規模な風水害が発生した場合の被害想定を行い、想定結果に基づいた主要設備の風水害に対する安全性の確保、災害後の復旧体制の整備、資機材の備蓄等に取り組む。

(エ) 要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、水防法関係法令等に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成する。

診療所、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設の管理者は、発災後72時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努める。

(オ) 村及び県は、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスを行うとともに、防災協力協定の積極的な締結に努める。

(2) 家庭・地域の普及対策

ア 防災意識の啓発は家族単位からはじめ、自治会等を通じて災害対応の地域連帯感を高める。

イ 村は防災週間や防災関連行事を通じ、次のような項目について防災意識の高揚を図る。

- ・住宅の耐震化、「最低3日間、推奨1週間」分の食料、飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレットペーパー等の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池、携帯充電器・バッテリー等）の準備、自動車へのこまめな満タン給油、負傷の防止や避難路の確保の観点からの家具、ブロック塀等の転倒防止策、飼い主による家庭動物（特定動物を除く）への所有明示や同行避難、指定避難所での飼養についての準備、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等の家庭での予防・安全対策
- ・避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識、正常性バイアス等を克服し、避難行動を取るべきタイミングを逸することなく適切な行動をとること
- ・指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅や職場、宿泊施設等の避難場所、避難経路等の確認・さまざまな条件下（家屋内、路上、自動車運転中等）で災害時にとるべき行動、避難場所・避難所での行動
- ・さまざまな条件下（家屋内、路上、自動車運転中等）で災害時にとるべき行動、避難場所・避難所での行動
- ・警報等発表時や緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難の意味やその発令時にとるべき行動、家庭内の連絡体制、初期救助、消防水利設置場所の周知、消火の方法など
- ・広域避難の実効性を確保するための、通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え方
- ・家屋が被災した際に、片付けや修理の前に、家屋の内外の写真を撮影するなど、生活の再建に資する行動

ウ 地震保険

村及び県等は、地震等による被災者の生活安定に寄与することを目的とした、政府が再保険を引き受ける地震保険の普及促進に努める。

エ 電気通信事業者は、災害時における通信量の増加を抑制するため、災害時の不要不急な通信は控えるよう周知に努める。

（4）事業所・職場の普及対策

事業所及び職場については、従業員等の安全の観点からそれぞれの事業所に対して、次のような事項に関する防災意識の高揚を図る。

- ア 経営者（責任者）の防災意識を啓発すること。
- イ 従業員等に対し積極的な防災教育・訓練をすること。
- ウ 災害時の行動マニュアルを作成すること。

エ 災害時における関係機関との連絡方法等の確保を図ること。

(5) 不特定多数の者が利用する施設の普及対策

不特定多数の者が利用する施設（学校、病院、各種福祉施設、駅等）については、個々の施設の特性を配慮しながら、次の事項に関して施設管理者（責任者）の防災意識の高揚を図る。

ア それぞれの施設に応じた避難誘導計画の作成及び訓練を実施すること。

イ 利用者の立場に立ち、施設の防災措置を推進すること。

ウ 防災関係機関との通報・連絡体制の確立を図ること。

(6) 緊急地震速報の普及・啓発

村及び県は、住民が緊急地震速報を受けたときの適切な対応行動を含め、緊急地震速報について普及、啓発に努めるものとする。

企業は、地震発生時における施設の利用者等の安全確保や機械の停止等により被害の拡大防止を図るため、緊急地震速報受信装置等の積極的活用を図るよう努める。

(7) 公的機関等の業務継続性の確保

村、県の防災関係機関は、震災発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画の策定などによる業務継続性の確保に努める。

第2 防災教育の推進計画

1 現状と課題

災害発生時においては、自らの命を自ら守れる幼児・児童・生徒（以下「児童生徒等」という。）の育成や、進んで地域の安全に貢献できる児童生徒等の育成を目指した実践的な防災教育が必要とされている。

2 基本方針

村及び県は、学校における体系的な防災教育に関する指導内容の整理、防災教育のための指導時間の確保など、防災に関する教育の充実に努め、学校においては、外部の専門家や保護者等の協力の下、防災に関する計画やマニュアルの策定が行われるよう促す。また、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で防災に関する教育の普及推進を図る。

公共機関、村及び県は、教育機関、民間団体等との密接な連携の下、防災に関するテキストやマニュアルの配布、有識者による研修や講演会、実地研修の開催等により、防災教育を実施する。

3 対策

村及び県は、学校における体系的かつ地域の災害リスクに基づいた防災教育に関する

指導内容の整理、防災教育のための指導時間の確保など、防災に関する教育の充実に努め、学校においては、外部の専門家や保護者等の協力の下、防災に関する計画やマニュアルの策定が行われるよう促す。また、公民館等の社会教育施設を活用するなど、地域コミュニティにおける多様な主体のかかわりの中で防災に関する教育の普及推進を図る。

さらに、学校における消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進に努める。国、公共機関、村及び県は、教育機関、民間団体等との密接な連携の下、防災に関するテキストやマニュアルの配布、有識者による研修や講演会、実地研修の開催等により、防災教育を実施する。

(1) 実施主体

ア 村（総務企画課、教育委員会）

村は地域の実態に応じた必要な計画を策定し、実施するものとする。

イ 県（総務部、教育委員会）

県は、地震発生時における児童生徒等の安全の確保を図るため、村等の取組について、支援・協力をを行う。

ウ 各学校管理者

各学校管理者は、村の実施する計画に準じ、各学校園等の実態に応じた計画を策定し、実施するものとする。

(2) 防災上必要な組織の整備

学校その他の教育機関（以下「学校等」という。）は、災害発生時において、迅速かつ適切な対応を図るため、平素から災害に備えて教職員等の任務の分担及び相互の連携等について組織の整備を図る。

児童生徒等が任務を分担する場合は、児童生徒等の安全の確保を最優先とする。

(3) 防災上必要な教育の実施

学校等は、災害に備え、自らの命は自ら守る、地域に貢献できる児童生徒等の育成を図るとともに、災害による教育活動への障害を最小限にとどめるため、平素から必要な教育を行う。

ア 児童生徒等に対する安全教育

学校等においては、児童生徒等の安全と家庭への防災意識の普及を図るため、防災上必要な安全教育を行う。安全教育は、教育課程に位置付けて実施するとともに学級活動、学校行事等とも関連を持たせながら、体験を重視した学習等を効果的に行いう考慮する。

イ 地域等に貢献できる人材の育成

学校等においては、将来的に地域で防災を担うことができる実践力を身につけた人材を育成するための教育を推進するよう努める。

ウ 関係教職員の専門的知識のかん養及び技能の向上

村及び県は、関係教職員に対する防災指導資料の作成、配布、講習会及び研究会等の実施を促進し、災害及び防災に関する専門的知識のかん養及び技能の向上を図る。

エ 防災意識の普及

村及び県は、PTA、青少年団体、女性団体等の研修会及び各種講座等、社会教育活動の機会を活用して、防災意識の普及を図る。

(4) 防災上必要な計画及び訓練

学校等は、児童生徒等及び教職員の防災に対する意識の高揚を図り、災害発生時ににおいて、迅速かつ適切な行動をとり得るよう、必要な計画を樹立するとともに訓練を実施する。

ア 児童生徒等の安全確保

学校等は、災害の種別及び、児童生徒等の在校時、登下校時等における災害を想定した対応を講じるとともに、学校等の規模、施設・設備の配置状況、児童生徒等の発達段階を考慮し、避難の場所、経路、時期及び誘導並びにその指示、伝達方法の計画をあらかじめ定め、その周知徹底を図る。

イ 避難訓練の計画及び実施

学校等において、訓練を実施するとともに、家庭や地域、関係機関等と連携を図りながら十分な効果をあげるよう努める。

第3 自主防災組織の育成及び消防団の活性化計画

1 現状と課題

災害が発生したときに被害をできる限り小さくするという「減災」のためには、地域の安全は地域で守るという共同意識に基づき、地域の防災力を高めておくことが必要であるが、この地域防災力の向上の要となるのが住民の自発的な防災組織となる「自主防災組織」である。

地域防災力の向上は喫緊の課題であるが、本村の自主防災組織の組織率は100%となっており、今後は育成と自主防災活動の活性化を図る必要がある。

また、消防団は、大規模災害時や国民保護措置の場合に、住民の避難誘導や災害防御等を実施することとなっており、災害対応に係る教育訓練のより一層の充実が必要である。

2 基本方針

自主防災組織は、減災の考え方や、公助・自助・共助を基本として防災対策を実施するとの考え方を踏まえ、地域の実情に応じた防災計画を策定し、この計画に基づき、平常時、災害時において効果的に防災活動を行うよう努める。

(1) 平常時の活動

ア 防災知識の普及

- イ 防災訓練の実施
- ウ 火気使用設備器具等の点検
- エ 防災用資機材等の整備
- オ 要配慮者の把握

(2) 災害時の活動

- ア 災害情報の収集及び伝達
- イ 初期消火等の実施
- ウ 救助・救急の実施及び協力
- エ 避難誘導の実施
- オ 炊き出し、救助物資の配布に対する協力
- カ 要配慮者の支援

自主防災組織が無い場合には地域の防災活動に大きな支障が生じるということなどの自主防災組織の重要性についての認識を広め、自主防災組織の設置・育成と自主防災活動の活性化を推進する。その際、女性の参画の促進に努めるものとする。

また、村は、消防団の充実や活性化を図るとともに、女性消防団員・若手消防団員の確保等に積極的に取り組んでいる消防団の活動を支援する。

3 対策

(1) 実施主体

村（総務企画課）は、県と協力し、自主防災組織の核となるリーダーに対して研修の実施や防災士等の資格の取得の奨励等を行うことなどにより、組織の強化を促す。

(2) 地域の自主防災組織の育成

ア 自主防災組織の育成に当たっては、地域（地区）の実情に即した組織、活動に配慮し、住民が自発的に参加できる方策を考慮する。そのためには、現在何らかの形で日常的な地域活動を行っている人達が、防災の機能を新たに担うような仕組みを取り入れることが効果的である。

イ 自主防災組織は、行政区単位の組織をめざし、地域消防団と関連づけ、団員が指導的役割を担う等の方策を図る。

ウ 村、県等における各種研修会等により、リーダーの育成を行う。

(3) 事業所の自主防災組織の育成

事業所等の管理者は、従業員、利用者等の安全を守るとともに、地域に災害を拡大させないよう、また地域の住民として、地域に発生した災害の拡大防止活動に協力する必要がある。

このため、それぞれの事業所等の実情に応じて自主的な防災組織をつくり、事業所及び地域の安全確保に積極的に努めるものとする。

(4) 消防団の充実・活性化

県は、消防団等のニーズを把握し、それを踏まえて消防学校におけるカリキュラム等の活用を図るとともに、団員の減少や平均年齢の上昇に伴い、女性消防団員・若手消防団員の確保等に積極的に取り組み、消防団を対象とした、研修会や出前講座を開催するなど、その活動を支援する。

第4 ボランティア養成等計画

1 現状と課題

災害時には、平常時に比べて各種救援を必要とする者が増加し、通常の行政システムの処理能力をはるかに超えた行政需要が発生することは容易に予想されるところである。災害発生直後から生活再建に至るまで、必要な人命救助や負傷者の手当をはじめとした初期対応、救援物資の仕分けや搬送、避難所等の生活支援、生活再建のための相談など多岐にわたる需要が発生し、行政だけでは質量ともに対応不可能な事態が予想され、多彩な活動を行うボランティアへの期待が高まることとなる。

特に災害時には、特別な技能知識を要する専門ボランティアの需要が高まること、また一般のボランティア活動を効率的に進める上で、現場において的確な判断と活動ができるボランティアリーダーが求められることなどから、これらボランティアの養成と登録を平常時から実施しておく必要がある。

また、防災ボランティアについて、自主性に基づきその支援力を向上し、県、住民、他の支援団体と連携・協働して活動できる環境の整備が必要である。

2 基本方針

ボランティアの自主性を尊重しつつ、日本赤十字社、社会福祉協議会、ボランティア団体及びNPO等との連携を図るとともに、中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、災害時において防災ボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図る。

村は、災害時における専門ボランティアの迅速かつ有効な活用を図るため、県災害救援専門ボランティアの研修・登録への協力や災害発生時の一般ボランティアの受入体制の整備を行い、災害時における防災ボランティア活動の円滑化を図るとともに、関係機関相互のネットワーク化を推進する。

3 対策

(1) ボランティアの養成・登録

ア 村（保健福祉課）

村（保健福祉課）は、災害発生時に村社会福祉協議会が設置する災害ボランティアセンターが円滑に運営できるよう、平常時より村社会福祉協議会と連携・協働し、設置に係る事前準備を行う。

また、区域内の県登録災害救援専門ボランティアについて平常時から把握するとともに、独自のボランティアの養成等について検討する。

村は、防災ボランティアの活動環境として、行政・NPO・ボランティア等の三者で連携し、平常時の登録、ボランティア活動や避難所運営等に関する研修や訓練の制度、災害時における防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について整備を推進するとともに、そのための意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進する。

イ 県

災害救援専門ボランティア（災害ボランティア・コーディネーター、介護、要約筆記、手話通訳、外国語通訳・翻訳及び建築物応急危険度判定）を平常時から登録し、把握するとともに、専門分野別の研修の実施により登録ボランティアの技術向上等を図る。

ウ 関係団体

日本赤十字社岡山県支部、岡山県社会福祉協議会等の関係団体は、県や村と協働し、ボランティア養成やボランティア意識の醸成に協力する。

（2）ネットワーク化の推進

村は、災害時（この項では復興期を含む。）の迅速かつ円滑な防災ボランティア活動実施のため、被災者支援に係る関係機関及びNPO・ボランティアとの平常時を含めた連携体制の構築や、防災ボランティア活動に必要な行政情報、被災者ニーズや個人情報などの共有等が適切に図られるよう努める。

また、社会福祉協議会、NPO等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するものとし、地域住民やNPO・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、防災ボランティア活動の環境整備に努める。

村社会福祉協議会及び県社会福祉協議会は、災害発生時において迅速な対応ができるよう、連絡応援体制の整備を図る。

第5 住民、地域、企業の防災訓練計画及び参加

1 現状と課題

いつ災害が発生してもこれに対応できるようにするために、日頃から住民、地域、企業等が各種訓練を行い、防災活動に必要な知識、技能を習得しておく必要がある。例えば東日本大震災では、実際に指定緊急避難所・指定避難所に避難した住民はほとんどが事前に避難訓練に参加した人達であり、日常の避難訓練に参加していない人は避難しない傾向がみられた。

このため、平常時から防災訓練を繰り返し実施することが大切である。

2 基本方針

村は、訓練を行うに当たって、訓練の目的を具体的に設定した上で、地震及び被害の想定を明らかにするとともに、訓練参加者、使用する機材及び実施時間等の訓練環境等について具体的な設定を行い、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込むなど実践的なものとなるよう工夫する。

また、災害対応業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見するための訓練の実施にも努める。訓練後には、訓練成果を取りまとめ、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行うとともに、次回の訓練に反映させるよう努める。

3 対策

(1) 訓練計画の策定

ア 村（総務企画課）

村（総務企画課）は、自主防災組織の防災訓練計画の指導、助言に努める。

イ 自主防災組織、企業等

住民、地域、企業等は、それぞれ防災訓練計画を定め、訓練の実施に努める。

訓練を行うに当たっては、訓練の目的を具体的に設定した上で、地震及び被害の想定を明らかにするとともに、訓練参加者、使用する機材及び実施時間等の訓練環境等について具体的な設定を行い、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込むなど実践的なものとなるよう工夫する。

また、災害対応業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見するための訓練の実施にも努める。訓練後には、訓練成果を取りまとめ、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行うとともに、次回の訓練に反映させるよう努める。

(2) 自主防災組織の防災訓練

ア 防災訓練項目

(ア) 情報連絡訓練

a 情報収集…地域の被災状況等を正確かつ迅速に収集する。

b 情報伝達…防災関係機関の指示等を地域の住民に伝達する。

(イ) 消火訓練

消火器等の消防用資機材の使用方法及び消火技術に習熟する。

(ウ) 避難訓練

a 各個人……避難時の携行品等のチェック。

b 組織単位…組織ぐるみで避難の要領に習熟し、定められた避難場所まで安全に避難できるようにする。

(エ) 納食給水訓練

炊き出し、ろ水器等により食料や水を確保する方法、技術を習得する。

(オ) 救助救急訓練

最低限必要な人工呼吸、心臓マッサージ、応急手当他、備えつけの資機材やAED（自動体外式除細動器）の使用方法に習熟する。

救護所への連絡、搬送の方法等を習得する。

イ 総合訓練

自主防災組織の各班が有機的かつ効果的に防災活動ができるようにするために、次のような点に配慮する。

- ・村又は消防機関が主催する総合防災訓練には積極的に参加する。
- ・自主防災組織と事業所防災組織等とが共同して訓練をする。

(3) 教育機関の訓練

教育機関は、就学期に防災意識を高めるため教育現場での防災訓練を行うものとする。

ア 学校は小、中学校に応じた訓練に努める。

イ 教職員は、学校が避難所等になることを想定した訓練に努める。

(4) NPO・ボランティア等との連携

村、県は、防災訓練を実施する際は、NPO・ボランティア等にも参加を求め、協力体制の強化、予防及び応急対策機能の向上を図るものとする。

第6 地域防災活動施設整備計画及び推進

1 現状と課題

地震災害時における自主防災組織の役割は重要であり、地域の防災活動の拠点となる施設を整備する必要がある。

2 基本方針

各地域の実情等を考慮しながら、地震の防災活動にも配慮した整備を進める。

3 対策

(1) 活動施設の整備

ア 村（総務企画課）は、国等が行う各種補助事業を有効に活用し、地域の自主防災組織の規模に応じ、指定避難所や公民館等に併設して平常時から活動の拠点となる施設や資機材の整備に努める。

イ 自主防災組織の初期消火、救護等の活動に必要な資機材を整備するための倉庫を整備する。

ウ 地域の広場、公園等については、応急活動や避難生活に必要となる資機材、水道、照明、トイレ等防災面に配慮した施設を整備する。

エ 地域における消防防災の中核として重要な役割を果たす消防団の施設・装備の改善を図る。

(2) 整備する資機材等の概要

区分	概要
① 情報連絡用	携帯無線機、携帯用ラジオ等
② 初期消火用	可搬式小型動力ポンプ、大型消火器等、粉末消火剤
③ 給食給水用	炊飯装置、緊急用ろ水装置等
④ 救出救護用	チェンソー、エンジンカッター、ジャッキ等
⑤ 防災教育用	ビデオ装置、映写機等
⑥ その他	資機材倉庫等

4 整備する財政支援制度等

名称	補助者	対象事業	事業主体	財政措置
一般コミュニティ助成事業	(財)自治総合センター	前記の①～⑥	村自主防災組織等	助成金額 100万円～250万円
自主防災組織活性化事業	消防庁	前記の①～④	村	補助基準額 7,698千円
防災対策事業 (防災基盤整備事業)	消防庁	<ul style="list-style-type: none"> ・防災施設整備 防災訓練、食糧備蓄等の機能を備えた防災拠点施設、防火水槽などの消防水利施設、防災資機材備蓄倉庫などを一体的に整備する拠点避難地、避難路、小型動力ポンプなどの初期消火資機材 等 ・防災システムのIT化 防災無線施設、災害弱者のための消防緊急通報システム等 ・消防広域化対策 消防広域再編に伴う消防庁舎の新・改築 等 	村等	事業費の75%に起債充当 事業費の22.5%に交付税措置
防災対策事業 (公共施設等耐震化事業)	消防庁	<ul style="list-style-type: none"> ・地域防災計画上の避難地となる公共・公用施設 ・災害対策の拠点となる公共・公用施設(庁舎含む。) ・不特定多数の者の利用する公共施設等(橋梁等の道路、歩道橋等の交通安全施設等を含む。)等 	村等	事業費の75%に起債充当 事業費の22.5%に交付税措置
岡山県地域防災力総合事業費補助金	岡山県	<ul style="list-style-type: none"> ・防災研修会等支援事業 ・ハザードマップ作成支援事業 ・防災訓練支援事業 ・防災資機材整備支援事業 ・自主防災リーダー養成支援事業 ・防災標識等設置支援事業 ・避難誘導看板等設置事業 	村等	対象経費の1/2以内 上限10万円

第7 要配慮者等の安全確保計画

1 現状と課題

近年の高齢化、国際化等社会構造の変化により、乳幼児、身体障害のある人、発達障害のある人、知的障害のある人、精神障害のある人、発達障害のある人、難病のある人、高齢者、妊産婦、外国人等のいわゆる要配慮者の増加がみられる。在宅生活では、独り暮らしや高齢夫婦世帯など、家族による援助を受けにくい者が増えている。地域社会の相互扶助機能の減退もある。

このような要配慮者の中には、災害発生時の情報把握や安全な場所への避難等について、自らの力のみで迅速かつ適切な行動をとることが難しい者（避難行動要支援者）もいる。

さらに、要配慮者の自立した生活には介護機器、補装具、特定の医療用品などが必要であるが、災害時にはその確保が困難となる。

そのため、要配慮者の状況、障害等の特性に応じた防災対策が適切に講じられる必要があり、村における福祉避難所の確保が求められている。

2 基本方針

村は、要配慮者の状況を把握し、それに応じて防災知識の普及を図るとともに、緊急時に備え、要配慮者及びその保護者等との連絡体制、状況の確認方法等の整備、把握に努める。

また、医療・福祉対策との連携の下での要配慮者の速やかな支援のための協力体制の確立等を図り、防災施設等を整備するとともに、防災拠点スペースを設置するなど要配慮者向けの避難先である福祉避難所等を確保する。

社会福祉施設においては、要配慮者が災害発生時においても安全で快適な暮らしができるよう、平素から、施設、設備の点検、整備、防災組織の整備、防災教育・訓練の実施等、防災対策の充実に努める。

地域においては、自主的な防災組織の育成により、要配慮者に対する体制を整備するとともに、災害時に適切な避難行動をとることができるよう、日頃から要配慮者を助け合える地域社会づくりを進める。

3 対策

(1) 防災知識の普及

ア 村（総務企画課、保健福祉課）

要配慮者に対する支援が適切に行われるよう、要配慮者に係る情報の伝達や安否確認、避難所における支援などが実施できるよう体制を整備するとともに、在宅生活等について、社会福祉協議会等と連携をとりながら、要配慮者をはじめ、家族、身体障害者相談員、知的障害者相談員、関係施設職員及びボランティア等に対し、防災知識の普及啓発、福祉避難所の所在等の周知について研修会等を行う。

さらに、高齢者、障害のある人等の要配慮者を速やかに避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、ボランティア等の多様な主体の協力を得ながら、平常時より、要配慮者に関する情報の把握及び関係者との共有に努めるとともに、情報伝達体制の整備、避難支援プランの策定、避難誘導体制の整備、避難訓練の実施を図る。

また、防災訓練に当たっては、地域住民が要配慮者とともに助け合って避難できることに配慮する。

イ 県（危機管理課、保健福祉部）

県は、村と協力して、要配慮者の実情に配慮した防災知識の普及啓発を行うとともに、社会福祉施設等において適切な防災教育が行われるよう必要な助言を行うものとする。

ウ 住民

要配慮者及びその家族は、要配慮者の身体状況に応じた生活方法、介護方法、医療データ等を自ら把握し、また福祉避難所の所在等の確認に努め、日常生活に必要な用具、補装具、特定の医療品等の入手方法等について明確にしておくとともに、必要な物品はあらかじめ非常持ち出し袋等に詰め、いつでも持ち出せるように常日頃から努めるものとする。

(2) 要配慮者の把握

ア 村（保健福祉課）

村は、災害の発生に備え、要配慮者に対する援護が適切に行われるよう努める。村は、要配慮者の次のような詳細情報を日頃から把握しておく。

(ア) 居住地、自宅の電話番号

(イ) 家族構成

(ウ) 保健福祉サービスの提供状況

(エ) 外国語による情報提供の必要性

(オ) 視覚・聴覚に障害のある人への適切な情報提供の必要性
(カ) 近隣の連絡先、災害時の当該地域外の連絡先、その他災害時における安否確認の方法。なお、迅速かつ確実に安否確認を行うため、複数の安否確認の方法を整備する。

また、要配慮者の個人情報については、プライバシーを尊重し、その扱いには十分注意する。

イ 住民

避難行動要支援者及びその家族は、災害時に避難行動要支援者の安否を連絡できるよう、村役場はもちろんのこと、近隣の住民、県外の連絡先、社会福祉施設、障害のある人の団体等とのつながりを保つよう努力するものとする。

また、避難行動要支援者の近隣の住民は、日頃から避難行動要支援者に関する情報を把握しておくものとする。

(3) 避難行動要支援者名簿及びの作成

ア 避難支援等関係者となる者

村は、避難支援等に携わる関係者（以下「避難支援等関係者」という。）として、次の者に対して、避難行動要支援者本人の同意を得ることにより、あらかじめ関係機関に避難行動要支援者名簿を提供するとともに、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安全確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。なお、災害時の避難支援等に際しては、避難支援等関係者本人又はその家族等の生命及び身体の安全確保に配慮する。

(ア) 自主防災組織

(イ) 自治会・町内会

(ウ) 民生委員・児童委員

(エ) 西粟倉村社会福祉協議会

(オ) 県警察

(カ) 消防機関

イ 名簿に登録する者の範囲

村は、次に該当する者（社会福祉施設等入所者及び長期入院患者を除く。）を避難行動要支援者名簿に登録する。その他、何らかのハンディキャップにより災害時に自ら避難することが困難な方についても、申し出があれば避難行動要支援者名簿に登録する。

(ア) 80歳以上の世帯の方

(イ) 要支援・要介護認定を受けている方

(ウ) 身体障害者手帳（1級・2級）の交付を受けている方

(エ) 療育手帳（A・B）の交付を受けている方

(オ) 精神障害者保健福祉手帳（1級・2級）の交付を受けている方

(カ) 自立支援医療受給者証（精神通院）の交付を受けている方

(キ) 福祉サービス受給者証の交付を受けている方

(ク) 上記以外で避難支援を希望する方

ウ 名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法

(ア) 村は、災害の発生に備え、避難支援を必要とする方を登録した避難行動要支援者名簿を作成し、災害発生時に効果的に利用することにより、避難行動要支援者に対する避難支援や迅速な安否確認等が適切に行われるよう努める。避難行動要支援者名簿には、避難行動要支援者に関する次の次項を記載する。

a 氏名

- b 生年月日
- c 性別
- d 住所又は居所
- e 電話番号、その他の連絡先
- f 避難支援等を必要とする事由
- g 所属する自治会

(イ) 村は、避難行動要支援者名簿の作成に当たり、(ア)について庁内関係課で把握している情報を利用する。

エ 名簿の更新に関する事項

村は、避難行動要支援者名簿について、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映した者となるよう定期的に更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努める。

オ 名簿情報の提供に際し情報漏えいを防止するために村が求める措置及び村が講ずる措置

村は、情報の漏えい防止のために、避難支援等関係者と覚書を交わす。

カ 要配慮者が円滑に避難のための立退きを行うことができるための通知又は警告の配慮

避難準備情報として発令される、「自主避難の呼び掛け」「避難注意情報」等の情報は、避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難に当たって重要な情報である。避難行動要支援者の中には避難等に必要な情報を入手できれば、自ら避難行動をとることが可能な者もいる。

村は、避難支援等関係者が避難行動要支援者名簿を活用して着実な情報伝達及び早い段階での避難行動を促進できるよう、その発令及び伝達に当たっては、下記の事項に配慮する。

(ア) 高齢者や障害者等にもわかりやすい言葉や表現、説明などにより、一人一人に的確に伝わるようにすること。

(イ) 同じ障害であっても、必要とする情報伝達の方法等は異なることに留意すること。

(ウ) 高齢者や障害者に合った、必要な情報を選んで流すこと。

また、村は、災害時に緊急かつ着実な避難指示が伝達されるよう、各種情報伝達の特徴を踏まえ、防災行政無線（戸別受信機）や広報車による情報伝達に加え、携帯端末等を活用し、緊急速報メールを活用するなど、多様な情報伝達の手段を活用して情報伝達を行う。

キ 避難支援等関係者の安全確保

避難支援等実施者本人及びその家族等の生命及び身体の安全を守ることを前提とす

る。避難支援等関係者は、地域の実情や災害の状況に応じて、可能な範囲で避難支援を行う。

ク その他、避難行動要支援者名簿の作成及び利用に関して必要な事項

(ア) 村は、安全が確認された後に、避難行動要支援者を指定緊急避難場所から指定避難所、あるいは一般の指定避難所から福祉避難所へ円滑に移送するため、輸送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法等についてあらかじめ定めるよう努める。

(イ) 避難行動要支援者及びその家族は、災害時にその安否を連絡できるよう、村役場はもちろんのこと、近隣の住民、県外の連絡先、近隣の社会福祉施設、障害のある人の団体等とのつながりを保つよう努める。

また、避難行動要支援者の近隣の住民は、日頃から避難行動要支援者に関する情報を探しておこう努める。

(4) 個別避難計画の作成

ア 個別避難計画の整備方針

(ア) 村は、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携の下、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、地域住民等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努める。

(イ) 個別避難計画は、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用に支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努める。

(ウ) 消防機関、県警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人及び避難支援等実施者の同意、または、当該市町村の条例の定めがある場合には、あらかじめ個別避難計画を提供する。

(エ) 村は個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をする。

(オ) 村は避難行動要支援者名簿、個別避難計画の整備等に当たり、デジタル技術を活用する。

イ 優先度の高い避難行動要支援者の範囲

- ・危険地域に居住
- ・心身の状態、人工呼吸器等の医療機器（電源喪失等が命に係わる）

・居住実態、社会的孤立

ウ 個別避難計画作成に必要な個人情報及びその入手方法

福祉担当部局は、関係部局と連携し、災害対策基本法に定める個別避難計画について、支援が必要な避難行動要支援者を対象に、本人の同意を得て作成する。

計画作成に当たり、高齢者・障害者等の要介護度や手帳等の情報について、避難行動要支援者名簿の他、要支援者本人・家族・関係者等から情報を入手する。

エ 個別避難計画の更新に関する事項

要支援者の心身の状況等の変化や居住地のハザード情報が変更された場合等において、本人・家族からの申し出、あるいは地域における支援活動を契機として適宜更新を行う。

以下については、前項の避難行動要支援者名簿と同様の取り扱いとする。

オ 避難支援等関係者

カ 個別避難計画の管理

キ 個別避難計画情報の提供に際し情報漏えい防止するための措置

ク 要配慮者が円滑に避難を行うことができるための通知又は警告の配慮

ケ 避難支援等関係者の安全確保

(4) 生活の支援等

ア 村（保健福祉課）

村は、災害時において、要配慮者に対する福祉避難所等に係る情報提供や支援等が迅速かつ的確に行われるよう、次の事項を含む避難支援プランを作成する。

(ア) 要配慮者に係る情報伝達、安否確認、避難誘導並びに必要な支援の内容に関する事項

(イ) ボランティア等生活支援のための人材確保に関する事項

(ウ) 要配慮者の特性等に応じた情報提供に関する事項

(エ) 外国人の特性に応じた言語や生活習慣への対応に関する事項

(オ) 軟らかい食品、粉ミルク等を必要とする者に対する当該食料の確保・提供に関する事項

(カ) 指定避難所・居宅等への必要な資機材（車椅子、障害者用トイレ、ベビーベッド、ほ乳びん等）の設置・配布に関する事項

(キ) 避難所・居宅等への相談員の巡回による生活状況の確認、健康相談等に関する事項

(ク) 避難所等の要配慮者のうち、福祉避難所や社会福祉施設、医療機関への避難等を要する者についての当該施設への受入要請に関する事項

イ 県（保健福祉部）

県は、県社会福祉協議会等関係団体と連携し、村等に要配慮者に関する生活支援策

の確立について助言等を行う。

ウ 住民

村は、住民に対しては、自治会、民生委員・児童委員等の活動を通じて、要配慮者を支援できる地域社会の醸成に努める。

エ 社会福祉施設、要配慮者を雇用する事業所等

社会福祉施設、要配慮者を雇用する事業所等の管理者は、災害の防止や災害発生時における迅速かつ的確な対応を行うため、あらかじめ消防計画等、必要なマニュアルを作成する。特に、要配慮者のいる施設にあっては、職員が手薄になる夜間の防災訓練等の充実を図る。

また、避難等を円滑に行うため、防災気象情報の入手及び防災情報の連絡体制並びに被災した際の迅速な防災関係機関等への通報体制の整備を進める。

(5) 福祉避難所等の確保

ア 村（保健福祉課）

村は、平常時から福祉避難所の対象となる要配慮者の現況把握に努め、すべての対象者の入所が可能となることを目標に、福祉避難所として利用可能な施設の把握及び福祉避難所の指定を行うものとする。

また、難病のある人には、県、周辺市町村と連携し避難所の確保に努めるものとする。

さらに、村は、福祉避難所の指定に当たっては、施設管理者と連携し、福祉避難所として機能するために、プライバシーへの配慮など要配慮者の心身の状態に応じ、必要な施設整備や物資・器材の備蓄に努めるものとする。

なお、被災した子どもに関しては、被災による生活環境の悪化に起因した心身への影響が軽減されるよう、応急的な居場所の設置に努める。

イ 県（保健福祉部）

県は、村が行う福祉避難所の確保に協力するものとし、必要な場合は、社会福祉施設等の関係団体と協力協定の締結等を行う。

(福祉避難所の施設整備の例)

- ・段差の解消、スロープの設置、手すりや誘導装置の設置、障害者用トイレの設置など施設のバリアフリー化
- ・通風・換気の確保、冷暖房設備の整備
- ・情報関連機器（ラジオ、テレビ、電話、無線、ファクシミリ、パソコン、電光掲示板等）

(福祉避難所の物資・器材の確保の例)

- ・介護用品、衛生用品
- ・飲料水、要配慮者に配慮した食料、毛布、タオル、下着、衣類、電池

- ・医薬品、薬剤
- ・洋式ポータブルトイレ、ベッド、担架、パーテイション、小型発電機
- ・車椅子、歩行器、歩行補助つえ、補聴器、収尿器、ストーマ用装具、気管孔エプロン、酸素ポンベ等の補装具や日常生活用具等

第8 物資等の確保計画

1 物資の備蓄・調達

村及び県は、大規模な災害が発生した場合の被害及び外部支援の時期を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件や過去の災害等を踏まえて、必要とされる食料、飲料水、生活必需品、燃料、ブルーシート、土のう袋その他の物資についてあらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備し、それら必要な物資の供給のための計画を定めておくとともに、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録に努める。

2 体制の整備

村及び県は、大規模な災害が発生した場合には、物資の調達や輸送が平常時のようには実施できないという認識に立って、初期の対応に十分な量の物資を備蓄するほか、物資の性格に応じ、集中備蓄又は指定避難所の位置を勘案した分散備蓄を行うなどの観点に対しても配慮するとともに、備蓄拠点を設けるなど、体制の整備に努める。また、平常時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努める。

なお、備蓄拠点については、輸送拠点として指定するなど、物資の緊急輸送活動が円滑に行われるようあらかじめ体制を整備する。

村は、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に物資調達・輸送調整等支援システムを用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努める。

村及び県は、状況に応じて人員の派遣等を行いながら、あらかじめ指定された緊急輸送ネットワークの中から、村は地域内輸送拠点を、県は広域物資輸送拠点を速やかに開設し、指定避難所までの輸送体制を確保するとともに、その周知徹底を図る。

3 被災地支援に関する知識の普及

村及び県は、小口・混載の支援物資を送ることは被災地方公共団体の負担になることなど、被災地支援に関する知識の普及に努める。

第9 食料の確保

1 現状と課題

災害時における米穀の確保については、村がJAの流通在庫から確保することになっているが、これができない場合は、政府米の引き渡しを受けることができる。

なお、政府米は玄米であり、精米にした後、供給する必要がある。その他食料・食材については、被災当初に、飲料水、燃料がなくても飲食が可能な食品（調達品）の確保を検討する必要があるが、高齢者・乳幼児・病人等に対する食料の供給に配慮とともに、食品加工業者・外食産業等との協力協定や、他県、他市町村との広域的な応援協定を締結し、効率的な対応を検討する必要がある。

また、村及び県は、住民等の備蓄の状況、被災のため備蓄物資を持ち出しできない場合を考慮して、補完的かつ広域的な備蓄・調達体制を確保する必要がある。

2 基本方針

村は、県と連携し、円滑な食料の確保を図るため、家庭内・事業所内の備蓄を推進するとともに、公的備蓄、他県・市町村との相互応援協定等や、食品加工業者・外食産業等との協力体制を整備する等により、村、県の調達体制を整備する。

3 対策

ア 村（保健福祉課）

村は、災害が発生した場合、緊急に必要とする食料を確保・供給するため、事前に次の措置等を行う。

(ア) 村内における緊急食料の調達、炊き出しを含む実施手続に関するマニュアルの策定

なお、マニュアル等の作成に当たっては、乳幼児、高齢者等の要配慮者への適切な食料供給に十分配慮するものとする。

(イ) 援助食料の集積場所の選定

(ウ) 住民、事業所の食料備蓄の啓発

(エ) 住民等の備蓄の保管に必要な食料の備蓄

イ 県

県は、災害が発生した場合、緊急に必要とする食料を確保するため、事前に次の措置を行う。

(ア) 県内における緊急に必要な食料調達計画及びその実施手続きに関するマニュアルの策定

a 大量調達が可能な食品製造業者、大型外食産業の所在地・能力等の調査

b 調達に関する協定の締結

なお、計画等の策定に当たっては、乳幼児、高齢者等の要配慮者への適切な食料供給に十分配慮するものとする。

(イ) 被災地に対する援助食品を受け入れ、集積する場所の選定

(ウ) 県民、事業所に対する食料備蓄の啓発

(エ) 住民及び村の備蓄の補完に必要な食料の備蓄

ウ 住民・事業所

住民・事業所等は、「最低3日間、推奨1週間」分の食料を備蓄するように努める。

なお、備蓄に当たっては、乳幼児、高齢者等の家族構成に十分配慮するものとする。

第10 飲料水の確保

1 現状と課題

被災地への飲料水の供給については、村のタンク車等の保有はなく、また、道路の混亂と合わせて考えた場合、飲料水の供給がスムースに行えるかどうかという問題点がある。

このため、緊急用貯水槽の整備を進めるとともに、家庭内の飲料水の備蓄も進める必要がある。

2 基本方針

村は、給水計画を樹立し、住民の飲料水の確保を図るように努め、最低必要量（供給を要する人口×約3ℓ／日）の水を確保するものとする。

また、住民・事業所等に対して個人備蓄を勧奨する。

3 対策

ア 村（建設課）

村は、以下のことについて実施するものとする。

(ア) 水道復旧資材の備蓄を行う。

(イ) 他の地方公共団体からの応援給水を含む応急給水マニュアルを作成する。マニュアルは、以下の事項を内容とする。

a 臨時給水所設置場所の事前指定

b 臨時給水所設置場所の一般住民への周知方法

c 臨時給水所運営の組織体制（本部・現地）

d 各臨時給水所と本部の通信連絡方法

e 必要な応急給水用資機材の確保方法（給水車・給水タンク・ろ過機等）

f 地図等応援活動に際し必要な資料の準備

(ウ) 給水タンク、トラック、ろ過機等応急給水用資機材を整備するとともに、配水池の容量アップ及び緊急用貯水槽を設置し、緊急時連絡管の検討を行う。

(エ) 住民・事業所等に対し、飲料水の備蓄の啓発と貯水や応急給水について指導を行う。

(オ) 水道工事業者等との協力体制を確立する。

イ 県（保健福祉部）

県は、住民及び村が実施する水の確保に関し、必要な助言を行うとともに、住民・事業所等に対して飲料水備蓄について啓発する。

ウ 住民

住民・事業所等は、1人1日3リットルを基準とし、関係人数の最低3日間推奨1週間を目標として貯水する。貯水する水は、水道水等衛生的な水を用い、容器については、衛生的で、安全性が高く、地震動により水もれ、破損しないものとする。

また、災害時に孤立する可能性がある集落等では、個々の世帯での備蓄のみならず、自主防災組織等による備蓄を積極的に行うなど、地域防災力の強化に努める。

第11 生活必需品の確保

1 現状と課題

阪神・淡路大震災において、平常時の備えの不十分さが指摘されたが、岡山県においても災害の少ない地域という認識が阪神地方にも増して強く、家庭・事業所等における地震に対する生活必需品の備蓄は十分でない。また、東日本大震災においては、ガソリンや灯油等の燃料の供給が滞り、避難生活等に支障が生じた。

平常時から村、県及び住民は、震災直後に必要となる生活必需品が確保できる体制づくりに留意する必要がある。

2 基本方針

村、県は、発災後の避難生活等に必要な生活必需品の家庭備蓄を推進するとともに、家庭での備蓄や災害時の調達が困難なものなど、特に必要な品目等については、地震被害想定に基づく計画的な公的備蓄の拡充や、他県・市町村の相互応援体制の確立、民間事業者の協力体制の確保等を進め、災害時の円滑な調達体制の整備を図る。

3 対策

ア 村（保健福祉課）

村は、被害想定に基づく必要数量等を把握の上、次の事項を内容とする備蓄・調達計画を策定する。

(ア) 村が確保すべき生活必需品（以下「特定物資」という。）の品目・必要数の把握

(イ) 特定物資に係る流通在庫の定期的調査

(ウ) 特定物資の調達体制

(エ) 緊急物資の集積場所

(オ) 村が備蓄する生活必需品の品目・数量及び保管場所

(カ) 住民、事業所等に対する生活必需品の備蓄の啓発

イ 県

県は、村が策定した生活必需品の備蓄・調達計画を受けて、当該計画を補完する立

場から県が調達すべき生活必需品について、次の事項を内容とする調達計画を策定する。

また、ガソリンや灯油等の燃料については、関係団体と協定を締結し確保に努めるとともに、災害対応型給油所の充実等について検討する。

(ア) 県が確保すべき生活必需品の品目、必要数の把握

(イ) 県内における生活必需品の流通在庫の定期的調査

(ウ) 食料、燃料等の緊急物資調達に関する業者との調達協定の締結

(エ) 他の都道府県との緊急物資調達に関する相互応援協定の締結

(オ) 調達体制

(カ) 緊急物資の集積場所

(キ) 流通在庫のない緊急物資の備蓄の検討

(ク) 住民、事業所等に対する生活必需品の備蓄の啓発

ウ 日本赤十字社岡山県支部

被災者に緊急に支給する毛布、日用品セット、バスタオル等を確保しておく。

エ 住民

住民及び自主防災組織は、自らの身は自らで守るのが防災の基本であるという考えに基づいて、平常時から食料の他に救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等を備え、非常持ち出しの準備をしておく。

また、社会福祉施設、企業、事務所等も、特性に応じた備蓄を実施するよう要請する。

第12 個人備蓄

1 現状と課題

大規模震災時には、被害が広範囲にわたり、また情報網及び交通網が混乱するため、食品や生活必需品等を被災者自身が調達することは困難となる。さらに、村等救援機関による救援活動についても、当該機関自体が被災することもあり、大きな制約が及ぶと予測される。

そのため、各家庭、事業所等においては、自主防災の観点から、災害直後の混乱時期を乗り切るための備えをしておくことが必要となる。

2 基本方針

住民・事業所等は、自らの身は自らで守るのが防災の基本であるとの考えに基づいて、平常時より、食料の他、救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等の防災品を備えておく。

また、特別の医薬品等の確保方法を各自で確認しておく。

村、県は広く住民・事業者等に災害に備えての備蓄等自主防災思想の普及啓発を図る。

3 対策

(1) 食料・飲料水の備蓄

ア 住民、事業所等

住民、事業所等は、最低3日間推奨1週間の食料・飲料水を備蓄するよう努めるものとする。なお、飲料水にあっては、1人1日当たり3リットルを基準とする。

また、備蓄に当たっては、高齢者や乳幼児等の家族構成等に十分配慮するものとする。

(2) 生活必需品の備蓄

ア 住民、事業所等

住民、事業所等は、災害発生時に必要となる救急用品、懐中電灯、携帯ラジオ等の防災用品を備え、非常持ち出しができるよう準備しておくよう努めるものとする。

また、持病薬等個人の特性に応じた必需品についても、非常持ち出しや必要時の確保方法の確認等、災害発生への対策をとっておくものとする。

(3) 個人備蓄の意識啓発

ア 村（総務企画課）

村は個人備蓄の意義・必要性、方法等について、パンフレット等の広報誌や自主防災組織の活動を通じる等により、住民はもとより、社会福祉施設、事業所等に意識啓発する。

イ 住民、事業所等

住民、事業所等は、自主防災組織活動等を通じて、自らも積極的に近隣住民や従業員等の意識啓発を図ることとする。

第2節 迅速かつ円滑な震災対策への備え（危機管理）

第1 災害応急体制整備計画

1 現状と課題

地震は前ぶれなく不意に起き、被害が同時に、かつ広域的に多発することから、災害発生に備えて即座に対応できる体制の整備を図る必要がある。

大規模地震では、職員の被災や交通機関、通信網の途絶等の事情により初動体制の困難性が予想されるため、これらの点を踏まえた体制づくりが重要である。

2 基本方針

災害対策に有益な情報を迅速かつ的確に把握するとともに、情報共有を図るために村、警察、消防、その他関係機関と連携できる体制の整備を図り、災害対策本部の機能の充実・強化に努める。

なお、災害発生時における収集基準及び収集対象者の明確化、連絡手段の確保、収集手段の確保、携帯電話等による収集途上での情報収集伝達手段の確保などについて検討し、迅速な初動体制・非常体制の確立、災害対策本部の設置及び非常時の処理権限など、応急体制全般について所要の整備を図る。

その際、職員の安全の確保に十分に配慮する。また、あらかじめ民間事業者に委託可能な災害対策業務については、民間事業者と協定を締結しておき、非常時の対応の強化を図る。

さらに、非常時の災害対策本部に意見聴取・連絡調整等のため、外部の専門家、関係機関等の出席を求めることができる仕組みを平常時から構築するよう努める。

村、県及びライフライン事業者は、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努める。また、村は、退職者（自衛隊等の国の機関の退職者も含む。）の活用や民間人材の雇用等、人材確保方策をあらかじめ整えるように努める。

村及び県は、土木・建築職などの技術職員が不足している市町村への中長期派遣等による支援を行うため、技術職員の確保及び災害時の派遣体制の整備に努める。

時間差を置いて発生する災害には、発生シナリオの検討を行い、複数回にわたる被災に対して臨機応変に対応できるよう、応急活動、建築物等の応急危険度判定、避難生活者保護、復旧活動における注意喚起等の対策の検討に努める。

3 対策

(1) 緊急初動班

ア 大規模地震が勤務時間外に発生した場合の初動体制を確立するため、緊急初動班を設置する。

イ 緊急初動班については総務企画課が総括する。

- ウ 緊急初動班は、本庁（各課・教育委員会）及びその出先機関で組織する。
- エ 緊急初動班は、村内で震度4以上の地震が発生した場合に自主参集して警戒体制をとる。その際、携帯電話等により参集途上での情報収集を行い、適宜報告する。
- オ 緊急初動班の主な任務は次のとおりとし、詳細については別に定める。
- (ア) 情報の収集及び幹部等への報告
- (イ) 県・消防機関（消防本部、消防団）への連絡
- (ウ) 非常体制への移行準備
- (2) 班員の指定
- ア 班員は、課長全員及び総務企画課員とする。
- イ 班員は、村内で震度4以上の地震情報（テレビ、ラジオ）により、勤務場所に自主参集する。
- ウ 班員の担当業務等についてはマニュアルを作成し、毎年度訓練・研修会等を通じて周知を図る。
- (3) 非常時の処理権限の委譲
- 災害初期において、村長をはじめ幹部不在の場合における村本部設置の判断や自衛隊の派遣要請などの処理権限の順位を予め定める。
- 第1位 副村長 第2位 教育長 第3位 総務企画課長
- (4) 非常体制
- ア 非常体制の基準
- (ア) 震度5強以上の地震が発生した場合は、非常体制（村本部の体制）を設置する。
- (イ) 災害対策本部の組織は、村災害対策本部条例及び村災害対策本部規程の定めるところによる。
- なお、必要に応じて、災害地にあって本部の事務の一部を行うために現地災害対策本部を設置する。
- イ 非常体制の職員配備
- (ア) 全職員が配備する。
- (イ) 職員は、勤務時間外において震度5強以上の地震情報（テレビ、ラジオ放送等）を知ったとき又は自主判断により、直ちに勤務箇所に出勤するものとする。
- (ウ) 勤務箇所に出勤できない職員は、途中の情報をもって最寄りの出先機関へ仮配備し、所属長に報告し、その指示を受ける。
- (エ) 各所属長は、勤務の配備状況の把握の上、必要に応じ、被災していない地域からの職員の応援等の措置を講じる。
- ウ 各課の所管事項
- (ア) 西粟倉村災害対策本部規程第6条第2項の規定の他に、震災対策に関する各課の

所管事項を定める。

(イ) 各課の所管事項は、次のような点を踏まえ定めるものとする。

- a 地震対策に関する法令の改正に対応する事項
- b 国の各省庁の事業に対応する事項
- c 震災対策編による新規・改正に対応する事項
- d 広域応援体制の実行に対応する事項

(5) 災害対策本部室の確保

(ア) 地震により庁舎が損壊等の被害を受け、本部機能に支障が生じたときは、代替本部室を確保するものとする。

(イ) 代替本部室は、次の点を考慮して選定するものとする。

- a 耐震性を有し、本部要員の収容能力があり、長期使用が可能な施設であること。
- b 通信手段及び非常電源の確保が図られること。
- c 幹線道路網に近接し、交通の便がよいこと。

(ウ) 代替本部室の確保対策

村庁舎が損壊した場合に備え、本部室等の機能が発揮できるよう拠点機能の整備を行い、その強化充実を図る。

(6) 関係機関の連携

ア 村（総務企画課）、防災関係機関

(ア) 村及び防災関係機関の体制整備

村及び防災関係機関は、大規模地震に即応できる初動体制及び非常体制について必要な整備を図るものとする。

また、躊躇なく避難指示等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努める。

(イ) 防災関係機関相互の連携

各防災関係機関は、大規模地震の際にそれぞれの業務活動が迅速にできるよう平常時から連携の強化を図るものとする。

- a 災害が発生した場合の災害応急対策、災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うための備えを平常時より十分行うとともに、職員間及び住民個々の防災力の向上を図り、特に、災害時においては状況が刻々と変化していくことと、詳細な情報を伝達するいとまがないことから、情報の発信側が意図していることが伝わらない事態が发生しやすくなる。

こうしたことを未然に防ぐ観点から、関係機関は、防災対策の検討等を通じて、お互いに平常時から災害時の対応についてコミュニケーションをとっておくこと等により、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努めるとともに、訓

練・研修等を通じて、構築した関係をさらに持続的なものにするよう努める。

また、村は、国が実施する応急対策職員派遣制度を活用した訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度による応援職員の受け入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努める。

災害時には、防災関係機関相互の連携体制が重要であり、平常時から関係機関間や企業等との間で協定を締結するなど、連携強化を進めることにより、災害時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等を行えるように努め、協定締結などの連携強化に当たっては、訓練等を通じて、発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うなど、実効性の確保に留意する。

民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送、避難者の運送・輸送、避難者の運送等）について、あらかじめ、村は、民間事業者との間で協定を締結しておく、輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておくなど、協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等を活用する。

また村は、燃料、発電機、建設機械等の応急・復旧活動時に有用な資機材について、地域内の備蓄量、供給事業者の保有量を把握した上で、不足が懸念される場合には、関係機関や民間事業者との連携に努める。なお、燃料については、あらかじめ、石油販売業者と、燃料の優先供給について協定の締結を推進するとともに、平時から受注機会の増大などに配慮するよう努める。

村は、随意契約の活用による速やかな災害応急対策ができるよう、建設業団体等との災害協定の締結を推進する。また、災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組む。

- b　村は、県への応援要求が迅速に行えるよう、あらかじめ県と要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、実効性の確保に努め、必要な準備を整えておく。

また、避難指示等を発令する際に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、必要な準備を整えておく

- c　村は、災害時に自らのみでは迅速かつ十分な対応が困難な場合に、他の地方公共団体からの物資の提供、人員の派遣、廃棄物処理等、相互に連携・協力し速やかに災害対応を実施できるよう、相互応援協定の締結に努める。その際、近隣の地方公共団体に加えて、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する地方公共団体との協定締結も考慮する。

- d　村は、必要に応じて被災時に周辺市町村が後方支援を担える体制となるよう、あらかじめ相互に協定を結び、それぞれにおいて、後方支援基地として位置付けるなど、必要な準備を整える。

- e 各機関は、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体及び防災関係機関から応援を受けることができるよう、応援計画や受援計画をそれぞれ作成するよう努め、応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等について必要な準備を整える。
- f 村及び県は、国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努める。特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行う。その際、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮する。
- g 村及び県は、消防の応援について、近隣市町村及び県内市町村等と締結した協定に基づいて、消防相互応援体制の整備に努めるとともに、緊急消防援助隊の充実強化を図り、実践的な訓練・研修等を通じて人命救助活動等の支援体制の整備に努める。また、同一の水系を有する上下流の市町村間においては、相互に避難指示等の情報が共有できるよう、連絡体制を整備する。
- h 村は、食料、飲料水、生活必需品、医薬品、血液製剤、燃料及び所要の資機材の調達並びに広域的な避難に必要となる施設等の相互利用等に関する応援体制の充実に努める。
- i 関係機関は、自衛隊への派遣要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先を徹底するなど必要な準備を整えておく。
- j 電気事業者等は、大規模な災害発生のおそれがある場合、所有する電源車、発電機等の現在時点の配備状況等を確認の上、リスト化するよう努める。
- k 村は、男女共同参画の視点から、防災会議の委員に占める女性の割合を高めるよう取り組むとともに、男女共同参画担当課が災害対応について庁内及び避難所等における連絡調整を行うよう務める。
- l 村及び県は、他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況をあらかじめ想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努める。また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平常時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努める。

第2 情報の収集連絡体制整備計画

1 現状と課題

大規模な地震が発生すると通信施設の損傷等により、情報収集が困難となることが考

えられる。

災害対策本部が災害時に司令塔の役目を果たすためには、これらの点を踏まえ通信手段の確保とその連絡体制を整備する必要がある。

2 基本方針

情報の収集・伝達は、防災情報ネットワークを中心とし、災害時の損傷を考慮し補完機能（バックアップ）を高めるとともに、災害対策本部と国、村をはじめ防災関係機関との連絡体制を整備する。

また、村及び県は、被害情報を収集し、各種防災情報を提供するためのシステムを整備するとともに、その効果的、効率的な活用が図られるよう努めるものとする。

3 対策

(1) 防災関係機関の通信手段

ア 村（総務企画課）、県

(ア) 迅速な緊急地震速報の伝達のため、その伝達体制及び通信施設、設備の充実を図るよう努める。

(イ) 災害時に有効な携帯電話・衛星携帯電話、業務用移動通信、アマチュア無線等による移動通信系の活用体制を整備する。なお、アマチュア無線については、ボランティアという性格に配慮する。

(ウ) 災害時の情報通信手段の確保のため、その整備・運用・管理等に当たっては、次の点を考慮する。

- a FM 告知、防災行政無線等の無線通信ネットワークの整備・拡充、相互接続等によるネットワーク間の連携の確保
- b 有・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート及び関連装置の二重化の推進
- c 無線設備の定期的総点検の実施、他の機関との連携による通信訓練への参加
- d 災害時優先電話等の効果的活用、災害用通信施設の運用方法等の習熟、情報通信施設の管理運用体制の構築
- e 非常用電源設備を整備するとともに、その運用保守点検の実施、的確な操作の徹底、専門的な知見・技術をもとに浸水する危険性が低い堅固な場所への設置等
- f 非常通信の取扱い、機器の操作の習熟等に向け、他の防災関係機関等との連携による通信訓練に積極的に参加するほか、非常用電源設備を整備するとともに、無線設備や非常用電源設備の保守点検の実施と的確な操作の徹底、専門的な知見・技術をもとに耐震性のある堅固な場所等への設置を図ること。

(エ) 村及び県は、被害者情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、最新の情報通信関連技術の導入に努める。

(オ) 村及び県は、災害発生時に災害対策用移動通信機器が不足する場合は、必要に応じ、総務省（中国総合通信局）又は携帯電話事業者等から移動通信機器の貸与を受ける。また、通信設備の電源供給が途絶又はそのおそれが生じた場合は、必要に応じ、総務省（中国総合通信局）から移動電源車の貸与を受ける。

イ 村（総務企画課）

村は、住民等への情報伝達手段として、特にFM告知、村防災行政無線等の整備を図るとともに、有線系や携帯電話も含め、要配慮者にも配慮した多様な手段の整備に努める。

また、住民への緊急地震速報等の伝達に当たっては、村防災行政無線を中心とした効果的かつ確実な伝達手段を複合的に活用し、対象地域の住民への迅速かつ的確な伝達に努める。

(ア) 村防災行政無線（同報系・移動系）設備を維持、管理する。

(イ) 非常災害時に、村（災害対策本部）が中心となり、消防、警察などの防災関係機関や病院、銀行、農協、電力・ガス会社などの生活関連機関とが相互に通信できる防災行政無線等の充実を図る。

(ウ) 村、県は地震計等観測機器の整備に努めるとともに、各種防災情報を瞬時に伝達するシステムを構築するよう努めるものとする。

(エ) その他住民への情報の伝達手段として有効なWebサイトによる情報提供機能の確保や村公式SNS（Facebook、LINE等）、緊急速報メール、音声告知放送及びケーブルテレビジョン等の充実を図る。

ウ 防災関係機関

(ア) 各防災関係機関は、それぞれの通信設備の耐震化、通信網の多ルート化、無線、災害時優先電話等を活用したバックアップ対策等を講じ、通信手段の整備、拡充を図る。

(イ) 防災関係機関は、無線機器を基本に、それぞれの業務に適した通信手段の整備・拡充を図る。

(2) 災害対策本部の情報収集連絡体制

ア 地震情報の連絡

村は、J-ALENTにより受信した緊急地震速報を防災行政無線等により住民等への伝達に努めるものとする。

※ J-ALENT（ジェイ・アラート）

津波警報、緊急地震速報、弾道ミサイル情報等といった対処に時間的余裕のない事態に関する緊急情報を、消防庁から人工衛星を用いて全国の自治体に送信し、市区町村の同報系防災行政無線等を自動的に起動させることにより、住民に瞬時に伝達するシステム。

イ 情報収集の方法

災害情報及び被害情報の収集は、災害応急対策を確実に実施する基礎となるものである。災害が発生し又は発生するおそれがあると予想される場合は、防災活動とあいまって、速やかに岡山県総合防災情報システムにアクセスし、これらの情報の収集及び報告に努めるものとし、何人もこれに協力しなければならない。

(ア) 情報連絡員

- a 現地における災害の状況を調査し本部に連絡させるため行政区画毎に数人ずつの情報連絡員を置く。
- b 情報連絡員は、各自治会長、消防団員等のうちから、常時連絡可能な者を選任する。
- c 情報連絡員は、災害が発生し、又は発生するおそれがあると予想される場合は、地区内の危険箇所の状況把握を行うとともに、随時、巡回を行うなどして、地区内の災害の状況の推移に注意し、自治会長及び消防団員等との連絡を密にし、情報を収集する。

(イ) 情報の取りまとめ

- a 各課等は、それぞれ所管事項に係る被害状況を収集、把握するとともに、随時、総務企画課長へ連絡する。
- b 総務企画課は、情報連絡員、各課等、消防団、その他からの情報連絡を確実に受領、整理し、総務企画課長に報告するとともに、各課等の長に通報する。
- c 総務企画課は、美作県民局及び美作警察署等の関係機関と連絡を密にし、収集した情報を常時交換する。

ウ 災害初期の情報収集・連絡

(ア) 初期の情報収集がその後の応急対策を迅速かつ的確に実施する上で重要であり、情報連絡員等からの報告に加え、特に緊急に出動する警察、消防、自衛隊との情報共有を図るシステムを整備する。

(イ) 初期には、まず以下に関する被災状況の情報収集に当たる。

- a 人命にかかる被害、社会福祉施設、医療機関等の状況
- b 道路の状況
- c 生活関連施設（電気、水道、ガス）の状況
- d 被害規模状況の把握のための情報

エ 応急対策時の情報収集・連絡

(ア) 防災関係機関が防災活動の業務に移った時点以降においては、村、県及び防災関係機関が相互に連絡し、情報交換を図る。

(イ) 被害情報については、災害対策本部が取りまとめ、県に報告する。

(ウ) 村は、必要に応じ、収集した被災現場の画像情報の官邸及び政府本部（特定災害

対策本部、非常災害対策本部又は緊急災害対策本部をいう。以下同じ。)を含む防災関係機関への共有を図る。

オ 県への災害報告

村から県への災害報告は、岡山県災害報告規則（昭和30年岡山県、岡山県教育委員会規則第2号）に定めるもののほか、本計画により実施する。

(ア) 報告の種類

a 災害発生通報

災害が発生したとき、直ちに災害発生通報により報告する。

b 災害速報

被害状況の判明の都度、美作警察署等と相互に連絡を取り、報告の正確を期し、災害速報により報告する。

c 被害状況報告

a、bの報告後において、被害の程度が概ね判明したとき、被害状況報告により報告する。

d 災害発生状況等の確定報告

被害の程度が確定したとき、災害状況決定報告により報告する。なお、確定報告をした後に報告事項に変更があったときは、直ちに確定報告の例により修正報告をする。

(イ) 報告の実施

a 災害発生通報の報告は、災害の種類に応じ、その事務を統括する課等の長が総務企画課長に報告するとともに、知事（美作県民局経由）に電話及び岡山県総合防災情報システム等により迅速に連絡し、事後必要に応じて文書で報告する。

なお、村から県民局を経由することを原則とするが、被害の状況により緊急を要すると判断した場合には、直ちに県災害対策本部に連絡する。

b 各所属長は、災害発生に係る被害状況を調査把握し、判明の都度、災害速報・被害概況報告により県へ報告する。

この場合、少なくとも災害発生通報後2時間以内に災害速報第1報を報告する。

c 災害発生通報及び災害速報通報後において、被害の程度が確定したとき被害決定報告をする。

d 災害対策本部が設置された場合は、総務企画課において災害発生通報・災害速報を行うとともに、県災害対策本部との連絡を行う。

(ウ) 報告の系統

報告の系統は、災害の種類及び報告の種類に応じ県の規則に定めるところによる。

第3 保健医療活動に係る体制整備

1 現状と課題

被災地で活動する医療チーム、保健師チーム等（以下「保健医療活動チーム」という。）の間における情報共有に関する課題が指摘されており、県は、被災地に派遣される保健医療活動チームを全体としてマネジメントする機能を構築する。

2 基本方針

大規模災害時に、県において医療活動チームの派遣調整等を一元的に実施し、保健医療活動の総合調整を行うことができるようとする。

3 対策（県）

大規模災害時に設置する県災害保健医療調整本部（保健福祉部設置）及び地域災害保健医療調整本部（県保健所設置）について、次の機能が発揮できるよう体制の整備に努める。

- (1) 保健医療活動チームに対する指揮又は連絡及び派遣調整
- (2) 保健医療活動チームとの情報連携
- (3) 収集した保健医療活動に係る情報の整理及び分析

災害時に、本部における保健医療活動の総合調整を円滑に行うために必要がある場合は、他の都道府県等に災害時健康危機管理支援チーム（D H E A T）の応援派遣を求める。また、被災都道府県等の求めに応じて県からD H E A Tの応援派遣ができるよう、構成員の人材育成等に努める。

県は、災害時の福祉支援体制の整備のため、災害派遣福祉チーム（D W A T）等の整備に努める。

第4 救助の体制整備計画

1 現状と課題

村は、震災時には、広域的又は局地的に倒壊家屋の下敷きや車両事故等により、救助を必要とする多数の傷病者が発生すると考えられるため、消防機関、警察、自衛隊等の救助隊が、迅速かつ円滑に救助活動を実施できる体制を整備する必要がある。

また、救助隊の到着までには、ある程度の時間を要することから、それまでの間を住民等による救助に期待せざるを得ず、そのための条件整備を図る必要がある。

2 基本方針

消防機関や警察等の防災機関と関係医療機関との密接な連携のもとに、災害時における救助の体制の確立に努めることとする。

また、住民等による救助活動のための条件整備を行う観点から、住民等の意識啓発や災害救助用資機材の準備等を行う。

3 対策

(1) 組織体制の整備

村（総務企画課、保健福祉課）、県及び関係事業者は、職員の安全確保を図りつつ効率的な救助・救急活動を行うため、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努め、連携体制の強化を図るとともに、職員の教育訓練を行い救助・救急機能の強化を図る。また、県は、大規模・特殊災害に対応するため、高度な技術・資機材を有する救助隊の整備を推進するとともに、先端技術による高度な技術の開発に努める。

村は、災害時に救助活動の調整が円滑に行われるよう、組織体制の整備及び通信手段の確保等についてあらかじめ定めておく。なお、県の指針に沿ってサイレントタイム設定マニュアルを作成する。

(2) 住民等による救助活動のための条件整備

村（総務企画課）は、一般住民、自主防災組織、事業所等に対し、救出・救護の意識啓発並びに知識の普及及び訓練を行うとともに、消防団に役場と結ぶ無線通信装置の配置等を行う

第5 傷病者搬送の体制整備計画

1 現状と課題

大規模震災時には、広域的に多数の傷病者の発生を考えられるが、現状の傷病者搬送体制は、原則として消防機関（消防本部、消防団）のみであり、また、道路の損壊や渋滞あるいは医療機関そのものも被災し、医療行為を実施できなくなる等の要因により、傷病者搬送に支障をきたすことが考えられる。さらに、医療機関の被災により患者の転送が必要となることが考えられる。そのため、消防機関（消防本部、消防団）、医療機関、保健所等との連携を図り、傷病者搬送体制の整備を図る必要がある。

2 基本方針

県は、医療救護活動の必要がある場合に立ち上げる県災害保健医療調整本部、地域災害保健医療調整本部において、医療機関の受入可否・被災状況等の情報収集を行うとともに、DMA T県調整本部や消防機関等と連携した搬送調整や、航空運用調整班を通じたヘリコプター等航空機の搬送手段の確保に努める。

村は、傷病者・患者の搬送について、医療機関の被災状況又は道路の損壊状況等の情報を踏まえ、必要に応じ県との調整を行う。

3 対策

(1) 組織体制の整備

ア 県（消防保安課、保健福祉部）

県は、災害時において、災害対策本部のもとに県災害医療本部を、また地方災害対策本部のもとに地域災害医療本部を設置し、傷病者搬送に関して、保健所、医療機関、

消防機関等の総合調整が円滑に行われる搬送体制を整備する。

イ 県公安委員会

県公安委員会は、緊急車両等による緊急輸送のため必要な条件整備を行う。

ウ 消防機関（消防本部、消防団）

消防機関は、村、関係医療機関との連携を密にして、道路が寸断された場合の搬送方法、災害時における搬送方法の確保体制等を整備するなど効率的な搬送体制の確立に努める。

(2) 広域災害救急医療情報システムの運用

村（保健福祉課）、県（消防保安課、保健福祉部）、消防機関（消防本部、消防団）、医師会及び各医療機関は、広域的な傷病者・患者の搬送の際に、収容先医療機関の被災状況や空き病床数、医療スタッフの確保状況など搬送先を決定するに必要な情報を提供できる広域災害救急医療情報システムを迅速かつ的確に活用することとする。

(3) ヘリコプター等航空機による搬送

村（総務企画課）は、村内にヘリコプター搬送が可能となる緊急用場外離着陸場の整備を図ることとする。

(4) 救急隊員等の研修

消防機関（消防本部、消防団）は、災害時におけるトリアージ（傷病の緊急度や程度に応じ、適切な搬送・治療を行うこと。）知識の習得等の研修を実施し、救急隊員等の資質の向上を図る。

第6 医療体制の整備計画

1 現状と課題

大規模災害時を想定した多数の傷病者に対応可能な行政機関、医療機関、消防機関の情報収集や連絡・連携体制が不十分である。また、医療機関の震災時における医療の継続提供能力も現状では十分とは言い難いため、これら体制の整備を図る必要がある。

また、災害医療について医療従事者に研修を行うとともに、村民に応急手当に関する知識の普及を図る必要がある。

2 基本方針

災害医療についての組織・体制の一層の整備を図るとともに、平常時及び災害時における医療機関情報の早期把握のために広域災害救急医療情報システムを迅速かつ的確に運用し、さらに災害医療提供体制の整備、医療機関における耐震化・診療確保体制の整備及び災害医療についての知識の普及・啓発を推進するものとする。

3 対策

(1) 組織・体制の整備

村（保健福祉課）は、医療本部の設置のための体制を整備するとともに、美作市医師会との「災害時の医療救護活動についての協定書」に基づく要請を行うなど、連携体制を整備する。

(2) 広域災害救急医療情報システムの運用

村は、医療機関及び国と連携し、災害時の医療機関の機能を維持し、広域災害救急医療情報システム等の稼働に必要なインターネット接続を確保するため、非常用通信手段の確保に努める。

ア 村（保健福祉課）

村は、診療所、消防機関（消防本部、消防団）、地元医師会、関係行政機関等との連絡・連携体制を強化する。

イ 診療所

診療所は、広域災害救急医療情報システムへの参画に協力するとともに、震災時に登録済み情報が活用できるよう、平常時から最新の医療情報を入力するよう、県と協力する。

(3) 災害派遣医療チーム（DMA T）体制の整備

県（保健福祉部）は、災害急性期の迅速な医療救護活動に資するため、災害派遣医療チーム（DMA T）を保有し、DMA Tの派遣を行う意思を持ち、DMA T活動の支援体制が確保されている等適当と認められる災害拠点病院等をDMA T指定機関として指定し、DMA Tの運用に関する必要な事項を定めた「おかやまDMA Tの出動に関する協定書」を締結するとともに、研修や資機材整備等の支援を行う。

※ DMA T指定機関

DMA T指定機関は、DMA T研修等への積極的な参加を通じ、災害時医療救護要員の確保に努めるとともに、災害時における医療救護活動に必要な資機材の整備に努めるものとする。

(4) 診療所における診療確保体制の整備

ア 医療機関

医療機関は、以下の災害予防対策の実施に努めるものとする。

(ア) 貯水槽、非常用発電等の整備

(イ) 医療設備の転倒防止のためボルト止め等の実施

(ウ) 災害発生時対応マニュアルの策定と訓練の実施

(エ) 業務継続計画の策定

(オ) 携帯電話の設置など通信体制の多重化の整備

イ 医療機関による相互支援の推進

多くの患者の避難が必要になる場合を想定し、近隣医療機関等と相互支援協定の締

結等を行うとともに、災害時には、患者の積極的な受け入れや搬送等に協力する。

さらに、その旨をBCPに記載する。

(5) 住民への災害医療の普及・啓発

村（保健福祉課）、県（保健福祉部）、消防機関及び日本赤十字社岡山県支部は、救急蘇生法、応急手当、災害時に必要とされるトリアージの意義等について、村民への普及・啓発を行う。

(6) 人工透析・難病患者等への対応

村（保健福祉課）は、災害時における対応を迅速に行うため、医療機関における受診状況等の実態把握に努めるとともに患者団体との連携に努める。

第7 医薬品等の確保の体制整備計画

1 現状と課題

救急医薬品、輸血用血液製剤等の供給については、災害時の体制を整え、それによつて医薬品等の確保を行うこととなっている。

阪神・淡路大震災においては、医薬品等の確保に困難をきたしたことから、災害発生に備え、救急医薬品等の確保を図るため、その確保体制を整備する必要がある。

2 基本方針

村は、診療所等で行うことのできる被災後当面の医療に必要な医薬品等の備蓄を確保できるように努める。

3 対策

(1) 救急医薬品等の確保

村（保健福祉課）は、診療所等で行うことのできる被災後当面の医療に必要な医薬品等の備蓄に努める。

また、薬剤師会等の協力のもとに診療所に集められる医薬品等の仕分け、管理を迅速かつ適切に行えるよう体制の整備に努める。

<必要な医薬品等の種類>

(ア) 被災後1～2日で必要と思われる医薬品等は、包帯、ガーゼ、三角巾、副木、消毒薬、輸液等の外科的治療に用いるものである。

(イ) 被災後3日目以降で必要と思われる医薬品等は、避難所の被災者に対する風邪薬、胃腸薬等の一般常備薬及び高血圧薬、糖尿病薬等の慢性疾患を中心としたものである。

(2) 医療用血液の確保

ア 県赤十字血液センター

県赤十字血液センターは、災害発生時の的確な情報収集・提供ができるよう、村、県、県医師会及び県病院協会等との連絡体制の確立に努める。

また、県赤十字血液センターは、隣接県の県赤十字血液センターとの協力体制の確立に努める。

イ 村（保健福祉課）

村は、災害発生時の的確な情報収集・提供ができるよう赤十字血液センター等との連絡体制の確立に努める。

第8 公衆衛生活動

1 現状と課題

大規模な災害が発生した時は、保健所や村施設が被災するなどして、村のみでは被災者の健康管理や避難所の生活環境の改善など多様な公衆衛生上のニーズに対応することが困難になることが考えられる。このため、県では、村の支援要請等に応じて、被災地の公衆衛生上のニーズに対応できる体制を整備する必要がある。

2 基本方針

県は、被災者の健康管理や避難所の生活環境の改善など多様な公衆衛生上のニーズに対応する専門チームを被災地に派遣できる体制を整備する。体制整備に当たっては、要配慮者を含む被災者の多様な健康課題に対応できるようにする。

3 対策

（1）組織体制の整備

県（保健福祉部）は、岡山県災害時公衆衛生活動要綱（平成28年4月1日制定）に基づき、被災者に対して公衆衛生上の観点から必要な調査や支援を行う調査班及び保健衛生班を県保健所本所単位で編成することから、県災害保健医療調整本部、地域災害保健医療調整本部及び市町村が連携した情報収集・派遣体制の整備に努める。

（2）公衆衛生活動員の研修

県は、岡山県災害時公衆衛生活動マニュアルを活用して、災害時に公衆衛生活動を行う活動員となる県保健所の保健師、衛生関係職員、栄養士、事務職員等を対象にした研修を実施し、活動員の公衆衛生上の支援能力の向上に努める。

（3）県内職能団体との協力体制

県は、災害時には「岡山県災害時公衆衛生活動への協力に関する協定」を締結した県内22の職能団体（県医師会ほか21団体）の協力得て、保健衛生班を迅速に編成し派遣できるよう、平常時から当該職能団体との連携の確認等に努める。

第9 指定緊急避難場所及び避難路等整備計画

1 現状と課題

地震発生時において、住民が地震に伴う火災等の災害の危険が及ばない安全な場所まで迅速に避難できるよう、災害の危険が切迫した場合の緊急的な避難先として指定緊急避難場所及び避難路を指定し、標識等により場所や経路をわかりやすく標示するとともに、防災マップなどにより広報等を通じて住民に周知、徹底し、万一に備えることが必要である。

しかし、従来は、切迫した災害から緊急的に避難する避難場所と、一定期間滞在して避難生活を送るための避難所が必ずしも明確に区別されていなかったため、従来の避難場所については、想定される災害の種別ごとに安全性等の基準を満たすものであるか、点検する必要がある。

2 基本方針

村は、想定される災害の種別や状況を考慮した上で、災害の危険が切迫した場合の緊急的な避難先として、必要な数、規模の指定緊急避難場所及び避難路をあらかじめ指定し、住民への周知徹底に努めるとともに、円滑に避難誘導を行うための案内標識等の設置に取り組む。また、国、県及び市町村は指定緊急避難場所及び避難路の重点的な整備を図る。

3 対策

(1) 指定緊急避難場所の整備

村は、地域の実情に即した避難地の整備を推進するものとする。

ア 指定緊急避難場所の指定

村（総務企画課）は、避難路、指定緊急避難場所及び指定避難所をあらかじめ指定し、日頃から住民等への周知徹底に努める。

村は、公園、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、地域の人口、圏域、地形、災害に対する安全性等及び想定される地震の諸元に応じ、その管理者の同意を得た上で、指定緊急避難場所をあらかじめ指定し、ハザードマップや広報紙等を通じ、また、所要の箇所に表示板を設置する等により、住民への周知徹底を図る。

指定に当たっては、次の点に配慮する。

(ア) 安全性

- a 危険物施設の近くでないこと。
- b 近くの建物から火災が発生しても安全な広さがあること。
- c 近くの建物が倒れても安全な広さがあること。
- d 傾斜地でないこと。
- e 高圧線などがないこと。
- f 河川、低地及び崩落しやすい崖付近でないこと。

(イ) 物資供給、情報伝達等の容易性

- a 被災者の保護、救援についての初動態勢が容易に整うこと。
- b 食料、飲料水、医薬品等の搬入が容易であること。
- c 村本部との情報交換手段が確保されていること。地震のため不通となった場合でも容易に復旧できること。

イ 避難地の整備

村（総務企画課）は、指定緊急避難場所として指定した場所には、住民にわかりやすく表示を行い、地震発生時にはすみやかに避難者の受入れができるよう避難地出入口部分の整備やその開放等管理体制の明確化を図るとともに、夜間に避難することを想定し、照明設備の整備にも努める。

(2) 避難路の整備

ア 避難路の指定

村（総務企画課）は、想定される災害の種類や状況を考慮した上で、地域の実情に即し、住民の理解と協力を得て避難路を指定する。指定に当たっては、災害時に使用できなくなることも考慮して複数の避難路を指定し、住民への周知を図るとともに、避難路には指定緊急避難場所等への案内標識等を設置するよう努める。

(ア) 避難路は、十分な幅員を有する道路とする。

(イ) 避難路は、相互に交差しないものとする。

(ウ) 避難路沿いには、火災・爆発等の危険の大きい工場等がないよう配慮する。

(エ) 避難路は、落石、崩壊等のない道路とする。また、窓ガラス、看板等の落下物についても考慮する。

イ 避難路の整備

村（建設課）は、避難路の整備に当たっては、必要に応じて避難の支障となる電柱倒壊、変圧機落下、電線切断等の二次災害を防止するため電線類の地中化に努める。また、窓ガラス、看板等の落下防止についても、沿道の建築物の所有者又は管理者にその重要性を啓発し、落下物発生のおそれのある建築物については改修を指導する。

避難路には避難路であることや避難地の方向の表示を各所に行い、避難地へのすみやかな誘導ができるようにする。さらに、夜間の避難に備え、道路照明の整備にも努める。

第10 避難方法

1 現状と課題

阪神・淡路大震災においては、火災が同時多発しており、まず、行政と住民とが一体となって出火防止、初期消火等の措置が重要である。

しかし、木造家屋が多いわが国では、火のまわりが早く、地震火災が拡大し、生命に

危険が及ぶ場合も考えられる。したがって、その危険がある地域の住民、併せて津波の影響を受ける沿岸地域、崖くずれ、落石のおそれのある地域の住民にあっては、早期に安全な場所への避難が必要となる。

2 基本方針

村長は、あらかじめ避難経路について複数ルートを確保しておくとともに、総合的な避難計画を策定し住民等への周知を図るとともに、避難計画に基づく訓練に努める。

村及び県は、大規模災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、他の地方公共団体との広域一時滞在に係る応援協定を締結するなど、発災時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。

3 対策

(1) 避難計画

ア 村（総務企画課）

（ア）村は、避難地、避難路、避難方法、避難誘導責任者及び避難開始時期等を内容とする避難計画を作成し、地域住民、避難所設置予定施設の管理者等に周知徹底し、避難の円滑化を図る。

なお、避難計画策定に当たっては、避難行動要支援者へ十分配慮し、消防団員、警察官、村職員など防災対応や避難誘導・支援に当たる者の危険を回避するため、防災対応や避難誘導・支援に係る行動ルールや退避の判断基準を定め、住民等に周知する。

（イ）村は、避難誘導・支援の訓練の実施により、避難誘導等の活動における問題点を検証し、行動ルール等を必要に応じて見直す。

（ウ）村は、指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレス等について、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者的心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努める。

イ 村（教育委員会）、県

村及び県は、学校等が保護者との間で、災害発生時における児童生徒等の保護者への引渡しに関するルールをあらかじめ定めるよう促す。さらに、村は、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害発生時における診療所・幼稚園・子ども館等の連絡・連携体制の構築に努める。

ウ 住民

地域住民は、予め自主防災組織等をつくり、各地域における避難の際に介助が必要と思われる要配慮者等の把握に努める。

エ 小売店、駅、学校、社会福祉施設等の管理者

施設利用者の避難誘導、安否確認の方法等を内容とする避難誘導マニュアルを作成する。

なお、避難誘導マニュアル策定に当たっては、要配慮者へ十分配慮するものとする。

(2) 避難訓練の実施

ア 村（総務企画課）

村は、防災関係機関と共同し、又は単独で、地域住民の参加を得て、避難訓練を実施する。

イ 住民

地域住民は、村等防災関係機関が実施する防災訓練に積極的に参加し、一人ひとりが日頃から災害についての認識を深め、万一の災害に備え、避難場所、避難方法等の確認に努めるとともに、自らも自主的に避難訓練を実施する。

ウ 大型小売店、駅、学校、社会福祉施設等の管理者

避難誘導マニュアルに基づき避難誘導訓練を実施する。

第11 指定避難所の設置

1 現状と課題

平成25年の災害対策基本法の改正以前は、切迫した災害から緊急的に避難する指定緊急避難場所と、一定期間滞在して避難生活を送るための指定避難所が必ずしも明確に区別されておらず、東日本大震災では、被災者の健康管理やプライバシー保護等の面で課題を残した。災害の状況によっては、多数の被災者が長期にわたり避難所での生活を強いられることも想定されることから、生活環境を確保するために必要な施設の規模や機能等を備えた施設を指定避難所として指定する必要がある。

また、東日本大震災では、津波の襲来によって避難所自体が被災して使用不可能となつた事例があったことなどから、避難所の指定に当たっては想定される災害の影響も考慮する必要がある。

2 基本方針

村長は、想定される災害の影響や被災者の生活環境の確保を考慮した上で、あらかじめ指定避難所の指定を行い、ハザードマップや広報紙等により住民に周知を図る。

また、平常時には施設設備の整備状況や生活物資等の在庫状況を把握し、必要な対策を講じるなど、災害時において指定避難所が住民の生命、身体の安全や生活環境を確保するための施設として十分に機能するよう努める。

新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、災害対応に当たる職員等の感染症対策の徹底や、避難所における避難者の過密抑制など新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する。

3 対策

(1) 指定避難所の指定・周知

村（総務企画課）は、村は、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害、新型コロナウィルス感染症を含む感染症対策等を踏まえ、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、必要な数、規模及び次の（ア）～（エ）の条件を満たす避難所を、その管理者の同意を得た上で、避難者が避難生活を送るために必要十分な指定避難所をあらかじめ指定し、平常時から、指定避難所の場所、収容人数等について、ハザードマップや広報紙等を通じ、また、所要の箇所に表示板を設置する等により、住民への周知徹底を図る。

また、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努める。

村は、指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な障害者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者のため、必要に応じて、福祉避難所として指定避難所を指定するよう努める。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努める。

福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定する。

指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができるが、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適当である場合があることを日頃から住民等へ周知徹底するよう努める。

村は、福祉避難所について、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないよう、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示する。

村は、前述の公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難ができるよう努める。

指定緊急避難場所と指定避難所の役割が違うことについて、日頃から住民等への周知徹底に努める。

村は、学校を指定避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮する。また、指定避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、指定避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。

指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に指定避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努める。指定避難所として指定した施設については、その施設の管理者との間で、災害時の使用方法等について十分協議する

とともに、被災者の生活環境を確保するための設備の整備に努める。村は、指定管理者との契約の見直しにあたって、災害時の施設使用や役割分担の協力に関する調整を行う。

村及び県は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、平常時から、指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染症患者が発生した場合の対応を含め、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な措置を講じるよう努める。また、必要な場合には、宿泊施設等の活用を含めて、可能な限り多くの避難所の開設に努める。

また、建物が被災した場合を想定し、建物の建築年、床面積、構造、階数、耐震診断・改修の状況等を把握しておく。特に、昭和56年5月末以前に建築確認を受けた建物を指定避難所とする場合は、早急に耐震診断を行い、耐震改修が必要な建物については補強・改修を行うことを管理者に働きかけるなどにより、安全性を確保する。

これらの適当な施設を得難いときは、野外に天幕又は仮設住宅を設置して開設し、また、村内に適当な建物又は場所がない場合は、近隣市町への委託、近隣市町の施設の借上げ等により設置することとし、業者や近隣市町との協定等の整備に努める。

[避難所の指定条件]

- ア 地区住民を十分収容することのできる面積を有すること。
- イ 崖崩れ、地滑り等の危険が見込まれる地域を避けて指定する。また、危険物施設の近くや上空に高圧線があるところは避けること。
- ウ 避難所として使用する建物は、耐震、耐火性の高い建物を優先して選定すること。
また、建物が地震により使用不可能となる可能性も考慮し、隣接して空地があることが望ましいこと。
- エ 避難生活が数週間以上に及ぶことも考えられるため、避難所は物資の運搬、集積、炊事、宿泊等の利便性を考慮して選定すること。

(2) 指定避難所の施設設備の整備

村（総務企画課、建設課）は、指定避難所において貯水槽、マット、非常用電源等の通信機器のほか、空調、洋式トイレなど、要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努めるとともに、避難者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整備を図る。また、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備に努める。

村は、指定避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、マスク、消毒液、体温計、段ボールベッド、パーティション、毛布等避難生活に必要な物資や新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策に必要な物資等の備蓄に努めるとともに、備蓄品の調達に当たっては、要配慮者、女性、子どもにも配慮する。指定避難所となる施設において、あらかじめ、必要な機能を整

理し、備蓄場所の確保、通信設備の整備等を進める。また、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努める。

また、授乳室や男女別の物干し場、更衣室の設置に当たり、男女双方及び性的マイノリティ（LGBTQ）の目線やプライバシー、子育て家庭のニーズに配慮した設備の整備や要配慮者に配慮したスロープ等の施設の整備、必要に応じて被災者が飼養する犬・猫等の家庭動物（特定動物を除く）（以下「被災ペット」という。）のためのスペースの確保に努めるとともに、テレビ、ラジオ等被災者による災害情報の入手に資する機器の整備を図る。

また、LGBTQなど性的少数者から相談を受ける場合はプライバシーを確保するとともに、アウティング（性的少数者本人の了解なしに性的少数者であることを他人に暴露してしまうこと）をしないよう注意を要する。

村は、災害時における非常通話等の迅速、円滑化を図り、かつ、輻輳を避けるため、災害時優先電話をあらかじめ西日本電信電話株式会社の事業所に申請し、承認を受けておく。

（3）指定避難所における生活物資の確保

村（総務企画課、保健福祉課）は、緊急の際の指定避難所への「緊急資機材等納入業者名簿」を作成しておくとともに、指定避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、燃料、常備薬、マスク、消毒液、体温計、段ボールベッド、パーティション、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資や新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策に必要な物資等の備蓄に努める。また、備蓄品の調達に当たっては、要配慮者、女性、子どもにも配慮する。福祉避難所についても、同様とする。

（4）被災ペット対策

村は、同行避難した被災ペットの受入れにあたり、以下の事項を準備する。

ア 受入れへの対応（発災直後（0日～3日））

- ・発災直後は、避難所に多くの避難者が来場する時期であり、避難者と同伴したペットも多く集まることが想定されるが、ペット同伴者とその他の避難者を分けることで、ペットによるトラブルを回避することができる。
- ・避難所に、居室可能な部屋が複数ある場合は、ペット同行避難者を受入れる専用の部屋を確保できるよう、事前に施設管理者との調整に努める。また、居室が一部屋しかない場合には、最初のペット同伴者を確認した段階で、その部屋を分割してペット同伴者用のスペースを確保することが望ましい。

同行避難の受入れにあたり必要な事項（例）

項目	内容
緊急避難場所等での準備	<ul style="list-style-type: none"> ・飼い主が同行避難してきた際のペットの飼養スペースの確保 ・ペットを連れた被災者等への対応についての担当職員への周知、関係課との連携 ・緊急時に提供できる、ペットが最低限、雨風をしのげる場所の確保
同行避難に関する被災者への広報	<ul style="list-style-type: none"> ・効果的に避難を促すための、ペットとの同行避難を含めた伝達内容の整理 ・事前の情報伝達（受け入れ可能な避難所の所在を公表、避難時に必要な準備等）
避難所における対応	<ul style="list-style-type: none"> ・要配慮者への対応（身体障害者補助犬（盲導犬、介助犬、聴導犬）への対応準備） ・アレルギーを持つ方等への対応（避難所等で、動物アレルギーを持った方と動物との住み分けや動線の検討） ・ペットの預け先等の準備（ペットも飼養できる避難所等やペットの一時的な預け場所の準備）

出典：「人とペットの災害対策ガイドライン 災害への備えチェックリスト」（令和3年3月、環境省）

イ 飼い主の対応

- ・災害発生時、飼い主はペットと同行避難することが基本となることから、平時よりペットの安全と健康を守るとともに、他の避難者への迷惑にならないように努める必要がある。

飼い主に必要な準備（例）

項目	内容
ペットのしつけと健康管理	<ul style="list-style-type: none"> ・ケージ等に、日頃から慣らしておく。 ・不必要に吠えないしつけを行う。 ・人やほかの動物を怖がったり攻撃的にならない。 ・決められた場所での排泄ができる。 ・各種ワクチン接種を行う。
ペット用の避難用品や備蓄品の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・フード、水（少なくとも5日分【できれば7日分以上】） ・予備の首輪、リード（伸びないもの）、食器 ・排泄物の処理用具、トイレ用品 ・おもちゃ

出典：「災害時におけるペットの救護対策ガイドライン」（平成30年9月、環境省）

（5）指定避難所設置マニュアルの策定

村（総務企画課）は、災害時における指定避難所設置手続について、次の事項等を

内容とするマニュアルを予め策定し、避難所の開設・管理責任者等必要な事項について住民への周知を図るものとする。また、訓練等を通じて、指定避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努める。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に指定避難所を運営できるように配慮するよう努める。

特に、夏季には熱中症の危険性が高まるため、熱中症の予防や対処法に関する普及啓発に努める。

- ア 指定避難所の開設・管理責任者、体制
- イ 開設に当たっての当該施設の安全性の確認方法（被災建築物応急危険度判定等）
- ウ 村本部への報告、食料・毛布・仮設トイレ等の備蓄状況の確認及び不足分の調達要請
- エ 防災関係機関への通報連絡体制の確立
- オ シャワー等による入浴機会の提供（設備がない場合は代替措置を検討）
- カ 感染症対策を踏まえた運営方法
- キ その他開設責任者の業務

第12 運営体制

1 現状と課題

阪神・淡路大震災では、避難所における情報連絡体制が十分に機能せず、市町村、住民組織、支援ボランティア間の連携も不十分であった。

また、学校が避難所となるケースがほとんどであり、教職員が中心となって運営に努めた。本県でも同様に学校が避難所となる場合が多いと思われるが、施設の管理者及び職員（校長、教員等）は避難所運営においてどのような位置づけとなるかが定かでない。

また、指定避難所の運営には避難者それぞれが主体的に参加していく必要があり、そのためには必要な事項についてあらかじめ定めておく必要がある。

2 基本方針

指定避難所運営についての基本計画を事前に作成しておき、その中に基本的な考え方を示しておくとともに、設置後は避難者の自治組織の決定を中心に運営することにより、状況に応じた柔軟な対応をしていく。

指定避難所設置施設の職員は、指定避難所である間は通常業務の実施は困難であるため、指定避難所の管理運営を行い、又はそれに協力しつつ、再開に向けた準備を行う。運営に当たっては、避難者、村、施設管理者の三者間で協議等を行うことにより、円滑な運営を図る。

3 対策

（1）行政側の管理伝達体制

村（総務企画課）は、災害発生後速やかに管理体制を構築するため、指定避難所の

維持管理体制及び災害発生時の要員の派遣方法についてマニュアルを予め定めておく。

なお、当該職員も被災する可能性が高い上、深夜・休日に災害が発生する場合も考えられるので、それらの場合を考慮した配置計画とする。

(2) 避難者の自治体制

村（総務企画課）は、指定避難所の運営管理に当たり、避難者に対する正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他の地方公共団体に対して協力を求める。また、指定避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自動的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援する。

また、村は、指定避難所運営の円滑化を図るため、運営の中心となる自主防災組織等の既存組織と協議し、予定される避難所ごとに次の内容について事前に「避難所運営マニュアル」を作成する。避難所設置の際は、当該マニュアルに沿って円滑な運営が行われるようにする。

なお、マニュアルの作成に当たっては、指定避難所運営における女性の参画や最大限要配慮者への配慮をするとともに、プライバシーの確保、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。

- ア 避難者の自治組織（立上げ、代表者、意思決定手続等）に係る事項
- イ 指定避難所生活上の基本的ルールに係る事項（居住区画の設定及び配分、トイレ、ごみ処理等日常生活上のルール、プライバシーの保護等）
- ウ 避難状況の確認方法に係る事項
- エ 避難者に対する情報伝達、要望等の集約等に係る事項
- オ その他避難所生活に必要な事項
- カ 平常体制復帰のための対策
 - (ア) 事前周知、自治組織との連携
 - (イ) 避難者の生活と授業環境の確保のための対策
 - (ウ) 避難所の統合・廃止の基準・手続等

(3) 施設管理者による避難所支援体制

指定避難所設置施設の管理者は、指定避難所の維持管理に協力するとともに運営の支援に当たるため、村や関係自主防災組織等とともに、避難所マニュアルの策定に参加するよう指導する。

また、関係職員に予め研修を行い、必要な知識の習得に努める。

第13 災害救助用資機材の確保計画

1 現状と課題

震災時には、警察、消防、自衛隊又は地域住民等によって、倒壊家屋等に閉じ込められた傷病者の救助が行われることになるが、現状の警察、消防等の装備だけでは、適切な救助用資機材が少なく、効率的な救助活動を行うことができないと予想され、救助用資機材の確保を図る必要がある。

2 基本方針

対策の概要は、警察、消防の救助能力の向上を図るために、災害救助用資機材の充実強化を促進するとともに、地域の防災力を高めるため、集会所等にも救助用資機材の整備を進めていくこととする。

また、平常時から燃料、発電機、建設機械等の応急・復旧活動時に有用な資機材、地域内の備蓄量、公的機関・供給事業者等の保有量を把握し、災害時の不足に備えて、関係機関との情報共有や民間事業者との連携に努める。

3 対策

(1) 村（総務企画課）

村は、自主防災組織を単位とした地域において、ジャッキ、バール、スコップ等の災害救助用資機材の整備に努めるとともに、パワーショベル等の重機類及びその要員を確保するため、地元土木建設業者等と重機類等の借上に関する協定の締結に努めるものとする。

(2) 県警察、消防機関（消防本部、消防団）

県警察、消防機関（消防本部、消防団）は、ファイバースコープやエーカッター等災害救助用資機材の整備・充実を図る。

第14 建設用資機材の備蓄計画

1 現状と課題

資機材の備蓄については、阪神・淡路大震災でも明らかになったように、複数の被害が同時・多発的に発生する地震被害に対しては、備蓄資材の内容及び数量等の一層の充実が必要である。

2 基本方針

資機材の備蓄及び調達については、経済性や備蓄場所の確保等の点から、（一社）岡山県建設業協会など関係団体の協力を最大限に活用することとし、県及び村においては、初期活動に必要となる最小限の資機材の備蓄に努める。

3 対策

(1) 備蓄

村（建設課）においては、地域の自然条件や被害予想規模などを勘案し、初期活動

に必要と思われる資機材の備蓄計画を定める。

また、備蓄場所の選定に当たっては、緊急輸送路とのアクセス条件や危険性の分散に十分考慮する。なお、備蓄計画の策定に当たっては、県及び関係団体における資機材の保有状況との補完性や整合性に留意する。

(2) 調達

村（建設課）においては、村の区域内の関係団体等における資機材の保有状況を調査把握した上で、これら関係団体や他市町村との相互応援協定等の締結を積極的に検討し、地震発生時における資機材の円滑な調達が可能となるよう、備蓄計画と併せた総合的な資機材の確保対策を講じる。

第15 地域防災活動拠点整備計画

1 現状と課題

大規模災害時に避難場所や救援の基地等にも利用でき、防災活動のベースキャンプとなる防災拠点を計画的に整備する必要がある。

2 基本方針

村、県はそれぞれの防災活動が十分果たせるよう防災拠点等の整備を図る。

3 対策

村（総務企画課）は、次のような利用を目的とした地域防災拠点の整備に努める。

(1) 物資等の集積基地

(2) 救急、救援の活動基地

(3) 災害ボランティア等の受入れ施設

(4) ヘリポート施設

第16 緊急輸送活動計画

1 現状と課題

大規模な地震が発生した場合には、被災地に対し、広域協定等の相互応援協定や一般からの大量の生活必需品や食料等の搬出が予想される。また、救助・救援活動に必要な資機材を必要とする事態も想定され、こうした資機材・救援物資等を着実に搬入し、確実に配達するためには、それをつなぐ緊急輸送活動が重要となる。

しかし、災害発生時には、多くの混乱が見込まれ、食料の保管配布場所の要員、ノウハウをもつ関係者の不足等により、緊急輸送の確保が困難な場合も想定されるため、平常時から、あらかじめ、その対策について検討しておく必要がある。

2 基本方針

村は、多重化・利便性を考慮しつつ、災害発生時の緊急輸送活動のために確保すべき道路等の輸送施設及び体育館等の輸送拠点について把握・点検を行う。

また、これらを調整し、災害に対する安全性を考慮しつつ、関係機関と協議の上、緊急輸送ネットワークの形成を図り、関係機関、周辺住民等に対する周知徹底に努める。

3 対策

各種資機材・救援物資等の搬入は、被災者には生命線であり、必ずこれを確保し着実に配送しなければならない。そのためには、拠点施設の耐震性の確保、早急な道路啓開、陸路以外の緊急輸送手段の確保及び緊急輸送車両の通行保証が重要であり、その対策が迅速に行えるよう努める。

(1) 拠点施設の耐震化

村（建設課）及び県は、資機材や救援物資の受援拠点となる施設の耐震化に努める。

(2) 早急な道路啓開

村（建設課）及び県は、道路の被害状況の迅速な把握とその啓開が可能となるよう平常時から関係機関の連携に努める。

(3) 陸路以外の緊急輸送手段の確保

陸路の破壊による輸送ルートの遮断も考えられることから、陸路以外の手段も検討する。村（総務企画課）及び県は、陸路以外の空路（臨時ヘリポートの確保を含む。）について施設の管理者と連携をとりつつ、あらかじめ、その候補地を関係機関と協議の上、緊急輸送ネットワークにおける輸送施設として指定し、その周知に努める。

(4) 緊急輸送車両の通行保証

村（建設課）及び県が輸送協定を締結した民間事業者等の車両については、緊急通行車両標章交付のための事前届出制度が適用され、発災後、当該車両へ緊急通行車両標章が円滑に交付されることから、民間事業者等に対して周知を行うとともに、自らも事前届出を積極的に行うなど、その普及を図る。

(5) その他の環境整備等

村及び県は、緊急輸送が円滑に実施されるよう、あらかじめ、運送事業者等と物資の保管、荷捌き及び輸送に係る協定を締結するなど体制の整備に努める。この際、災害時に物資の輸送拠点から指定避難所等までの輸送手段を含めた体制が速やかに確保できるよう、あらかじめ、適切な物資の輸送拠点を選定しておくよう努める。

物資の調達・輸送に必要となる情報項目・単位の整理による発注方法の標準化、物資の輸送拠点となる民間施設への非常用電源、燃料貯蔵設備及び非常用通信設備の設置に係る支援、緊急通行車両等への優先的な燃料供給等の環境整備を図る。

第17 消防等防災業務施設整備計画

1 現状と課題

地震災害の応急活動を実施するためには、倒壊家屋からの救助、道路障害物の除去等に適した資機材や消火、救急活動に必要な車両等の整備を図っておかなければならぬ。

2 基本方針

災害が発生したとき、緊急に出動し応急活動の中核となる警察、消防及び自衛隊における防災関係資機材等の整備・充実を図る。

3 対策

(1) 村（総務企画課）、消防機関（消防本部、消防団）

ア 管内の消防水利の状況を再点検するとともに、多角的な消防水利の確保・整備を図る。

（ア）防火水槽、耐震性貯水槽の整備

（イ）池、河川等の自然水利の活用を図る措置

（ウ）プール、下水道等の既存の人工水利の活用を図る措置

（エ）道路横断用のホース保護用具等の整備

イ 消防防災ヘリコプターの活動拠点を警察と連携を図りながら設置する。

ウ 消防ポンプ自動車、救急自動車等の車両の整備を図る。

エ 緊急消防援助隊用の特殊車両の整備を図る。

オ ファイバースコープ等の災害救助用資機材の整備を図る。

(2) 警察

災害時における警察の主な任務である救出救助及び交通規制に要する装備・資機材の整備に努める。

(3) 自衛隊

ア 自衛隊が行う救援活動の資機材の整備、充実を図る。

イ ヘリコプター利用に備えてヘリポート適地を調査する。

第18 広域的応援体制整備計画

1 現状と課題

大規模災害においては、一地域の防災機関だけでは対応できない事態が想定され、他地域からの応援が必要になる。

応援については、被災の範囲・被害規模等の状況に応じた応援隊や資機材を考慮するほか被災地の受入体制等についても検討を加えておかなければならない。

2 基本方針

大規模災害を想定し、広域の応援体制を措置しておく必要がある。

また、村内における被災で応援が必要になる場合を前提に、応急対策が有効かつ的確に実施できるよう、応援マニュアルを作成する。

3 対策

(1) 応援体制

ア 村（総務企画課）

(ア) 応援要請の判断

- a 応援要請は、被災した場合、村長が判断をすることを原則とする。
- b 地震被害は市町村域を越えて同時多発するものであり、事態によっては広域的観点から、知事が必要な期間、自治体等に応援要請ができるものとする。

(イ) 応援に係る関係事項・機関

応援については、被災の範囲・被害規模等の状況に応じて必要な応援隊や資機材を要請する。

a 県内相互応援

村は、県への応援要求が迅速に行えるよう、あらかじめ県と要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決め、連絡先の共有を徹底するなど、必要な準備を整えておく。

- ・知事は、被災地に隣接する市町村長に応急措置の実施に係る応援を指示する。
- ・岡山県下消防相互応援協定の活用を図る。
- ・村は、「岡山県及び県内各市町村の災害時相互応援協定」（平成26年7月）に基づき、被災時に周辺市町村が後方支援を担える体制となるよう、それぞれにおいて、後方支援基地として位置付けるなど、必要な準備を整えるものとする。また、県は、市町村相互応援が円滑に進むよう配慮する。

b 県外からの応援

・自治体の応援

災害等発生時の広域支援に関する協定等に基づき、カウンターパート県やブロック単位等の応援を受ける。また、必要に応じて他都道府県からの災害救助法に基づく救助の応援を受ける。

・警察の応援

警察災害派遣隊等の応援を受ける。

・消防の応援

緊急消防援助隊等の応援を受ける。

・自衛隊の派遣要請

自衛隊の派遣要請は、迅速に行う。

c 応援の受入体制

村、県及び防災関係機関は、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体及び防災関係機関から応援を受けられるよう、防災業務計画や地域防災計画等に応援計画や受援計画をそれぞれ位置付けるよう努め、応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等について必要な準備を整える。

- ・自治体応援の受入れは、県又は村が行う。

県は、災害等発生時の広域支援に関する協定等に伴い、応援を受ける場合及び他県を支援する場合を考慮して、岡山県災害対策本部規定の各部（課）の所管事項を整備する。

- ・警察、消防の応援隊はそれぞれの機関が受け入れることとし、その担当部署及び連絡体制を確立する。

- 警察…警察災害派遣隊等
- 消防…緊急消防援助隊等

- ・自衛隊の受入れは村が行い、県は、状況によっては応援部隊やその車両等の基地及びヘリポートについて総合的に調整する。

d 応援活動の相互調整

- ・警察、消防、自衛隊が共同で活動する場合は、相互に積極的に連絡をとり合い災害情報等の共有に努めるものとする。
- ・人命救助その他の救援活動をより効果的に行うため、連携してその任務に当たるよう、相互に調整を行うものとする。

(2) 広域的な相互応援体制の確立

ア 村（総務企画課）

(ア) 災害の発生により、村単独では十分な応急措置ができない場合に備え、他の市町村と広域の相互応援に関する協定締結の促進を図る。

(イ) 協定を締結する際の概要是次のとおりとする。

- a 食料、飲料水、生活必需物資及びその供給に必要な資機材の提供
- b 被災者の救助、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な物資及び資機材の提供
- c 救援、消火、救急活動等に必要な車両及び資機材の提供
- d 医療、救援、応急復旧等に必要な事務職、技術職等の職員の派遣
- e 被災者を一時収容するための施設の提供
- f 前各号に定めるもののほか特に要請のあった事項

- ・協定等一覧表（資料第25）

第19 外国からの支援受入体制整備計画

1 現状と課題

外国からの支援については、外交ルートを通じて行われるもののはか、姉妹都市や日系人団体からの自発的支援が考えられる。

言葉等の課題もあり、県は、被災地への案内や応急活動について防災機関との連携、受入体制を整備する必要がある。

2 基本方針

外国からの支援については、国の防災基本計画に従い、外務省ほか関係省庁と協議し、県が対応する。

3 対策

(1) 国の機関との調整

県は、次の事項については外務省ほか国の関係省庁の指示又は連絡により対応する。

ア 外国からの支援対応、外国人の入国及び捜査犬の動物検疫等

イ 通訳

ウ 被災地までの移動方法等

(2) 県内の関係機関との調整

ア 支援活動の範囲、現場案内等について、県は、国の指示等に基づき必要に応じて県内の関係機関で協議する。

イ 通訳について、県は、必要に応じて県内の留学生の協力を得る。

(3) 救援物資等

救援物資等は、県外又は県内の送達が考えられ、県は、いずれかの到着地から被災地までの搬送等について、国の方針に従い対応する。

ア 到着地（空港、港）における防疫等の措置

イ 航空・通関業者等の費用の無料化

ウ 到着地から被災地までの輸送手段、運送費の扱い

第20 行政機関防災訓練計画

1 現状と課題

災害を最小限度にとどめるためには、平素から各種訓練を実施する必要があるが、必ずしも十分な訓練が実施できていない状況にある。

このため、村は県をはじめとする防災関係機関との連携による災害対策はもとより、住民一人ひとりが日頃から災害についての認識を深め、万一の災害から自らを守るとの意識のもとに、地域ぐるみで災害に対処する体制づくりや、年1回以上各種訓練を実施することにより、緊急事態に即応できるよう機動力の維持に努める。

2 基本計画

地震においては、被害が同時に広範囲に及ぶことが予想されることから、防災関係機関、地域住民、自主防災組織及びNPO・ボランティア等等の参加を得て、緊密な連携のもとに各種訓練を実施し、防災関係機関相互の協力体制の強化と予防並びに応急対策機能の向上、住民の防災意識の高揚を図る。

訓練の実施に当たっては、被害の想定を明らかにする等様々な条件を設定し、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込むなど、より実践的な訓練となるよう工夫して実施する。

また、訓練実施後には参加機関が集まり、訓練内容の評価を行うことにより、課題等を明らかにし、村の防災体制等の改善を行う。

3 対策

村（総務企画課）、関係機関

（1）総合防災訓練

大規模地震を想定の上、防災関係機関並びに地域住民が参加して、総合的、実践的な訓練を実施する。

ア 訓練参加機関

- (ア) 県、警察、村、消防機関、自衛隊
- (イ) 指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関
- (ウ) 医療、看護等の関係団体
- (エ) 自主防災組織、事業所等の防災関係団体

イ 訓練項目

- (ア) 防災意識の高揚
- (イ) 住民、地域、企業における自主防災組織の訓練
- (ウ) 防災関係機関による情報の収集・伝達及び広報訓練
- (エ) 防災関係機関による応急対策訓練
- (オ) 緊急輸送路確保、救援物資輸送等の訓練
- (カ) ライフライン等の確保訓練

(キ) 指定避難所、救護所の開設・運営等に関する訓練

(ク) 村本部訓練

(ケ) 広域応援要請訓練

ウ 訓練後の評価

訓練の終了により評価を行い、防災計画・防災業務計画を見直し防災体制の改善に反映させる。

(2) 広域的防災訓練

災害等発生時の広域支援に関する協定等に基づき、広域的に、次の防災訓練を実施する。

ア 支援要請訓練

イ 情報連絡訓練

ウ 応援隊等の応援・受援訓練

エ 支援における必要な物資、資機材の確保訓練

(3) 気象予警報伝達訓練

気象予報及び警報を伝達し、情報に基づき迅速、的確に対応する訓練をする。

(4) 配備訓練

村は、職員の配備、呼び出し等の訓練を行う。

(5) 非常通信訓練

災害時の通信確保のため、非常通信協議会の協力を得て、有・無線の通信訓練を実施する。

(6) 高圧ガス等特殊災害対策訓練

村、県は、消防及び事業所等と連携して、高圧ガス等の特殊災害を想定した訓練を実施する。

(7) 関係機関の防災訓練

ア 消防

(ア) 岡山県下消防相互応援協定に基づく実効的な訓練を実施する。

(イ) 緊急消防援助隊に関する実践的な訓練を実施する。

(ウ) 消防職員の非常招集訓練等を行う。

イ 指定地方行政機関等

指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関は、それぞれの機関が所掌する防災業務の訓練を実施する。

(8) 避難所開設・運営訓練

村及び県は、新型コロナウイルス感染症対策を含む感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施する。

第21 公的機関等の業務継続性の確保

1 現状と課題

村、その他防災関係機関は、災害発生時において、重要な役割を担うが、過去の災害においては、自らの被災による庁舎や電気・通信機器の使用不能や、災害発生に伴う業務量の急増に対応する人員の不足等から、災害対応その他の業務に支障を来たした事例もある。

このため、災害時に資源（人、物、情報等）が制約を受けた場合でも、一定の業務を的確に行えるよう、業務継続計画を策定し、対策を事前に準備しておく必要がある。

2 基本方針

村、その他防災関係機関は、災害発生により、人、物、情報等利用できる資源に制約が生じた場合にも、災害対応その他の業務が適切に実施できるよう、業務継続計画を策定する。

3 対策

村、その他防災関係機関は、災害発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画の策定等により業務継続性の確保を図る。

また、実効性ある業務継続体制を確保するため、地域や想定される災害の特性等を踏まえつつ、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練・研修等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂などを行う。

特に、村は、災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うこととなることから、業務継続計画の策定等に当たっては、少なくとも村長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、電気・水・食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理について定めておくものとする。

災害時の拠点となる庁舎等については、非構造部材を含む耐震対策等により、発災時に必要と考えられる高い安全性を確保するよう努める。

また、村の災害対策、住民生活に直結する通信施設、上水道・下水道（農業廃水）施設等のライフラインについて、関係者と連携し、その機能維持及び早期復旧に向けた対応について検討する。

第3節 地震に強いむらづくり

第1 建物、むらの不燃化・耐震化計画

1 現状と課題

阪神・淡路大震災や東日本大震災など、近年の大震災による教訓として、住宅・建築物等の安全の確保という大原則が再認識された。昭和56年6月以降のいわゆる新耐震基準に基づき建築された住宅・建築物は、一定レベルの安全性の確保がなされていることから、村内の住宅・建築物のうち、旧基準で建築されたものについて、早急に耐震診断及び耐震改修を図る必要がある。

さらに、大地震の際には、落下物、ブロック塀等の倒壊による被害も想定され、これらの対策が重要であることについても認識を新たにした。

2 基本方針

現在、我が国の建築物については、建築基準法（昭和25年法律第201号）や日本建築学会等の技術基準によって、設計、施工されており、高い耐震性、安全性が確保されているといえる。

しかし、想定を超える地震に対しても常に無傷で耐えられる建築物やむらづくりを求めるることは、経済的、技術的に問題があり、また、居住性を損ねるため、社会通念上容認されにくく、想定を超える災害が発生した場合には、生命の安全の確保を第一としつつ、被害を一定レベルにくいとめられるような、「地震に強いむらづくり」を目指す必要がある。特に、防災上重要な建築物については、災害時の救援活動の拠点としての使用に支障をきたす被害を受けないことが極めて重要であり、老朽化した社会資本について、長寿命化計画の作成・実施等により、その適切な維持管理に努める。

また、地震により、建築物が受ける被害度は建築物個々の特性、建設地盤その他の複雑な要素が関わり合うものであり、建物の性格や地盤特性等に応じた建築物の耐震性の確保については、今後、より促進していく必要がある。

なお、安全を重視した総合的な土地利用の確保を図るため、防災むらづくりの方針を振興計画に位置付ける。

また、地震防災緊急事業5ヵ年計画に基づき、各種施設の緊急的な整備を図り、安全性向上に努める。

特に、防災拠点となる公共施設等の耐震化については、耐震改修促進計画等に定めた数値目標などにより、計画的かつ効果的な実施に努めるものとする。

3 対策

（1）建物の不燃化・耐震化

ア 防災上重要な建築物の不燃化・耐震化

村（建設課）、国、県及び施設管理者は、災害時において救援活動の拠点や指定避

難所となる学校や社会福祉施設、救急・医療活動の拠点となる病院、情報収集・伝達・応急対策の拠点となる庁舎、その他不特定多数の者が利用する施設など防災上重要な建築物の不燃化及び耐震化を図る。

これらの建築物については、防災計画に基づき適切な場所に免震構造等の耐震性能が特に優れた建築物の建設を促進する。また、現行の耐震基準（昭和56年施行）以前に建築された既存の建築物については、耐震診断の実施に努め、耐震性能が不足すると判断された場合には耐震改修を行う。

イ 一般の住宅・建築物の不燃化・耐震化

村（建設課）、県は、耐震改修促進計画に基づき、一般の住宅・建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図る。

（2）むらの不燃化

ア 避難地、避難路周辺における不燃帯の整備

村（建設課）は、道路、公園、緑地、河川、耐火建築物群等の連携による延焼遮断空間を確保するという観点での整備を進める。

イ 道路網の整備

道路管理者（村（建設課）、国、県（農林水産部、土木部））は、道路の延焼遮断効果が大きいことに注目し、新設改良に当たっては、災害危険度等を勘案しながら広い幅員を確保するとともに、植樹帯等を積極的に設置するよう努める。

ウ 計画的な防災むらづくりの推進

災害に強いむらづくりは、計画的に推進することが重要である。このため、村（総務企画課）は、西栗倉村総合振興計画の中に防災むらづくりに関する方針等を盛り込む。

（3）天井等の非構造部材・ブロック塀等の耐震化

建築物における天井材等の非構造部材の脱落防止対策、ブロック塀及び家具の転倒防止対策、エレベーターにおける閉じ込め防止等を図る。

（4）あんしん避難所の整備

村は、だれもが安心して利用できる避難所（あんしん避難所）の整備に取り組むほか、地震のリスクなどの情報提供と併せて、災害時における自助・共助の精神（心のバリアフリー）の普及啓発を行う。

第2 道路における災害予防計画

1 現状と課題

道路は、日常の社会経済活動だけでなく地震発生時の応急活動において重要な役割を果すものである。従って、道路の安全性の向上を図り、事前の予防措置を講じる必要がある。これまで、経済性、効率性を重視した施設整備が行われてきたことから、震災時

には道路としての機能が十分発揮できないおそれがある。このため、今後の道路整備においては、耐震性の高い施設整備を行い、安全性を高める必要がある。

また、地震発生時の応急活動を円滑に行うためには、警察による交通信号機、道路交通情報板等を活用した適正な交通管理を行う必要がある。

2 基本方針

災害時において道路の機能が十分発揮できるよう整備を行う。橋梁等の耐震性の向上を図るため、安全性について検討を行い、必要な対策を実施する。また、今後新設する橋梁等道路構造物についても、阪神・淡路大震災級の地震に対する安全性を十分考慮した整備を行う。

落石等危険箇所についても、災害時の避難、緊急物資の輸送に支障をきたさないよう、危険箇所について重点的にパトロールを実施するとともに、危険箇所の防災対策の推進を図る。

3 対策

村（建設課）、国、県（農林水産部、土木部）は、被災時において、救援物資の集積地点（空港等）とのアクセスが確保でき、道路の機能が十分発揮できるよう整備を行う。

橋梁等の耐震対策については、跨線橋、跨道橋及び緊急輸送道路など緊急度の高い橋梁から順次補強を行っていくとともに、今後新設する橋梁については、道路橋示方書に基づき整備を行う。また、横断歩道橋、大規模な擁壁などについても地震に対する安全性を考慮し整備を行う。

落石危険箇所については、危険度の高い箇所や緊急輸送道路などを優先して防災対策を行い、地震に強い道づくりを推進する。

第3 鉄道（智頭急行株式会社）

1 現状と課題

智頭線は、鉄道構造物のほとんどが整備から30年を超えており、山崎断層と交差していることなどから、そのリスク評価を実施して、必要な耐震対策の方法等を検討し、計画的に対策を進めていく必要がある。

2 基本方針

智頭急行株式会社は、鉄道輸送事業を災害から未然に防止し、災害時に早期復旧につとめ、輸送の確保をはかり、その社会的使命を發揮しうるよう、線路、施設等が自然現象からうける環境変化を的確に把握し、広域自然災害に対応する防災対策を樹立するとともに、関係行政機関、関係公共機関及び鉄道事業者との密接な連携のものに、万全の措置を講ずる。

3 対策

智頭急行株式会社は、必要な耐震対策を計画的に実施するなど、構造物の耐震性を考慮した保守・管理を行う。併せて、被災した場合に備えて、代替輸送の確保に努める。

第4 砂防関係施設における災害予防計画

1 現状と課題

土砂災害防止施設については、近年の地震による砂防堰堤、急傾斜地崩壊防止施設等の被害は軽微なものであり、現行の設計基準で特に問題はないと考えられる。しかし、村内には老朽化等機能低下したものもある。

2 基本方針

土砂災害防止施設が老朽化等により機能低下をきたしている箇所について、県と連絡を密にし、補修、補強等整備を促進し、地震による土砂災害の防止を図る。

3 対策

土砂災害防止施設は、砂防堰堤と流路工などの砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設であるが、地震によりこれらの施設が完全に破壊されるようなことはないものと予想される。

村（建設課）は、県（農林水産部、土木部）と連絡を密にし、既設構造物について常時点検を行い、施設の機能の維持に努め老朽化した砂防施設は地震に対してその機能が保持できるよう補強対策を進める。

第5 学校施設における災害予防計画

1 現状と課題

学校施設は児童生徒等の学習・生活の場であるとともに、村立学校については、災害発生時には地域住民の指定緊急避難場所・指定避難所としての役割を果たす重要な施設であることから、より一層の防災機能を強化することが求められている。

2 基本計画

児童生徒等の安全を守り、安心で豊かな教育環境を整備するとともに、地域住民の安全と安心を確保するため、実効性のある耐震化計画を策定し、早期に学校施設の耐震化を進めていく。また指定緊急避難場所・指定避難所として防災機能の充実を図る。

3 対策

(1) 村（教育委員会）

ア 学校施設の耐震性の確保並びに不燃化及び堅ろう化の促進

学校施設及び設備を災害から防護し、児童生徒等の安全を図るため、建築に当たっては十分な耐震性を確保し、不燃化及び堅ろう構造化を促進する。

また、校地等の選定・造成をする場合は、災害に対する安全性に留意し、適切な予

防措置を講じる。

イ 学校施設・設備等の点検及び整備

既存施設については、耐震診断に基づき補強等を行う。また、建物に加え、電気、ガス、給排水設備等のライフライン及び天井材、外壁、照明器具等の非構造部材についても定期的に安全点検を行い、危険箇所又は要補修箇所の早期発見に努めるとともに、これらの補強、補修等の予防措置を図る。

災害に備えた避難及び救助に関する施設・設備の整備を促進し、防災活動に必要な器具等を備蓄するとともに、避難設備等は定期的に点検を行い整備に留意する。

ウ 危険物等の災害予防

学校等にあっては、ロッカー等、転倒物の固定具設置など、安全を確保できるよう適切な予防措置を講じる。

また、化学薬品等の危険物を取り扱う学校等にあっては、それらの関係法令に従い適切に取り扱うよう講じる。

第6 公共建築物における災害予防計画

1 基本方針

庁舎、病院及びその他の公共建築物については、災害時において救援活動の拠点としての機能に支障をきたす被害を受けないよう耐震性を確保する。

2 対策

村（総務企画課）及び施設管理者は、災害時に応急対策、救援・救急活動の拠点となるこれらの防災上重要な建築物の耐震性を向上させる。

防災計画に基づき適切な場所に免震構造等耐震性能に優れた建築物を建設する。また、旧耐震基準により建設された建築物については、耐震診断の実施に努め、必要があれば耐震改修を行う。

第7 文化財の災害予防計画

1 現状と課題

地震による被害としては、建造物の倒壊、津波による浸水、液状化による地盤沈下、また、美術工芸品等の転倒・落下による損傷、津波による汚損等が懸念される。これらに対しては、文化財の構造や材質等に応じた具体的な改善策を講じておく必要がある。

2 基本方針

文化財の保護のため村民の愛護意識の高揚を図るとともに、文化財の適切な保護・管理体制の確立、耐震対策の促進を図る。

3 対策

(1) 県、村

- ア 文化財に対する県民の愛護意識を高め、防災思想の普及を図る。
- イ 「文化財所有者のための防災対策マニュアル」等を活用して、文化財の所有者や管理者に対し防災知識の普及を図るとともに、管理・保護について指導・助言を行う。
- ウ 適時適切な指示を実施し、予想される被害を未然に防止する。
 - (ア) 重要文化財建造物等にあっては、定期的な修理など平常時のメンテナンスとともに、耐震診断の結果に基づき耐震性能の向上を図るための対策を促す。
 - (イ) 建造物以外の有形文化財にあっては、移動・転倒・落下等による被害や博物館等の文化財公開施設における展示物の転倒・落下による人命への被害を防止するため、日頃からの備えを促す。
- エ 文化財及び周辺の環境整備を実施する。
- オ 県は、村や民間団体（大学・県・建築士会）とともに形成している岡山県文化財等救済ネットワークについて、災害時の連携強化を推進する。

第8 簡易水道施設の予防計画

1 現状と課題

住民が飲用に適する清浄な水を得ることができるようにすることは、住民の生存、生活の基本的な事項の一つであり、この整備と確保は、行政としての責務である。また、緊急時にも住民の生活や生命を守るために必要な水を供給する行政の役割は、ますます重要性を高めてきている。

緊急時のハード面対策

- (1) 災害によって被害を受けない水道づくり
- (2) 被災する箇所が生じても、それによってシステム全体の機能が麻痺することがないような水道づくり
- (3) 被災した場合であっても、その早急な復旧が可能な水道づくり

一方、水道事業の立場からは、水道事業は料金収入による独立採算により経営することを基本としており、早急な施設の耐震化や近代化は困難である。しかし、緊急時の飲料水の確保は、東日本大震災を例とする大災害時においても、水道事業が中心的役割を果たすことが期待されていることを再認識しておかなければならない。

この基本的認識に立ち、水道事業体としては、生活用水や生活に密接に関わる主体としての社会的使命の重さを改めて自覚し、計画的な施設整備をはじめ、防災行政とも連携して、これまでの枠に限定されずに、事業活動のあり方を検討することが必要である。

2 基本方針

耐震性確保の観点から水道施設の総点検を行い、施設の老朽度合いと地形・地質の状況を勘案して、必要な耐震性診断を実施することによって、優先度を見極め、総合的かつ計画的に耐震化を推進する。

3 対策

(1) 村（建設課）

ア 水道施設の広域化の推進

地震等の災害への対応力を高める上でも、万一被害が生じた際の水道の供給を確保するためにも、水道施設の一層の広域化を推進する。

その際、水源の多元化、施設の多系統化、施設間の連絡等の整備も併せて推進する。

イ 基幹施設及び重要系統の耐震化・近代化

水道施設について部分的な被害が生じても、他の部分においては通常の機能を発揮することができるようになるとともに、断水被害の拡大防止の観点から、独立して配水機能を発揮できる配水ブロック化を促進する。

各配水ブロック内においては、優先順位を定めて、重要系統から逐次計画的に施設の近代化を進める。

また、河川等を複数系統の管で横断する場合には、一方を水管橋又は橋梁添架管、他方を伏越しとする等、工法を変えることも併せて推進する。

ウ 老朽管の更新

鉄管等については、耐震性の確保が東日本大震災でも立証されたことから、より耐震性のある管への計画的な布設替えを行う。また、配水管については離脱が起こりにくい伸縮性のある継手を使用する。

エ 緊急時の給水の確保

基幹施設の一部がダウンする緊急時においても、他の水道施設によって能力をカバーし、機能を維持できるようにし、水道システムの安定性を向上させる。

このため、浄水施設や配水池の能力を増強するとともに、緊急時に施設間で水の融通を図るために必要な連絡管等を整備する。

オ 訓練・研修等の実施

訓練・研修等の実施を通じて、災害時の応急給水や応急復旧など、緊急時の広域支援体制の確立を図るとともに、民間事業者と連携した支援体制の確保を推進する。

第9 農業集落排水施設の予防計画

1 現状と課題

農業集落排水施設は、重要なライフラインの一つであり、震災等により機能が麻痺した場合、汚水の滞留や未処理下水の流出による公共衛生被害の発生が考えられる。本施設が被災すると住民活動や社会活動に大きな影響が生じる可能性がある。

そのため、速やかに施設の耐震診断を行い、その結果を踏まえて、耐震性能を確保していく必要がある。

2 基本方針

水道をはじめとする他のライフラインの耐震性が高められる中で、農業集落排水施設が地震に対してその機能を保持していくためには、耐震性の向上が必須の課題であり、関連する技術の開発等を早急かつ積極的に推進する。

3 対策

(1) 村（建設課）

ア 農業集落排水施設の弾力的運用による機能の確保

施設が損傷を受け、下水処理が不可能となった場合でも、遊休農地等の転用により、必要最低限の処理が行えるよう、応急計画を加味した施設計画とするよう努める。

イ 重要幹線や集落排水処理施設内の水路等の複数系列化

重要幹線又は下水処理場内の重要な水路、配管若しくは汚泥圧送管等が破断した場合は、システム全体が長期にわたり機能を停止することになる。これを避けるため、重要幹線の二条化や処理場内の重要な水路等の複数系列化について検討する。

ウ 農業集落排水施設のネットワーク化

農業集落排水施設が損傷した場合にその機能を代替できるよう、管渠、ポンプ場、下水処理場のネットワーク化について検討する。

エ 農業集落排水施設の防災施設としての活用

下水道は処理場、ポンプ場等まとまった空間を有しており、これらを避難地、延焼遮断帯として活用する。

第10 電気施設（中国電力株式会社岡山支社、中国電力ネットワーク株式会社）の予防計画

1 現状と課題

東日本大震災等の過去に発生した大震災の教訓を踏まえ、必要な対策はおおむね実施できている。完了していない対策についても計画的に進めている。また、国が公表した南海トラフ巨大地震の想定に対する対策検討を行い、減災の考え方を取り入れ、必要に応じた対策を進めている。

2 基本方針

電力施設の災害を防止し、また、発生した被害の最小化を図り、早期の復旧を実現するため、防災・減災環境の整備と災害発生原因の除去に常に努力を傾注する。

3 対策

(1) 配電設備

ア 架空電線路

電気設備の技術基準に規定されている風圧荷重が地震動による荷重を上回るため同基準に基づき設計する。

イ 地中電線路

地盤条件に応じて、可とう性のある継手や管路を採用するなど、耐震性を配慮し設計する。

(2) 送電設備

ア 架空電線路

電気設備の技術基準に規定されている風圧荷重が地震動による荷重を上回るため同基準に基づき設計する。

イ 地中電線路

地盤条件に応じて、可とう性のある継手や管路を採用するなど、耐震性を配慮し設計する。

ウ 変電設備

機器の耐震は、変電所設備の規模や過去に発生した地震動などを勘案した、「変電所等における電気設備の耐震設計指針」に基づき設計する。また、建物については、建築基準法による耐震設計を行う。

エ 通信設備

屋内装置の設置方法については、建物の構造（柔構造または剛構造）と装置の設置階及び装置の固定方法を考慮し設計する。

第11 ガス施設の予防計画

1 現状と課題

L Pガスは、家庭用や業務用の燃料として消費されており、安全の確保はL Pガス業界に課せられた重大な社会的責務である。

2 基本方針

業界をあげて消費設備等の安全対策を一般消費者及び公共機関の理解を得ながら推進するとともに、万一の災害に備えて防災体制等の整備に積極的に取り組む。

3 対策

(1) L Pガス消費者

自らが保安の責任者であるとの認識のもとに、以下の事項について各自がL Pガスの事故防止に努める。

ア L Pガスの安全についての知識の修得

L Pガス販売事業者や消防機関等から配布されるパンフレットなどにより、地震等発生時の初期防災活動等についての知識を修得し実践する。

イ 消防等公共機関や岡山県L Pガス協会等が実施する防災訓練等に参加する。

(2) L Pガス販売事業者

全従業員に対して、顧客にL Pガスと併せ安全を提供することの基本方針を徹底し、

関係法令の遵守、防災体制等の整備及び顧客とのコミュニケーションに努めるとともに、特に以下の事項について平素から積極的に対応する。

ア LPガス消費設備の耐震性の強化

新規工事施工時及び定期の調査、点検等の際、以下の項目についてチェックし、耐震性の維持に努める。

- ・容器の転倒防止
- ・容器、ガスマータ、調整器等を建物被害の影響を受けにくい場所へ設置
- ・配管は可撓性のある材料とし、屋内配管にはフレキシブル管を導入
- ・埋設配管はPE管等可撓性及び耐食性のある材料を使用
- ・安全機器については、感震器を内蔵しているマイコンメータS型等による24時間集中監視システムの設置促進

イ 防災体制の強化

- ・過去に発生した震災の教訓を踏まえ、緊急措置マニュアルの見直し、従業員の教育、訓練に努める。
- ・緊急出動を迅速に実施するため、以下の対策を講じる。

震度5弱以上の地震が発生したときの自主出動制度

- ・岡山県エルピーガス災害対策要綱に基づく応援隊の受入れについて、顧客先のリスト及び地図の作成をしておく。

(3) 一般社団法人岡山県LPガス協会等

会員が実施する災害防災対策について指導するとともに、以下の共通的事項の実施等について村、県、関係団体等の指導、協力を受けて積極的に取り組む。

ア 広域防災体制の確立

村内全域及び県内外の関係団体との広域応援協定の締結及び合同防火訓練を実施する。

イ 防災工具及び資機材の整備

消費設備の調査、点検及び応急修理に必要な防災工具、資機材等について定期的に実態把握するとともに、備蓄及び村外関係者からの応援体制について検討しておく。

ウ LPガス消費者への保安啓発活動の実施

消費者の初期防災活動が被害の拡大と二次災害の防止上重要であることから、パンフレットの作成配布、防災訓練の実施等により安全についての周知徹底を図る。

エ 公共施設等へのLPガス消費設備等の設置促進

村、県等の公共機関に対して、地震災害発生時に指定避難所となる公共施設等に、災害時のリスク分散型の供給方式であるLPガス消費設備及び安全器具の設置を促進する。

オ その他必要な事項

第 12 通信施設（西日本電信電話株式会社岡山支店、株式会社NTTドコモ岡山支店）の予防計画

1 現状と課題

(1) 平成 7 年阪神・淡路大震災の場合

ア ネットワーク系設備（交換所～交換所間を結ぶ設備）

長距離系設備については、これまでの各種信頼性向上施策が功を奏し、通信サービスの中止を免れた。また、交換所内通信設備は地震の被害を受けず、主要伝送路も予備伝送路に切替わったことで通信上の影響は回避できた。

地域系設備については、停電等地震の影響を受けやすいことからサービス中止を免ることはできず、通信設備等が長期間機能停止し、ピーク時には被害が約 28 万 5 千加入に及んだ。

イ アクセス系設備（交換所～各戸を結ぶ設備）

アクセス系設備は 10 万を超える家屋の倒壊や火災等により、架空ケーブル、電柱、引込線が被災し、約 19 万 3 千加入が被害を被った。

地中設備については振動により、ケーブル、管路、マンホール等に被災があったが、これらに起因する故障は少なかった。

ウ 建物・鉄塔設備

(ア) 通信建物

新潟地震及び十勝沖地震を参考として関東大震災級の地震に耐えられる設計としており、耐震性を発揮した。

(イ) 鉄塔設備

鉄塔設備については 2 基が被災したが、通信には影響を及ぼさなかった。

(ウ) 電話輻輳の影響

大都市が被災したことから、過去に類を見ない電話輻輳が発生し、数日間継続した。

(エ) 公衆電話への影響

停電によりカードが使用できなくなったことから、硬貨の収納スペースが満杯（コイン詰まり）となり利用できない状態が多数発生した。

(2) 平成 12 年鳥取県西部地震の場合

鳥取県西部地区で町内のケーブルの被害があったものの、他の通信設備については被害がなかった。しかし、地震発生直後、安否確認等の通話が大量発生したため数時間電話の輻輳状態が継続したが「災害用伝言ダイヤル（171）」の提供により当日夕方には緩和された。

(3) 平成 23 年東日本大震災の場合

宮城県牡鹿半島沖を震源とするM9.0、最大震度 7 の大震災直後の大津波により、岩

手県・宮城県・福島県において全壊・流失ビルは41ビル及び広域停電による通信設備の機能停止した通信ビルは344ビルで約152万回線の通信サービスが中断した。

沿岸部の通信設備被害は電柱流失・損壊6.5万本、ケーブル流失・損壊は約6,300kmであった。

なお、「公衆電話の無料化」、「災害用伝言ダイヤル（171）・災害用ブロードバンド伝言板（Web171）」の提供は震災当日から実施し、5ヶ月間で約380万件の利用があった。

2 基本方針

過去の大震災等の教訓から、平常時においては、非常用電源の整備等による通信設備の被災対策、地方公共団体の被害想定を考慮した基幹的設備の地理的分散及び安全な設置場所の確保、応急復旧機材の配備、通信輻輳対策を推進するなど、電気通信設備の安全・信頼性強化に向けた取組の推進に努める

(1) アクセス系設備の地中化の推進

信頼性と美観等の観点から進めてきたケーブルの地中化により、地下設備の被害が少なかつたことが立証されたので、村、県等と連携して地中化を推進する。

(2) 通信電源の確保

広域停電に対処するため、主要な電気通信設備について、必要な予備電源を設置する。

(3) 緊急通信確保のための衛星通信の利用

地上の設備状態とは関係なく通信ができる衛星通信の特性を生かし、重要通信の確保と、被災地と非被災地との情報交換のために、通信衛星（JCSAT-5A）による衛星回線システムを構築する。

(4) 通信ビルの密閉性の強化

沿岸ビルの耐水対策（鉄鋼性窓塞ぎ等）を検討・実施する。

(5) 中継伝送路の信頼性向上

交換所～交換所間を結ぶ主要な伝送路のマルート構成、若しくはループ構造とする。

第13 廃棄物処理体制整備計画

1 現状と課題

大規模災害時には、一時的に大量の災害廃棄物が発生し、平常時の体制ではその処理が困難である。災害時に発生する廃棄物をできる限り迅速かつ計画的、効率的に処理するため、発生する廃棄物量をあらかじめ推計するほか、災害廃棄物の一時保管場所である仮置場の配置や適正な処理方法、減量化、最終処分の計画を事前に策定しておく必要がある。

さらに、広域的な処理を想定した、支援協力体制の構築が求められている。

2 基本方針

村は、発災時における混乱を避け、災害時に発生する廃棄物を適正かつ迅速に処理するため、国の「災害廃棄物対策指針」に基づき、西粟倉村ごみ処理計画をあらかじめ策定する。

策定に当たっては、被害が広域かつ甚大な災害に対処するため、自らが被災するだけでなく、支援する側になることも想定して検討を行う。

村は、廃棄物の処理主体であることから、平常時のごみ処理を委託している美作市、し尿処理を行う勝英衛生施設組合と連携した体制の構築に努める。

3 対策

(1) 廃棄物処理施設の災害予防等

ア 災害予防及び資機材等の備蓄

(ア) 施設整備等

村は、施設の新設に当たっては、耐震性や浸水対策、液状化等に配慮した施設づくりを行う。また、水道や電気等ライフラインの断絶に備え、予備冷却水の確保、施設の稼働に必要な燃料、薬剤の備蓄、非常用発電機の設置に努めるとともに、廃棄物処理施設が災害時に電力供給や熱供給等の拠点としての機能を発揮できるよう、必要な設備を整備するよう努める。

(イ) 仮設トイレ（マンホールトイレを含む。）、簡易トイレの備蓄

災害時に浄化槽が使用できなくなること及び指定避難所での避難者の生活に対応するため、簡易トイレ、消臭剤、脱臭剤等の備蓄を行うほか、仮設トイレを備蓄している建設事業者団体、レンタル事業者団体等に対して、災害時に迅速かつ積極的な協力が得られるよう協力体制を整えておく。

(2) 組織体制の整備等

村は、迅速に適切な廃棄物処理のための初期活動が行えるよう、発災時の動員・配置計画、連絡体制、指揮命令系統等をあらかじめ定めておく。関係行政機関、周辺市町及び廃棄物関係団体等との広域的な連携体制や民間連携の促進等に努める。

また、迅速かつ的確に情報収集し、関係機関等との連絡調整、処理計画の実行が行われるよう職員の教育訓練を実施する。

(3) 西粟倉村ごみ処理計画の策定

村は、災害廃棄物の処理に係る指針に基づき、適正かつ円滑・迅速に災害廃棄物を処理できるよう、西粟倉村ごみ処理計画を策定し、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物（指定避難所のごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理や公費解体及び土砂混じりがれきの撤去を行う場合の体制、周辺の地方公共団体との連携・協力のあり方等について、具体的に示す。

(4) 災害時の廃棄物処理体制の整備

村は、大量の災害廃棄物の発生に備え、広域処理体制の確立に努める。

また、十分な大きさの仮置場・最終処分場の確保に努めるとともに、広域処理を行う地域単位で、平常時の処理能力について計画的に一定程度の余裕を持たせるとともに処理施設の能力を維持し、災害時における廃棄物処理機能の多重性や代替性の確保を図る。

ア 仮設トイレ等し尿処理

村は、指定避難所等に設置する仮設トイレから膨大なし尿の発生が想定されることから、発生量をあらかじめ推計し、迅速な収集運搬体制、処理体制を検討しておく。

イ 避難所ごみ等

村は、指定避難所のごみの発生量をあらかじめ推計し、収集運搬、処理体制の検討を行うとともに、液状化等による収集困難地区からの一般廃棄物の収集運搬体制についても検討しておく。

ウ 災害廃棄物

(ア) 発生量・処理可能量の推計

災害廃棄物の発生量、既存施設での災害廃棄物の処理可能量をあらかじめ把握しておくことは、処理・処分計画の作成等の検討を行うための基礎的な資料となる。

村は、あらかじめ地域防災計画で想定される災害規模に応じた発生量及び自区内の処理可能量を推計しておく。

(イ) 処理スケジュール・処理フロー

村は、災害廃棄物の発生量、処理可能量等の推計を基に、廃棄物の種類ごとに、分別、中間処理、最終処分、再資源化の方法等を検討し、処理スケジュールと処理フローを検討しておく。

(ウ) 収集運搬

村は、災害時において優先的に回収する災害廃棄物の種類、収集運搬方法・ルート、必要資機材、連絡体制・方法について検討しておく。

(エ) 仮置場、仮設焼却炉

村は、想定される災害規模に応じて仮置場の必要面積を算定し、仮置場の候補地を平常時にあらかじめ設定し、併せて利用方法や仮置場での破碎・選別方法等についても検討しておく。また、災害廃棄物の発生量・処理可能量を踏まえ、仮設焼却炉や破碎・選別機等の必要性等を把握し、短期間で仮設焼却炉等を設置し稼働する方策を検討しておく。

(オ) 損壊家屋の解体・撤去

村は、道路担当部署等と調整し通行上支障がある災害廃棄物の撤去や、倒壊の危険性のある損壊家屋等を優先的に解体するなど、解体・撤去の優先順位を検討しておく。解体作業を円滑に行うため、必要に応じ建設事業者団体や解体事業者団体等

との協定締結を検討しておくとともに、速やかに他の地方公共団体への協力要請を行う。

(カ) 最終処分

村は、必要に応じ、災害廃棄物の受入れ可能な最終処分場候補地を平常時に検討しておく。

(キ) 広域的な処理処分

村は、円滑で効率的な災害廃棄物の処理のために、災害廃棄物の広域処理に関する手続方法や契約書（被災側・支援側）の様式等を平常時に検討・準備する。

(ク) 各種相談窓口の設置等

災害時においては、被災者から廃棄物の処理に関し、さまざまな相談・問合せが寄せられることが想定されるため、村は、受付体制（通信網復旧後は専用コールセンターの設置など）及び情報の管理方法を検討しておく。

第14 危険物施設等災害予防計画

1 現状と課題

危険物には石油類をはじめとして発火性、爆発性があり、災害の発生及び拡大の防止のため平素からの対策が重要である。

また、これら危険物は、大別して製造所のほか、貯蔵所、取扱販売所の形で流通しており、それぞれの流通部門ごとの対策も必要である。

2 基本方針

県、消防機関（消防本部、消防団）等は石油類、高圧ガス及び火薬類の予防対策について施設管理者等を指導し、災害の未然防止に努める。

3 対策

(1) 石油類施設災害予防対策

法令に基づく検査・指導

ア 県（消防保安課）、消防機関（消防本部、消防団）

消防機関（消防本部、消防団）は、消防法及び危険物の規制に関する政令に基づき次の事項を実施する。

(ア) 製造所等に対する立入・保安検査をする。

(イ) 各種の講習会、研修会を通じて法令の周知、取扱いの徹底を図る。

イ 施設管理者等の措置

(ア) それぞれの施設に応じた日常の点検事項及び点検方法等を自主的に定める。

(イ) 施設における化学消火薬剤及び必要資機材の確保を図る。

(ウ) 自衛消防隊の組織化を促進し、自主的な災害予防体制を確立する。

ウ 輸送対策

警察は、火薬類の輸送に係る事故対策を強化するため、火薬類輸送車両合同取締等を実施する。

(2) 高圧ガス施設災害予防対策

ア 輸送対策

(ア) 県（消防保安課）、警察、消防機関（消防本部、消防団）

県、警察、消防機関（消防本部、消防団）は、高圧ガスの輸送に係る事故対策を強化するため、次の事業を実施する。

a 高圧ガス移動防災訓練

b 高圧ガス輸送車両合同取締

(3) 放射性施設災害予防対策

県、警察、消防機関等関係機関は、医療用、工業用の放射性物質による災害の発生及び拡大を防止するため、次の措置を実施し、連携して災害予防対策を推進する。

ア 防災体制の整備

イ 通信連絡体制の整備

ウ 環境監視体制の整備

エ 救助体制の整備

オ 防護用資機材の整備

第15 放射性物質事故の予防と体制の整備

1 基本方針

放射性物質に係る事故等を予防し、また、万一の事故の際には、地域住民に対して放射線の影響が及ばないよう、あらかじめ予防体制を整備するとともに、事故等の発生時の迅速かつ円滑な応急対策や復旧への備えを確立するものである。

2 対策

(1) 放射性物質に係る事故等の予防対策

ア 放射性物質取扱事業者等が行う措置

関係法令に基づく適正な取扱、管理、運搬等を行うための保安規程の整備等保安体制の整備に努めるものとする。

イ 防災関係機関が行う措置

放射線の測定により放射性物質であることが判明したとき、又は表示により放射性物質であると推定されたときは、当該物質の盗難、紛失の予防措置及び当該物質による住民等の被ばくの回避措置を講ずるものとする。

(2) 放射性物質に係る事故時の体制整備

ア 放射性物質取扱事業者等が行う措置

(ア) 保有又は使用している放射性物質の性状及び取扱上の注意事項等について消防機

関（消防本部、消防団）等防災関係機関への情報提供を行うなど、平素から連絡調整を行う。

（イ）万一の事故に備えた消防その他関係機関との連絡通報体制の確立、事故等を想定した応急対応や連絡通報に関する訓練を実施する。

（ウ）放射性物質の運搬の際には、個人用防護資機材を人数分携帯し、災害発生時の初期対応に備える。

イ 防災関係機関が行う措置

（ア）放射性物質による事故等の連絡通報体制（夜間、休日を含む。）及び受信した情報の関係機関への通報体制を確立する。

（イ）救急・救助体制を整備する。

（ウ）放射性物質の防護資機材を整備する。

第16 地盤災害予防計画

1 現状と課題

地震による地盤災害は、地域による地盤特性によって大きく異なる。このため、地震による被害を未然に予防又は軽減するためには、その土地の地形・地質及び地盤を十分理解し、その土地の自然特性及び災害特性に適した土地利用を計画的に実施していく必要がある。

2 基本方針

地盤災害は地域特性が極めて顕著な現象であり、各種施設の被害を未然に防止するため、地域の特性を十分調査検討し、地盤特性に関する知識の普及に努めるとともに、適正な土地利用を推進し、災害時の被害を軽減するための諸対策を講じる。

3 対策

（1）地すべり、急傾斜地等崩壊危険区域の予防計画

ア 村（建設課）、県（農林水産部、土木部）

（ア）地すべり予防計画

村は、総合的な地すべり防止工事の実施に向け、関係住民の同意のもと地すべり防止区域の指定を促進する。

国土交通省及び農林水産省所管の地すべり防止区域及び危険箇所に対して、地すべり等防止法に基づき、地すべり防止区域内の切土・盛土等の地すべりを誘発助長する行為に制限を加えて地すべりによる災害を防止する。今後とも、地表水の排除、浸透水・地下水の排除等を中心に事業を実施し、地すべり災害の未然防止を図るものとする。

（イ）急傾斜地等崩壊危険区域予防計画

県は、危険度の高い急傾斜地に対しては「急傾斜地の崩壊による災害の防止に關

する法律」に基づいて急傾斜地崩壊危険区域に指定し、総合的な対策の実施を図る。また、緊急度の把握のため定期的に危険度の高い急傾斜地の調査点検を実施する。

急傾斜地等崩壊危険区域では、崩壊を助長するような行為の制限及び急傾斜地崩壊対策事業等の実施を推進する。

村、県その他関係機関は、崩壊危険箇所について平素からパトロールを実施するとともに、地域住民に対し、がけ崩れの危険性についての周知徹底と防災知識の普及を図るものとする。また、必要に応じて防災措置の勧告や改善命令等を行う。

(2) 土地利用の適正化

ア 村（総務企画課）、県（県民生活部、土木部）

(ア) 土地条件の評価

土地自然情報を収集・整理し、災害強度の評価を実施し、その結果に基づいた適切な土地利用やハード面及びソフト面での対策に関する調査を実施する。

また、その結果は、危険箇所マップの作成等により災害危険箇所の周知を図るとともに、土地自然に関する情報や評価結果を広く一般住民に対して公開することにより、住民の意識を啓発し、住民と行政が協力した土地利用の適正化の推進に資する。

(イ) 土地利用の誘導・規制

土地基本法の基本理念を踏まえ、国土利用計画法に基づく国土利用計画、土地利用基本計画等により、適正かつ安全な土地利用への誘導規制を図る。

第3章 震災応急対策計画

第1節 応急体制

第1 応急活動体制

1 現状と課題

大規模地震においては、職員の被災、交通機関の途絶等が想定されることから、要員が自動的に体制につき、即応的に応急活動がとれる体制が必要である。

特に、被害状況の早期把握がその後の応急対策を実施する上で重要であることから、初動体制の確立を図る必要がある。

2 基本方針

地震が発生した場合における初動体制として緊急初動班の配備、業務を定め、さらには、必要に応じ災害対策本部の設置へ円滑に移行できる措置を講じる。

3 対策

(1) 防災体制

村の地震に関する防災体制及び職員の配備は次のとおりとする。

防災体制	震度階	勤務時間内	勤務時間外
警戒体制	震度4以上	全管理職 総務企画課員のうち 総務企画課長が指名する者	緊急初動班員 (全管理職、総務企画課員のうち 総務企画課長が指名する者)
特別警戒体制	震度5弱以上	全管理職 総務企画課全員、 その他管理職が指名する者	全管理職 総務企画課全員、その他 管理職が指名する者
非常体制 (村災害対策本部の設置)	震度5強以上	職員全員	職員全員

(2) 緊急初動班

ア 緊急初動班の配備

班員は、勤務時間外に地震発生情報（村内で震度4以上）を知った場合には勤務課所に自主参集する。

イ 緊急初動班の業務

緊急初動班の統括責任者（又はその代表者）（総務企画課長）は、班員を指揮し次の業務を行う。

(ア) 被災状況等の情報収集

(イ) 村民への広報並びに県への報告

(ウ) 非常体制へ移行する措置

ウ 非常体制への移行措置

(ア) 本庁

- ・緊急初動班統括責任者（総務企画課長）は、被災状況等により次の順位で連絡又は登庁を求め、村本部の設置、自衛隊の派遣要請等の判断を仰ぐ。

第1位 村長 第2位 副村長 第3位 教育長

- ・被害状況により村本部が設置されることになる場合は、各課長等に連絡する。

(3) 災害対策本部

ア 村本部の設置基準等

(ア) 村本部は、次の場合に設置する。

- ・村に震度5強以上の地震が発生した場合
- ・その他村長が必要と認める場合

(イ) 村本部を設置したとき及び廃止したときは、県美作県民局、美作市消防本部等関係機関に報告する。

イ 勤務時間外における職員の配備

(ア) 本庁全職員は、勤務時間外において村内に震度5強以上の地震発生情報（テレビ、ラジオ放送等）を知ったとき又は自主判断により、勤務課所に出動するものとする。

(イ) 勤務箇所に出動できない職員は、途中の情報をもって最寄りの公共機関等へ仮配備し、所属長に報告、その指示を受ける。

(ウ) 各所属長は、職員の配備状況を把握の上、必要によっては被災していない地域からの職員の応援等の措置を講じる。

ウ 村本部組織

(ア) 村本部組織は、西粟倉村災害対策本部条例の定めるところによる。

なお、必要に応じて、災害地にあって本部の事務の一部を行うために現地災害対策本部を設置する。

(イ) 本部には次の各機関から情報連絡員の派遣を受け、通信手段の確保を図る。

警察、消防、自衛隊、海上保安部、医療機関、電気、水道、ガス、その他必要な機関

エ 村本部の応急活動

(ア) 村本部が設置されたときは、各部・各課は予め定められた業務を所掌する。

(イ) 村本部は県本部と連絡調整をし、県が実施する対策と整合を図りながら応急対策を行うものとする。

オ 複合災害発生時の体制

複合災害が発生した場合において、対策本部が複数設置された場合は、重複する要員の所在調整、情報の収集・連絡・調整のための要員の相互派遣、合同会議の開催等に努める。対策本部事務局の担当部局が異なる場合には、統合を含めた具体的な連携

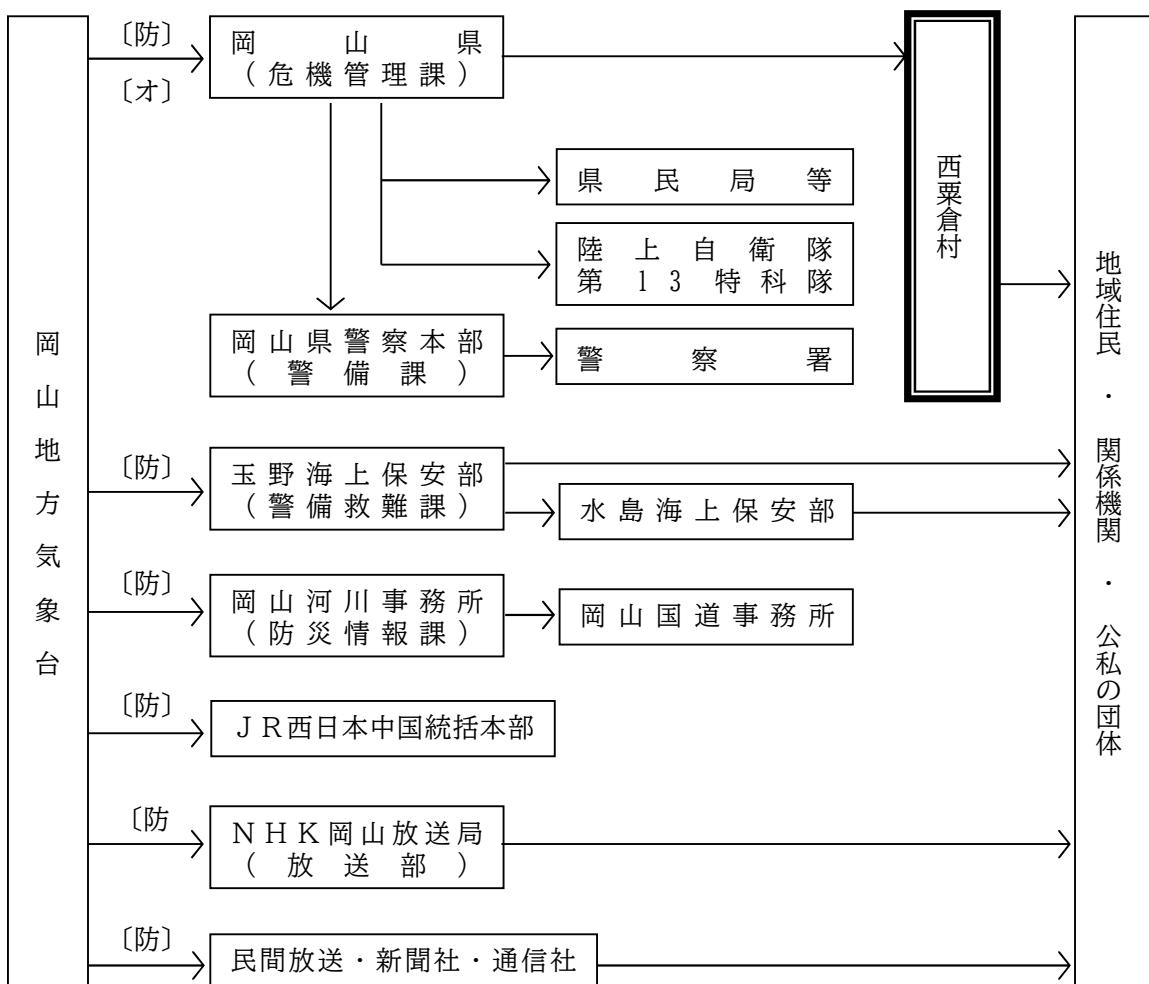
方策をあらかじめ定めておく。現地対策本部についても、必要に応じて同様の配慮を行う。

(4) 感染症対策を踏まえた災害対策本部機能の分散化

新型コロナウイルス感染症等の流行時には、災害対策本部機能を分散化しながら、情報共有体制を確保するなど、感染症対策を踏まえた対応を行う。

第2 地震情報の伝達系統

1 岡山地方気象台からの伝達

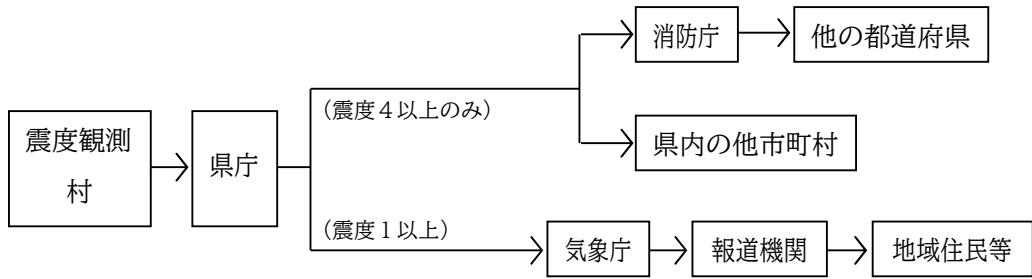


(注) ア [] 内は、通知方法を示す。

[防] : 防災情報提供システム [オ] : オンライン

イ 県から陸上自衛隊第13特科隊へは、震度4以上の場合に伝達する。

2 震度情報ネットワーク



第3 被害情報の収集伝達計画

1 現状と課題

被害が同時多発し、各防災機関が応急活動に追われる場合、情報の混乱が予想される。応急対策を迅速かつ的確に実施するためには、有効な通信手段を活用して、村本部と関係機関との間に相互に情報を収集・伝達できる体制が必要である。

2 基本方針

災害時には通信回線の被災状況を把握の上、適切な通信手段を確保し、情報の収集を図る。

被害情報は、災害初期と引き続く応急対策時に区分して収集し、その情報を県の関係機関に伝達する。

3 対策

(1) 通信手段の確保

ア 村（総務企画課）

（ア）災害発生直後は、直ちに災害情報連絡のために、次の通信手段を確保する。

- a 防災行政無線による地上系移動局
- b 携帯電話、衛星携帯電話等移動通信回線
- c 民間等の通信設備の優先利用、優先使用（災害対策基本法第57条、第79条）
- d 非常通信の活用
- e 防災関係機関から情報連絡員の派遣を受け、無線連絡の確保を図る。

（イ）通信手段の確保に併せ、その機能維持等の要員を配置する。

- a 通信施設の機能確認、維持及び施設の復旧に要する人員
- b 通信統制、通信運用の指揮等に要する人員

(2) 災害初期の被害情報の収集・連絡

ア 村（総務企画課）

（ア）村は、被害について把握できたものを直ちに県へ連絡する。

（イ）村は、地震により、火災が同時多発あるいは多くの死傷者が発生し、消防機関への通報が殺到した場合は、その状況を直ちに消防庁及び県に報告する。

- (ウ) 村は、被害状況等を県に報告するものとし、県に報告できない場合にあっては消防庁に報告する。
- (エ) 村は、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行う。
- (オ) 道路等の途絶によるいわゆる孤立集落については、早期解消の必要があることから、村は、所管する道路のほか、通信サービス、電気、ガス、上下水道等のライフラインの途絶状況を把握するとともに、その復旧状況と併せて、国、指定公共機関、県と相互に情報共有を行う。
- (カ) 村内において「震度5強」以上の地震を覚知した場合は、第一報について消防庁に対しても直接報告する。(被害の有無を問わない。)
第一報報告後の連絡方法については、消防庁の指示に従うものとする。
- (キ) 村内において震度6弱以上の地震を観測した場合は、発災後速やかに行政機能の確保状況（市町村行政機能チェックリスト）を県に報告する。

区分 回線別		平日(9:30~18:15) ※消防庁応急対策室	左記以外 ※消防庁宿直室
N T T回線	電話	03-5253-7527	03-5253-7777
	F A X	03-5253-7537	03-5253-7553
消防防災無線	電話	(6-72-90-) 49013	(6-72-90-) 90-49102
	F A X	(6-72-90-) 49033	(6-72-90-) 90-49036
地域衛星通信 ネットワーク	電話	69-048-500-90-49013	69-048-500-90-49102
	F A X	69-048-500-90-49033	69-048-500-90-49036

※ 電話での第一報も可

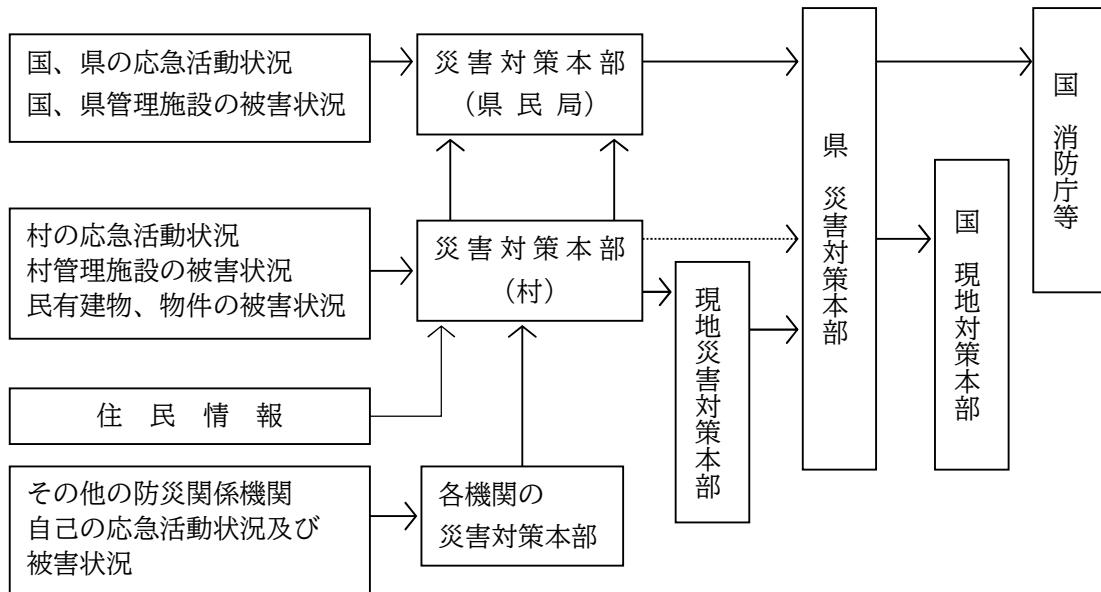
(3) 応急対策時の被害情報の収集・連絡

ア 収集・連絡の内容

- (ア) 応急対策時においては、救急活動及び消防活動に従事する各防災関係機関は、それぞれの活動状況と被害状況を本部に隨時報告する。
- (イ) 活動状況については、次のような事項を防災関係機関が相互に密接に情報交換するものとする。
- ・ [村→県] 村本部等設置状況、応急活動状況、応援の必要性
 - ・ [県→村] 県が実施する応急対策の活動状況
 - ・ [県→指定地方行政機関等] 県本部等設置状況、応急活動状況
- (ウ) 村災害対策本部は、災害情報を一元的に把握し、共有することができる体制のもと、適切な対応が取れるよう努める。

イ 収集・連絡体制

応急対策時の被害状況等の情報収集・連絡の基本は、次のフローによるものとする。ただし、各防災機関において被害の状況等により緊急を要すると判断した場合は、直ちに県災害対策本部に連絡する。



※災害発生状況等（災害発生通報及び災害速報）は、原則として、岡山県総合防災情報システムにより報告する。

（-----> は、総合防災情報システムによる情報の流れ）

第4 災害救助法の適用

1 現状と課題

災害が一定規模以上でかつ応急的な救助を必要とする場合は、災害救助法を適用し、被災者の保護と社会秩序の保全を図ることとする。

災害発生時における迅速・的確な法の適用を図るために、手続を整理しておく必要がある。

2 基本方針

制度の概要並びに救助の種類と実施者、適用基準及び手続の概要を示す。

3 対策

（1）制度の概要

災害救助法による救助は、被災者の保護と社会秩序の保全を図るために、法定受託事務として知事が行い、村長がこれを補助する（下表参照）。

救助の種類、程度、方法及び期間に関しては、知事が内閣総理大臣の基準に従って定めており、村及び県が救助に要した費用については、県が国の負担を得て支弁する。ただし、村は一時繰替支弁する必要があることがある。

（2）救助の種類及び実施者

災害救助法による救助の種類及び実施者を下表のとおりとする。知事は、「応急仮設住宅の供与」「医療及び助産」「生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与」を実施し、それ以外の救助については、実施に関する事務を村長に委任するものであるが、平時から市町村へ事務委任の周知を図り、災害救助事務の円滑化に取り組む。

なお、知事は、村長へ委任した救助であっても、村長から要請があったとき又は知事が特に必要と認めたときは、その救助を応援し、又は自ら実施する。

[災害救助法による救助の実施区分]

村長が実施するもの	(1) 避難所の供与 (2) 応急仮設住宅の供与 (3) 炊出しその他による食品の給与及び飲料水の供給 (4) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与 (5) 被災者の救助 (6) 被災した住宅の応急修理 (7) 学用品の給与 (8) 埋葬 (9) 死体の搜索及び処理 (10) 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去
-----------	---

(3) 適用基準

ア 村（総務企画課）、県（保健福祉部）

村及び県は、次の基準により災害救助法の適用基準の該当の有無について判定する。

該当する場合又は該当すると見込まれる場合は、後記手続きをとる。

(ア) 村内の滅失した住宅の数が 30 世帯以上の世帯の住家が滅失したとき

(イ) 県下の滅失世帯数が 1,500 世帯以上であって、村内の滅失世帯数が(ア)に定める数の 2 分の 1 以上である場合

(4) 適用手続

ア 村（総務企画課）、県（保健福祉部）

村長は、災害が発生した場合は迅速かつ正確に管内の被害状況を確認し、被災者が(3)の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みがあるときは、直ちにその旨を知事に情報提供するものとする。

災害救助法が適用された場合は、知事からの委任に基づき、又は補助事務として救助を実施する。

災害の事態が急迫して、知事による救助の実施を待つことができないときは、村長は災害救助法の規定による救助に着手し、その状況を直ちに知事に情報提供し、その

後の処置に関して知事の指揮を受けるものとする。

災害救助法に基づく救助の実施に当たっては、完了までの間、日毎に救助の実施状況を整理しておくとともに、知事に災害の状況について適宜情報提供をするものとする。

第5 広域応援

1 現状と課題

南海トラフ巨大地震等の大規模地震においては、建物の倒壊、火災、道路・鉄道・ライフルインの寸断等あらゆる被害の発生が想定され、より一層の広域的な連携が必要となる。

2 基本方針

人命の救出、救助をはじめとする応急活動が緊急かつ的確に行えるように広域応援の要請措置について明確にするなど、速やかな応援職員の派遣や被災地のニーズに応じた物的支援などが可能となるよう、広域応援体制の強化を図る。

3 対策

(1) 応急活動の応援要請

ア 村長の応援要請

(ア) 知事に対する応援要請

村長は、村内に係る災害応急対策を実施するため、必要があると認めるときは、知事に応援を求め、又は応急対策の実施を要請することができる（災害対策基本法第68条関係）。

(イ) 他の市町村長に対する応援要請

村長は、村内に係る災害応急対策を実施するため、必要があると認めるときは、他の市町村長等に応援を求めることができる（災害対策基本法第67条関係）。

また、応援を求められた市町村は、災害応急対策のうち、消防、救急等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置については、正当な理由がない限り応援を行う。災害応急対策の実施について応援に従事する者は、村の指揮の下で行動する。

イ 消防等の応援要請

(ア) 消防の応援要請

消防活動については、岡山県下消防相互応援協定により相互応援を行う。

(イ) 自衛隊の災害派遣要請（災害対策基本法第68条の2）

村長は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、知事に対し自衛隊派遣の要請をするよう求めることができる。

なお、村長は、知事への要請ができない場合には、村内に係る災害の状況を防衛

大臣又は自衛隊に通知することができる。

ウ 「応急対策職員派遣制度」による協力の依頼

県は、大規模災害が発生し、他の都道府県等との協定による応援職員の派遣だけでは被災者の救助等の災害対応業務を実施することが困難である場合又は困難であると見込まれる場合は、「応急対策職員派遣制度」に基づき、応援を要請する。

村及び県は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、応援職員の派遣に当たっては、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底する。また、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮する。

村は、県が実施する「応急対策職員派遣制度」に基づく岡山県以外の地方公共団体への応援が円滑に実施できるよう、災害対応業務の内容に応じ派遣する職員のリスト化や業務に必要な資材の準備など、支援体制の整備を図る。

(2) 職員の派遣

ア 職員の派遣の要請

(ア) 村長は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、指定地方行政機関の長に対し当該機関の職員の派遣を要請する。

(イ) 派遣要請事項

- ・派遣を要請する理由
- ・派遣を要請する職員の職種別人員
- ・派遣を必要とする期間
- ・派遣される職員の給与その他の勤務条件
- ・その他職員の派遣について必要な事項

イ 職員の派遣の斡旋

村長は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、内閣総理大臣又は知事に対し、指定行政機関等の職員の派遣の斡旋を求めるものとする。

(ア) 派遣の斡旋を求める理由

(イ) 派遣の斡旋を求める職員の職種別人員

(ウ) 派遣を必要とする期間

(エ) 派遣される職員の給与その他の勤務条件

(オ) その他職員の派遣の斡旋について必要な事項

第6 自衛隊災害派遣要請計画

1 現状と課題

国の防災基本計画では、阪神・淡路大震災を教訓に自治体と自衛隊の連携強化が強調されている。

自衛隊の派遣要請については、単に要請手続きにとどまらず、自衛隊に関する全般的な認識を深めておく必要がある。

2 基本方針

自衛隊の災害派遣に関しては、防衛省防災業務計画と整合を図り、派遣要請等の計画を定める。

3 対策

(1) 災害派遣要請権者及び災害派遣命令者

ア 災害派遣要請権者

知事

イ 災害派遣命令者

陸上自衛隊第13特科隊長

(2) 自衛隊災害派遣要請

ア 災害派遣部隊等の活動範囲

災害派遣部隊等の活動範囲は、主として人命及び財産の保護のため、防災関係機関と緊密に連携、協力して、以下に掲げる活動を行う。

(ア) 被害状況の把握及び伝達

(イ) 避難者の誘導、輸送支援

(ウ) 避難者等の捜索救助

(エ) 水防活動及び消火活動

(オ) 道路又は水路の啓開

(カ) 診療、防疫の支援

(キ) 通信支援

(ク) 人員及び物資の緊急輸送

(ケ) 給食及び給水

(コ) 入浴支援

(サ) 救援物資の無償貸付け又は譲与

(シ) 交通規制の支援

(ス) 危険物の除去等

(セ) その他、自衛隊の能力で対処可能なもの

イ それぞれの救援業務に係る村の対応については、マニュアルを作成する。

(3) 災害派遣の自衛官の権限

災害派遣の自衛官は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、村長、警察官等がその場にいない場合に限り、以下の措置をとることができる。

なお、当該措置をとったときは、直ちにその旨を村長等に通知しなければならない。

	措置権限	根拠条文	関連規定
災害対策基本法	ア 警戒区域の設定並びにそれに基づく立入り制限・禁止及び退去命令	63条3項	
	イ 他人の土地、建物等の一時使用等	64条8項	通常生ずべき損失の補償 82条
	ウ 現場の被災工作物等の除去等	64条8項	除去した工作物等の保管 64条9項
	エ 住民を応急処置の業務に従事させること	65条3項	従事した者に対する損害の補償 84条
	オ 自衛隊用緊急通行車両の円滑な通行を確保するため必要な措置	76条の3第3項	
自衛隊法	ア 警察官がその場にいない場合の避難等の措置	94条	警察官職務執行法 4条及び6条
	イ 警察官がその場にいない場合の救助等のための立入り		

(4) 災害派遣要請等手続き

ア 村（総務企画課）

(ア) 派遣要請の手続き

a 要請手順 村長 → 要請権者（知事） → 日本原駐屯地司令

（第13 特科隊長）

b 連絡方法 ・岡山県危機管理課

NTT電話 086-226-7385（直通）

FAX 086-225-4659

防災行政無線

（防災行政無線接続番号）-100-2521-2522

FAX

（防災行政無線接続番号）-100-5730・自衛隊（日本原駐屯地司令）

NTT電話 0868-36-5151（内線237）

FAX 0868-36-5151（内線238）

防災行政無線

（防災行政無線接続番号）-100-6084-9（交換室）

（防災行政無線接続番号）-100-6084-1（宿直室）

（防災行政無線接続番号）-100-6084-8

（3科・FAX併用）

(イ) 村長の派遣要請の要求

- a 村長が自衛隊の派遣要請を必要とした場合は、知事に対し、災害派遣要請要求書を提出する。

なお、緊急を要する場合その他やむを得ない理由により文書によることができない場合は、電話その他の方法により連絡し、事後速やかに文書を提出する。

- b 村長は、a によって知事に対して派遣要請の請求ができない場合には、その旨及び村の地域に係る災害の状況を防衛大臣又は自衛隊に通知することができる。この場合において、村長は速やかにその旨を知事に通知しなければならない。

- c 知事は、村長から前述の自衛隊災害派遣の要請の要求等を受けたときは、その内容を検討し、必要があると認めるときは直ちに関係自衛隊の長に対して派遣要請の手続きをとる。

なお、災害派遣を要請した場合又は要請が予想される場合で、特に自衛隊との連絡を密にする必要があると認めるときは、あらかじめ自衛隊連絡幹部の派遣を依頼し、情報の交換、部隊の派遣等に関し、連絡調整を図る。

- d 派遣要請要求書の様式は次のとおりである。

年　月　日

知　　事　　あて

市町村名

災害派遣に関する要請

標記の件に関し、下記により速やかに部隊の派遣を要請します。

記

1 災害の状況及び派遣を要請する事由

2 派遣を必要とする期間

自　　年　月　日　　時から

至　　年　月　日　　災害が終了するまで

3 派遣を希望する区域及び活動内容

(1) 派遣を希望する区域

(2) 活動内容

4 その他参考となるべき事項（作業用資料、宿舎の準備状況など）

(1) 連絡場所及び連絡職員

(2) 宿舎

(3) 食料

(4) 資材

（注）緊急の場合、電話等により要請し、事後文書（2部）を提出する。

注：用紙の大きさは、A4とする。

（ウ）撤収要請依頼

a 村長は、自衛隊の災害派遣の目的を達成したとき又は必要がなくなった場合は、

速やかに災害派遣要請権者に対して自衛隊の撤収要請を依頼する。

b 撤収要請依頼書の様式は次のとおりとする。

年　月　日

知　事　あて

西栗倉村長

自衛隊の撤収要請依頼について

自衛隊の災害派遣を受けましたが、災害復旧も概ね終了しましたから、下記のとおり撤収要請を依頼します。

記

1 撤収要請依頼日時

年　月　日

2 派遣要請依頼日時

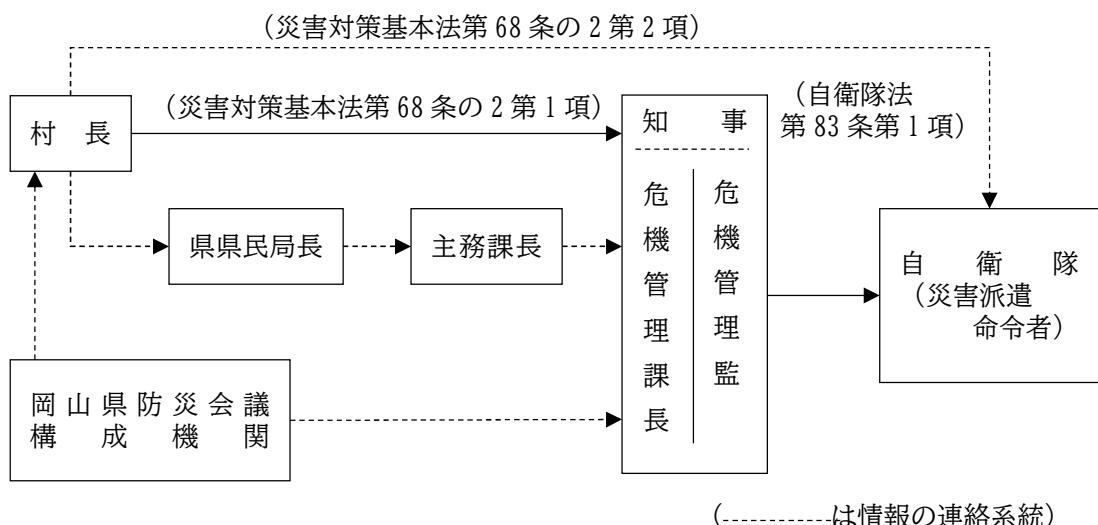
年　月　日

3 撤収作業場所

4 撤収作業内容

注：用紙の大きさは、A4とする。

(工) 災害派遣要請等手続系統



(オ) 自主派遣の基準

自衛隊は、災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し、知事等の要請を待ついとまがないときは、次の判断基準により自主出動する。

- a 災害に際し、関係機関に対して当該災害に係る情報提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められること。
- b 災害に際し、知事等が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、直ちに救援の措置をとる必要があると認められること。
- c 航空機の異常を探知する等、災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命救助に関するものであること。
- d その災害に際し、上記 a から b に準じ、特に緊急を要し、知事等からの要請を待ついとまがないと認められること。

(5) 災害派遣部隊の受入れ

ア 災害派遣要請権者は、自衛隊の災害派遣が決定したときは、村長又は関係機関の長に受入態勢を整備させるとともに、必要に応じて職員を派遣し、派遣された部隊及び派遣を受けた村又は関係機関相互の間の連絡に当たる。

イ 受入れ側の村長又は関係機関の長は、次の点に留意して、派遣部隊の活動が十分に達成されるよう努めなければならない。

(ア) 派遣部隊との連絡職員を指名する。

(イ) 応援を求める内容、所要人員及び資機材等の確保について計画をたて、部隊到着後は速やかに作業が開始できるようあらかじめ準備しておく。

(ウ) 部隊が到着した場合は、部隊を目的地に誘導するとともに部隊指揮官と協議して、作業が他の機関の活動と競合重複することがないよう最も効果的に作業が分担できるよう配慮する。

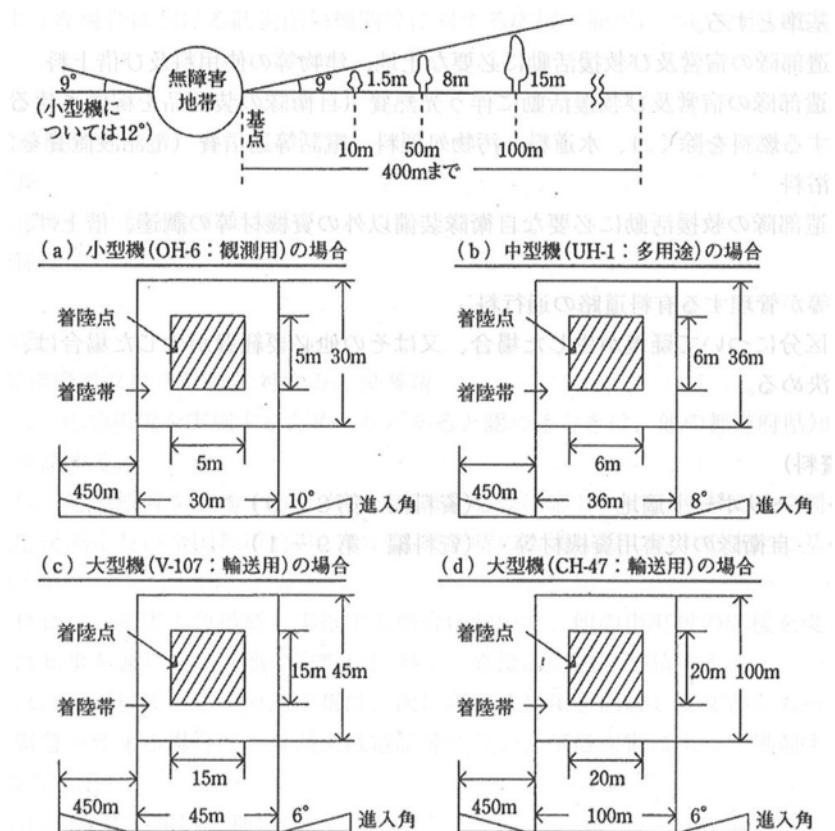
(エ) 自衛隊の宿泊施設（又は宿営場所）及び車両等の保管場所の準備をする。

災害が大規模かつ特殊な場合は、他県からの自衛隊部隊を受け入れるための宿営場所及び車両等の保管場所を、災害派遣要請権者と協議して準備する。

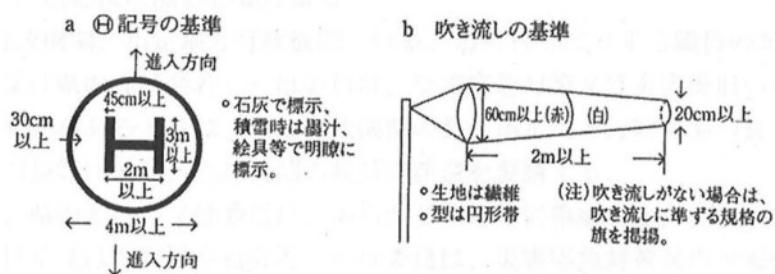
(オ) ヘリコプターによる災害派遣を受入れ場合は、次の点について準備する。

- a 下記の基準を満たす地積及び離着陸地点の地盤は堅固な平坦地を確保する。なお、この際、土地の所有者又は管理者との調整を十分行う。

[離着陸地点及び無障害地帯の基準]



- b 着陸地点には、下記基準のH記号を平行方向に向けて標示するとともに、ヘリポートの近くに上空から風向、風速の判定ができる吹き流しを掲揚する。



- c ヘリポート内の風圧に巻き上げられるものは、あらかじめ撤去する。
 d 砂塵の舞い上がるときは散水し、積雪時は除雪又はてん圧を実施する。
 e ヘリポート付近の住民に対して、ヘリコプターの離着陸について広報を実施する。
 f 物資を搭載する場合は、その形状と重量を把握し、事前に自衛隊と調整を行う。
 g 離着陸時のヘリコプターには、関係者以外立ち入らせないようにする。

(6) 災害派遣に伴う経費の負担区分

ア　自衛隊の救援活動に要した経費は、原則として派遣を受けた村が負担するものとし、下記を基準とする。

(ア) 派遣部隊の宿営及び救援活動に必要な土地、建物等の使用料及び借上料

(イ) 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱費（自衛隊の装備品を稼働させるため通常必要とする燃料を除く。）、水道料、汚物処理料、電話等通信費（電話設置費を含む。）及び入浴料

(ウ) 派遣部隊の救援活動に必要な自衛隊装備以外の資機材等の調達、借り上げ、その運搬、修理費

(エ) 県等が管理する有料道路の通行料

イ　負担区分について、疑義が生じた場合、又はその他必要経費が生じた場合は、その都度協議して決める。

第2節 緊急活動

第1 救助計画

1 現状と課題

震災時には、広域的又は局地的に、倒壊家屋の下敷きや車両事故等により、救助を必要とする多数の負傷者が発生すると考えられるが、消防、警察、自衛隊又は地域住民の協力によって、迅速かつ的確に、救助を行う必要がある。

2 基本方針

防災関係機関は、緊密な連携のもとに、災害により生命、身体が危険となった者を早急に救助し、負傷者については、医療機関に収容することとする。

また、救助等に携わった職員等の惨事ストレス対策にも努めるものとする。

さらに、被災ペットの保護収容等については、あらかじめ災害時の動物の管理について考慮しておき、必要な措置が行えるよう努める。

3 対策

(1) 救助活動

ア 村（総務企画課）

村は救助活動に関する調整を行うとともに、必要に応じて、県又は他市町村への応援要請を行う。

また、被災を免れた近隣市町村は、村、県からの応援要請に基づき、又は自らの判断により救出活動を行う。

イ 消防機関（消防本部、消防団）、県警察

消防機関（消防本部、消防団）、警察は、あらかじめ定められた手順に従い、住民、自主防災組織等の協力を得て、迅速かつ的確に救助活動を行う。

また、必要に応じて、他の消防本部、他都道府県警察本部等に応援を要請する。

災害現場で活動する警察・消防・自衛隊の部隊は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、職員の健康管理やマスク着用等を徹底する。

(2) 負傷者の応急手当

ア 消防機関（消防本部、消防団）、自衛隊

消防機関（消防本部、消防団）（救急救命士、救急隊員を含む。）及び自衛隊は、救助した傷病者に対して、専門的に修得している処置を行うとともに、必要に応じて、緊急の治療を要する者について、救護班又は医療機関へ搬送することとする。

イ 救護班

日本赤十字社岡山県支部及び医療機関の医療救護班は、迅速かつ的確な医療救護を行うとともに、緊急の治療を要する者について、後方医療機関への転送や消防機関等に対する搬送の要請を行う。

ウ 住民

住民は、講習又は訓練・研修等により習得した止血、人工呼吸、心臓マッサージ等簡易な手当てを施すことにより、救護等に協力する。

(3) 行方不明者の搜索

ア 村（総務企画課）

村は、警察、消防機関（消防本部、消防団）、医療機関等と連絡を密にして、行方不明者等の情報収集に努める。特に、行方不明者の数については、搜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、村は、県警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努めるものとする。

また、行方不明者の搜索に当たっては、各機関の受持ち責任区域割り等を行うなど効果的な搜索活動が行われるよう総合調整を図る。

イ 住民、事業所等

住民、事業所等は、救助隊に対して行方不明者の情報提供を行うとともに、搜索活動に協力する。

(4) 救助方法

村（総務企画課）、消防機関（消防本部、消防団）、県警察等防災機関等による救助は、救命の処置を必要とする負傷者を優先することを原則とするが、延焼火災が発生し、同時に多数の救出が必要となる場合は、火災現場付近を優先に救助活動を行い、また、延焼火災がなく、同時に多数の救出が必要となる場合は、多数の人命を救護できる現場を優先に効率的な救助活動を行うこととする。

また、生き埋めになった負傷者の声などを聞き洩らさないようにするために、救出に当たる重機類の音や上空のヘリコプターの音等を一斉に停止させる「サイレントタイム」を設定する等、現場の特性に応じた効果的な救助活動に努めることとする。

(5) 救助用資機材の確保

ア 村（総務企画課）

村は、救助用資機材の借上協定等に基づいて、関係団体から資機材を借り上げ、調達することとする。

イ 消防機関（消防本部、消防団）、県警察等防災機関

消防機関（消防本部、消防団）、県警察等防災機関において、必要な救助用資機材については、原則として各救助関係機関で調達することとするが、各機関相互に活用できる資機材については、貸出しなど協力するものとする。

(6) 被災ペットの保護

村（保健福祉課）は、県と連携を図りながら、ペット等動物の保護に努めるとともに、必要に応じ、指定避難所での被災ペットのためのスペースの確保に努める。

第2 資機材動員計画

1 現状と課題

現行の防災計画においては、村の備蓄資機材と地震発生後の関係業界から調達する資機材により、初期の復旧活動を実施することとなっているが、村の備蓄資機材が水防活動を中心としているため、関係業界からの調達について、災害時における応急措置等の実施に関する協定等に基づき、地震発生時における円滑な資機材の調達が確保されるよう連携を図る。

2 基本方針

村は、地域の自然的条件や想定される被害状況等を勘案し、緊急輸送路とのアクセス条件などを考慮した備蓄場所の選定を進めるとともに、必要に応じて、県、他市町村、中国地方整備局などの関係機関が相互に補完し合う体制の整備についても検討を進める。

さらに、地震発生時に資機材の調達が確実に担保されるよう、関係団体との応援協定等に基づく連携を図る。

3 対策

ア 村（総務企画課）

村は、備蓄している資機材や当該地域内における関係業界などからの資機材の調達を行い、被害状況等によって、県や他の市町村に対し、必要な資機材の動員を依頼する。

また、関係団体からの資機材の動員を確実なものとするため、関係団体との応援協定等の締結に努める。

第3 医療体制における計画

1 現状と課題

大規模災害時を想定した多数の傷病者に対応可能な行政機関、医療機関、消防機関の情報収集や連絡・連携体制が不十分である。また、医療機関の震災時における医療の継続提供能力も現状では十分とはいえないため、これらの体制の整備を図る必要がある。

2 基本方針

災害時の混乱期における医療は、基本的に各医療機関がそれぞれのスタッフ、備蓄品等を活用するとともに他の医療機関との連絡協力を図りながら実施することとなるが、行政は、これらの医療機関の活動をバックアップするため、災害医療本部及び地域災害医療本部の立ち上げ等により指揮命令系統を確立し、早期の情報の収集、提供及び医療活動の総合調整を迅速かつ的確に実施できる体制を構築する。

また、医療機関は、可能な限り診療体制の確保及び効率的な医療提供に努めることとする。

3 対策

(1) 指揮命令系統の確立及び医療活動に関する総合調整

ア 村（保健福祉課）

村は、医療機関による医療活動をバックアップするため、災害対策本部のもとに、医療機関代表の協力を得て、できるだけ速やかに総合救急対策本部を設置し、医療活動に関する調整を行う。

総合救急対策本部の役割は、以下のとおりとする。

(ア) 総合的な医療情報の収集及び提供

広域災害救急医療情報システムの活用等により、医療機関の状況、被災者の医療ニーズ等に関する情報を総合的に把握し、県災害医療本部への情報提供を行うとともに、必要に応じて住民等へ情報を提供する。

(イ) 傷病者の受け入れの要請等及び搬送に関する総合調整

- a 村内の医療機関への傷病者の搬送先の広域調整と搬送手段の確保
- b 村内で対応できない場合の県災害医療本部への応援要請

(ウ) 医療従事者確保の総合調整

- a 災害拠点病院（地域災害拠点病院）、医師会への医療従事者の派遣要請
- b 災害時の医療救護活動についての協定に基づく医療救護班の要請
- c 災害時の相互応援協定に基づく医療従事者の派遣要請
- d 村内で対応できない場合の県災害医療本部への応援要請
- e 他都道府県、他地域からの派遣医療救護班の調整

(エ) 医薬品等の供給に関する総合調整

医薬品卸売業者等に要請し、必要な医薬品等を医療機関等に供給する。

(オ) 医療ボランティアの統括

医療ボランティアの登録、活動場所、交代時期等の指示、調整を行う。

さらに、災害急性期にDMA Tの出動を要請した場合等において、県災害医療本部のもとに、DMA T県調整本部を必要に応じて設置し、DMA T活動の調整を行う。

イ 村（保健福祉課）、消防機関（消防本部、消防団）

村及び消防機関（消防本部、消防団）は、自主防災組織等と連携して次の業務を行う。

(ア) 広域災害救急医療情報システムの活用により、医療機関情報の収集・提供

(イ) 避難所、居宅等における傷病者情報の収集・提供

(ウ) 救護所の設置と救護班の派遣要請

(2) 救護所の設置・救護班の編成

ア 村（保健福祉課）

村は、傷病者の発生状況を把握し、避難所等に救護所を設置する。

また、必要に応じて、地域災害医療本部に対して救護班の派遣を要請する。

イ 消防機関（消防本部、消防団）

消防機関（消防本部、消防団）は、傷病者の発生状況等により、必要に応じて県災害医療本部に対してDMA Tの出動を要請する。

ウ 医師会

総合救急対策本部の設置に協力し、村との協定に基づく医療救護活動を行う。

エ [DMA T指定機関]

DMA T指定機関は、県との協定に基づくDMA Tの派遣等を行う。

オ [災害拠点病院]

災害拠点病院は、医療救護班の派遣要請を受けた場合は、概ね次により班を編成し、医療活動を行う。

(ア) 医師、看護師、連絡要員等

(イ) 関係医療用資機材一式

(ウ) 救急自動車

(エ) 通信連絡手段の携行

(3) 救急医療活動のアクセスの確保

村（建設課）は、総合救急対策本部において、国、県、村の道路管理者及び県警察等と連携の上、道路啓開、緊急通行車両標章の交付等により、医療従事者の救急医療活動に伴うアクセスの確保を図るとともに、医療機関において救急車両の確保ができない場合や自ら医療従事者を被災地へ輸送する場合は、公用車等の手配を行う。

また、災害対策本部においては、道路の損壊等により交通機関が不通の場合や被災地まで長時間をする場合等必要に応じて、ヘリコプターによる空輸について県災害医療本部に応援を要請する。

(4) 医療機関のライフラインの確保

ア 村（保健福祉課）

村は、医療機関からライフラインの復旧要請があった場合、ライフライン事業者に対して、優先的復旧の要請を行う。

また、ライフライン事業者に対して、応急復旧までの間、医療機関への水等の優先的な供給を要請するとともに、必要に応じて自衛隊の応援派遣を県に要請する。

イ 医療機関

医療機関は、被害状況を確認後、自ら応急復旧を実施し、自家発電、貯水槽等の代替施設への切替えを行う。

また、ライフライン事業者等に対し、優先的な応急復旧の要請を行うとともに、応急復旧までの間の代替供給を要請する。

(5) 効率的な医療の実施

ア DMA T 指定機関

DMA T 指定機関は、災害急性期(概ね 48 時間以内)に次の活動を行う DMA T を派遣する。

(ア) 村、消防機関（消防本部、消防団）、警察等公共機関等と連携した情報収集伝達、トリアージ、救急医療等

(イ) 災害拠点病院等における患者の治療等

(ウ) 被災地域内における患者搬送及び搬送中の治療

(エ) 被災地域内においては対応が困難な重症患者に対する根治的な治療を目的として当該被災地域外に航空機等を用い患者を搬送する際の診療

イ 医療機関

医療機関は、予め策定した B C P やマニュアルに従うとともに、次により効率的な医療を実施する。

(ア) 治療の優先順位による患者の選別（トリアージ）を適切に行うものとする。

(イ) 重複診療回避等のため、診療記録の写しの患者への交付を検討する。

(ウ) 被災状況を地域災害医療本部へ報告するとともに、他の医療機関と相互に密接な情報交換を図り、必要に応じて医療機関相互間での協力に努める。

(エ) 医療従事者が不足するときは、地域災害医療本部に対し、医療従事者の派遣要請を行う。

なお、医療機関の種別毎の役割は、次のとおりとする。

a 救護所

・患者の応急処置

・搬送を要する傷病者の後方医療機関への収容要請

b 診療所

・来院、搬送・転送、入院中の患者の処置(重症患者に対して優先処置)

・搬送を要する傷病者の後方医療機関への転送及び転送要請

・被災地への救護班の出動

・多くの患者の避難が必要になる場合を想定し、近隣医療機関等と相互支援協定の締結等を行うとともに、災害時に、患者の積極的な受け入れや搬送などに協力する。

さらに、その旨を B C P に記載する。

c 災害拠点病院（基幹災害医療センター・地域災害医療センター）

・上記イの病院の役割

・後方医療機関としての役割を担うとともに、被災地外医療機関への緊急電話、無線等により、重症患者の被災地外への早期転送(ヘリ搬送を含む。)を行う。

・なお、隣接する災害拠点病院は、その機能を相互に補完して対応するものとする。

(6) 人工透析・難病患者等への対応

村（保健福祉課）及び県（保健福祉部）は、広域災害救急医療情報システムの活用等により、患者団体への的確な医療情報の提供を行うとともに、水、医薬品等の確保については、水道事業者、医薬品卸業者等に対して、医療機関への優先的な供給を要請する。

(7) 助産への対応

ア 村（保健福祉課）、県（保健福祉部）

村及び県は、広域災害救急医療情報システムの活用等により、的確な医療情報の収集・提供を行う。

第4 医薬品等の供給における計画

1 現状と課題

現行の防災計画では、救急医薬品、医療用血液等の供給について体制を整え、それによって医薬品等の確保及び供給を行うこととなっている。

阪神・淡路大震災においては、交通・通信事情の支障から、医薬品等の供給にも困難をきたした。

災害発生後においては、救急医薬品等の迅速かつ円滑な供給がより的確な対応につながるものと考えられ、医薬品等の供給体制に基づいて救急医薬品等の円滑な供給に努める必要がある。

2 基本方針

対策の基本的な考え方は、救急医薬品等については確保体制に基づいて迅速に供給するものとする。

医療用血液については、現行の確保体制に基づいて円滑な血液の供給に努めるものとする。

3 対策

(1) 救急医薬品等の供給

ア 総合救急対策本部（村 保健福祉課）

総合救急対策本部は、必要となる医薬品等の供給に支障をきたさないよう、村内の医薬品等の需給状況を把握するとともに、必要に応じ、医療機関等の要請に基づき、医薬品卸売業者、薬剤師会及び災害拠点病院等に医薬品等の輸送を要請し、供給する。

また、総合救急対策本部は、村内で医薬品等の不足が生じることが予想される場合は、速やかに県災害医療本部に支援要請する。

イ 医薬品等備蓄施設

医薬品等備蓄施設（医薬品卸売業者、薬剤師会及び災害拠点病院等）は、医療機関等の要請又は総合救急対策本部からの指示に基づき、医薬品等の迅速な供給に努める。

ウ 医療機関等

医療機関等は、医薬品等の不足が生じた場合は、医薬品等備蓄施設に連絡し、医薬品等の供給を要請する。

エ DMA T 指定機関

DAMT 指定機関は、派遣した DAMT が傷病者の搬送を行うときに、搬送手段を確保できない場合は、県災害医療本部等に調整を依頼する。

(2) 医療用血液の供給

ア 総合救急対策本部（村 保健福祉課）

総合救急対策本部は、的確な情報収集に努め、県及び県赤十字血液センター等と連携を密にし、円滑な血液の確保、供給に努める。

イ 医療機関

医療機関は、県赤十字血液センター等に連絡し、血液の確保に努める。

第5 傷病者搬送における計画

1 現状と課題

大規模震災時には、広域的に多数の傷病者の発生が考えられるが、現状の傷病者搬送体制が、原則として消防機関のみであること、また、道路の損壊や渋滞又は医療機関そのものが被災すること等により、傷病者搬送に支障をきたすことが考えられる。

また、医療機関の被災により、入院患者等の広域的な転院に対応する必要が生じることが考えられる。

2 基本方針

村は、傷病者・患者の搬送については、医療機関の被災状況又は道路の損壊状況等の情報を踏まえた上で、迅速かつ的確に行うこととする。

3 対策

(1) 搬送手段の確保

ア 村（保健福祉課）

村は、傷病者搬送用車両の確保について、県災害医療本部、地域災害医療本部あるいは消防機関から要請があった場合は、公用車の手配を行う。それでもなお、車両が不足する場合は、災害対策基本法第 65 条第 1 項（応急措置の業務）により、一般車両を確保することとする。一般車両で対応する場合は、規制除外車両の標章等の交付を受けることとする。

イ DMA T 指定機関

DAMT 指定機関は、派遣した DAMT が傷病者の搬送を行うときに、搬送手段を確保できない場合は、県災害医療本部等に調整を依頼する。

ウ 消防機関（消防本部、消防団）

傷病者の搬送は、原則として美作市消防本部で行うこととする。ただし、消防の救急車両が確保できない場合は、村、県及びその他関係機関に搬送用車両の手配、配車を要請することとする。

(2) 搬送先の確認

ア 消防機関（消防本部、消防団）

消防機関（消防本部、消防団）は、広域災害救急医療情報システム等を活用し、医療機関の被災状況や道路の損壊状況等の情報を迅速に把握して、医療機関等との緊密な連携を図りながら、収容先医療機関の確認及び搬送を行う。

(3) 搬送経路の確保

ア 国、県（土木部）、村（建設課）

震災により搬送経路となるべき道路が損害を受けている場合は、村、国、県等は所管する道路の啓開を迅速に行うこととする。

第6 避難方法

1 現状と課題

地震は、時間、場所を選ばず突如として発生するものであり、時間帯によっては、家族の居場所さえ把握することが困難な場合がある。したがって、避難先において住民の避難状況を早急に把握する必要がある。

2 基本方針

避難は、地域住民が自主的に又は指示に基づいて行うものとするが、避難行動要支援者にあっては、状況に応じて適当な場所に集合させ、車両等による避難も検討するなど、迅速な避難に努める。

また、避難所においては、早急に避難状況を把握するとともに、行方不明者について必要な措置を講じる。

3 対策

(1) 避難指示

ア 村（総務企画課）

（ア）指示の基準

村長は、災害が発生するおそれがあり、住民等の生命及び身体を保護するため必要があるときは、必要と認める地域の住民等に対し避難の指示をする。

（イ）指示内容

避難の指示を行う際は次に掲げる事項を伝達し、避難行動の迅速化と安全を図る。

- a 避難指示の理由
- b 避難の指示が出された地域名
- c 避難経路及び避難先

d 避難行動における注意事項

(ウ) 指示の伝達方法

避難の指示をしたときは、村長は直ちに指示が出された地域の住民に対して、サイレン、放送、広報車等により、伝達するほか、警察官、自主防災組織等の協力を得て伝達し、その旨の周知徹底を図る。

イ 県（危機管理課）

知事は、県内の災害発生により村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、村長に代わって避難の指示に関する措置の全部又は一部を行う。

ウ 県警察

警察官は、村長が避難の指示をすることができないと認めるとき又は村長から要請のあったときは、住民等に対して避難の指示をする。この場合、警察官は、直ちに避難の指示をした旨を村長に通知する。

(2) 一般住民の避難

ア 村（総務企画課）

災害時には、人命の安全を第一に地域住民等の避難誘導を行う。

避難誘導に当たっては、避難場所及び避難路や避難先、災害危険箇所等（土砂災害警戒区域等、雪崩災害の危険箇所等）の所在、災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努める。

村は、避難路、指定緊急避難場所及び指定避難所をあらかじめ指定し、日頃から住民等への周知徹底に努める。

村は、災害時の避難誘導に係る計画をあらかじめ作成する。

また、防災訓練の実施や防災マップの作成・配布等により、その内容の住民等に対する周知徹底を図るための措置を講じる。なお、防災マップの作成に当たっては住民も参加する等の工夫をすることにより、災害からの避難に対する住民等の理解の促進を図るよう努める。村職員は、警察官、消防職員その他の避難措置の実施者と協力し、住民が安全かつ迅速に避難できるよう避難先への誘導に努める。

なお、誘導に当たっては、できるだけ自主防災組織、自治会、町内会ごとに集団避難を行い、避難行動要支援者の避難支援を優先して行う。

避難指示等が発令された場合の避難行動としては、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、宿泊施設等への避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえつて危険を伴う場合は、「緊急安全確保」を行うべきことについて、村は、住民等への周知徹底に努める。

村は、大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、他

の地方公共団体との応援協定の締結や、広域避難者の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定の締結など、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。

村は、住民に新型コロナウイルス感染症を含めた感染症の濃厚接触者がいる場合は、個室や避難所で専用の避難スペースに避難誘導する。

イ 住民

地域住民は、避難時においては、できる限り、要配慮者に配慮しながら、自主防災組織ごとの集団で避難を行うよう指導する。

また、行方不明者の把握に努めるとともに、行方不明者がある場合は、村職員、警察官、消防職員等に連絡する等必要な措置を講ずるように指導する。

(3) 学校、社会福祉施設等の施設内にいる者の避難

各施設の管理者は、当該施設内にいる者について、事前に作成してある避難誘導マニュアルに従って避難誘導及び負傷者や行方不明者等の把握に努める。

第7 指定避難所の設置における計画

1 現状と課題

地震が発生し、住民の避難が必要となった場合、被災状況によっては、あらかじめ指定した指定避難所の開設が困難な場合も考えられる。このため、被災状況を速やかに確認の上、該当地区すべての住民等に指定避難所の設置状況を周知する必要がある。

また、指定避難所の収容力の不足が想定される場合は、指定避難所への避難者そのものを低減させる対策を検討する必要がある。さらに、災害の規模等によっては、村外への広域避難又は広域一時滞在が必要となる場合もあり、その対策を事前に検討しておく必要がある。

2 基本方針

村は、指定避難所の被災状況確認、指定避難所開設及び住民への周知等を速やかに行う必要があるが、村が自ら指定避難所を開設することが困難な場合は、他市町村又は県へ応援を要請するなど、適切な対応の実施に努める。

また、県及び村は、広域一時滞在が必要となった場合、あるいは、避難者等の受け入れなどの対応を要請された場合について、事前にその対策を検討し、適切な対応が可能となるよう努める。

3 対策

(1) 指定避難所の被災状況の確認

地震発生後の指定避難所の被災状況及び安全確認については、予め定めた設置マニュアルに基づいて行うこととする。

また、安全確認の結果に基づいて応急修理等の必要な措置を行う。

(2) 指定避難所の開設

村（保健福祉課）は、震度5弱以上の地震が発生した場合（特別警戒体制時）に予め定めたマニュアルに基づき、施設の安全を確認の上、指定避難所を開設し、設置状況を速やかに住民に周知するとともに県に報告する。なお、村は、避難所を開設する場合には、あらかじめ施設の安全性を確認する。

また、要配慮者のため、必要に応じて福祉避難所を開設する。

村は、災害の規模に鑑み、必要な避難所を、可能な限り当初から開設するよう努める。村は、指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、宿泊施設等の活用も含め、可能な限り多くの避難所を開設し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して周知するよう努める。

特に、要配慮者に配慮して、被災地域外の地域にあるものを含め、宿泊施設等を実質的に福祉避難所として開設するよう努める。

村は、指定避難所のライフラインの回復に時間と見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討する。

村は、避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等を適切に県に報告する。

村は、特定の指定避難所に避難者が集中し、収容人数を超えることを防ぐため、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する等、避難の円滑化に努める。

(3) 宿泊施設提供事業の実施

村は、県に対して宿泊施設提供事業を実施する意思を明確に提示し、県から宿泊施設の情報提供を受ける。

宿泊施設提供事業を実施する場合は、宿泊施設を利用する要支援者等の選定、宿泊施設との宿泊や食事に関する連絡調整、要支援者等の宿泊施設への移送手段の確保等を行う。また、宿泊施設を利用する被災者が孤立しないよう連絡体制を構築する。

(4) 広域応援協力

村長（総務企画課）は、自ら指定避難所の開設が困難な場合、他市町村又は県へ避難所の開設につき応援を要請する。

(5) 指定避難所の収容不足への対応

避難者の中には、建物・ライフライン被害を受けていなくても、地震等に対する自宅の安全性を危惧して避難する人、あるいは、生活必需品等の不足を懸念して避難する人もいることから、被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定の迅速な実施や物資供給の対応により、安全な自宅への早期復帰を促すことも可能となる。指定避難所不足の補完には、場合によってはこうした対応や社会福祉施設、公的宿泊施設、

旅館、ホテル等の借り上げ等により避難所を確保する。

(6) 広域避難

村は、災害の予測規模、避難者数等にかんがみ、村外への広域的な避難、指定避難所及び指定緊急避難場所の提供が必要であると判断した場合において、県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求めるほか、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、県知事に報告した上で、自ら他の都道府県の市町村に協議することができる。

村は、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。

村は、県や運送事業者等の関係者間で、あらかじめ策定した具体的なオペレーションを定めた計画に基づき、適切な役割分担を行った上で、広域避難を実施するよう努める。

村は、避難者のニーズを十分把握するとともに、政府本部、指定行政機関、公共機関、県、事業者等と相互に連絡をとりあい、放送事業者を含めた関係者間で連携を行うことで、避難者等に役立つ的確な情報を提供できるように努める。

(7) 広域一時滞在

村は、災害の規模、被災者の避難・収容状況、避難の長期化等に鑑み、村外への広域的な避難及び応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合において、県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求めることができる。

村は、指定避難所を指定する際に併せて広域一時滞在の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの被災住民を受け入れができる施設をあらかじめ決定しておくよう努める。

第8 指定避難所の運営体制における計画

1 現状と課題

避難所運営マニュアルを定めても、責任者として予定した者が被災し必要な体制が確保できない、又は避難所で生活している自治組織の役員等が他へ転出する等の理由により、マニュアルどおり避難所運営ができない場合、迅速にその対応を行う必要がある。

また、避難所生活においては、精神面でのケアが必要となる。さらに、災害発生後一定の時期が来れば、避難所としての使命は終了し、平常の利用に復すことになるが、その際には、避難者との協議に基づいて円滑な移行が図られなければならない。

2 基本方針

避難所生活では、対応すべき事柄が多岐にわたることから、村は、指定避難所の運営は自治組織と連携して行うこととし、対外業務及び施設管理の外は、原則として自治組織をサポートする立場で活動することとする。

指定避難所の設置に伴い、メンタルヘルス面での機能をもった避難所救護センターを設置するとともに、保健師等による巡回相談等も行う。村及び各指定避難所の運営者は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家等との定期的な情報交換に努める。

また、生活機能低下、特に生活不活発病（廃用症候群）の早期発見などの予防対策を進めることにより、その改善に向けた整備を図るとともに、指定避難所設置施設の平常業務再開に向けて、当該施設の管理者、指定避難所管理者、避難者自治組織の3者で協議していく。

なお、村及び県は、災害の規模等に鑑みて必要に応じ、避難者の健全な住生活の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅、空き家、宿泊施設等利用可能な既存住宅の斡旋及び活用等により、指定避難所の早期解消に努めることを基本とする。

3 対策

（1）維持管理体制の確立

村（保健福祉課）は、マニュアルに基づき指定避難所維持管理責任者等の職員を配置する。この場合、配置完了確認を行い、行政側の体制確保に遺漏がないよう配慮する。

当該職員は、所定のマニュアルに基づき自治組織を構築する。

なお、その際は、女性の参画について配慮するとともに、自治組織のリーダーの転出等の場合にも管理体制に支障を及ぼさないように、自治組織においては、業務毎にリーダーと併せてそれをサポートする者を選任しておく。

また、指定避難所の運営に当たっては、指定避難所における生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう努めるものとする。また、避難の長期化等必要に応じてプライバシーの確保、男女ニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。

（2）自治組織、施設、行政による連携

指定避難所運営上の諸課題に対応するため、避難者自治組織、維持管理責任者、施設管理者は、定期的な協議の場を設けるものとする。

（3）生活環境への配慮

指定避難所の運営に当たっては、避難者の生活環境を確保するため、次のような措置を講じる。

- ・食事供与の状況、トイレの設置状況等、入浴の機会の提供状況、避難者の生活状況

を隨時把握し、必要な対策を講じる。

- ・村は、それぞれの指定避難所に受け入れている避難者に係る情報及び指定避難所で生活せず食料や水等を受取りに来ている被災者等に係る情報の早期把握に努める。また、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者等は、避難行動要支援者等の要配慮者の居場所や安否の確認に努め、把握した情報について村に提供する。
- ・避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、段ボールベッド、パーテイション等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、し尿及びごみの処理状況など、避難者の健康状態や指定避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努める。
- ・村は、指定避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努める。
- ・村は、被災地において新型コロナウイルス感染症を含む感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努める。また、自宅療養者等が指定避難所に避難する可能性を考慮し、保健福祉担当部局は、防災担当部局に対し、避難所の運営に必要な情報を共有する。
- ・指定避難所の運営における意思決定の場への女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。特に、男女別の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等による指定避難所における安全性の確保など、性別や子育て家庭のニーズ等に配慮した指定避難所の運営管理に努める。
- ・村は、指定避難所等における女性や子ども等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲示するなど、女性や子ども等の安全に配慮するよう努める。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努める。
- ・被災による生活環境の悪化に起因した子どもの心身への影響を軽減するため、避難所内又は避難所外に、子どもが安心して生活できる安全な居場所機能を持つスペース又は部屋を設けるよう努める。
- ・やむを得ず指定避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確

な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努める。

- ・必要に応じ、指定避難所における被災ペットのための避難スペースの確保等に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努める。
- ・村は、指定避難所に同行避難してきた被災ペットについて、動物伝染病予防等衛生管理を含めた災害時における動物の管理について必要な措置を講ずる。

(4) 保健・福祉面の対応

避難所生活に伴い精神的に不安定な状況に陥る者が多くなる傾向が報告されており、特に精神的な面でのメンタル・ケアの必要がある。そのため村（保健福祉課）は、内科に加え、精神科の診療を行うことができる避難所救護センターを設置する。

(5) 平常体制への復帰対策

避難者の減少に伴い、指定避難所の規模縮小・統合・供用終了の措置をとる場合は、予め定めたマニュアルに従い対応し、円滑な移行に努める。

第9 道路啓開

1 現状と課題

村内には、鳥取自動車道及び国道373号の一般国道があり、さらに地域の生活を支える道路として村道、農道及び林道がある。

これら既存道路を活用しつつ、災害時の緊急支援物資の輸送、救急・消防活動等の緊急活動の迅速かつ円滑な実施を確保するための道路ネットワークの整備を進める一方で、地震発生時における緊急活動を支援する道路啓開作業を迅速に行うための体制整備について検討する。

2 基本方針

地震発生直後の道路は、自動車、落下物及び倒壊物等が散在しており、これらの障害物を除去し、また、路面の亀裂、陥没等の破損箇所を修復すること（道路啓開）は、人命救助、消火及び救援活動を円滑に行うための必須条件である。

これらを制約された条件下で効果的に行うためには、関係機関と協議の上、あらかじめ防災計画に定められた関係機関の応急活動を支える路線を選定し、これらを緊急輸送道路ネットワークとして位置付け、各道路管理者において迅速な啓開作業を実施する体制整備を行う。

3 対策

(1) 緊急輸送道路の選定基準

ア 村（建設課）、国、県（土木部）

（ア）緊急輸送道路の選定基準を以下に示す。

a 高速自動車国道、一般国道及びこれらを連絡するインターフェース道路等で震災

- 発生時に県内を広域的にネットワークする幹線道路であること。
- b 救援活動の基幹となる広域的幹線道路であること。
 - c 県本庁舎、出先庁舎及び災害対策本部が設置される村役場を結ぶ主要幹線道路を確保するため定めた道路であること。
 - d 救援物資等の備蓄倉庫及び集積地点（空港・港湾等）を結ぶ道路であること。
 - e 主要公共施設（病院、血液センター等）、警察署、自衛隊の庁舎及び消防署を結ぶ道路であること。
 - f 道路幅員は、原則として2車線以上であること。

(イ) 緊急輸送道路の種類

- 緊急輸送道路は、地震発生後の利用特性により、以下の3つに区分する。
- a 第1次緊急輸送道路
県庁所在地、県民局・地域事務所所在の市町、重要港湾、空港及び広域物流拠点等を連絡する道路。
 - b 第2次緊急輸送道路
第1次緊急輸送道路と市町村役場、主要な防災拠点（行政機関、公共機関、警察署、消防署、自衛隊等）を連絡する道路。
 - c 第3次緊急輸送道路
その他の道路。

(2) 緊急輸送道路の指定

ア 村（建設課）、国、県（土木部）

村及び県は予め関係法令等を参考にし、国土交通省中国地方整備局、県警察、隣接県及び市町村等の関係機関と協議の上、それぞれが管理する幹線道路を中心として、(1)に規定する選定基準に基づき、地域防災計画に定められた関係機関の応急活動を支える路線を選定し、これらを有機的に連絡させた緊急輸送道路ネットワークを指定しておく。

また、この緊急輸送道路は、選定基準に基づき必要に応じ変更する。

(3) 緊急輸送道路の啓開

ア 村（建設課）、国、県（土木部）

(ア) 各道路管理者は、地震発生後直ちに予め指定した緊急輸送道路について優先的に道路パトロールを行い、それぞれが管理する道路の被害状況を調査し、地震の発生地域や被害状況を勘案した上で、車両通行機能の確保を前提とした早期の復旧作業に努める。

この場合、二車線復旧を原則とするが、やむを得ない場合には、一車線とし、適当な場所に待避所を設けるとともに、橋梁については、必要に応じて仮設橋梁の設置を検討する。

- (イ) 県は、県内の道路の被災状況などの情報把握に努めることとし、特に予め指定した緊急輸送道路については、県、岡山国道事務所、西日本高速道路(株)及び本州四国連絡高速道路(株)において構成する「岡山県道路情報連絡会」を積極的に活用する。
- (ウ) 道路管理者は、(一社)岡山県建設業協会など関係団体との間に応援協定等を締結し、障害物の除去や応援復旧等に必要な人員、資機材等の確保に努める。
- (エ) 道路管理者及び県警察は、緊急輸送道路の啓開を実施するに当たり、路上の障害物の除去が必要な場合には、消防機関及び自衛隊等の協力を得て実施する。

第10 交通の確保計画

1 現状と課題

交通網をズタズタに寸断した阪神・淡路大震災は、車両の大渋滞を巻きおこし、災害対策基本法による交通規制が実施された後においても渋滞は解消されなかった。

その一因として、被災地に近接する都道府県において、被災地に向かう車両の通行禁止又は制限が十分にできなかつたこと。そして、被災地における交通整理にあたる警察官が救助活動に従事し、本来の交通整理に従事することができなかつたことなどがあげられる。

また、交通網の寸断により大量の帰宅困難者の発生が予想される。

2 基本方針

広域交通規制対象道路を中心に緊急交通路を指定し緊急通行車両の通行を確保するとともに、交通整理要員及び必要資機材を確保する。

また、住民に対する災害発生時の対応について啓発を行うとともに、帰宅困難者の混乱防止・帰宅支援を行う。

3 対策

(1) 陸上交通の確保

ア 県（危機管理課）、県公安委員会

県、県公安委員会は、緊急通行車両の確認を行い、緊急通行車両の標章及び証明書を交付する。なお、県公安委員会においては、規制除外車両の確認を行い、標章及び証明書を交付するほか、平常時に、緊急通行車両及び規制除外車両の事前届出により、緊急通行車両等事前届出済証及び規制除外車両事前届出済証を交付して、緊急交通路指定時のこれら車両の確認手続の簡素・効率化を図る。

イ 県公安委員会、県警察

(ア) 緊急交通路の指定による緊急通行車両の通行の確保

a 緊急交通路を指定し、消防、警察、救護関係の緊急通行が円滑に運行できるよう道路機能を確保する。

- b 緊急交通路において通行を不能とする放置車両、道路上の障害物がある場合は、道路管理者、重機保有事業所等の協力を得て優先的に撤去する。
- c 警察災害派遣隊の支援が必要な場合は、派遣を要請する。
- d 被災地における緊急通行車両の円滑な運行を確保するため、必要な区域又は道路の区間を指定して、一般車両の通行を規制する。

(イ) 緊急通行車両及び規制除外車両の届出確認

緊急通行車両及び規制除外車両の事前届出制度について、周知及び適正な運用を図るとともに、災害時における確認事務の迅速、適正な処理に努める。

(ウ) 交通広報

- a 交通規制の状況に関する情報提供や交通総量の抑制について、道路交通情報板等を活用するとともに、日本道路交通情報センター、マスコミ等による広範囲な広報活動を実施する。
- b 規制現場措置として、迂回路マップ等を活用し、ドライバーに対する現場広報を実施する。
- c 住民等に対し、災害発生時のドライバーとしての対応についての意識啓発に努める。

ウ 県（危機管理課）、県警察

(ア) 交通整理要員及び関係資機材の確保

県、県警察は、岡山県警備業協会との協定の締結等による交通誘導等の整理要員及び誘導資機材の確保等、必要な措置を講じる。

エ 村（総務企画課）、県（危機管理課）

(ア) 救援物資搬送車両の方法・制限

村、県は、被災地及びその周辺の交通量を極力制限するため、救援物資の集積所を確保（ヘリポート基地の併設が望ましい）するとともに、被災地域には小型貨物車両により効果的な搬送を行う。

オ 道路管理者

(ア) 管理する道路等に被害が出た場合、道路管理者は応急の復旧を図る。

(イ) 道路施設の破損等により交通の危険が生じたときは、警察と協議して区間を定めて通行を禁止し、又は制限する。

(ウ) 応急復旧工事の実施が困難な場合は、県又は県を通じて自衛隊に応援を要請する。

(エ) 放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、道路区間を指定し、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。運転者がいない場合等においては、自ら車両の移動等を行う。

カ 自衛隊及び消防本部

自衛官及び消防隊員は、現場に警察官がいない場合は、緊急通行車両の通行の確保

のための措置を行う。

キ 住民

住民等は、被災地及びその周辺において実施される警察官等による交通整理の指示に従うほか、被災地域における一般車両の走行を極力自粛する。

ク 鉄道事業者

鉄道事業者は、線路、橋梁等に被害が発生した場合は、列車の避難等を行うとともに、応急復旧に努める。

独力での復旧が困難な場合は、県又は県を通じて自衛隊に応援を要請する。

(2) 航空交通の確保（ヘリポート基地の整備・確保）

村、県（消防保安課、県民生活部）、防災関係機関等は、相互に連携し、ヘリポート基地等の整備・確保に努める。

(3) 帰宅困難者対策

村（総務企画課）、県（危機管理課）、防災関係機関等は連携し、適切な情報提供、指定避難所の開設などにより帰宅困難者の不安を取り除き、社会的混乱を防止する。

また、地震等により交通機関が途絶した場合、徒步帰宅者に水の提供やトイレの使用等の支援を行うため、道の駅及びガソリンスタンド等に対し協力を要請する。なお、状況によっては「むやみに移動を開始しない」という考え方にも留意して対策に取り組む。

第11 消火活動に関する計画

1 現状と課題

阪神・淡路大震災の消火活動においては、消防水利の損壊、応援隊相互の通信混乱等予期せぬ事態により、消火活動が阻まれた。

これらのことと踏まえて、効果的、機能的な消火活動ができる計画を策定しておく必要がある。

2 基本方針

大規模地震により火災が広域的に同時多発し、応援を受けることを前提にした整備を図る。

3 対策

(1) 消火活動対策

ア 村（総務企画課）

(ア) 火災発生状況等の把握

村長又は消防長は、消防団（職）員を指揮し、管内の消防活動に関する次の事項について情報を収集する。

a 延焼火災の状況

- b　自主防災組織の活動状況
- c　消防ポンプ自動車その他の車両の通行可能道路
- d　消防ポンプ自動車その他の車両、消防無線等通信連絡施設及び消防水利活用可能状況

(イ) 消火活動の留意事項

村長又は消防長は、関係防災機関と相互に連絡をとりながら、次の事項に留意し、消防活動を指揮する。

- a　延焼火災件数の少ない地区は、集中的な消火活動を実施し、安全地区を確保する。
- b　多数の延焼火災が発生している地区は、住民の避難誘導を直ちに開始し、必要に応じ避難路の確保等住民の安全確保を最優先とする活動を行う。
- c　危険物の漏洩等により災害が拡大し、又はそのおそれのある地区は、住民等の立入禁止、避難誘導等の安全措置をとる。
- d　救護活動の拠点となる病院、避難場所、幹線避難路及び防火活動の拠点となる施設等の火災防御を優先して行う。
- e　自主防災組織が実施する消火活動との連携、指導を図る。
- f　巡回班を設け、地震発生後の火災発生に備え、自主防災組織等と連携の上、被災地区を警戒する。

(ウ) 応援要請

火災の状況又は災害の規模により、災害が発生した場合は村の消防力によっては防衛が著しく困難な場合は、次により応援要請を行う。

災害が発生した場合村長等は、岡山県消防防災ヘリコプター支援協定に基づき県に消防防災ヘリコプターの出動要請を行うほか、岡山県下消防相互応援協定第5条に基づき、他の市町村長等に応援要請を行う。

(2) 消防の応急体制の整備

ア　村（総務企画課）

(ア) 応援隊の対応責任者

- a　応援隊の受入れについて、県本部や派遣自治体等の連絡調整にあたる専任者を設置する。
- b　専任者の任務については、概ね次のとおり。
 - ・緊急消防援助隊等の対応
 - ・応援ルート及び集結場所の選定
 - ・応援隊に関する各種連絡

(イ) 応援隊等の指揮命令

応援隊等の指揮命令は、村長又は村長から委任を受けた美作市消防本部消防長がとる。

(ウ) 消防部隊相互の通信体制

無線交信における県内消防、県外消防及び全国共通波の使用周波数の運用を定める。

(エ) 情報の収集・連絡体制

大規模災害における各現場の出動部隊等との情報の収集・連絡体制の確立を図る。

第12 危険物施設等の応急対策計画

1 現状と課題

地震により危険物施設等が損壊、火災等により危険な状態になり、又は爆発する等の災害が発生した場合は、地域住民に多大な危害を及ぼすおそれがあるので、応急的保安措置を実施する必要がある。

2 基本方針

防災関係機関による石油類、高圧ガス及び火薬類の応急的保安措置を講じる。

3 対策

村（総務企画課）

(1) 石油類施設の応急対策

ア 施設管理者の措置

(ア) 施設の状況により、石油類を安全な場所に移動し、又は注水冷却する等の安全措置を講じる。

(イ) 自衛消防隊その他の要員により、初期消火活動や延焼防止活動を実施する。

(ウ) 県警察、村等に通報するとともに、付近住民に避難の周知を図る。

イ 村の措置

(ア) 施設管理者に対し危害防止の指示をし、又は自らその措置を講じる。

(イ) 警戒区域を設定し、住民の立入制限、退去等を命令する。

(ウ) 消防団を出動させ、救助及び消火活動を実施する。

(2) 高圧ガス施設の応急対策

ア 施設管理者の措置

(ア) 施設の状況により、設備内のガスを安全な場所に移動し、充填容器が危険な状態となったときは、安全な場所に移動し、又は水（地）中に埋める等の措置をする。

(イ) 県警察、村等に通報するとともに、付近住民に避難の周知を図る。

イ 村の措置

(ア) 施設管理者に対し危害防止の指示をし、又は自らその措置を講じる。

(イ) 警戒区域を設定し、住民の立入制限、退去等を命令する。

(ウ) 消防団を出動させ、救助及び消火活動を実施する。

(3) 火薬類施設の応急対策

ア 施設管理者の措置

- (ア) 火薬類を安全な地域に移す余裕がある場合は、これを移し、かつ見張り人をつける。
- (イ) 火薬類を安全な地域に移す余裕がない場合は、水中に沈め、又は火薬庫の入口等を密閉し防火の措置を講じる。
- (ウ) 県警察、村等に通報するとともに、付近住民に避難の周知を図る。

イ 村の措置

- (ア) 施設管理者に対し危害防止の指示をし、又は自らその措置を講じる。
- (イ) 警戒区域を設定し、住民の立入制限、退去等を命令する。
- (ウ) 消防団を出動させ、救助及び消火活動を実施する。

(4) ばい煙発生施設又は特定施設等の応急対策

ア 取扱者の措置

- (ア) 施設が危険な状態になったとき又は事故発生時には、直ちに作業を中止し、必要な応急措置を講じる。
- (イ) 知事又は村長に通報するとともに、付近の住民等に避難するよう警告する。

イ 村の措置

- (ア) 地域住民の健康に被害を及ぼすおそれがあると認められる場合は、避難の指示等を行う。

第13 放射性物質事故時の応急対策

1 基本方針

放射性物質の取扱上の事故や放射性物質の発見等により災害が発生し、又はそのおそれがあるときは、事故等から地域住民等を守るため、防災関係機関は早期に初動体制を確立し、相互の緊密な協力のもとに各種応急対策を実施することにより、被害の拡大を防止し、被害の軽減を図るものとする。

2 対策

(1) 放射性物質取扱事業者及び放射性物質を発見した事業者等が行う措置

ア 連絡通報体制

事故等が発生し、その影響が周辺地域に及び、又はそのおそれがある場合で、原子炉等規制法又は放射線同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和32年法律第167号）等の適用を受ける場合、事業者等は、その定めるところにより、直ちに関係機関への通報を行う。

また、放射性物質の発見者等は、「放射性物質の取扱上の事故又は災害の発生における情報の収集及び伝達の系統」により、直ちにいずれかの関係機関へ通報する。

イ 被害の拡大防止

放射性物質取扱事業者等は、保安規程等に基づき、次の措置を講じる。

(ア) 消火その他事故の鎮静化措置

(イ) 立入制限区域の設定による被ばくの防止

(ウ) 放射性物質の安全な場所への移動等、放射能汚染の防止又は汚染の拡大防止

(エ) 放射線に被ばくした者の救護及び除染

(オ) その他放射線障害の防止に必要な措置

ウ 防災関係機関が行う措置への協力

(ア) 放射線モニタリング等、事故の把握に必要な情報の収集

(イ) 事故の鎮静化に必要な資機材の提供

(ウ) 防災活動従事者の被ばく防止等に必要な情報及び防護資機材の提供

(2) 村が行う措置

ア 村（総務企画課）

村長は、国、県と連携し事故の状況に応じ、次の措置を講じる。

(ア) 事故の状況把握と周辺住民への情報提供

(イ) 事故の態様に応じた避難の指示等

(ウ) 事故の鎮静に必要な消火その他の措置

(エ) 被ばく者の救助等

(オ) 汚染の拡大防止及び除染

なお、村は、上記の措置の実施が困難なときは、他市町村又は県へこれらの措置の実施又はこれに要する人員及び資機材について応援を要請する。

第14 災害警備活動に関する計画

1 現状と課題

被災地域においては、社会的な混乱や人心の動搖等により不測の事態が生じるおそれがあるので、社会秩序の維持が重要な課題となる。

2 基本方針

関係機関は災害発生後の社会秩序を維持するため必要な措置を講じる。

3 対策

(1) 社会秩序の維持

ア 村（総務企画課）

(ア) 村の措置

村長は、地域住民がとるべき措置等の呼びかけを行う。

(イ) 陸上防犯

県警察は、関係機関と連携を密にして、次の措置を講じる。

- a 避難所、警戒区域及び重要施設（駅、金融機関等）の警戒
 - b 自主防犯組織に対する指導と連携によるパトロールの実施
 - c 被災地に限らず災害に便乗した各種不法事犯等の予防及び取締り
 - d 災害に乘じたサイバー攻撃に関する情報収集及び県民に対する情報提供
 - e 必要な地域への臨時交番の設置
 - f 鉄砲、刀剣類に対する確実な保管・管理等の指導
 - g その他治安維持に必要な措置
- (ウ) 無人航空機（ドローン）使用に関する規制
村は、無人航空機（ドローン）の無許可飛行や機体落下による人身事故等の防止のため、無人航空機（ドローン）等の飛行ルールに関する広報を行う。

第15 緊急輸送計画

1 現状と課題

地震災害時には、道路上の倒壊物、交通渋滞等により、救出・救助活動や消火活動のほか物資の供給に支障が生ずることが想定される。

応急対策を迅速に実施するためには、緊急輸送を円滑に行う必要がある。

2 基本方針

緊急輸送においては、被災地の状況の把握のほか、そこに至る広域的な輸送ルートの確保を図り、輸送順位を考慮の上、必要な人員、応援隊及び資機材等が円滑に輸送できる措置を講じる。

3 対策

(1) 輸送ルートの確保

ア 陸上輸送

(ア) 各道路管理者は国道、県・村道等について、早急に被害状況を把握し、障害物の除去、応急復旧等を行い、道路機能の確保を図る。

(イ) 道路上の倒壊物等の除去は、道路管理者が民間（土木建築業者）等の協力を得て、応急に実施する。

(ウ) 放置車両や立ち往生車両等が発生した場合において、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し、車両の移動等の命令を行う。
運転者がいない場合等においては、道路管理者等が自ら車両の移動等を行う。

イ 空路輸送

自衛隊のほか関係機関のヘリコプター空輸に対応する必要がある。

村（総務企画課）はヘリコプター基地の確保を図る。

(2) 災害対策本部の輸送ルート調整

ア 県及び村本部は、輸送ルートに関する情報を収集し、適切な輸送ルートを判断した

上で、防災関係機関等に情報提供し、又は指示をする。

イ 輸送ルートについては、県外からの応援隊及び資機材等に関連するので、その情報は報道機関を通じて、全国的に周知徹底を図る。

(3) 人員、物資の輸送順位

ア 輸送第1段階

交通規制の地点においては、一般車両の被災地への進入を抑制するなど緊急通行車両を優先させ、輸送の円滑化を図る。

輸送第1段階では特に次の輸送に配慮するものとする。

(ア) 人命の救助等に要する人員、物資

(イ) 応急対策に必要な人員、資材

イ 輸送第2段階

人命の救助活動及び応急対策の進行状況等を勘案し、災害対応に必要な車両が通行できるよう措置を講じる。

(ア) 救援物資（食料、飲料水、衣服、寝具等）

(イ) 応急復旧等に必要な人員、物資

第16 物資等の受入れ、集積、搬送、配分計画

1 現状と課題

大規模な震災が発生した場合、救援物資を円滑に受け入れ、避難所や居宅で避難生活する被災者に確実に配布できる体制を整えておく必要がある。

なお、搬送については、陸上輸送に支障が出ることが予想されるため、その対応を検討する必要がある。

2 基本方針

村は、被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化するため、時宜を得た物資の調達に留意する。また、避難所における感染症拡大防止に必要な物資をはじめ、夏季には冷房器具、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者等のニーズや、男女のニーズの違いに配慮する。

物資の受入地は被災地外に設け、そこで仕分け等をした後、必要に応じて村内へ搬送することとし、受入地での受入れ・仕分け等の作業及び受入地から村内の集積場所までの搬送については県で対応し、当該集積場所からの作業については、村で対応する。

搬送には、陸空のルートを検討することとし、特にヘリコプターの利用のための条件整備を図る。

3 対策

(1) 物資の受入れ、集積、配分

ア 必要とする物資等の把握・情報提供

(ア) 村（総務企画課、保健福祉課）

指定避難所等に不足している物資を、必要に応じて、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、各指定避難所の責任者から報告を受け、備蓄品で対応できない物資又は自主調達できない物資の品目及び数量並びに把握した時間を県に連絡する。

また、指定避難所等を巡回し、避難者のニーズを把握する。

なお、指定避難所に届いた物資の品目及び数量を把握し、不足している物資の品目及び数量、過剰になっている物資の品目及び数量をとりまとめ、村内で調整の上、県に報告し、物資の有効活用を図る。

(イ) 住民

避難所の責任者は、避難所内の自治組織を通じる等により、当該避難所の被災者が必要とする物資を把握し、村に連絡する。

なお、村が指定している避難所以外に避難している被災者、あるいは自宅にいる被災者が必要とする物資については、平素から組織している地域組織によって把握し、避難所の責任者を通じて村に連絡する。

イ 物資の受入体制等

(ア) 村（総務企画課、保健福祉課）

村は、あらかじめ集積場所候補地として指定していた公民館、小中学校体育館等の中から状況に応じて適当な集積場所を指定する。

なお、管内に集積場所が確保できない場合は、近隣非被災市町村に要請して、集積場所を確保する。

指定された集積場所には職員を配置し、受入地から搬送された物資を保管し、指定避難所等からの要請により必要な物資を届ける。

(イ) 住民

指定避難所等の住民は、物資の仕分け、指定避難所内での搬送を積極的に行うものとする。

ウ 輸送方法

(ア) 村（総務企画課、保健福祉課）

村は、道路・橋梁等の被害状況等に基づき、集積場所及び輸送ルートを設定し、県に図面等により報告する。

なお、ヘリコプター臨時離着陸場の確保を図ることとし、その離着陸場の設置に当たっては、マニュアルに従い、安全面での支障がないようにする。

集積場所から指定避難所への輸送については、県トラック協会等に協力を要請するとともに、公用車、バイク等の輸送手段の確保に努める。

(イ) 指定公共機関、指定地方公共機関

運送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関は、運送の要請等に対応でき

るよう、防災業務計画等において、物資等の緊急運送に関する計画をあらかじめ定めておく。

エ 物資の配布方法

(ア) 村（保健福祉課）

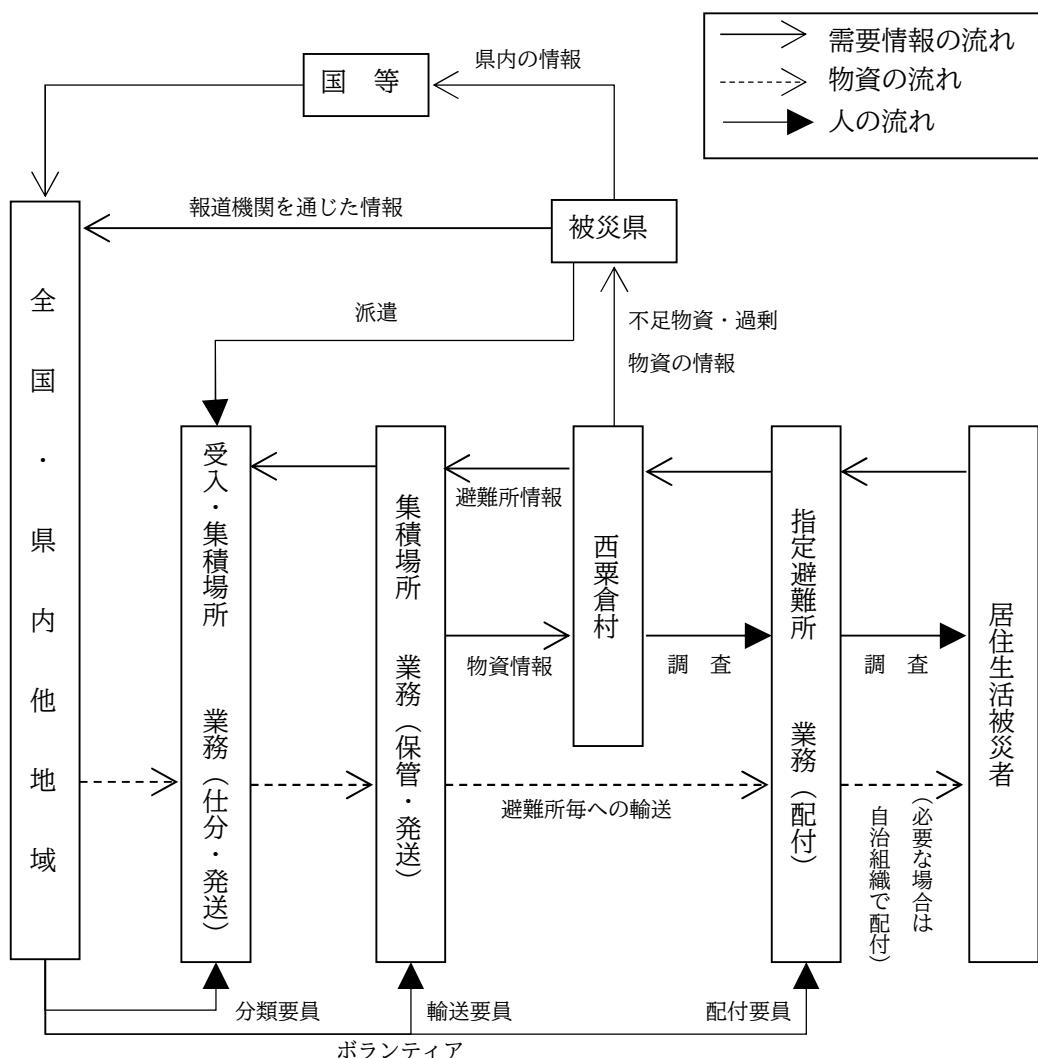
村は、指定避難所へ搬送された物資を各指定避難所の維持管理責任者の指示により、各自治組織を通じて配布する。なお、配布に当たっては、要配慮者を優先する。

また、自宅等避難所以外で避難生活を送っている被災者に対しては、広報車や地域組織を通じる等により、物資を指定避難所に取りに来るよう情報伝達し、配布するとともに、指定避難所まで取りに来ることが困難な者に対しては、地域組織の協力を得る等の方法により届けるものとする。

(イ) 住民

指定避難所以外で生活をする被災者に対して、物資等の情報を提供するとともに、特に援助を必要とする者に対して、物資を届ける等の支援を行う。

物資等のルート



第17 ボランティアの受け入れ、調整計画

1 現状と課題

災害時には、平常時に比べて各種救援を必要とする者が増加し、通常の行政システムの処理能力をはるかに超えることが予想される。そのため、ボランティア活動への期待が高まるが、その内容も発災直後には人命救助や負傷者の手当等、次段階では救援物資の仕分け及び輸送、避難所や在宅の被災者に対する食事や飲料水の提供その他の生活支援、復興期には高齢者や障害のある人等の要配慮者に対する物心両面での支援というようく、時間経過とともに変化していくことが予想される。

一方、このようなボランティア活動が無秩序に行われると現場の混乱につながるおそれがある。

そのため、行政としても、ボランティア活動が円滑に行われるよう環境整備を行う必

要がある。

2 基本方針

ボランティア活動が円滑に行われるよう、ボランティアに対するニーズを把握するとともに、県、日本赤十字社岡山県支部及び県・村社会福祉協議会等との連携を保ちながらボランティア申出者の調整ができる体制を整備する。

また、村社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしているNPO等との連携を図るとともに、中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握する。これらの取組により、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアの生活環境について配慮する。

令和2年における新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、感染症対策の観点を取り入れたボランティアの受け入れや活動が行われるよう、県、市町村、社会福祉協議会、NPO等が連携してボランティアの募集範囲や支援活動の調整等を行う。

3 対策

(1) ボランティアの受入体制

ア 村（保健福祉課）

村災害対策本部は、指定避難所等のボランティアニーズを把握し、村社会福祉協議会が設置する村災害ボランティアセンターに情報の提供を行う。

イ 県

県災害対策本部に総合ボランティア班を設け、村、日本赤十字社岡山県支部、県・村社会福祉協議会及び県内各大学と連携を保ち、被害状況等の情報を交換しながら、生活支援、医療等の各分野のボランティアを所管する組織を統括し、連絡調整を行うとともに、当該班に申出があったボランティアを分野毎のボランティアを所管する組織に振り分ける。

また、総合ボランティア班は、必要に応じて報道機関の協力を得て、必要とするボランティアの種類・人数、募集範囲等について全国又は県内に情報提供し、参加を呼びかける。

ウ 日本赤十字社岡山県支部

日本赤十字社岡山県支部は、先遣隊等による情報を県に連絡するとともに、独自に養成し、又は募集したボランティアにより、救助活動を行う。

なお、ボランティアの募集、受付及び派遣に当たっては、県災害対策本部の総合ボランティア班と連携をとりながら行うものとする。

エ 社会福祉協議会

県並びに村及びその近隣市町村の社会福祉協議会は、高齢者、障害のある人等の要配慮者を中心とした被災者の生活支援における一般ボランティア活動の円滑な実施を

図るため、必要と判断した場合は、それぞれ次の体制を整備する。

また、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の状況や被災地のボランティアニーズ等を踏まえ、村及び県と協議し、ボランティアの募集範囲等について判断する。

(ア) 県社会福祉協議会は、県災害ボランティアセンターを設置し、次の業務を行う。

- a ボランティアに関するニーズ（種類、人数等）についての情報収集提供
- b 広域的なボランティアの受付、指導、コーディネート等
- c 県内の他市町村社会福祉協議会及び他府県の社会福祉協議会への協力要請等の連絡調整
- d 県災害対策本部や村災害対策本部との連絡調整
- e その他県災害ボランティアセンター及び近隣市町村災害ボランティアセンターの活動の支援に関すること

(イ) 村社会福祉協議会は、村災害ボランティアセンターを設置し、次の業務を行う。

- a 被災地のボランティアニーズの把握
- b ボランティアの受付及び登録
- c ボランティアのコーディネート
- d ボランティアに対する具体的活動内容の指示
- e ボランティアリーダー及びボランティアの派遣
- f ボランティア活動に必要な物資・活動拠点等の提供等
- g ボランティア活動の拠点等の提供
- h ボランティアが不足する場合における必要な種類及び人数を示しての県災害ボランティアセンター又は近隣市町村災害ボランティアセンターへの派遣要請
- i その他ボランティア活動の第一線の拠点としての活動

(ウ) 被災時において村災害ボランティアセンター（以下「被災センター」という。）

が被災により機能を十分果たせない場合、その近隣市町村の社会福祉協議会は、県災害ボランティアセンター及び被災センターと協議の上、近隣市町村災害ボランティアセンターを設置し、被災センターの機能の一部又は全部を担う。

オ 専門ボランティアの受け入れ及び派遣の調整

県が登録する災害救援専門ボランティア（災害ボランティア・コーディネーター、介護、手話通訳、要約筆記、外国語通訳・翻訳、建築物応急危険度判定）については県（県民生活部）が、その他の専門ボランティアについては、当該ボランティア活動に関する団体等が、それぞれ受け入れ及び派遣に係る調整等を行う。

カ ボランティアの健康に関する配慮

(ア) 村、関係機関等は、それぞれのボランティアが自らの健康状態等を的確に判断し、無理のない範囲で活動するような環境づくりを行う。

(イ) 村、関係機関等は必要に応じ、医師、看護師等の派遣、救護所の設置、健康相談

の実施等の措置を講じる。

(ウ) 村、関係機関等は、被災地でのボランティア活動において感染症の発生、拡大がみられる場合は、災害ボランティア担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努める。

4 その他

県から事務の委任を受け、共助のボランティア活動と地方公共団体の実施する救助の調整事務について、社会福祉協議会等が設置する災害ボランティアセンターに委託する場合は、当該事務に必要な人件費及び旅費を災害救助法の国庫負担の対象とすることができる。

第3節 民生安定活動

第1 要配慮者支援計画

1 現状と課題

要配慮者については、それぞれの特性に応じた対策が立てられる必要がある。

避難は、家族とともに行われるが、家族による援助を受けにくい者も多くいる。

単独行動は、被災家屋に取り残されるおそれがあり、安否確認が困難となるので、極力避け、地域住民の協力応援を得て、避難することが望ましい。

要配慮者に加え、一般の避難住民の中にも、常時医療の対象となる者、避難生活により慢性的疾患が顕著になる者等、特に介護を要する者が現われるので、要配慮者とともに、適切な医療介護環境の整った施設への入所や福祉避難所等へ避難をさせる必要がある。

2 基本方針

被災後は、すべての対策について、災害規模や状況に応じた要配慮者のための配慮を十分に行う。

村及び県は、要配慮者の特性に応じた避難先を確保し、医療・福祉対策との連携の下での速やかな支援の実施を図る。また、避難生活の中でも、できる限り自立した生活を過ごすことのできるような支援をすることとする。

3 対策

(1) 要配慮者支援体制

村（総務企画課、保健福祉課）は、災害応急対策を行うに当たっては、要配慮者支援を行うチームを組織するものとし、村内で対応が困難な場合は、他市町村又は県へ応援を要請する。

(2) 福祉避難所の開設

ア 村（保健福祉課）

村は、指定避難所に避難してきた者で、高齢者、障害のある人、乳幼児、妊産婦等要配慮者に配慮し、福祉避難所の対象となる者がおり、福祉避難所の開設が必要と判断する場合は、予め指定している福祉避難所を開設する。

その際、福祉避難所については、福祉避難所担当職員を派遣し、避難所の管理運営にあたらせる。

また、地域における拠点的な福祉避難所の設置及び管理に関しては、施設管理者に委託することになることから、村は、県と連携し、関係機関等との連絡調整、ボランティアの調整等を行う福祉避難所担当職員を配置する。

なお、福祉避難所の収容能力を超えるなど、村で対応が困難な場合は、他市町村又は県へ応援を要請する。

イ 社会福祉施設

社会福祉施設は、被災した社会福祉施設、村、県の要請に応じて、自らの施設入所者の処遇を確保しつつ、可能な限り被災した要配慮者を受け入れるものとする。

(3)宿泊施設提供事業の実施

村は、県に対して宿泊施設提供事業を実施する意思を明確に提示し、県から宿泊施設の情報提供を受ける。

宿泊施設提供事業を実施する場合は、宿泊施設を利用する要支援者等の選定、宿泊施設との宿泊や食事に関する連絡調整、要支援者等の宿泊施設への移送手段の確保等を行う。また、宿泊施設を利用する被災者が孤立しないよう連絡体制を構築する。

(4)迅速な避難

ア 村（総務企画課）

村は、消防機関（消防本部、消防団）、警察等と連携し、予め定めた避難計画及び避難支援プランに従って、地域住民が避難行動要支援者とともに避難するよう配慮するものとする。

また、社会福祉施設、要配慮者を雇用する事業所等については、要配慮者の的確な状況の把握に努め、他の社会福祉施設や他市町村、県等との連携のもとに、迅速な避難が行われるよう、当該施設等の管理者を指導する。

イ 住民

地域住民は、地域の要配慮者の避難誘導について地域ぐるみで協力支援するよう指導する。

ウ 社会福祉施設

社会福祉施設の管理者及び職員は、消防計画等予め定めたマニュアルに基づき、入所者の避難を行う。

避難に当たっては、できるだけ近隣住民等の協力を求め、迅速な避難に努める。

(5)避難後の対応

ア 村（保健福祉課）

村は、避難行動要支援者を支援するため、予め定めた避難計画及び避難支援プランに従い、次の措置をとる。

- (ア) 地域社会の協力を得て、速やかに要配慮者の安否確認を行うとともに、それぞれが必要とする支援内容を把握する。
- (イ) ボランティア等生活支援のための人材を確保し、必要に応じて派遣する。
- (ウ) 要配慮者の特性等に応じた情報提供等を迅速かつ的確に行う。
- (エ) 軟らかい食品、粉ミルク等を必要とする者に対し、その確保・提供を行う。
- (オ) 指定避難所・居宅等の必要資機材（車椅子、障害者用トイレ、ベビーベッド、ほ乳びん等）を指定避難所又は居宅等へ迅速に設置・提供する。
- (カ) 指定避難所・居宅等へ相談員を巡回させ、要配慮者の生活状況の確認、健康・生活相談等を行う。
- (キ) 指定避難所又は在宅等の要配慮者のうち、福祉避難所や社会福祉施設、医療機関等への避難をする者について、当該施設管理者への受入要請等、必要な措置をとる。

なお、健康状態の悪化等により、福祉避難所等での生活が困難となった要配慮者については、社会福祉施設・医療機関等への緊急入所・受診等により適切に対応する。

また、社会福祉施設からライフラインの復旧の要請があった場合、ライフライン事業者に対して優先的復旧の要請を行う。

イ 社会福祉施設

社会福祉施設は、不足する物資、マンパワーについて、村外の社会福祉施設、村、県に応援を要請する。

ウ 住民

避難住民は、指定避難所又は地域で要配慮者を支援しながら、ともに協力して生活する。

なお、指定避難所では、要配慮者の意欲保持のため、住民の一人として、何らかの役割を果たしてもらうよう配慮するものとする。

第2 情報伝達体制

1 現状と課題

避難者等被災者の不安の解消や混乱の防止等のためには、被災者のニーズに対応した正確な情報を提供することが必要となる。

そのため、食料等の配給や医療機関の状況など被災生活に必要な情報が被災者にスムースに伝わる体制や被災者の求める情報が何かを確認する体制の整備とともに住民から

の問い合わせ等に的確に対応できる体制についても整備が必要となる。

2 基本方針

村及び県は、大規模停電時も含め被災者等に対して必要な情報が確実に伝達され、かつ共有されるように、情報伝達の際の役割・責任等の明確化に努める。村防災行政無線の整備や、IP通信網、ケーブルテレビ網等の活用を図り、災害情報を被災者等へ速やかに伝達する手段の確保に努める。

情報伝達に当たっては、新聞、ラジオ、テレビ等のマスコミ及びポータルサイト・サーバー運営業者の協力を得て迅速に行い、また、指定避難所への掲示、広報車なども活用して、警報、安否情報等の伝達手段の多重化・多様化に努める。

その際、障害のある人や外国人等の要配慮者、孤立化する危険のある地域の被災者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者等に配慮する。特に、指定避難所避難者への情報伝達等については、指定避難所の維持管理責任者を窓口にし、避難者の自治組織を通じる等により伝達等を行う。広報に当たっては、関係機関相互の連携を保ち、情報の混乱が生じないようにする。

3 対策

(1) 被災者への情報伝達

ア 村（総務企画課）

村は、広報車等により、又は自主防災組織を通じる等により広報を行う。

また、必要により、県に広報の要請をすることとし、広報事項等については事前に定めておくものとする。

イ ライフライン事業者

ライフライン事業者等関係事業者は、水道、電気、ガス等の被害状況、復旧見込み等生活関連情報について、各自の責任において広報する。

なお、適宜、村、県にこれらの情報提供をするものとする。

電気事業者は、停電時にインターネット等を使用できない被災者に対する被害情報等の伝達に係る体制の整備に努める。

電気通信事業者は、通信の仕組みや代替通信手段の提供等について利用者への周知に努めるとともに、通信障害が発生した場合の被災者に対する情報提供体制の整備を図る。

(2) 避難所避難者への情報伝達

村（総務企画課）は、効果的な手段による避難者への情報伝達と避難者の情報へのニーズの把握に努めるため、次の事項を内容としたマニュアルを作成しておく。

ア 情報収集・伝達体制及び自治組織の関わり方

イ 本部との連絡方法の確保

ウ 本部等へ連絡すべき事項、連絡様式

エ 収集すべき避難者等の情報、収集・報告様式

オ 指定避難所内に伝達する情報の内容、周知・伝達方法（放送設備利用、掲示、自治組織を通じる等）及び必要な様式

カ その他必要事項

また、災害時に孤立する可能性がある集落等については、あらかじめ集落等の連絡代表者等、指定避難所と災害対策本部の連絡窓口を明らかにしておくとともに、衛星通信や無線通信等、非常時の連絡手段の確保に努める。

（3）被災者の安否確認への対応

ア 村

村（保健福祉課）は、住民の安否情報を各指定避難所単位で収集し、村本部において一元的に管理して、専用窓口で一般住民等からの安否照会に対応する等、予めその対応方法について定めておく。なお、安否照会の対応には、業務に支障が出るのを避けるため、専用電話を設置するものとする。

イ 村及び県

村は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利、利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等、人命にかかるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。

また、県が実施する安否情報提供のための被災者に関する情報収集に協力する。

なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け、加害者から追跡されて危害を受けるおそれがある者等が含まれる場合には、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努める。

（4）災害を原因とする死者に係る情報の収集

村は、死者の情報を収集・把握し、災害を原因とする「死者」と判断した際は、県に直ちに報告する。

また、県が実施する死者の氏名等公表のための死者に関する情報収集に協力する。

なお、死者の中に、配偶者からの暴力等を受けていた場合などで、遺族が加害者から危害を受けるおそれが場合、その加害者等に居所が知られることのないよう当該死者の個人情報の管理を徹底するよう努める。

第3 報道機関への対応

1 現状と課題

震災時には様々な情報が錯綜して、社会的混乱が起こることが考えられるので、正確な情報を速やかに公表・伝達することが重要である。

また、救助活動に際して取材活動方法の調整を要する場合が考えられる。

2 基本方針

被災者等に正確な情報を速やかに伝達するために、報道機関の協力を得るものとする。また、救助活動に当たりサイレントタイムを設定する必要がある場合の対応方法について、報道機関と事前に協議しておく。

3 対策

(1) 情報の提供及び報道の要請

ア 県（危機管理課、総合政策局）

県災害対策本部は、次の情報を一元的に報道機関へ提供し、また必要な場合は報道することを要請する。

(ア) 地震被害、地震活動の状況、二次災害の危険性に関する情報

(イ) 救助活動に関する情報

(ウ) 交通施設等の復旧状況、医療情報などの生活関連情報

(エ) 被災者の安否確認に関する情報

(オ) その他関係情報

なお、情報提供・報道要請に当たっては、次の点に配慮する。

(ア) 関係各部は、関連する情報を収集整理して報道機関へ提供できるよう事前に、情報の種類、収集の方法、発表の様式等を定めておく。

(イ) 報道機関からの照会に対応できる体制を整備する。

(ウ) 報道機関へ情報を提供する場合に、村と連絡を取り合い、情報の錯綜を生じないようとする。

イ 村（総務企画課）

村は、報道機関を通じて情報提供し、又は報道を要請するため、県と同様に情報内容、体制について整備しておくこととする。

なお、実際に情報提供し、又は報道要請に当たっては、県本部と調整を図るものとする。

ウ ライフライン事業者

ライフゲイン事業者は、県に準じて、ライフラインや交通の復旧状況等について、適宜、情報提供・報道要請するものとする。なお、情報提供等に当たっては、県災害対策本部と調整を図るものとする。

(2) サイレントタイムの設定

ア 県（危機管理課、総合政策局）

県は、生存者の発見を効率的に行うため、救助活動に直接関係ないヘリコプターの運行等を一定時間規制する、サイレントタイムの設定に関するマニュアルの作成指針及び報道機関等への協力要請方法等について、あらかじめ報道機関等と協議して策定する。

イ 村（総務企画課）

村は、県の示した指針に沿って、サイレントタイム設定マニュアルを作成しておく。

第4 風評・パニック防止対策計画

1 現状と課題

災害時に被災者等への情報が乏しい場合、断片的情報が人々に伝わる間にそれが変質して風評となることがある。

混乱時の民生及び社会秩序の安定を図るために、風評の防止対策も考慮しておかなければならぬ。

2 基本方針

被災の市町村は風評の発生防止対策及び解消対策を実施する。

3 対策

(1) 発生防止対策

ア 村（総務企画課）

（ア）村は、被災地及び指定避難所等への定時的な貼紙又は車両巡回による広報手段により、情報の均一化を図る。

（イ）報道機関の協力を得て情報の周知に努める。

(2) 風評解消対策

ア 村（総務企画課）

風評情報を入手したときは、その時点の状況に応じた広報手段により、速やかに適切な措置を行う。

第5 食料供給、炊き出し計画

1 現状と課題

大規模震災においては、ライフラインが破壊され、炊き出し等は不可能となるため、県外や他市町村から食料を供給する必要が生じる。

また、学校が指定避難所として活用されることから、ライフライン復旧後は学校給食施設等が炊き出し等に利用されることになる。

そのため、次のような事項を盛り込んだ被災者に対する食料供給のマニュアルを策定する必要がある。

（1）体制の明確化及び複数の救援活動を実施できる体制

（2）被災直後からの食料の確保・供給のマニュアル化

（3）避難体制との連携

（4）他県、他市町村からの援助食料等の円滑な受入体制の確保

2 基本方針

被災地の被災状況や被災者のニーズ等を迅速に把握し、事前に定めたマニュアルにより円滑な食料供給を行う。

食料の迅速かつ的確な確保・供給を図るため、事前に定めた調達・配分計画及びその手続に関するマニュアルに基づいた確保・供給を行う。

なお、その際には、積極的な被災者台帳の活用等により、要配慮者、孤立状態、在宅、応急仮設住宅の避難者及び広域避難者に対しても物資等が円滑に提供されるよう努めるとともに、被災地の実情や男女のニーズの差違にも十分配慮する。

また、避難所における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努めるとともに、食料以外の緊急物資の供給体制との連携を十分図る。

3 対策

(1) 緊急食料等の調達

村（保健福祉課）は、事前に策定している計画及びマニュアルに基づき、被災者の食料の供給のために必要な緊急食料等の調達を次により行う。

- ア 被災者に対して供給する食料、食材等の品目、量の決定と供給
- イ 備蓄、食品加工業者、外食産業等からの調達及び供給の実施
- ウ 炊き出しに必要な場所（調理施設・避難所等）の確保及び整備
- エ 炊き出しに必要な責任者、実施人員の決定・確保
- オ 必要に応じ、県への食料、食材、資材等の調達の要請
- カ 村援助食料集積地を指定し、責任者等受入体制を確立
- キ 供給ルート、運送体制の確立
- ク 避難所毎の被災者、自治組織等受入態勢の確立
- ケ 被災者への食料の供給方法（配分・場所・協力体制等）の広報の実施
- コ ボランティアによる炊き出しの調整

第6 飲料水の供給計画

1 現状と課題

被災地への飲料水の供給については、水源の確保とともに、被災者への配水手段を確保することが重要である。このため、県内市町村のタンク車及びタンク等の使用可能状況及び道路状況を早急に調査し、体制を整える必要がある。

2 基本方針

村は、それぞれ独自に給水計画を樹立し、住民の飲料水の確保を図るように努め、最低必要量（供給を要する人数×約3ℓ）の水を確保できないときは、県に速やかに応援を要請するものとする。

3 対策

(1) 村（建設課）

村は、予め定められたマニュアルに従い、飲料水の確保が困難な地域において臨時給水所を設置し、給水車等により応急給水を行うとともに、住民に対して給水場所や給水時間等について広報する。

この場合において、給水に当たって医療機関から要請があったときは、優先的な給水に配慮する。

なお、管内で飲料水の供給を実施することができないときは、日本水道協会岡山県支部相互応援対策要綱等に基づき近隣市町村等に支援要請を行うとともに、県に次の事項を示して調達斡旋を要請する。

- ア 給水を必要とする人員
- イ 給水を必要とする期間及び給水量
- ウ 給水する場所
- エ 必要な給水器具、薬品、水道用資材等の品目別数量
- オ 給水車両のみ借上げの場合はその必要台数

また、自己努力によって飲料水を確保する住民に対し、保健所と協力し、衛生上の注意を広報する。

地震発生後、約8日を目途に仮設共用栓等を設置し、最低の生活に必要な水を供給するよう努める。その場合の供給水量は1人1日20ℓ程度を目標とする。

(2) 住民

住民は、地震発生後最低3日間推奨1週間は、貯えた水等をもってそれぞれ飲料水を確保するよう努めることとし、飲料水が確保できない場合村等の応急給水により確保する。

また、地域内の井戸・湧水等を活用し、飲料水の確保に努める。この場合においては、特に衛生上の注意を払う。

村等の実施する応急給水に協力し、飲料水の運搬・配分を行う。

第7 生活必需品等調達供給計画

1 現状と課題

震災発生により必要となる物品は個人で確保することが肝要であるが、確保できない場合は、村、県が供与する必要がある。

2 基本方針

村、県は、特定の生活必需品について確保し、供与する。

3 対策

(1) 村（総務企画課、保健福祉課）

村は、災害時において被災者への生活必需品の給（貸）与の必要があると認めたと

きは、次により生活必需品を給（貸）与する。

- ア 村の備蓄品の放出
- イ 生活必需品取扱業者等との協定等に基づく調達
- ウ 県への応援要請

（2）住民

住民等は、各自の備蓄品、非常持出品又は調達により対応できる場合は、当該必需品で対応し、備蓄品、非常持出品又は調達により対応できない場合は、村に給（貸）与を申請する。なお、その際においては、できるだけ各自の備蓄品等を相互に融通し合って対処するよう努める。

第8 遺体の搜索・処理・埋葬計画

1 現状と課題

村は、業務委託している美作市の火葬場が損壊し、使用できない場合や使用可能であっても、遺体数が火葬能力を大幅に上回る場合の体制について考慮しておく必要がある。

2 基本方針

村は、以下の事項について対応マニュアルを策定する。

- （1）遺体搜索体制の確立、必要機器の確保
- （2）遺体安置場所の確保体制
- （3）他市町村等及び隣県の協力による埋葬
- （4）柩、骨壺、ドライアイス等の確保体制

3 対策

（1）遺体搜索・処理体制の確立、必要機器の確保

ア 村（総務企画課）

村は、県警察、防災関係機関の協力を得て遺体の搜索を行い、発見したときは速やかに収容する。

また、警察・医師に依頼して、遺体の検視、身元確認等及び医学的検査を行うとともに、検視等の終了した遺体について概ね次により処理する。

- （ア）遺体の身元識別のため遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置を行う。
- （イ）遺体の身元識別のための相当の時間を必要とし、又は遺体が多数のため短時間に埋葬ができない場合等においては、遺体を特定の場所（寺院等の施設の利用、又は寺院、学校等の敷地に仮設）に集めて埋葬等の処置をするまでの間一時安置する。

なお、迅速に対応するため、搜索・処理体制、資機材（柩、骨壺、ドライアイスを含む。）の確保方法について、事前に計画を立ておく。

また、独力では対応できないときは、遺体搜索等の実施及び実施のための要員・資機材等について、県又は他市町村に応援を要請する。要請に当たっては、次の事

項を示すものとする。

- a 遺体搜索、遺体処理、埋葬の別とそれぞれの対象人数
- b 捜索地域
- c 埋葬施設の使用の可否
- d 必要な輸送車両の数
- e 遺体処理に必要な資機材の品目別数量

(2) 検視・遺体安置場所の確保

村は、指定避難所として使用する施設を除き、事前に複数の施設を検視・遺体安置場所として選定するよう努める。

(3) 火葬場の確保

村は、美作市をはじめとする近隣地域と協議し、火葬場の確保に努める。

また、職員招集体制、勤務時間延長等の災害発生時（応援を含む。）の特別対応対策について、事前に計画を立てておくものとする。

(4) 遺体の搬送方法の確保

村は、事前に搬送用車両の確保方法について計画を立ておく。

村は、管内の全火葬場の最寄りのヘリポート予定場所について把握しておくものとする。

(5) 遺体の埋火葬

村は、実際に埋火葬を行う者に、棺、骨壺等の現物を給付することとする。

また、警察の検視を終えた身元が判明しない遺体の埋火葬を実施する。なお、埋火葬に当たっては、次の点に留意するものとする。

ア 身元不明の遺体については、警察その他関係機関に連絡し、その調査に当たるとともに、埋葬に当たっては土葬とする。

イ 遺留品は、納骨堂又は寺院等に一時保管を依頼し、身元が判明し次第、縁故者に引き渡すものとする。

第9 災害廃棄物処理計画

1 現状と課題

地震災害時には、家屋、建築物の倒壊による混合廃棄物、道路等の公共施設の倒壊によるコンクリート殻を主体とした瓦礫が短期間で大量に発生するとともに、指定避難所からの生活ごみや、公共下水道など汚水処理施設の被災に伴うし尿の発生が想定される。

これらのことから、災害廃棄物のリサイクル等による減量化、緊急時の仮置場、最終処分場の確保が重要である。

廃棄物は、村内で一時的に集積することになるが、平常時のごみ処理を美作市に委託、し尿処理を勝英衛生施設組合で行っていることからも、受入れ体制の連携を図る。また、

震災の規模によっては、美作市での処分も一時的に困難なことも予想されることから、他市町村への受入れ支援の要請及び情報交換に努める必要がある。

2 基本方針

迅速な廃棄物処理を行い、被災地の環境保全と早急な復旧活動に資するため、美作市との連携、県内の受入れ可能な廃棄物処理施設の把握、県外自治体との受入れ支援体制の構築、リサイクル施設の整備、仮置場の確保などに努める。

ボランティア、NPO等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、社会福祉協議会、NPO等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行う。処理に当たっては、適切な分別を行うことにより、可能な限り再生利用と減量化に努める。

3 対策

(1) 組織体制の整備等

ア 情報の収集、連絡

災害時には、被害の状況を直ちに把握することが、災害廃棄物の迅速で円滑な処理を行う上で重要である。

村は、廃棄物処理施設（美作クリーンセンター、勝英衛生施設組合）の被害状況、村内の災害廃棄物等の発生量、収集運搬体制、仮設トイレの必要数等に係る情報を収集し、必要なものについて、県（環境文化部）へ報告を行う。

イ 組織体制の整備

(ア) 村

村（産業観光課、建設課）は、あらかじめ定めた西粟倉村ごみ処理計画に基づき、被災後、直ちに指揮命令・情報収集・連絡体制を構築する。建設事業者団体や廃棄物事業者団体などと平常時に災害支援協定を締結している場合は、協定に基づき協力・支援要請を行う。

被災していない市町村は、支援ニーズを把握した上で支援体制構築に協力する。

(イ) 県（環境文化部）

県は、村からの支援ニーズを把握するとともに、村が災害廃棄物の収集運搬・処理体制を整備するための支援・指導・助言、広域的な協力体制の確保、周辺市町・関係省庁・民間事業者との連絡調整等を行う。また、村から事務委託を受け、災害廃棄物処理を実施する場合がある。

(ウ) 民間事業者

村等の協力・支援要請に基づき、村の処理体制に協力する。

(2) 災害廃棄物処理実行計画の作成

村は、発災前に策定した西粟倉村ごみ処理計画を基に、災害廃棄物の発生量や処理可能量を把握し、具体的な処理方法等処理の全体像を示した災害廃棄物処理実行計画

を作成する。

(3) 一般廃棄物の処理等

ア 仮設トイレ等し尿処理

(ア) 村

村は、被災者の生活に支障が生じないよう、し尿のくみ取りを速やかに行うとともに、仮設トイレの設置を早期に完了する。特に災害発生の初期段階では断水や下水道、浄化槽の機能停止に伴い仮設トイレが不足するおそれがあり、その調達を迅速かつ円滑にできる体制を整備する必要がある。

なお、仮設トイレの設置に当たっては、要配慮者にも配慮するとともに、管理に必要な消毒剤、脱臭剤等を確保する。また、仮設トイレの設置後は計画的に管理を行い、し尿の収集運搬、処理をする。

(イ) 県（環境文化部）

県は、村からの要請に基づき、仮設トイレ等の資材の調達、輸送の代行等について村を支援する。

(ウ) 村民、企業

地震発生から3日程度の期間に必要な携帯トイレは、原則として家庭及び企業等において賄う。

イ 避難所ごみ等

村は、速やかに臨時のゴミステーション及び収集日時を定め、また、指定避難所のごみの一時的な保管場所を定めて、住民及び避難者に周知するとともに、臨時のゴミステーションや指定避難所のごみの保管場所に集められたごみをできるだけ速やかに回収し、あらかじめ選定した処理場へ搬入し、処理を行う。

(4) 災害廃棄物の処理

村は、災害廃棄物処理実行計画に基づき計画的に処理を行う。また、平常時の体制での災害廃棄物処理が困難と判断した場合は、近隣市町村及び県に広域支援を要請する。

ア 損壊家屋の解体・撤去

村は、通行上支障がある災害廃棄物を撤去し、倒壊の危険性のある建物を優先的に解体・撤去する。この場合においても分別を考慮し、緊急性のあるもの以外はミンチ解体を行わない。平常時に把握した石綿含有建材の使用状況を確認し、その情報を関係者へ周知し、他の廃棄物への混入を防ぐ。

イ 収集運搬

村は、道路の復旧状況や優先的に回収する災害廃棄物の種類、収集運搬ルート等を踏まえ収集運搬体制を整備する。また、災害廃棄物の適正処理及び再生利用と減量のための分別について住民に周知する。

ウ 仮置場

村は、被害状況を反映した発生推計量を基に必要面積の見直しを行う。

仮置場の確保に当たっては、平常時に選定している仮置場を候補地とするが、災害時には落橋、掛け崩れ、水没等により仮置場の候補地へアプローチできないなどの被害状況を踏まえ、必要に応じて候補地を見直す。

仮置場の設置に当たっては、効率的な受入れ、分別及び処理ができるよう分別保管し、周辺住民への環境影響を防ぐよう、設置場所、レイアウト及び搬入導線等を検討する。

また、仮置場の規模、仮置きする廃棄物及び選別作業等の種類、仮置き予定期間と返却後の土地用途を勘案し、可能な範囲で供用前の仮置場の土壤汚染状況を把握する。

エ 仮設焼却炉等

村は、仮設焼却炉・仮設破碎・選別機の必要性及び必要基数を検討し、必要と判断した場合は、仮設焼却炉の設置場所を決定する。設置後は、災害廃棄物の処理が円滑に進むよう、仮設焼却炉等の運営・管理を適切に行う。

オ 分別・処理・再資源化

被災地の復旧・復興時に、廃棄物の資源としての活用が望まれることから、村は、復興計画や復興事業の進捗に併せて分別・処理・再資源化を行う。分別・処理・再資源化の実施に当たっては、廃棄物の種類毎の性状や特徴、種々の課題に応じた適切な方法を選択する。

カ 最終処分

再資源化や焼却ができない災害廃棄物を埋め立てるため、最終処分必要量の受入れが可能な処分先の確保が重要である。村は、処分先が平常時の体制で確保できない場合は、広域的な処理を検討する。

キ 環境対策、モニタリング

村は、地域住民の生活環境への影響を防止するために、発災直後は特に廃棄物運搬経路や化学物質等の使用・保管場所等を対象に、大気質、騒音・振動、土壤、臭気、水質等の環境モニタリングを行い、被災後の状況を確認し、情報の提供を行う。

ク 広域的な処理・処分

村は、村内の被害状況、美作市の被害状況を踏まえ、処理期間が長く復旧・復興に時間がかかると判断した場合は、広域的な処理・処分の必要性について検討する。広域的な処理を行う場合には、国や県と連携し、処理・処分受入先を確保する。

ケ 有害廃棄物・適正処理が困難な廃棄物の対策

(ア) 村

村は、有害廃棄物の飛散や危険物による爆発・火災等の事故を未然に防ぐため回収を優先的に行い、保管又は早期の処分を行う。

(イ) 村、県（環境文化部、各施設管理者）、事業者

建築物等への被害があり、有害物質の漏えい及び石綿の飛散が懸念される場合は、有害物質の漏えい及び石綿の飛散を防止するため、施設の点検、応急措置、関係機関への連絡、環境モニタリング等の対策を連携して行う。

(5) 住民等への啓発・広報、相談窓口の開設

村は、被災者に対して災害廃棄物に係る啓発・広報を行う。

また、被災者相談窓口（通信網復旧後は専用コールセンターの設置など）を速やかに開設するとともに、平常時に検討した方法に従い相談情報を管理し、必要に応じ、自動車などの所有物や思い出の品・貴重品などに関する被災者相談窓口も開設する。

第10 防疫における計画

1 現状と課題

被災地においては、生活環境の悪化、被災者の病原体に対する抵抗力の低下等の悪条件により感染症等の疾病が発生しやすく、また蔓延する危険性も高い。

このため、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の法令により防疫の実施方法が定められているところであり、また、その具体的方法等については「岡山県感染症対策マニュアル」を活用し、的確かつ迅速な防疫活動を行うこととなる。

なお、災害発生の季節により環境衛生条件は変化するため、状況に応じた防疫措置が求められる。

2 基本方針

災害発生時における防疫措置は、感染症の発生の未然防止に万全を期するために、臨時に多数の避難者を収容し衛生状態が悪化し、感染症発生の原因になる可能性の高い避難所をはじめとして、的確かつ迅速に実施することとする。また、このために必要な資機材、人員の確保に努める。

3 対策

(1) 村（産業観光課、保健福祉課）は、次により防疫活動を行う。

ア 防疫用資機材を確保し、環境衛生委員等の協力を得て、便槽・家屋等の消毒等を行う。

イ 感染症を媒介するねずみ、昆虫等を駆除するため、ゴミ捨て場所等に殺虫剤・殺そ剤を散布する。

ウ 知事が感染症予防のため水道等の使用を停止した場合は、飲料水等生活に必要な水を非被災水道事業者等から確保し、供給する。

エ 避難所においては、避難者の健康状態の調査を実施するとともに、避難所の自治組織等の協力を受けて防疫活動を実施する。特に、簡易トイレ等の消毒を重点的に行う。

オ 知事の指示に従い、臨時予防接種を実施する。

(2) なお、次の場合には、県に対して必要に応じて応援を要請する。

ア 臨時予防接種の実施に当たり、対象者の把握、対象者へ連絡等をする必要がある場合

イ 自ら防疫活動の実施が困難であり、必要な人員及び資機材の応援を必要とする場合

第11 健康管理における計画

1 現状と課題

住民の健康管理については、「自分の健康は自分でつくる」との住民自らの自覚と自己責任を基本理念とし、行政は平常時から健康管理のための社会的な環境整備を行っているところである。

緊急時においても基本的にこの理念は変わらないが、被災後の生活環境の劣悪さや心身の負担の大きさは、種々の感染症蔓延の温床となるとともに、健康を自己責任で保持するには大きすぎるストレスとなるものである。

そのため、被災者に対しては予防医学的な観点や心のケアの面から公的な保健医療面での支援が不可欠となる。

2 基本方針

村の保健衛生機能の強化を図り、被災者的心身の健康相談を行うための会場設定や、巡回による訪問相談指導体制を構築し、救護所や医療機関との連携を図る必要がある。

この場合のマンパワーは、村や保健所のスタッフだけでは不足することが予想されるため、他の市町村や保健所の医師、保健師、栄養士等の応援を求める。

3 対策

(1) 村（保健福祉課）

村が被災した場合は、被災住民の健康管理を行えるシステムをできるだけ早期に確立することとし、村独自での対応が困難な場合は、県に対して要員派遣等の応援を求める。

被災地以外の市町村は、県の求めに応じて被災地への保健スタッフの派遣について協力する。

第12 公衆衛生活動

1 現状と課題

大規模な災害が発生した時は、被災市町村のみでは対応できない多様な公衆衛生上のニーズ（被災者の健康管理や避難所の生活環境の改善等）への対応が求められる。このため、県では、被災地の公衆衛生上のニーズを的確に把握し、ニーズに応じた効率的かつ効果的な公衆衛生活動を行う必要がある。

2 基本方針

県は、被災市町村のみでは被災者の多様な公衆衛生上のニーズに対応できないときは、岡山県災害時公衆衛生活動要綱に基づく調査班及び保健衛生班を派遣し、被災者の心身の健康状態や生活環境の実態等を把握し、公衆衛生上の観点から計画的・継続的な支援を実施する。また、要配慮者を含む被災者の多様な健康課題に対しては、保健・医療・福祉・介護等の専門職と連携した支援を行う。

3 対策

村は、村の公衆衛生スタッフのみでは公衆衛生活動を十分に実施できないと判断したときは、早急に公衆衛生スタッフの派遣を県に要請する。

第13 文教対策計画

1 現状と課題

大規模震災が発生した場合、通信回線の不通等により、休校の周知はもとより、児童・生徒（以下「児童生徒等」という。）の安否の確認、さらには村外に疎開する児童生徒等に対する転入学の手続き及び受入れに関する情報の周知に困難が生じる。

学校（保育園等を含む。）の再開については、臨時校舎の使用も考慮されるが、指定避難所としての使用が長期化する場合は、教育の再開時期が問題となる。また、授業再開時には、疎開中の児童生徒等もあり、その連絡が困難な場合もある。

2 基本方針

地震災害により通常の教育を行うことができなくなった場合は、早急に教育施設の確保を図る等、応急対策を実施し、安全な通学及び学校給食の確保、教科書及び学用品の供給、授業料等の減免、奨学金の貸与、被災による生活困窮家庭の児童生徒等に対する就学支援の増強並びに特別支援学校在籍児童生徒等の就学奨励費の再支給等、就学に支障を来さないよう応急の教育に必要な措置を講じる。

また、村外への被災した児童生徒等の受入れについては、受入れ先の教育委員会等に弾力的な受入れを依頼するとともに、受入れに関する情報、手続き等について学校から直接保護者等に情報を提供する等、災害時の情報提供体制を整備し、周知を図る。

学校の再開は、指定避難所となっている学校では避難者の生活に配慮しつつ、適切な時期に学校教育を再開する。その周知については、村外も含めた災害時の情報ネットワークを通じて行う。

3 対策

（1）被害状況、休業措置等の報告

ア 学校

校長等は、被害が発生した場合は、別に定める系統により、その状況を速やかに電話連絡するとともに、岡山県災害報告規則に基づき報告書を提出する。

また、臨時休業の措置を講じた場合は、学校教育法施行規則第63条等により、教育

委員会又は知事へ同様に報告する。

(2) 教育施設の確保

ア 学校

(ア) 応急措置

校長等（園長を含む。）は、被害施設の状況を速やかに把握し、関係機関と密接な連絡をとり、次の応急措置を行う。

- a 災害発生後、二次災害の防止等のため、施設・設備の安全点検を早急に行い、必要に応じ危険建物の撤去、応急復旧措置を行う。
- b 被災建物で、大破以下の建物は、応急修理した上で使用することとするが、この場合、建築士（構造技術者）の判定により、構造性能の安全性の確認を行った後使用する。
- c 被災校（園）舎が応急修理によっても使用不能の場合は、無災害又は被害僅少の地域の学校施設、公民館、公会堂その他の民有施設等を借り上げることとするが、この場合、児童生徒等の安全とともに教育的な配慮を行う。
- d 教育設備の破損、滅失については、早急に修理、補充する必要があるが、修理、補充の不可能な場合には、無災害又は被害僅少の学校の設備を一時的に借用し、使用するよう手配する。

(イ) 臨時校（園）舎

災害又は避難所の設置により校（園）舎が使用できず、一週間以上にわたり授業ができない場合は、臨時校（園）舎を使用して授業を行う。

- a 臨時校（園）舎は、無災害若しくは被害僅少な学校（園）の校（園）舎、又は公民館、公会堂その他の民有施設等を借り上げて行う。
- b 校（園）長は、応急教育施設の予定場所を事前に調査し、応急使用、応急整備の可否等について施設の設置者と交渉し、教育委員会へ報告する。
- c 被災地域が広範囲にわたり、児童生徒等の通学できる地域内に臨時校（園）舎が借用できないときは、教員、児童生徒等が起居できる建物を臨時的に借り上げて応急授業を行う。

(3) 児童生徒の就学援助措置等

ア 村（教育委員会）

(ア) 教科書・学用品等の給与

村は、自ら学用品等を給与することが困難な場合は、他市町村又は県へ応援を要請する。

(イ) 災害救助法が適用された場合の教科書その他学用品については、災害救助法施行令に基づき、県保健福祉部と連携をとり、迅速な措置を講じる。また、その場合の対象者、期間、経費等については、災害救助法施行細則による。

(ウ) 心のケアの実施

被災児童生徒の心の傷への対策として「心のケア」を実施することとし、村は、教職員への研修、精神科医と臨床心理士による巡回相談を行う。

また、学校（園）は、児童生徒等や保護者を対象とした相談活動を行う。

(4) 疎開児童生徒等への対応

ア 学校

校長等は、指定避難所等に告示板等を設け、又は教職員を通じて、直接保護者に他府県の対応等の情報及び手続きの方法を知らせる。

(5) 学校の再開

ア 村（教育委員会）

村は、施設の診断及び他施設との調整を行う。

災害時における指定避難所等間の情報提供システムを有効に活用する等により、被災地域内の保護者へ連絡する。

また、村外に疎開中の児童生徒への周知については、災害対策本部を通じてマスクに依頼するとともに、教育情報の窓口を定め、問い合わせに対応する。

イ 学校

校長は、授業再開までに、通学路の安全の確認等を行う。また、教職員や保護者等との連絡体制を整備し、再開の周知連絡を行う。

(6) 社会教育施設等の保護

ア 村（教育委員会）

(ア) 社会教育施設等

社会教育施設等の被災については、滅失の場合を除き、補強修理を行い、被災を最小限度にとどめなければならない。

また、被災社会教育施設を避難所として一時使用する場合又は利用者に開放する場合は、学校施設の応急修理に準じて修理を行い、建築士等による構造上の安全を確認した上で使用する。

(イ) 文化財

文化財の応急修理については、文化財としての価値を損なわないよう、国、県の技術指導により実施する。

第4節 機能確保活動

電気、ガス、上下水道等のライフライン施設等に被害が発生した場合は、被災住民の生活に大きな混乱を生じるだけでなく、その後の復旧活動にも支障をきたすことにもなるため、各ライフライン事業者においては、早急な機能確保を前提とした復旧活動体制の整備に努めることとし、特に、広域的な支援体制の整備、復旧予定期の明示、施設台帳のバックアップシステムの整備などについて検討する。

第1 ガス施設応急対策計画

L P ガス事業者

1 応急対策

(1) 実施責任者と主要業務

ア L P ガス消費者

L P ガスの使用中等に地震が発生した場合は、速やかに次の措置を行う。

(ア) ガス栓・器具栓及び容器のバルブを閉止し、火気の使用を停止する。

(イ) 販売店に被害状況を連絡する。

イ L P ガス販売事業者

被害の拡大と二次災害の防止のため総力をあげて、緊急措置マニュアルに従って以下の措置を行い、早期に L P ガス消費設備が再使用可能な状態になるよう努める。

(ア) 被害状況の調査、報告顧客及び官公庁から被害状況を調査し、支部長に報告する。

(イ) 消費設備の調査、点検

被害状況の調査結果を踏まえ、調査・点検計画を作成し、以下のとおり実施する。

- ・ガス漏れ検知器によるガス漏れ点検
- ・マイコンメータ、調整器等の機能点検
- ・調査・点検時に実施可能な応急修理等

(ウ) 顧客先等への広報活動

二次災害防止のため、火気使用禁止、容器・バルブ等の閉止の確認等必要な事項及び復旧計画等の広報を行う。

(エ) 応援隊の派遣要請及び受入れ体制の整備

調査、点検及び復旧作業に応援隊の派遣を要請する場合は、支部長に行うとともに、応援活動の円滑を期すために、顧客先被害リスト、地図等の受入れ体制を整備する。

(オ) その他、必要な応急対策

ウ 協会・支部及び協議会等

協会・支部及び協議会等の役員は、自社の顧客先で被害が発生したときは、前記の緊急措置の実施と併せ、業界の総力をあげて被害の拡大と二次災害の防止対策を災害対策要綱等に基づき実施し、L P ガスの早期安定供給に努める。

被災地以外の会員は積極的に協力する。

(ア) 準備室

震度5弱以上の地震が発生したときは、協会及び支部の職員は自主的に出動し、対策本部及び現地本部の設置準備をする。

(イ) 現地本部

支部長は、対策本部長から指示があったとき又は自ら必要と認めるときは、現地本部を設置し、以下の職務を実施する。

- ・販売事業者からの被害状況の収集、現地調査を実施し、本部へ報告
- ・被害状況に応じた応急措置
- ・二次災害防止のための広報活動及び電話相談窓口を開設し、地域住民の相談に対応
- ・被災地域支部との連絡調整
- ・L P ガス緊急支援物資等の支援要請
- ・他支部及び近県等から応援隊の派遣要請
- ・その他必要な事項

2 復旧対策

民生安定を図るため、迅速かつ的確に復旧作業を実施し、早期に再供給体制を整備する必要がある。このため、協会、支部及び協議会等は、村、県と連携を密にし、復旧に総力をあげるとともに、近県及び中央関係団体の応援を得て復旧作業を実施する。

(1) 復旧計画及び復旧作業

ア L P ガス販売事業者は、L P ガス消費設備の調査・点検結果を踏まえ、復旧計画を作成し、復旧作業を実施する。被害が甚大なため、応援隊を要請する場合は、支部長に連絡するとともに、受け入れ体制を整備する。復旧作業に当たっては、特に以下の施設を優先し、速やかに実施する。

(ア) 指定避難所となる公共施設

(イ) 老人ホーム等要配慮者を収容している施設

イ 現地本部長は、支部管内の復旧計画を作成し、災害対策要綱等に基づき販売業者が実施する復旧作業の支援及び応援隊の受け入れ、作業指示等を行う。

ウ 協会・支部及び協議会等は、復旧作業の円滑な実施ができるよう、あらかじめ以下の事項について検討し整備しておく。

(ア) 復旧作業に必要な緊急車両の手配及び緊急輸送車両の指定に係る公安委員会等との協議

(イ) 仮設供給ガスについて村及びL P ガス業界内での協議

(ウ) 仮設供給用容器及びカセットボンベの回収方法、場所等について行政機関等との協議

(エ) 仮設住宅発注者、受注者に対し仮設住宅のLPガス消費設備についてのPR

エ 復旧工事を実施する者は、LPガス消費設備設置マニュアルに従って工事を行い、所定の検査により安全を確認後、顧客に引き継ぐ。

(2) 一般消費者に対する情報提供等

ア 現地本部長及びLPガス販売事業者は、民生安定と安全の確保を図るため一般消費者に対して、村、メディア等の協力を得て、二次災害防止や復旧状況等の情報を積極的に提供する。また、一般消費者からの相談に応じるため、電話相談窓口を設置して対応する。

第2 簡易水道施設応急対策計画

村（建設課）

1 応急給水の実施

村は、水道施設の被災により、各地域での断水が予想されるため、施設の機能回復までの暫定措置として、給水車や給水タンクによる応急給水を実施する。

この場合、地震発生後は、指定避難所や医療施設などを中心に、施設の性格に応じた優先的な給水を実施することとし、時間的経過により、被災者の状況等を把握した上で、要配慮者に配慮した、よりきめ細かな給水を実施する。

2 施設の復旧

被災者の生活再建にとって、生活用水の供給は必要不可欠であり、早急な施設の復旧体制の整備に努める必要がある。

(1) 管施設の多くが道路などの地下に埋設されており、その復旧に当たっては、施設台帳の果たす役割が重要であることから、被災による施設台帳の滅失等に備え、施設台帳の複製の分散化を図る。

(2) 資機材の調達や復旧作業の迅速化を図るため、管内の施工業者との間で、災害発生時を想定した協力の確認（協定締結等）に努める。

(3) 施設の復旧に当たっては、各地域の復旧予定時期などを地域住民に周知するよう努める。

3 他自治体との協力体制の整備

日本水道協会岡山県支部では、災害時に備えて、相互応援対策要綱を策定して、県下市町村相互の支援体制を整備しており、これに基づいた実践的な訓練を毎年実施している。

さらに、県下市町村の支援で不十分な場合には、日本水道協会等を通じ他府県への協

力支援を要請する。

第3 農業集落排水施設応急対策計画

村（建設課）

1 管渠施設

管渠施設については、その大部分が道路等の地下に埋設されており、施設の正確な被害状況の把握が必要である。

このため、日頃から農業集落排水施設台帳の電算化やバックアップの整備を進める。

また、施設の健全度の把握に努めるとともに、発災時には、迅速に施設の緊急点検を行い、把握した被害状況を分析し、できる限り暫定供用可能な形での応急復旧に努めるとともに、地表面の陥没などによる二次災害の発生を防止する。

2 農業集落排水処理場

発災後直ちに施設の緊急点検を行い、被害の状況に応じてできる限り暫定供用が可能な措置を講じる。また、被害が甚大なため、短期での下水処理の回復が困難な場合には、応急的な機能確保を図る。

3 支援要請

被害の状況によっては、他の市町村や県に支援を要請する。

第4 電気施設応急対策計画（中国電力株式会社岡山支社、中国電力ネットワーク株式会社）

災害時には、防災業務計画に基づき、あらかじめ定めている対策要員を動員し、災害対策組織を設置の上、電力施設の被害状況等を迅速・的確に把握し、復旧に必要な要員および資機材を確保するとともに、地方公共団体および防災関係機関と協調し、応急復旧を迅速に実施する。

1 災害時における広報

災害時は次の事項について、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関及び Web サイトを利用するほか、状況に応じ広報車等により行う。

（1）公衆感電事故の防止及び電気火災の未然防止に関する事項

（2）停電による社会不安の除去のため、電力施設の被害状況及び復旧状況

2 災害時における危険予防措置

電力需要の実態にかんがみ、災害時においても原則として供給を継続するが、警察、消防機関等から要請があった場合には、送電停止等適切な危険予防措置を講ずる。

3 災害時における応急工事の基本方針

恒久的復旧工事との関連及び情勢の緊急度を勘案して、二次災害の防止に配慮しつつ、迅速かつ適切に実施する。

4 災害時における広域運営

他電力会社等との相互応援体制を整え、必要に応じて復旧要員の応援要請、復旧用資機材の融通、電力の緊急融通に努める。

5 災害復旧

復旧計画の策定及び実施に当たっては、災害状況、各施設及び設備の被害状況並びに被害復旧の難易度を勘案して、供給上復旧効果の最も大きいものから復旧を行うことを基本とする。なお、原則として、病院、交通・通信・報道機関、水道・ガス・官公庁等の公共機関、指定避難所、その他重要施設への供給設備を優先的に復旧する。

第5 電気通信施設応急対策計画（西日本電信電話株式会社岡山支店、株式会社NTTドコモ岡山支店）

平常時においては、通信設備の被災対策、地方公共団体の被害想定を考慮した基幹的設備の地理的分散、応急復旧機材の配備、通信輻輳対策を推進するなど、電気通信設備の安全・信頼性強化に向けた取組の推進に努める。

電気通信施設の応急対策については、村、県及び指定行政機関等と連携して重要通信の確保はもとより、被災地域における通信の孤立化を防ぎ、一般の通信も最大限確保するために、応急復旧作業を迅速かつ的確に実施する。

1 災害対策本部の設置

災害が発生した場合は、被災状況等の情報連絡、通信の確保、被害設備の復旧、広報活動等の業務を迅速かつ的確に実施するため、被災規模に応じて、現地の支店、支社及び本社に災害対策本部を設置し、これに対処する。

2 通信の確保と措置

(1) 通信の確保

- ア 超短波可搬型無線機、通信衛星を使用した臨時回線の作成及び臨時公衆電話の設置
- イ 応急用村内・光ケーブル等による回線の応急措置
- ウ 移動電源車又は携帶用発動発電機により、広域停電、長時間停電における通信電源の確保

(2) 一般通信の利用制限と輻輳緩和

通信設備の被災や輻輳により、通信が著しく困難となり、非常通信等を確保するため必要があるときは、電気通信事業法の定めるところにより、臨機に利用制限等の措置を行うが、被災地への安否確認等については、「災害用伝言ダイヤル（171）・災害用ブロードバンド伝言板（Web171）」の提供により、輻輳の緩和を図る。

(3) 非常通話、非常電報の優先

非常・緊急通話又は非常・緊急電報は、電話サービス契約約款、電報サービス契約約款の定めるところにより、一般の通話又は電報に優先して取り扱う。

(4) 公衆電話の無料化

災害による停電時に、カードが使用できなくなり、コイン詰まりが発生し利用できなくなることから、広域災害時（災害救助法発動時）には公衆電話の無料化を行う。

3 設備の応急復旧

被災した電気通信設備等の応急復旧工事は、被災規模により、復旧に要する人員、資材等を確保し、速やかに実施する。また、応急復旧のために通信用機材等の運搬や道路被災状況等の情報共有が必要な場合は、国を通じて非常対策本部や被災地方公共団体に協力を要請する。

4 応急復旧等に関する広報

被災した電気通信設備等の応急復旧の状況、通信及び利用制限措置の状況など利用者の利便に関する事項について、NTTビル前等に掲示、広報車又はマスコミ等を通じ、広報を行う。

5 情報共有

速やかに通信障害の状況やその原因、通信施設の被害や復旧の状況等を関係機関に共有する。

6 災害復旧

災害復旧工事は応急復旧に引き続き、村、県、指定行政機関及びライフライン関係機関と連携して、災害対策本部の指揮により実施する。

第6 住宅応急対策計画

1 現状と課題

通常ストックとして応急仮設住宅を確保していないため、震災時の応急仮設住宅の供給に当たっては、被災状況の的確な把握、適切な設置場所と供給戸数の決定に基づいた迅速な対応が必要である。

また、現行の耐震基準に適合しない住宅が少なくないなど、一次被災住宅等の地震等による二次災害の発生が予想されるため、専門家による応急危険度判定を活用し、これら被害の防止に努める。

2 基本方針

地震被災地の住民の生活を再建し、円滑な地域の復興を図るために、住民の生活基盤となる住宅に関する不安を解消することが重要である。

既存住宅ストックの活用を重視して応急的な住まいを確保することを基本とし、相談体制の整備、修理業者の周知等の支援による応急修理の推進、公営住宅等の既存ストッ

クの一時提供及び賃貸型応急住宅の提供により、被災者の応急的な住まいを早期に確保する。また、地域に十分な既存住宅ストックが存在しない場合には、建設型応急住宅を速やかに設置し、被災者の応急的な住まいを早期に確保する。なお、応急仮設住宅を建設する場合には、二次災害に十分配慮する。

さらには、地震発生後に応急危険度判定士により、被災住宅・被災宅地の応急危険度判定を行い、その結果を活用することにより、地震等による住宅での二次災害の防止を図るほか、住宅等の応急復旧に関する指導・助言等をはじめ、仮設住宅等への入居の情報提供の場としての住宅応急支援窓口を設置する。

3 対策

(1) 応急仮設住宅の建設

ア 村（建設課）、県（保健福祉部、土木部）

(ア) 実施責任者

- a 応急仮設住宅の建設に関する計画の樹立と実施は、村長が行う。なお、学校の敷地を応急仮設住宅の用地等として定める場合には、学校の教育活動に十分配慮する。
- b 知事が災害救助法を適用した場合の応急仮設住宅の建設は、知事が行う。ただし、知事が村長に権限の一部を委任した場合又は知事の実施を待つことができない場合は、村長が行う。

(イ) 知事が災害救助法を適用した場合の応急仮設住宅の建設

a 建設基準

・建設予定場所

応急仮設住宅の建設場所は、村又は県の公有地とするが、私有地の場合は所有者と村の間で賃貸借契約を締結するものとし、その場所は飲料水が得やすくライフラインとの接続が容易な保健衛生上適当な場所とともに、防火水槽等の消防水利を確保する。

特に、村長は、あらかじめ応急仮設住宅の建設地を用意しておくよう努めることとし、生活の実態に即した用地の提供に積極的に協力する。

・建物の規模等

1戸当たりの面積及び費用は、災害救助法施行細則（昭和35年岡山県規則第23号）による。

なお、建設資材の県外調達により、限度額での施行が困難な場合は内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で当該輸送費を別枠とする。

また、高齢者等、日常生活上特別な配慮を必要とする者が複数いる場合、老人介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有する福祉仮設住宅を検討する。

・建物着工時期及び供与期間

災害発生の日から20日以内に着工するものとし、その供与期間は、完成の日から

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 85 条第 3 項又は第 4 項に規定する期限までとする。

b 入居基準

住宅が全焼、全壊又は流失した者で、居住する住宅がなく、自らの資力では、住宅を確保することのできない者であること。

c 入居者の選定

応急仮設住宅の入居者の選定については、原則として村が行う。

d 管理

応急仮設住宅の管理は、原則として村が行う。ただし、状況に応じ村長に委任できる。

なお、運営に当たっては、各応急仮設住宅の適切な運営管理を行う。この際、応急仮設住宅における安全・安心の確保、孤独死やひきこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性をはじめとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物（特定動物を除く）の受入れに配慮するものとする。

e 協力要請

県は、応急仮設住宅の建設及び業者の選定に当たっては、関係団体に対して協力要請をする。また、村が行う場合も同様とする。

（2）被災住宅の応急対策

ア 村（建設課）

（ア）被災住宅の応急修理

a 被災住宅の応急修理については、原則として市町村が行うが、災害救助法が適用された場合においては、県と緊密な連携の下に行う。

b 応急修理の内容

- ・災害によって住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることできない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者
- ・被災住宅の応急修理は、居住のために必要な最小限度の部分について、災害の発生の日から 3 カ月以内に完了するものとする。（災害対策基本法に基づく国の災害対策本部が設置された場合は 6 カ月以内。）

c 協力要請

県は、村の協力を得て、応急修理場所、戸数、規模等の把握を行い、被災住宅の応急修理に当たっては、協定を締結した団体に対して協力を要請する。

（イ）住宅等に流入した土石等障害物の除去

a 住宅等に流入した土石等障害物の除去については、原則として村が行うが、災害救助法が適用された場合においては、県と緊密な連携の下に行う。

b 土石等障害物の除去の内容

- ・障害物の除去は、居室、炊事場等生活に欠くことができない最小限度の部分について、災害の発生の日から 10 日以内に完了するものとする。
- ・障害物除去の対象住宅に居住している者で、自らの資力では除去することができない者を対象者とする。

(3) 被災住宅・被災宅地の応急危険度判定

ア 村（総務企画課、建設課）

地震が発生した場合は、地震等による二次災害の防止のため、岡山県被災建築物応急危険度判定士登録制度及び岡山県被災宅地危険度判定士登録制度を活用して、被災住宅・被災宅地の応急危険度判定を速やかに行う。

(4) 公営住宅への一時入居

村及び県は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 238 条の 4 第 4 項に基づく目的外使用として公営住宅の空き家に被災者を一時入居させることができる。

ア 公営住宅の空き家情報収集と調整

県は、被災市町村以外の協力を得て、県内の公営住宅の空き家を一時入居用住宅として提供できる戸数をとりまとめ、村に情報の提供を行い、統一窓口として戸数の割り当てや入居申込の調整業務を行う。

イ 入居基準

住宅が全壊、半壊、全焼、半焼又は一部損壊した、罹災証明書のある者で、現に居住する住宅がない者。

ウ 使用期間

県営住宅については、岡山県財務規則（昭和 61 年岡山県規則第 8 号）第 211 条、村営住宅については、西粟倉村財務規則（昭和 42 年西粟倉村規則第 3 号）第 123 条に定めるところにより、1 年を超えない範囲内で行政財産の目的外使用として使用を許可する。

エ 他県への協力要請

県内での公営住宅の確保ができない場合は、他の都道府県に一時入居用の公営住宅の提供要請を行う。

(5) 住宅応急支援窓口の設置

ア 村（総務企画課）

村は、被災者の利便を考慮し、できるだけ被災地域内又はその隣接地に、住宅の応急修理、障害物の除去、被災住宅の危険度判定、公営住宅への一時入居、仮設住宅への入居等、個人住宅への支援策や住宅確保に関する相談窓口を設置し、住宅相談に応

じる。

(6) 建設資機材の調達

ア 村（建設課）

住宅応急対策に必要な建設資機材の調達は、被災村が行う。

不足する場合は、県に協力を求め、県は、建設業界等の関連業界、政府本部を通じて、又は直接、資機材関係省庁〔農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省〕に要請を行う。

(7) 関係業界との協力

ア 村（総務企画課）

村は、住宅応急対策に関し、関係業界との協力事項及び要請方法等について、個々の団体と協力体制の確立を図る。なお、必要な場合は協定の締結を行う。

(8) 民間賃貸住宅等の活用

ア 村（総務企画課）

民間賃貸住宅の空き家情報や仲介・斡旋に関する業界団体と協力し、これら民間団体が有するネットワーク情報を村が利用できる体制を整備する。

被災地域が広範囲にわたる場合は、周辺市町村の協力や連携を図るための調整を行う。

また、雇用促進住宅や社宅等も有効活用できるよう関係課を通じて協力を求める。

第7 公共施設等応急対策計画

1 現状と課題

阪神・淡路大震災でも明らかなように、地震発生時には台風・豪雨等による一般災害とは異なり、各種の災害が同時・複合的に発生し、各方面に甚大な被害が予想される。特に、道路、河川をはじめとした公共施設は、村民の日常生活及び社会、経済活動にとって重要であるばかりでなく、地震発生時の応急対策活動においても、極めて重要であり、被害状況等の情報収集を含めた施設復旧計画について、各施設管理者が十分な検討を行っておく必要がある。

2 基本方針

各公共施設の管理者は、各々が管理する公共施設の緊急点検を行い、これらの被害状況等の把握に努め、二次災害の防止や被災者の生活確保を最優先した施設復旧を行うとともに、必要に応じて他の復旧活動と有機的に関連した復旧活動を行う。

3 対策

(1) 復旧体制の整備

ア 村（総務企画課、建設課）、県、国、その他公共施設管理者

(ア) 村は、各公共施設の管理者から各々の施設の被害状況を収集し、施設復旧の緊急

性、施設の重要度を勘案し、必要に応じて管理者相互の復旧支援を行うよう調整を図る。

(イ) 村、県及びその他の公共施設管理者は、人員や資機材の確保を図り、迅速な復旧作業が行えるよう、(一社)岡山県建設業協会など関係団体との協定の締結等に努める。

(ウ) 各公共施設管理者は、円滑な災害復旧を図るため、予め重要な所管施設の構造図等の資料を整備しておくとともに、資料の複製を分散保存するなどバックアップシステムの整備に努める。

(2) 各公共施設の応急復旧計画

ア 村（総務企画課、建設課）、県、国、その他公共施設管理者

(ア) 河川施設の応急対策

村は、岡山県水防計画に基づき、地震発生後直ちに施設の緊急点検を行い、被害状況の把握に努めるとともに、堤防施設にクラック等が生じている場合にはビニールシートを覆い、また、堤防及び水門の破壊については、土のうや矢板等による応急締切を行うなど、施設の性格や被害の状況に応じた効果的な応急対策に努める。

(イ) 砂防関係施設等の応急対策

a 村は、専門職員を活用して、地震発生後直ちに砂防施設、治山施設及び土砂災害危険箇所の緊急点検を行い、被害状況の把握に努め、不安定土砂の除去、仮設防護柵の設置、ビニールシートの設置など、被害状況に応じたできる限りの応急工事を実施する。

また、調査の結果、危険性が高いと判断された箇所について、関係住民に周知するとともに、必要に応じて土砂流動監視装置の設置などにより、適切な警戒避難体制の整備を図る。

b 関係機関が一体となった総合的な土砂災害対策を推進するため、岡山県総合土砂災害対策推進連絡会を積極的に活用する。

c 河道閉塞による湛水を発生原因とする土石流又は河道閉塞による湛水、地滑りによる重大な土砂災害の急迫している状況においては、村長が適切に住民の避難指示の判断等を行えるよう、特に高度な技術を要する土砂災害（河道閉塞による湛水を発生原因とする土石流又は河道閉塞による湛水）については国が、その他の土砂災害（地滑り）については県が緊急調査を行い、被害が想定される土地の区域及び時期に関する情報（土砂災害緊急情報）を発表する。

(ウ) 公共建築物の応急対策

官公庁舎、学校施設、病院及びその他の公共施設については、災害対策の指令基地や避難施設などとしての利用が想定されることから、各管理者において、被災建築物応急危険度判定士など専門技術者を活用し、施設の緊急点検を実施し、被害状

況の把握に努め、できる限り応急復旧による機能確保を図る。

(3) 交通施設の応急復旧計画

ア 村（総務企画課、建設課）、国、県、県警察、智頭急行（株）

(ア) 道路施設の応急対策

- a 各道路管理者は、地震発生後直ちに、予め指定した緊急輸送道路について優先的に道路パトロールを行い、それぞれが管理する道路の被害状況を調査し、地震の発生地域や被害状況を勘案し、車両通行機能の確保を前提とした早期の復旧作業に努める。
- b この場合、二車線復旧を原則とするが、やむを得ない場合は、一車線とし、適当な場所に待避所を設けるとともに、橋梁については、必要に応じて仮設橋梁の設置を検討する。
- c 道路管理者は、（一社）岡山県建設業協会など関係団体との間に応援協定等を締結し、障害物の除去や応援復旧等に必要な人員、資機材等の確保に努める。
- d 道路管理者及び県警察は、啓開作業を実施するに当たり、路上の障害物の除去が必要な場合には、消防機関及び自衛隊等の協力を得て実施する。

(イ) 鉄道施設の応急対策

a 基本方針

鉄道輸送事業を災害から未然に防止し、災害時に早期復旧につとめ、輸送の確保をはかり、その社会的使命を發揮しうるよう、線路、施設等が自然現象からうける環境変化を的確に把握し、広域自然災害に対応する防災対策を樹立するとともに、関係行政機関、関係公共機関及び鉄道事業者との密接な連携のものに、万全の措置を講ずる。

b 防災体制

災害が発生した場合において、当該災害の規模その他の状況により必要に応じ災害対策本部を設置できるようにするため、災害応急対策及び災害復旧の推進を図る組織をあらかじめ構成する。施設については、諸般の施設の機能が外力及び環境の変化に耐える防災強度を確保するよう綿密な整備計画をたて、実施の推進を図る。また、関係機関との連絡を緊密に行い、予報及び警報の伝達、情報の収集等に必要な機器等を整備しておく。

c 地震時の列車運転処置

震度4以上を感じた場合は、警報を発するとともに、信号機及び列車無線によって当該エリア内の列車に対し、震度4では列車徐行又は震度5以上では列車停止の処置をとる。その後、保守担当者が線路点検を実施し、異常がないときは所定の運転を再開する。

d 災害発生時の体制

災害が発生した場合には、災害の規模その他の状況により、必要に応じ、社長を本部長とする災害対策本部、運輸部長を対策室長とする災害対策室等を設置する。

e 人員・資機材の確保

災害時において、直ちに必要となる人力、機器、資材等の入手方法及び輸送の計画をたて、備蓄の必要があると認められる資材等については、所定の箇所に常備しておく。

部外の関係機関等における応急用建設機材の配置状況及びその種別、数量等を把握し、災害時には緊急使用できるよう、その方法及び運用について定めておく。

警察、消防及び関係機関の効率的な派遣を受けられるよう、情報の収集、災害派遣要請等の要領を定めておく。

f 広報

輸送状況、被害状況等を迅速かつ的確に把握し、報道機関等に発表できるよう、体制を定めておく。

g 旅客の避難

旅客の避難について、指示、警報伝達、誘導等の方法ならびに緊急輸送のための計画をあらかじめ定めておく。

d 代替輸送等対策

災害発生時における輸送の円滑を期するため、自動車等による代替輸送、振替輸送等の計画を定めておく。

第4章　震災復旧・復興計画

第1節 復旧・復興計画

被災地の復旧・復興については、被災者の生活再建を支援し、再度災害の防止に配慮した施設の復旧等を図り、より安全性に配慮した地域振興のための基礎的な条件づくりを目指す。また、災害により地域の社会経済活動が低下する状況に鑑み、可能な限り迅速かつ円滑な復旧・復興を図る。

第1 地域の復旧・復興の基本方向の決定

- 1 村及び県は、被災の状況、地域の特性、関係公共施設管理者の意向等を勘案しつつ、迅速な原状復旧を目指すか、又はさらに災害に強いむらづくり等の中長期的課題の解決をも図る計画的復興を目指すかについて早急に検討し、復旧・復興の基本方向を定める。必要な場合には、これに基づき復興計画を作成する。
- 2 被災地の復旧・復興は、村が主体となって、住民の意向を尊重しつつ協同して計画的に行い、県はそれを支援する。その際、男女共同参画の観点から、復旧・復興のあらゆる場・組織に女性の参画を促進する。併せて、障害のある人、高齢者等の要配慮者の参画を促進する。
- 3 観光地や農作物などへの風評被害を防ぐため、関係機関と連携しながら、正確な被害情報等を迅速かつ的確に発信する。
- 4 村は、災害復旧・復興対策の推進のため、必要に応じ、国、県、他の地方公共団体等に対し、職員の派遣その他の協力を求める。特に、他の地方公共団体に対し、技術職員の派遣を求める場合においては、復旧・復興支援技術職員派遣制度を活用する。

第2 被災者等の生活再建等の支援

村及び県は、被災者等の生活再建等を支援するために、次の措置を行う。

1 基本方針

村は、被災者等の生活再建に向け、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたり、きめ細かな支援を講じる。

また、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努める。

加えて、被災者の救済及び自立支援や被災地域の総合的な復旧・復興対策等を推進するため、特に必要があるときは、災害復興基金の設立等、機動的、弾力的推進の手法について検討する。

2 対策

村は、被災者等の生活再建等を支援するために、次の措置を行う。

(1) 住まいの確保

復興過程の被災者については、仮設住宅等の提供により、その間の生活の維持を支援するほか、できる限り早い段階から被災者の特性やニーズを把握し、提供期間の終期を待つことなく、「自然災害債務整理ガイドライン」など支援制度の情報提供や、恒久住宅への円滑な移行に向けた取組を計画的に実施するとともに、必要に応じて災害公営住宅の建設を検討する。災害危険区域等における被災者等の住宅再建に当たっては、防災集団移転促進事業等を活用し、極力安全な地域への移転を推奨する。村は、被災建築物の応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査など、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について、被災者に明確に説明する。

(2) 生活資金等の支給等

被災者生活再建支援法に基づく被災者生活再建支援金の支給により、被災者の生活再建を支援し、被災地の速やかな復興を図る。また、支援金の支給を迅速かつ的確に行うため、申請に係る業務の実施体制の整備等を図る。

被災者生活再建支援法の適用条件に満たない規模の自然災害が発生した際には、同法の趣旨を踏まえ、独自の支援措置を講じることができるよう必要な措置を講じる。災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付け、生活福祉資金の貸付け、母子父子寡婦福祉資金の貸付けを行う。

必要に応じ、税についての期限の延長、徴収猶予及び減免、国民健康保険制度等における医療費負担及び保険料の減免等の被災者の負担の軽減を図る。

(3) 被災者の見守り、相談支援等

村は、応急仮設住宅に入居する被災者等が、それぞれの環境の中で安心した日常生活を営むことができるよう、必要に応じて、関係機関と連携しながら、孤立防止等のための見守りや、日常生活上の相談支援等を行う。

(4) 被災者等の中長期的な心のケア

災害復興期においては心的外傷後ストレス障害（P T S D）症状や生活再建プロセスで生じる二次的ストレスにより心身の変調が生じてくる事が多く、精神疾患に関する相談支援や被災者の心のケアに当たる支援者の支援などの強化が必要である。

(5) 雇用の確保等

被災者の働く場の確保のため、即効性のある臨時的な雇用創出策と、被災地の特性を踏まえた産業振興の方向性に沿った職業訓練を通じた労働者の技能向上等による中

長期の安定的な雇用創出策を組み合わせて実施する。併せて、自営業、農林水産業、中小企業等に対する経営の維持・再生、起業等への支援策の充実を図る。

(6) 迅速な罹災証明書の交付

ア 村（総務企画課、建設課）

村は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、災害による住宅等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付の体制を確立し、遅滞なく住家等の被害の程度を調査し、被災者に罹災証明書を交付する。

村は、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施する。村は、罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定め、住家被害の調査の担当者の育成、他の市町村や民間団体との応援協定の締結、応援の受入体制の構築等を計画的に進めるなど、迅速な罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努める。

村は、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局と応急危険度判定担当部局とが非常時の情報共有体制についてあらかじめ検討し、必要に応じて、発災後に応急危険度判定の判定実施計画や判定結果を活用した住家被害の調査・判定を早期に実施できるよう努める。村は、効率的な罹災証明書の交付のため、当該業務を支援するシステムの活用について検討する。

イ 県

県は市町村に対し、住家被害の調査の担当者のための研修機会の拡充等により、災害時の住家被害の調査の迅速化を図る。また、育成した調査の担当者の名簿への登録、他の都道府県や民間団体との応援協定の締結等により、応援体制の強化を図る。

県は、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付について、被害の規模と比較して村の体制・資機材のみでは不足すると見込まれる場合には、村に対し必要な支援を行うとともに、被害が複数の市町村にわたる場合には、調査・判定方法にばらつきが生じることのないよう、定期的に、各市町村における課題の共有や対応の検討、各市町村へのノウハウの提供等を行うこと等により、被災市町村間の調整を図る。

(7) 情報、サービスの提供等

被災者の自立に対する援助、助成措置については、広く被災者に広報するとともに、できる限り総合的な相談窓口等を設置する。居住地以外の市町村に避難した被災者に対しても、従前の居住地であった地方公共団体と避難先の地方公共団体が協力することにより、必要な情報や支援・サービスを提供する。村は必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を積極的に作成及び活用し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に

努める。

第3 被災中小企業の復興の支援

村は、被災中小企業の復興に向け、みまさか商工会等と連携しながら状況に合った支援を講じる。

- 1 みまさか商工会が設置する相談窓口で支援制度や岡山県中小企業支援センター（岡山県産業振興財団内）に設置される中小企業相談窓口についての情報提供を行う。
- 2 被災企業の現況や関係機関（国・金融機関等）が実施する支援策等の情報を共有するため、必要に応じて被災企業対策会議を開催する。
- 3 セーフティネット保証4号の地域指定を受けた場合に、災害により売上高が減少している中小企業者を支援する県制度融資「危機対策資金」の取扱を開始する。

第4 公共施設等の復旧・復興計画

1 基本方針

公共施設等の復旧計画は、被災者の生活再建を支援し、災害の防止に配慮した施設の復旧等を図り、より安全性に配慮した地域振興のための基礎的な条件づくりを目指す。

このため、復旧計画の策定に当たっては、迅速な原状復旧を基本としつつ、被災状況等を勘案し、必要に応じて、さらに災害に強いむらづくりについても検討する。

県警察は、村と連携し、暴力団等の動向把握を徹底し、復旧・復興事業への参入・介入の実態把握に努めるとともに、関係行政機関、被災地方公共団体、業界団体等に必要な働きかけを行うなど、復旧・復興事業から暴力団排除活動の徹底に努めるものとする。

2 対策

(1) 基本方向の決定

村（総務企画課）及び県は、社会・経済活動の早期回復や被災者の生活支援のため、公共施設等の復旧に当たっては、実状に即した迅速な復旧を基本とし、早期の機能確保に努めることとし、被災の状況、地域の特性、関係公共施設管理者の意向等を勘案した上で、必要に応じて、さらに災害に強いむらづくり等の中長期的課題の解決を図る計画的復興についても検討する。

(2) 迅速な復旧事業計画の作成

村（総務企画課）及び県は、公共施設等の復旧に当たっては、事前協議制度や総合単価制度などの活用を図り、早急な災害査定に努めるとともに、迅速な復旧を目標とした復旧計画を策定し、緊急度の高いものから順次復旧していく。

また、再度の災害防止等の観点から、可能な限り改良復旧を行う。

(3) さらに災害に強いむらづくり計画（復興計画）の作成

村（総務企画課）及び県は、被害想定を踏まえ、平常時から復興段階におけるむら

づくりに必要な施策の検討、住民合意プロセスを含めた事業実施の手順等を整理した指針やガイドラインを作成するなど、計画的な復興に備えることが重要である。また、公共施設等の復旧に当たっては、被災状況、地域の特性及び関係公共施設管理者の意向等を勘案し、必要と判断した場合には、可及的速やかに、さらに災害に強いむらづくり計画（復興計画）を作成する。

指針やガイドライン、復興計画の作成に当たっては次の点に留意する。

ア 関係住民の意向の尊重

さらに災害に強いむらづくり計画（復興計画）を作成する場合には、従来の村の構造が大幅に変更になることが予想されることから、関係住民の意向を尊重し計画に反映させよう努めることとし、新たなむらづくりの展望、計画決定までの手続き、スケジュール等についての情報を積極的に住民へ提供する。

イ 土地区画整理事業等の活用

計画の実施に当たっては、土地区画整理事業等を活用するとともに、道路の拡幅、オープンスペースの確保、耐震性貯水槽の設置、ライフラインの耐震化等を盛り込む。

ウ 学校とむらづくりの連携

村及び県は、被災した学校施設の復興に当たり、学校の復興とむらづくりの連携を推進し、安全・安心な立地の確保、学校施設の防災対策の強化及び地域コミュニティの拠点形成を図る。

第5 激甚災害の指定に関する計画

1 基本方針

甚大かつ広範囲に及ぶと思われる地震被害に対して早急な復旧を図るために、多方面に及ぶ国の支援が不可欠であり、特に復旧事業の財源確保においては、激甚法に基づく国による激甚災害の早期指定が復旧事業の進捗を左右する極めて重要な手続きであることに鑑み、国の激甚災害指定に向けた各種情報収集の必要性や早期指定に向けた国への働きかけについて定める。

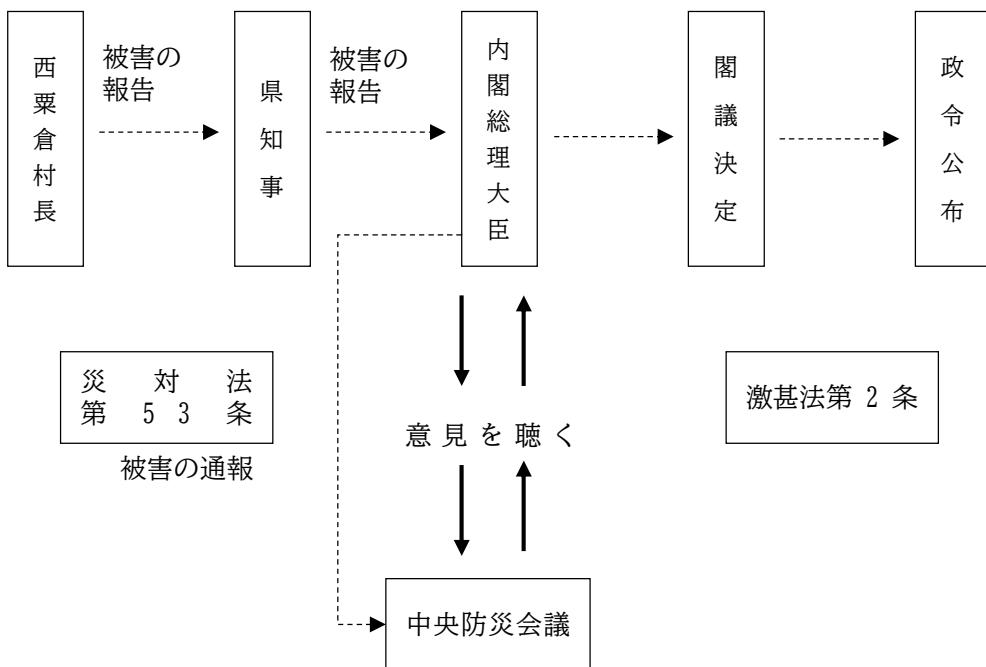
2 対策

(1) 被害情報の収集

激甚法による国の激甚災害の指定は、激甚法等に規定する基準を満たす都道府県及び市町村について、必要と認められる措置を個別に政令において指定することとなっており、村（建設課）及び県においては、国の早期指定のためにも、各種施設の正確かつ迅速な情報の収集を行う必要がある。

村は、村内の被害状況の収集に努め、県が行う調査等について協力する。

(激甚災害指定のフロー)



第2節 財政援助等

第1 災害復旧事業に伴う財政援助・助成計画

1 基本方針

災害復旧事業の迅速かつ円滑な実施には、国における財政援助が不可欠であるが、災害復旧事業費の決定は、知事の報告その他地方公共団体が提出する資料及び実地調査の結果等に基づいて決定されるものであることから、関係機関は復旧事業費の決定及び決定を受けるための早期の査定実施が可能となるよう努める。

2 対策

(1) 法律等により一部負担又は補助するもの

災害復旧事業については、個別の法律等により国が全部又は一部を負担し、又は補助することになっており、その対象となる事業は次のとおりであり、これら事業を積極的に活用することにより、迅速な施設復旧を図る。

ア 法律

- (ア) 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法
- (イ) 公立学校施設災害復旧費国庫負担法
- (ウ) 公営住宅法
- (エ) 土地区画整理法
- (オ) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
- (カ) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- (キ) 予防接種法
- (ク) 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律
- (ケ) 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法
- (コ) 防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律

イ 要綱等

- (ア) 公立諸学校建物其他災害復旧費補助
 - (イ) 上水道施設災害復旧費及び簡易水道施設災害復旧費補助
- (2) 激甚災害に係る財政援助措置

激甚法に基づき激甚災害の指定を受けた場合には、各復旧事業に関する特別の財政援助措置がとられることとなっており、その対象は次のとおりとなっており、市及び県は被害の状況を速やかに調査し、国との連絡を密にし、早期に激甚災害の指定を受けられるよう努める。

ア 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助

- (ア) 公共土木施設災害復旧事業
- (イ) 公共土木施設災害関連事業

- (ウ) 公立学校施設災害復旧事業
- (エ) 公営住宅等災害復旧事業
- (オ) 生活保護施設災害復旧事業
- (カ) 児童福祉施設災害復旧事業
- (キ) 老人福祉施設災害復旧事業
- (ク) 身体障害者更生援護施設災害復旧事業
- (ケ) 婦人保護施設災害復旧事業
- (コ) 感染症指定医療機関災害復旧事業
- (カ) 感染症予防事業
- (キ) 堆積土砂排除事業（公共的施設区域内、公共的施設区域外）
- (ク) 滞水排除事業

イ 農林水産業に関する特別の助成

- (ア) 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置
- (イ) 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例
- (ウ) 開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助
- (エ) 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例
- (オ) 森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助
- (カ) 共同利用小型漁船の建造費の補助
- (キ) 森林災害復旧事業に対する補助

ウ 中小企業に対する特別の助成

- (ア) 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例
- (イ) 小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間の特例
- (ウ) 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助

エ その他の財政援助措置

- (ア) 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助
- (イ) 私立学校施設災害復旧事業に対する補助
- (ウ) 市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例
- (エ) 母子及び父子並びに寡婦福祉法による国の貸付けの特例
- (オ) 水防資器材費の補助の特例
- (カ) 被災者公営住宅建設事業に対する補助の特例
- (キ) 公共土木施設、公立学校施設、農地・農業用施設及び林道の小災害復旧事業に対する特別の財政援助
- (ク) 雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例

第2 災害復旧事業に必要な融資及びその他の資金計画

1 基本方針

地震により被害を受けた個人、法人及び団体等の復旧を促進し、被災者の生活の安定、社会経済活動の早期回復を図るため、災害復旧に関する各種の融資制度を整理するとともに、村、県、金融機関その他の関係機関において講すべき措置を明確にする。

2 対策

(1) 個人被災者への融資等

ア 村（総務企画課、保健福祉課）、県（危機管理課、保健福祉部）、社会福祉協議会
地震により被害を受けた個人の生活の安定のため、村、県その他の関係機関は次の生活支援策を実施する。

(ア) 災害弔慰金の支給

地震により死亡した者の遺族に対して村を通じて災害弔慰金を支給する。

(イ) 災害障害見舞金の支給

地震により精神又は身体に重度の障害を受けた者に対して村を通じて災害障害見舞金を支給する。

(ウ) 被災者生活再建支援金

被災者生活再建支援法に基づき、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給する。

(エ) 災害援護資金の貸付け

地震により被害を受けた世帯の世帯主に対して村を通じて災害援護資金を貸付ける。

(オ) 生活福祉資金の貸付け

地震により被害を受けた低所得者等に対して、速やかに自立更生させるため、県社会福祉協議会を通じて、生活福祉資金を貸付ける。

(カ) 母子父子寡婦福祉資金の貸付け

地震により被害を受けた母子又は父子世帯及び児童、寡婦に対して、村及び県は母子父子寡婦福祉資金を貸付ける。

(キ) 公的負担の免除等

村及び県は、被災状況等を勘案し、必要に応じて税の期限の延長、徴収猶予及び減免の措置をとることとし、国に対しても同様の措置を行うよう要請する。

(ク) 罹災証明書の交付

村は、上記の支援策を早期に実施するため、地震発生後早期に罹災証明書の交付体制を確立し、被災者に対して罹災証明書を交付する。

(ケ) 被災者への広報

村は、被災者の自立に対する援助、助成措置について、被災者への広報に努め、可能な限り総合的な相談窓口等を設置する。

(2) 被災中小企業への融資等

ア 村（産業観光課）

地震により被害を受けた中小企業者の再建を促進するため、岡山県中小企業支援資金や、政府系中小企業金融機関の融資により施設の復旧等に必要な資金の融資が迅速かつ円滑に行われるよう村及び県は次の措置を実施する。

- (ア) 中小企業関係の被害状況、資金需要等について調査し、その現状の早期の把握に努め、政府及び政府系中小企業金融機関等に対し、融資の協力を要請する。
- (イ) 金融機関に対し、被害の状況に応じ、貸付手続きの簡易迅速化、貸付条件の緩和等について要請する。
- (ウ) 信用保証協会の保証枠の拡大を要請し、資金の円滑化を図る。
- (エ) 特別融資制度の創設、既往債務の負担軽減、税制上の特別措置などについて国に要請する。
- (オ) 村及び中小企業関係団体を通じて特別措置の中小企業者への周知徹底を図るとともに、経営相談窓口を充実させ、中小企業者の経営指導に努める。
- (カ) 岡山県中小企業支援資金融資制度による融資を優先的に行う。
- (キ) 村、国及び県は、被災中小企業等に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報するとともに、相談窓口等を設置する。

(3) 農林漁業関係者への融資等

ア 村（産業観光課）

地震により被害を受けた農林漁業者又は農林漁業者の組織する団体に対し、農林漁業の生産力の維持増進と経営の安定を図るため、災害復旧資金の融通を中心に村、県は次の措置を実施する。

- (ア) 天災融資法による経営資金等の融資措置の促進並びに利子補給及び損失補償を実施する。
- (イ) 株式会社日本政策金融公庫法に基づく災害復旧資金の融資斡旋を実施する。
- (ウ) 農業災害補償法に基づく農業共済団体等に対し、災害補償業務の迅速、適正化を図るよう要請する。

(4) 住宅関連融資等

ア 村（建設課）

村は、被災地における損壊家屋の状況を調査し、住宅金融支援機構法の規定による次の資金の融通が適用される場合は、地震により住宅に被害を受けた者に対して、当該資金の斡旋を行う。

- (ア) 災害復興住宅資金

- (イ) 地すべり等関連住宅資金
- (ウ) 宅地防災工事資金
- (エ) 産業労働者住宅資金
- (オ) マイホーム新築資金
- (カ) リフォームローン

第3 義援金等の配分計画

1 基本方針

災害時には各方面から義援金が寄託されるが、寄託された義援金は、速やかにかつ公平に被災者に配分・支給される必要があり、また、被災市町村が複数にわたる場合は、その配分割合を決める必要があるため、義援金の募集、受付、配分等の基本的な事項について定める。

2 対策

(1) 県（保健福祉部）、義援金募集団体

ア 義援金の募集

県は、大規模な災害が発生し、必要があると認めたときは、日本赤十字社岡山県支部、岡山県社会福祉協議会、岡山県共同募金会等関係団体と協力して、義援金を募集する。

イ 義援金の受け付け

県及び関係団体は、義援金の受付窓口を開設し、寄託される義援金を受け付ける。

ウ 義援金の配分

村は、義援金の配分割合、配分方法等について協議し、決定する。その際、配分方法を工夫するなどして、できるだけ迅速な配分に努める。

第3節 復旧・復興推進本部

第1 復旧・復興推進本部の設置

県は、地震により被害を受けた地域が県内で相当の範囲に及び、かつ、震災からの復旧・復興に相当の期間を要すると考えられるような重大な被害を受け、復旧・復興を推進するため特別の必要があると認める場合は、被災後速やかに県復旧・復興推進本部を設置する。

県復旧・復興推進本部は、被害の状況、被災地域の特性等を勘案しながら、復旧・復興に向けた全体像を県民に明確に示すとともに、復旧・復興事業を計画的に推進する。

第2 県復旧・復興推進本部の役割及び災害対策本部との関係

県復旧・復興推進本部は、復旧・復興事業を長期的視点に立って速やかに、かつ、計画的に推進する組織であり、災害応急・復旧対策を臨時の、機動的に実施する災害対策本部とは、その目的と機能を異にする。

しかしながら、復旧・復興に関連する一連の活動は、被災後間もない応急対策の段階から質的な変化を伴いつつ、連続的に徐々に進行していくものであるため、災害対策本部が所掌する応急的な事務事業で、復旧・復興にも関係し、それに大きな影響を与えるものについては、両本部が緊密に連携、連絡しながら処理する。

第3 県復旧・復興推進本部の組織

本部長	知事
副本部長	副知事
本部員	危機管理監、知事室長、総合政策局長、総務部長、県民生活部長、環境文化部長、保健福祉部長、産業労働部長、農林水産部長、土木部長、出納局長、公営企業管理者、教育長、警察本部長

上記に加え、災害の状況に応じ、本部長が必要と認める者を本部員として指名して対応する。

なお、災害の状況に応じ、現地復旧・復興推進本部の設置を検討する。

本部員は、本部長の命を受け、復旧・復興に係る事務事業を企画立案し、実施するとともに、担当事務事業の執行状況を本部長に報告する。

第4節 復興方針等の策定

第1 復興方針の策定

県は、大規模災害からの復興に関する法律が適用される大規模災害を受けた地域において、被害の状況、被害地域の特性等を踏まえ、長期的かつ計画的に復興が図られるよう、被災後速やかに同法第9条に基づく県の復興方針を定め、遅滞なく、公表するとともに、関係市町村長に通知し、かつ、内閣総理大臣に報告する。

県の復興方針には次に掲げる事項を定める。

- 1 大規模災害からの復興の目標に関する事項
- 2 大規模災害からの復興のために県が実施すべき施策に関する方針
- 3 県における人口の現状及び将来の見通し、土地利用の基本的方向その他当該大規模災害からの復興に関して基本となるべき事項
- 4 その他、大規模災害からの復興に関し必要な事項

第2 県復興計画の策定

県は、必要な場合は、迅速に復興が図られるよう復興における最上位計画として県復興計画を策定する。この県復興計画では、国の復興基本方針及び県の復興方針に即して、基本理念や基本目標など復興の全体像を県民に明らかにする。

また、地域が一体となって復興を進めるためには、地域の合意形成が必要不可欠であることから、県復興計画の策定に当たっては、専門的知見を有する有識者に意見を求めるとともに、市町村、住民、事業者等から幅広く意見を聴くこととし、女性や要配慮者等、多様な主体の参画の促進に努める。

併せて、国や関係機関等の復興計画等と整合を図る。

第3 復興計画の内容

県復興計画の内容は、災害の規模、被災の状況等を踏まえ定めることとするが、基本的に次の事項を記載する。

- 1 復興に関する基本方針
- 2 復興に関する基本目標
- 3 復興計画の目標年次、手順
- 4 復興計画の対象地域
- 5 復興に関する施策、復興事業
- 6 復興事業の進行管理

復興計画に加え、本部長が必要と認めるときは、個別の分野ごとの復興計画の策定を検討する。

第5節 西粟倉村復興本部の設置及び復興計画

第1 村復興本部の設置

村は、大規模災害等により地域が壊滅し、甚大な被害が発生したことにより、地域の総合的な復興が必要と認める場合は、被災後速やかに復興対策本部を設置する。

第2 村復興計画

村は、迅速に復興が図れるよう、大規模災害を受けた地域において、被災地域の特性を踏まえ、復興法第10条に基づく復興計画を策定することができる。

村の復興計画は、国及び県の復興基本方針に即して、県と共同で策定することができる。

村は、国や県、関係機関の計画やそれに基づく取組とも整合が図れるよう調整する。

村は、復興計画を策定する場合、基本理念や基本目標など復興の全体像を住民に明らかにするとともに、次に掲げる事項について、定めるものとする。また、計画の策定過程においては、地域住民の理解を求め、女性や要配慮者等、多様な主体の参画の促進を図りつつ、合意形成に努める。

- 1 復興計画の区域
- 2 復興計画の目標
- 3 被災地域における人口の現状及び将来の見通し、計画区域における土地利用に関する基本方針、その他復興に関して基本となるべき事項
- 4 復興の目標を達成するために必要な事業に係る実施主体、実施区域その他内閣府令で定める事項
- 5 復興整備事業と一体となってその効果を増大させるために必要な事業又は事務その他地域住民の生活及び地域経済の再建に資する事業又は事務に関する事項
- 6 復興計画の期間
- 7 その他復興事業の実施に関し必要な事項

西粟倉村地域防災計画
—令和5年度改定—

発行 令和6年3月
編集 西粟倉村防災会議（西粟倉村防災会議事務局）
西粟倉村役場 総務企画課
〒707-0503 岡山県英田郡西粟倉村影石 33-1
電話 0868-79-2111